

平成28年3月定例会

# 浪江町議会会議録

平成28年3月 8日 開会

平成28年3月18日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成28年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (3月8日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	14
若月芳則君	15
佐々木恵寿君	26
松田孝司君	50
渡邊泰彦君	65
馬場 績君	73
延会について	95
延会の宣告	95

## 第 2 号 (3月9日)

議事日程	97
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	101
開議の宣告	102
議事日程の報告	102
一般質問	102
山本幸一郎君	102
請願・陳情の付託	118

議案第9号から議案第51号一括上程、説明	119
次回日程の報告	167
散会の宣告	167

### 第 3 号 (3月17日)

議事日程	169
出席議員	172
欠席議員	172
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	172
職務のため出席した者の職氏名	173
開議の宣告	174
議事日程の報告	174
議案第9号の質疑、討論、採決	174
議案第10号の質疑、討論、採決	175
議案第11号の質疑、討論、採決	176
議案第12号の質疑、討論、採決	176
議案第13号の質疑、討論、採決	176
議案第14号の質疑、討論、採決	177
議案第15号の質疑、討論、採決	177
議案第16号の質疑、討論、採決	178
議案第17号の質疑、討論、採決	178
議案第18号の質疑、討論、採決	183
議案第19号の質疑、討論、採決	184
議案第20号の質疑、討論、採決	185
議案第21号の質疑、討論、採決	185
議案第22号の質疑、討論、採決	186
議案第23号の質疑、討論、採決	186
議案第24号の質疑、討論、採決	186
議案第25号の質疑、討論、採決	187
議案第26号の質疑、討論、採決	187
議案第27号の質疑、討論、採決	188
議案第28号の質疑、討論、採決	188
議案第29号の質疑、討論、採決	189
議案第30号の質疑、討論、採決	191
議案第31号の質疑、討論、採決	192
議案第32号の質疑、討論、採決	192
議案第33号の質疑、討論、採決	209
議案第34号の質疑、討論、採決	209
議案第35号の質疑、討論、採決	213

議案第36号の質疑、討論、採決	215
議案第37号の質疑、討論、採決	215
議案第38号の質疑、討論、採決	216
議案第39号の質疑、討論、採決	216
議案第40号の質疑、討論、採決	217
延会について	217
延会の宣告	217

#### 第 4 号 (3月18日)

議事日程	219
出席議員	221
欠席議員	221
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	221
職務のため出席した者の職氏名	222
開議の宣告	223
議事日程の報告	223
議案第41号の質疑、討論、採決	223
議案第42号の質疑、討論、採決	258
議案第43号の質疑、討論、採決	259
議案第44号の質疑、討論、採決	260
議案第45号の質疑、討論、採決	262
議案第46号の質疑、討論、採決	262
議案第47号の質疑、討論、採決	263
議案第48号の質疑、討論、採決	263
議案第49号の質疑、討論、採決	267
議案第50号の質疑、討論、採決	267
議案第51号の質疑、討論、採決	268
請願・陳情審査報告	272
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	272
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	273
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	273
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	274
発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	276
発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	276
復興・創生特別委員会委員の選任	278
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	279
町長あいさつ	280

閉会の宣告.....	281
------------	-----

浪江町告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月12日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成28年3月8日（火） 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )



平成 2 8 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 3 月 8 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年が過ぎようとしています。3月定例会に先立ち、地震津波により犠牲になられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

「議会だより」に掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますのでご了承ください。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、平成28年3月浪江町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、泉田重章君、12番、佐藤文子君、13番、紺野榮重君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日から18日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。8日、9日、17日、18日を本会議とし、10日から16日まで委員会等のため休会としたいと存じ

ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。本日ここに、平成28年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ちまして、東日本大震災、そして原子力発電所事故の発生から5年が経過しようとしております。改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、先行きが見えないなか、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

このような中、震災発生から5年目の節目となる3月11日に、町主催による「浪江町東日本大震災5周年追悼式」を、二本松市内で開催することといたしました。重ねて、お亡くなりになられた方々のご冥福と、いまだに消息が明らかになっていない方々が、一日も早くご家族のもとへ帰られることをお祈りするとともに、町民一丸となって震災からの復興に取り組むことへ決意を新たにしているところであります。

さて、本年は町の復旧実現の総仕上げと位置付けており、次のステップである復興創生に繋げる重要な年であると考えております。このため、今期定例会に上程される平成28年度一般会計予算案は、前年度と比較して54.2%増となる212億4000万円で、過去最大規模の超積極型予算を編成し、これまで以上のスピード感を持って、町

の復旧・復興に集中して取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政の執行状況について報告させていただきます。

はじめに、避難指示解除に関する有識者検証委員会について、ご報告いたします。

平成29年3月の帰還開始目標に向け、除染やインフラ復旧、生活環境整備などの進捗状況を客観的に検証・評価し、必要な措置についての提言をいただき、町としての判断材料とするため、昨年9月より避難指示解除に関する有識者検証委員会を設置し、これまで5回にわたる委員会の開催をいただき、国・県など関係機関からの報告や、町民の皆様からのご意見を基に、検証作業が進められております。

今後、提言を今月中に取りまとめていただくこととなっており、それを踏まえて町としても必要な措置をとるとともに、帰還についての考え方や方向性をお示ししたいと考えております。

次に、震災アーカイブ事業について、ご報告いたします。

東北大学や福島県立博物館のご協力をいただきながら、震災がれきとなってしまった、請戸・中浜・両竹・棚塩地区の道路標識や施設看板などの収集を実施しており、震災から5年を機に、現在、福島県立博物館での特別展覧が実施されております。

また、請戸小学校やマリパークなど、津波の被害を受けた施設内にあった備品等の収集・保存事業も進めております。町内の復旧作業が進む中、津波の被害を受けた請戸小学校やマリパークなど、大震災と原子力災害の記憶を残しておくことは、私たちの経験を日本国内はもとより、世界の多くの方々と共有していただくために、貴重な記録になるものと考えております。

今後も、県が進めている震災アーカイブ拠点との連携や、周辺町村との連携を推進し、震災の教訓の伝承に努めてまいりたいと考えております。

次に、復興祈念公園について、ご報告いたします。

現在、基本構想を策定するため、県が有識者会議を開催しております。

私も委員として参加しており、年度内に提言がまとめられる予定となっております。

有識者会議ではこれまで、浪江町の被災状況、町民の皆様の思いなどを訴えてきましたが、この公園も含め、私達の被災経験をいかに伝えていくかが重要であると考えております。

引き続き、そうした私達の思いを訴えながら、県が進めるアーカ

イブ拠点施設の併設なども含め、多くの方々に訪れてもらえる公園となるよう関係機関にしっかりと働きかけてまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設整備事業について、ご報告いたします。

基本計画の策定にあたり、交流・情報発信拠点整備基本計画策定委員会を設置し、これまでに5回の検討委員会が実施されました。現在、今年度末の基本計画策定に向け、取りまとめ作業が行われており、3月28日に開催が予定されている第6回検討委員会において、計画策定に向けた委員会報告がなされる予定となっております。

今後とも当事業の早期実現に向けて、関係機関との協議を積極的に進めてまいります。

次に、復興公営住宅整備についてご報告いたします。

町外の復興公営住宅整備につきましては、2月8日に県の第4期募集の抽選が行われ、316世帯の入居が決定いたしました。1月末の時点で、既に入居決定した世帯と合せて合計1235世帯の入居が決定し、そのうち248世帯で入居が開始されております。

現在、第4期の追加募集等が行われているところでありますが、町といたしましては、広報等で募集案内チラシを配布し周知を図るとともに、町民の皆さんに入居に関する情報を正確に理解していただくよう、県と協力してまいります。

また、現在整備が進められている住宅の進捗状況につきましても、定期的に県から情報提供を受けるとともに、計画どおり整備が進められるよう、引き続き県に要請してまいります。

次に、町内の公営住宅整備についてご報告いたします。

町内公営住宅整備につきましては、幾世橋地区において、取得済み区域における住宅配置設計を進め、土地利用計画を作成いたしました。

計画にあたっては、復興まちづくり計画で示した方針に従い、高齢者や子育て世代へ配慮しつつ、防災等をコンセプトに、従来の整然とした住宅配置とは違い、住宅地内に交流スペースを多く配置することで、入居者のコミュニティ形成を重視した形としております。

今後の建物基本設計等にも、それらの考えを踏まえ、入居する町民の方が住みやすい環境となるよう進めていきたいと考えております。

次に、タブレットを利用したきずな再生強化事業について、ご報告いたします。

タブレット端末の配布申し込みについては、12月末で受付を終了いたしました。これまで6952台のタブレットを町民の皆様に配布し

ております。

また、2月19日には、簡単な操作でテレビ電話やメッセージを送ることが出来る「つながっぺ」というアプリをリリースしました。

さらに3月上旬には「なみえ新聞」改良版が利用できるようになる予定となっており、これまでよりも記事が探しやすい、見やすい紙面となります。

今後も、町民の皆様が新しいアプリを利用し、生活の中でタブレットを一層活用していただけるよう、広報誌への操作マニュアルの同封や、講習会を各地で開催してまいります。

次に、浪江町内での事業活動状況について、ご報告いたします。

3月1日現在の浪江町内での事業者の活動状況については、再開・新規あわせて20事業者24事業所となっております。町といたしましては、今後、町内での再開支援策をまとめ、町内において事業再開を進めやすく、インセンティブのある環境づくりに努めてまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

現在、大平山の南産業団地と北幾世橋地区の北産業団地の整備基本計画の策定を進めております。

また、町が集積を目指す産業である、エネルギー関連や復旧・復興資材生産などの関連企業約3200社に対し、進出意向のアンケートを実施し、現在集計を行っているところであります。意向が確認された企業については、積極的に訪問するなど企業誘致活動を進めてまいります。

次に、町内仮設商業施設整備について、ご報告いたします。

帰還する町民の生活環境整備のために、役場南側駐車場に仮設商業施設の整備を計画しており、2月初旬に浪江町商工会員に入居募集を行い、15日には説明会を行いました。

今後は、希望される事業者の方々と協議しながら、入居事業者の決定、建物の仕様や工程などの具体的な打合せを進めてまいります。

次に、観光、産品振興について、ご報告いたします。

12月に“セデッテかしま”において「なみえフェア」を開催し、また、“東京日本橋ミデッテ”において県主催の「相双まるごとうまいもの展」へ参加いたしました。いずれの会場も多くの来場者でにぎわい、町の現状発信と産品の販売及びPRを実施したところであります。このような、ふるさとを感じることを創出する産品の振興について、引き続き力を入れてまいります。

次に、復興組合の設立について、ご報告いたします。



2月末までに、酒田農事復興組合をはじめ13行政区9組合が設立されたところです。さらには、組合設立のために牛渡・樋渡地区、川添地区においても準備会が進められているところであります。今後も農地の除染が実施される地区においては、町として復興組合の設立を支援してまいります。

次に、浪江産の米販売等について、ご報告いたします。

本年度、酒田地区において販売を目的として栽培されていた米について、12月上旬から「東京大学消費生活協同組合」での店頭販売、「合資会社旭屋」でのインターネット販売等により販売を行い、1カ月程度で完売いたしました。

また、本年度も浪江産米での日本酒作りを実施しており、出来上がった日本酒は、震災から5年が経過するにあたり、浪江町民の避難を受け入れていただいております、全国約500の自治体に御礼と浪江町の産業再生の現状を発信することを目的に発送いたします。

次に、浪江町花卉研究会について、ご報告いたします。

これまでに6回の検討会と早稲田大学や仙台白百合大学等の学生の参加を得て、就農体験や若者との意見交換会を実施いたしました。これらの検討結果を基に3月末までに、農業経営のプラン策定をいたします。

次に、「浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業」についてご報告いたします。

2月24日に開催された第4回浪江町水産業協働委員会において、事業の最終報告を受けており、漁業再開に向けた共同施設計画、新しいスタイルの漁業、放射性物質対策や衛生管理等について提言されております。

今後、施設整備などを含めて、漁業者の皆様と共に、本格漁業再開に向け事業検討を進めてまいります。

次に、賠償支援の取り組みについて、ご報告いたします。

昨年12月から訪問支援希望者へ訪問を開始し、請求書作成等の支援を進めており、2月末現在で27名に延べ56回の訪問を実施いたしました。今後も支援希望者には、町として積極的に支援してまいります。

浪江町ADR集団申立てに関しては、昨年12月にADRセンターの仲介委員から、東京電力に対し強く和解案の受諾を求める「和解案受諾勧告書」が提示されました。

また、年末・年始にかけ県内外7カ所において経過説明会を実施し、多くの町民にご参加をいただきました。参加者からは「和解案の全てを東京電力が受諾するよう交渉継続」を希望するご意見を多

数頂戴いたしました。

これらのことを踏まえ、2月2日には議員各位をはじめ、行政区長、自治会長、経過説明会参加者等の約100名の町民の皆様と共に、国、東京電力等に対する要望・要求活動を実施いたしました。

今後については、ADRセンターの動きを見極め、弁護士と協議のうえ、東京電力が和解を受諾するよう、出来得る限りのことを進めてまいります。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため、防災集団移転促進事業により、移転促進区域内の宅地等の買い取りを進めておりますが、現在まで、契約手続き中を含め、約480件、面積にして約80%の契約となっております。また、議会の議決が必要となる5000㎡以上の契約につきましては、45件の契約となっております。

移転先住宅団地の整備につきましては、幾世橋地区に23戸、請戸地区に42戸を整備する計画であり、現在、両地区とも敷地造成のための実施設計、並びに開発許可に伴う関係機関協議等を行っているところであります。

次に、町内のインフラ復旧状況について、ご報告いたします。

東日本大震災で被災を受けたインフラに係る災害復旧事業は、12月に災害査定を受けております。

内容につきましては、町道は、津波被災地の北瓜羽場下線ほか2路線5カ所について、農業用施設は、藤橋水路について、下水道は、川添・牛渡・樋渡地区について、上水道は、町内一円についての災害査定を受けており、現在は来年度の工事発注に向けた準備を進めております。

また、下水処理施設の浪江浄化センターについては、災害復旧工事が間もなく竣工の予定となっており、平成28年4月からの供用再開の準備を進めております。

次に、医療費無料化の継続について、ご報告いたします。

先般、保険者が行う窓口負担及び保険税の免除について、平成28年度も平成27年度と同様の財政支援策を継続するとした、平成28年度政府予算案が閣議決定されました。

これを受け、浪江町国民健康保険や福島県後期高齢者医療広域連合でも、平成29年2月28日まで医療費の一部負担金免除措置を延長、継続することとし、被保険者の方へは、2月下旬に同日までを有効期限とした「一部負担金等免除証明書」を送付いたしました。

次に、介護保険費用無料化の継続について、ご報告いたします。

介護保険の保険料及び自己負担分の免除についても、平成27年度

と同様の財政支援策を継続するとした、平成28年度政府予算案が閣議決定されました。

これを受けまして、浪江町介護保険の被保険者に現在実施されている、介護サービスの利用者負担の減免措置も、平成28年3月1日から平成29年2月28日まで1年間延長されることになりました。

次に、災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところであり、2月末現在、申出受理件数が468件、うち審査済件数が442件、うち認定件数が383件となっております。

次に、臨時福祉給付金給付事業について、ご報告いたします。

消費税引き上げに伴う臨時的な措置として、町民税が課税されていない方へ臨時福祉給付金を支給しました。今年度は申請書送付世帯数9312件、給付世帯数6107件、受給者1万1890人でありました。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

2月19日に京都市において、10府県に配置しております復興支援員及び支援員サポート団体合同の復興支援員推進会議を開催し、それぞれの地域の活動報告と、今後の支援の取組みについて、情報を共有いたしました。

次に、仮設・借上げ住宅の状況について、ご報告いたします。

2月末現在の仮設住宅の入居状況は、建設戸数2763戸に対して入居戸数が1697戸、入居者数は3051人、入居率は61.4%となっております。

また、県内の借上げ住宅の利用状況につきましては、合計2396戸、入居者が4657人となっております。

次に、借上げ住宅の契約更新については、供与期間が平成23年3月末まで延長になったことに伴い、昨年11月から再契約事務を進めており、2月末現在の全対象物件2396件中、2016件、約84%の契約書等を県へ送付したところであり、今後、未契約分についても、迅速な処理に努めてまいります。

次に、避難指示区域への立ち入りについて、ご報告いたします。

2月末現在、浪江町通行証1万1594件、浪江町臨時通行証4794件、公益立入り通行証3931件を発行しております。

次に、学校教育関連について、ご報告いたします。

12月21日に浪江小と津島小の子供達から「なみえっ子カルタ」の贈呈がありました。「なみえっ子カルタ」は「ふるさと浪江科」の授業を通して、浪江への思いなどをカルタに表わしたもので、子供達の思いがこもったカルタは、素晴らしい出来栄となっております。

す。なお、寄贈された「なみえっ子カルタ」については、各仮設住宅に配布させていただいております。

次に、生涯学習関連について、ご報告いたします。

平成28年浪江町成人式を1月10日に二本松市安達文化ホールで開催しました。避難先で5回目となる今年の成人式には、新成人190名が出席しました。式場の内外では華やいだ雰囲気と久しぶりの再会を喜ぶ笑顔と歓声があふれ、新成人の門出を祝うため保護者をはじめ多くの方々のご臨席をいただきました。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の新規制定案件が6件、一部改正案件が14件、委託に関する変更協定の締結案件が1件、土地の取得案件が2件、平成27年度の補正予算案件が9件、平成28年度の予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告は終わりました。  
町長。

○町長（馬場 有君） ただいまの行政報告の中で16ページの「次に、借上げ住宅の契約更新については、供与期間が「平成23年3月」と申し上げましたが、「平成29年3月末」までということにご訂正お願いしたいと思います。

---

### ◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思わる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願い申し上げます。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

---

◇若 月 芳 則 君

○議長（吉田数博君） 8番、若月芳則君の質問を許可いたします。  
8番。

[8番 若月芳則君登壇]

○8番（若月芳則君） 8番、若月芳則であります。議長の許可を得ましたので3月定例会一般質問をさせていただきます。凶らずも一番目に登壇ということになりまして、非常に不本意とは言いませんが、非常に緊張しておりますので一つよろしくお願ひ申し上げます。

通告のとおり一括質問方式でやらさせていただきます。必要があれば再質問も当然ありますので、その辺も加味して対応をお願ひ申し上げます。

では質問に入ります。この3月11日前後になりますと、新聞紙上等もあたかも毎日のように復旧・復興が円滑に順調に進んでいるように受け取られるような記事でいっぱいになっております。これは町民みんなが感じているところであります。

それが、私なりに考えれば29年3月を解除目標期日とする閣議決定があって、それに沿って環境省、これは過般、議会に示された除染の工程表であります。住居除染については8月末を目途に終了させる。農地については雪や雨が降るから1月、2月頃までの工程であります。できる、できないかは国の官僚は前の日までやりますという言葉でいきますからどうなるかはわかりませんが、こういう資料が配付される前提として、まさに29年3月有りきということで私は進んでいるのかなという思いがあります。29年3月有りきの国の方針は、私の感覚、また現場で除染等に働いている地域の私どもの地域からも働いている人がおりますから、そういう人達の現状を聞くと、非常に無理が生じることになるのではないかというお話も聞いております。当然、目標期日を示すことは必要とは考えますが、現実があると考えます。解除時期については、当初国と自治体と、ここですね。解除時期については議員各位も、当時いらっしゃった方も当然おわかりとは思いますが、国と自治体と住民との協議によって決定されるという文言が入っております。これをどのように今後当町において具現化を図っていくのか。そこが非常に心配であります。

また、最近多くの避難している町民から29年4月からは帰ることになるんでしょうとか、どうしたら良いのかというご意見が多く聞かれることになってまいりました。解除できる状況になることは良いことであります。良いことでありますけれども、まさにそれとは別に、町民広く一抹の不安感を抱いている現実が感じられます。我

々もどこかにあります。いろんなインフラ整備とかは着々と進んで来ております。

しかし、いざ町民が帰町、町に帰る。そこについて何か心のどこかに一抹の不安を抱いている現実があるわけでありまして。

町民にとっては、町民という言い方が失礼かもしれませんが、住民にとって解除になっても帰宅まで住居確保状況、自分の家の状況がどうなっているか自分は分かっているわけです。ネズミ、イノシシ、アライグマ、この前の過般のテレビでもありましたが、まさにその現況が分かっているわけです。それと同時に、インフラ整備とかそういうものがどんどん先行していくのは当たり前であります。それと照らし合わせた時に、町民は何となく一抹の不安を抱いていると。

また一方で、5年間も生活の環境が定着しております。それをまた一からやり直すのか。そういう高齢者、昔とは言いませんが、避難当初から今でも言われておりますが、20歳の方が5年経って25になるのと、75の方が80になるのではその重さが全く違うんだ。そこを議員各位、町執行部も留意して並行的に帰還できる、安心できる方向に努力をいただきたいという声が多くなってきております。

帰町しても放射線量、医療、介護、生活など諸条件に対しての安心・安全が確保できるかが一番の判断材料となっているようです。したがって解除にならないと進められない部分もありますので私も全否定をしません。国の解除とは別に、町としての帰町方針があつてしかるべきと考えます。単に政府が決めた基準に従い、避難解除を受け入れるだけでなく、町独自に住民にとって最も良い時期、タイミング、状況を考え、解除方針、時期を発信することは、これが私は本来の帰町宣言と考えます。帰町宣言というのは、私が作ったとはいませんが、正式な呼称ではないと思いますが、私からすればまさしく帰町宣言というのは解除宣言と同義語だという考えで申し上げます。

そこで町長の国の解除時期、それと町独自の帰町宣言的な期日とかそういうものを決定する、判断することへの所見を伺いたい。そこを質問いたします。

また、残すところ1年となる時期にあたり、今後試験宿泊とか住民との話し合いなどいろんな判断する工程があると考えます。町民の多くは除染が完了、除染後の状況判断に至り、そして解除という手続き論。解除、帰町宣言に至るまでの手順、手続きを知りたがっている。閣議決定して29年3月というのがマスコミ等と言われておりますから、その間に今度町はどういうステップを示して最終的な

判断に至るのかを町民はみんな知りたがっているんです。いわゆるそういう事を想定でも、できるだけ具現化に近い形で私どもに今示してほしい。要するに、町としてこうなったら解除だというステップ、プロセスをこの場でお答えいただきたい。これが第1問の質問であります。いわゆる議会を通じて町全体に発信する。そのの意味合いでご理解をいただきたい。

次に、当初策定された復興計画、2番目の質問になりますが、非常に喉が渇きます。避難生活5年を経過しまして、町民の意向の変化、各事業等の進捗度合い、新たに計画されなければならないもの、計画以降の動きで抜けている項目。例えば、交流・情報発信拠点なんか等についてもその部分なんかに入るかと思えます。

また、既存中心市街地の再生議論の、これは権現堂地区を中心とした市街地の再生、これは委員会の議論の中でも具体化ができなかったというのは、具体的な議論まで至らなかったという指摘もございます。そういうことも含めて解除あと1年となる時期に、さらにそれらに関する議論を進める必要がある新たな部分など、必要に応じて内容の修正、追加など、当時混乱の最中での委員会でありましたから非常にその背景には無理があったと考えます。したがって、新たな知見、現況に沿った内容に改善する時期ではないかということでもあります。

また、私は先行する町村の友達、そういう行政に携わっていた人達もおりますから、多少小耳には挟んでおりますが、やはり財務省、国、徐々に復興計画案にきちっと記載していないと、計画案に載っていないでしょうということから始まる背景が非常にあると、それが基本的には交付金にまで絡んでくるという部分もあります。担当職員がそういう部署で苦労することにもなりかねませんので、やはり、もとの町の総合計画なども5年で見直しという場面がありました。私も委員やったときありますからわかりますが、5年で10年で5年で見直すという時期がありました。全般の集中復興期間5年を終了し、後半の32年度まで復興創生期間に入る時期であります。したがって、まさに今の言葉で言えば、今でしょう。見直すなら今でしょう。また、最近の新聞報道によりますと、山林除染とか帰還困難区域に対する検討も政府与党からも提言がなされております。そういう背景も踏まえて、町の復興計画をやはりここで見直して進む時期ではないかと。その考えがあるかどうかという質問であります。

3番目、これは時間との絡みもみながら質問続けさせていただきますが、帰町後の緊急医療に対する対応力整備について、町長の考え、認識について質したいと思えます。

旧浪江高の体育館、浪江町役場脇の体育館を解体し、町診療所を開設する。医師、看護師さん等の確保も見通しが立ったとのお話を伺っております。関係者のご労苦はまさに大変だったと思います。敬意を表するところであります。

私が言うのは、一次的な治療は診療というところで確保されたと考えます。しかし、必ず緊急を要する場面は出てまいります。過日、まさにその必要性を強く感じさせられた場面に遭遇いたしました。私の知り合いであります、いわき市に避難した若い夫婦の子供1年7カ月の女の子です。本当にかわいい盛りであります。非常に体調が急変して、いわきの共立病院、こういうところで固有名詞を使うのはいかがとは思いますが、色々当直医しかそういう対応でドクターヘリを要請するという場面になりました。ところが、あの頃雪が降っていたそうです。ドクターヘリも飛ばないと。したがって救急車で高速道路を使って福島医大との連携でやられたわけですが、三春インターの付近で基本的に息を引き取られたそうです。当然、検死ということで福島医大で最終的に色々検査なり、原因とか色々あったようではありますが、いずれにしてもそういうことがあって、通夜、お葬式、私も出席しましたが、若い夫婦でございますので、友人、知人も皆同年代が多いんです。いっぱいでしたが、まさに号泣です。通夜もお葬式も涙です。私は、その中でちっぽけな私も15人の町会議員の末席を汚している一人ですが、その時やはり政治、政治だと、それを非常に強く感じました。たかが、町会議員これ言い方が妥当かどうかわかりませんが、たかが町会議員でも、やっぱりそういう部分を努力を積み上げていかななくてはいけないなど。まさに政治を感じました。こんな涙を若い人達に流させてはいけないんだと、それは切に感じてまいりました。

確かに、どこで亡くなる、これは運命だと言えばそれまでです。しかし若い世代が本当に小さい子供の緊急性、急変に対してどう対応するのか。ああいう場面を見ると、その努力はやはりやっていたかなければいけないというのを常に、痛切に感じております。だから114号線も命の道だと。だから福島医大まで行く緊急道路なんだということで私どもも要請活動を行っております。しかし、緊急を要する場面はいつ発生するか分からないんです。

質問であります。それらの対応で、必ずや、必ずと言います。ドクターヘリに頼る場面が来ます。時間との闘いなんです。したがって、私は白河の厚生病院の脇に仮設借り上げておりますが、私の上をドクターヘリが毎日1回ぐらいは必ず来るんです。救急車は1日に7台も8台も来ます。やはりそこに今までは駐車場を簡易的にや



っておりましたが、本格的なヘリポートを整備しました。現在聞くところによると、原町、南相馬市でもある病院の所で常設と言いますか、完備されたヘリポートを今建設中と聞いております。いわゆる診療体制、これはこれで非常に大事でありますから、まさに関係者の努力、敬意を表するところではありますが、その診療体制とリンクした位置付けにヘリポートを設置する考えはありませんか。またそれを目指す努力を考えられませんかというのが質問であります。

また合わせて、これは表裏一体であります。ヘリコプターが飛ばないときもあります。従いまして、浪江町内とは言いません。いわゆる南相馬市など適度の距離間という言葉を使いますが、そういう場所に緊急医療、高度医療に対応できる、できれば国立の診療所。私の娘は高崎にありますが、そこは国立の診療所があります。2カ月ぐらいの小さな子供が発熱をする。3カ月ぐらい免疫があるのですが、そういう難しいときには、ほとんどそこで対応します。そういうのを見ると、確かに町の大きさとか色々ありますが、まさにそういう施設が私は命を守る政治の力だという感じをしました。今すぐどうのこうのできるかどうかというのは中々難しいと思いますが、それらに向かって進んでいく町執行の姿勢、努力があるのかどうか。勿論あるとは思いますが、それについて伺うというのが今の質問であります。

最後に、町内に高齢者介護施設整備の考えはということで、町の考え方を質します。

現在、私は農家ですが、立野下、酒田、率先して農地除染が終わって引き渡しを受けて、農地保全事業を今進めております。私も言い出しっぺのようでもありますので率先して参画しておりますが、みんな人足作業も一回やりました。地権者の半分ぐらいが参加して非常に良い汗を、人足作業ですからそんな汗だらだらのはどは作業としてはやりませんが、でも集まった人達はみんな良い汗かいたと。やはりあの土地だから、先祖伝来の田んぼだからこのぐらいのことはしなくてはというお話で、非常に好感をいただきました。28年度については2回ぐらい人足作業も取り組んで行こうというこの前の会議でお話がありました。

現在のところ、酒田、立野下についても保全作業が行われているところはきれいに管理なされております。今後、先程もありましたが、各地区ともに結成されて当分は管理が保持できると考えます。ただ、この質問はこのことではなくて、その農地保全作業に参画している年代は、ほとんど団塊の世代であります。その団塊の世代は先祖伝来の田畑を投げられないし、ちゃんと守らなくてはならな

いという意識が非常に強いんです。お墓もありますし、家を解体して建て直す、それは色々あります。けども、先祖伝来の農地、里山も含めてであります。守っていかなくてはならないという意識が非常に強いんです。したがって、行ったり、来たりしても守るという意思が非常に強くあります。これは農業者だけでなく、商工業者でも団塊の世代はそういう意識が非常に強いと思います。

しかし、落ち着いて考えると団塊の世代は、ほとんどおそらく90%くらい親、親父さん、言葉の表現としてどう言ったら良いか、我々からすれば親父、おふくろであります。爺ちゃん、婆ちゃん、みんな今ほとんど団塊の世代は親と同居なりお世話をしています。そのほとんどが避難先の介護施設、デイサービス、ショートステイいろんな施設にお世話になっている。先祖伝来の農地とか色々町を守らなくてはならないという意識が強い人達が、親だけ避難先に預けて自分達が帰るなんていうことは想定できないんです。

したがって、今の時期はインフラ整備そういうのが最優先でやっていく。これは常道であります。しかし次にそういう町を思う、故郷を思う、そういう人達が親の面倒を見ているわけですから、そういう部分が町で、そういうものがないと親だけ避難先において私も帰りますとか、そんな発想にはならないわけであります。

従いまして、これは農業者以外でも全くそういう問題については共有化しているところがあると思います。これらの対応策を今突然一般質問でできるのか、できないのか、いつやるのかという話まではできません。しかし、そういうものを踏まえて町は進むという強い意思は議会を通じて私は町民に広くご紹介をいただきたい。こういうことの意味合いも込めて質問といたします。

いずれ、高齢者介護施設等の整備の考え方というのは、いずれみんなが渡る道です。したがって、私は、インフラ整備とか第一義的な部分、これは当然であります。ただ、最近の報道とか何かをみると、高速道路が繋がったからもう良いだろうとか。これはこれで大事なんだろうと間違いなく。何か新聞報道を見ると何かどどん復興が進んで、形としては見えてくるのですが、基本的に町民のそういう部分の一抹の不安、そこがそういうものに繋がってきているものと私は思っております。この辺について町長、執行者の皆さん方の考え方を聞くということで質問とさせていただきます。

なお、議会を通じて町民に広く発信するという意味合いから言えば、こんなことは分かっているだろうではなくて、一般町民がこのやり取りを聞いたときに分かり易く、そういう言葉づかいで答弁を、補助者の皆さん方も努力をいただきたい。このことを合わせて申し

上げて質問といたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 8番議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、大きな1番目についてお答えしたいと存じます。

町では、これまで発災から6年となる平成29年3月を避難指示解除の目標として除染、インフラ復旧、生活環境の整備などに取り組んでまいりました。現在、それらの進捗状況を客観的に確認をして町としての判断材料とするために、行政報告で申し上げました、有識者による検証作業を現在進めているところであります。この検証の結果を基にして、避難指示解除に向けた工程、あるいは取り組むべき課題を町として整理して、そして整理したものについて町民の皆さんと今後意見交換をしてまいり、それを終えて国との協議を進めていくという手順になってまいります。

なお、このようなスケジュールを考えて、議員お質しの準備宿泊も視野に入ってくると思っております。また、議員お質しの避難指示の解除と、帰町宣言の関係につきましてであります。現在先行する町では、避難指示解除後に、より多くの町民に帰町してもらうための帰町期を設定している場合もございます。そうした例も参考にしながら、私どものこの避難指示解除と帰町宣言の関係については位置付けをしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、これから解除に向けて、29年3月というのは目標でありますので、全ての解除要件の三要件、この要件を全て満たされるようにすることが、まず大前提であると思っております。そういうことでご理解を賜りたいと存じます。

なお、以下の質問については担当課長が答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、大きい2番目の町復興計画、浪江町復興町づくり計画等の見直しの考えはというご質問にお答えいたします。

浪江町復興計画第一次につきましては平成24年10月、復興まちづくり計画においては平成26年3月にそれぞれ策定し、特に第一次復興計画につきましては、発災から10年、平成33年3月までの長期にわたる取り組みを約100名の委員の皆様と共に策定してきた計画となっております。

ただ、議員ご指摘のとおり、策定した当時とは復興に向けての前提条件が変化しておりまして、復興に係る進行状況や制度面での変更等を加味しながら補正、見直しを進めなければならないと考えて

おります。

そのため、第一次復興計画の理念や基本方針を踏襲しつつも、平成28年度において第二次復興計画の策定を進める予定としており、後ほどご提案させていただきます平成28年度予算案にもその費用を計上させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、3番目の帰町後の緊急医療に対する対応整備は。初めに、完全整備されたヘリポートを整備する考えはについてお答えいたします。ドクターヘリの離発着場所といたしましては、震災後はふれあいセンター南側駐車場を指定しております。加えて次年度以降はスポーツセンターの駐車場の活用も考えております。震災後の5年間、浪江町内でのドクターヘリの実績が7件ございましたが、トラブル等の発生はございませんでしたことからヘリポートにつきましては、既存施設の活用を考えています。

次に、距離間のある地域に国立の高度緊急に即応できる医療施設の誘致の考えはとのご質問でございますが、県では避難指示解除を見据え、早ければ平成29年度にも双葉郡内に二次救急医療の拠点を整備する。また福島医大においては、28年度に全国から専門医等を公募し、双葉地域救急医療支援センターを設置するなど県と福島医大が連携して地域の救急医療を下支えすることで、住民の帰還を後押しすると明らかにしたところでございます。

現在、県の地域医療課が主体となって、双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会の中で、双葉郡内に整備する二次救急医療拠点の規模や機能などの具体的な検討に入ったところでございます。

町といたしましては、医療の充実が復興に必要なものであり、双葉郡の医療体制を充実させることで住民の不安の払拭に繋がることから、国、県に対し救急医療の早急な整備と医療関係者の確保について再三にわたり要望しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 町内に高齢者の介護施設整備の考えはというご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、帰還する方は団塊の世代と言われる高齢者が多くなることは想定されております。その世代の方が実際に親の介護で苦勞されているという事実があることも承知いたしております。その意味で安心して暮らせるまちづくりとしては、様々な介護のサービス体制が不可欠であります。デイサービスは、町で運営主

体となるサポートセンター的なものとして設置し、事業内容は法人へ委託する方法で調整しております。施設は既存の施設を利用する予定であります。訪問介護事業も浪江町にとっては必要な事業であり、現在、町社会福祉協議会と実施に向けて協議を継続いたしております。ただ、帰還初期に最大限、人員の確保に努力いたしますが、万一の場合も考慮して、南相馬市の社協や介護事業者からのサービスを要請することも視野に入れて検討いたしております。

特別養護老人ホームやショートステイにつきましては、今のところ浪江で再開する事業者はないことから、いわき市にできますオンフル双葉や近隣の市町村、特に南相馬市などの相馬地方にある施設に依頼することも必要になると考えます。ただ、相馬地方におきましても、介護福祉分野の人材確保については困難な状況は続いております。国や県にも人材関係で対策を講じていただいております。しかし、今後復興して実現する浪江町をはじめとする被災地域は、かなり進んだ高齢社会が出来上がることが予想されるわけでありますから、近隣市町村でどれだけの方が介護で働いていただけるかが鍵となります。さらに国や県にも協力を仰いで人員の確保に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 8番、若月君。

○8番（若月芳則君） 皆さん方の答えられる範疇で答えておられるのかなと考えております。

町長の言う、この帰還に対する私もう一度申し上げます。国の解除方針を出てからと言いますか、閣議決定しているわけですからある意味示されているわけであり、したがって当然それにうちの町の町民の総意として、こういう考え方でステップ、場面をふんでやりますよという強いやはり輪郭は持っていないと、私はこのまま町の閣議決定の意向のもとに、全体像が押し流されていくという感じがしております。従いまして、執行者のこれは町長はやはり最高責任者ですから、非常につらい立場、これから一年、多くの異論が出てまいりますから想定されます。非常につらい立場で判断せざるを得ないかと思えます。

だけれども、広く町民の意向、私はいろんな調査とかありますが、パブリックコメントを最初にやって町民の意向、不安感がどこにあるのか、そこを的確につかむ作業を第一ステップとして、閣議決定で29年3月というのが先行しているわけでありますから、やはりパブリックコメントでどう考えているのだと。みんなそれぞれの100人いれば100通りの避難の経過もあります、今5年後を迎えて100人いれば100人のそれぞれ家庭の持っている課題とか色々問題ある

わけでありますから、そういう部分を一つ重視して町長として最終判断をいただきたい。そこを答えられる部分があれば補足回答をいただければと思っております。

次に、復興計画についてはまさにそのとおりでありまして、私の考えている方向で、要するに前一度一般質問か何かであれをバイブル化に考えて職員が仕事をする。そこにちょっと違和感を感じたんですが、色々聞いていきますと、職員の立場からすればあれをバイブル化として仕事をしていかない限り、これまたおかしいことになると。それも理解、徐々に私も分かってまいりました。したがって、そこにやはり状況とか意向とか、国の方針の変更とか、色々状況変わりますから、そこはやはり柔軟性と言いますか、時期的なものとかタイミングを逸することなくやはり進めていってほしい。三次ぐらいまでやっているようであります。それで帰町宣言に繋がっているというところもありますので、そこは回答としてはよしといたします。

次に、ヘリポートの話です。これ、くい下がりますが、今までやって7回あって問題なかったから。だったら原発同じことを言っているんですよ。原発だって今まで大丈夫だったからといってこうなったんですよ。我々2万1000人、誰好き好んでこんな生活していると思っておりますか。したがって私は万全を期してほしい。何かメニューがないのか。まさに復興期間に国に物が言えるのは、あと5年ですよ。それをある意味チャンスと捉まえれば、やはりやれるものは今の時期にやっておこう、そういう積極的な姿勢がなくて、私はどういう部署がどういう検討をしたのかわかりませんが、今までやってあっちの駐車場、こっちの駐車場それで問題なかった。でも、必ず診療所の近くに診療行為としてどうしようもないと。やっぱりこれは福島医大だと、時間との闘いが出てくるんです。そういうことまで過程として考えて回答を私は寄せてほしい。

安易にヘリポート、何かドローンのヘリコプターを若月が買って欲しいような話しているのかぐらいの感覚で検討されたら、命がかかるんです。114号線だって我々土木道路課長とかみんなに言って、福島医大に繋がる命の道路だよってお願いしているんですよ。その道路整備だって間に合わないときは、私が言うのはきついかもしれない。1歳7カ月の女の子、かわいい盛りで亡くした両親の気持ち考えてください。それは運命だと言えればそれまでです。しかし、ベストを尽くすための努力をやはり関係省庁と協議して、今ですよ、今。今言わなかったら国だって見向きもしなくなるかもしれない。これ語弊あるかもしれないけれども、言葉です。だから最大限の検

討をしてほしいんです。これについてちょっと強く申し上げておきます。

最後の4番目は、まさに農業者だけではありませんが、皆さんの中でもそうだろうと思いますし、町長にしたって言い方失礼かもしれませんが、みんな親を抱えている団塊の世代。したがって、そういう部分については、やはり何回も繰り返すようですが、あと5年間の復興期間といえますか、こういうものの中で私達の主張を強く言っていく時期だと思えます。その辺、私の考え方強く言いすぎたかもしれませんが、踏まえて回答をいただきたい。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

先程答弁いたしましたように、解除の三要件これを完全履行していただくということで、それを客観的に見て判断してまいります。そのためには、町民の意向というのが大切でありますので、町民の方々のご意見も十分反映できるような形に判断をしてまいりたいと考えています。

8番議員が申されますように、パブリックコメント、町民の意向を大切にしながら今後進めてまいりたいと考えております。

それから、最後のドクターヘリの関係ですが、これはちょっと担当課長が舌足らずのところがあったと思えます。やはり私も双葉郡、そしてこの浪江町、まず最初に帰還できる方々というのは高齢者の方々が非常に多いと思えます。そういうことですから、医療の整備、それから介護福祉の機関、そういうものをやはり配置していかななくてはいけない。そのための一つの医療の一環としてドクターヘリも有効に活用できます。私も県議の時代、今、議員がお質しのとおり、原発を抱えていて万が一の場合、何かあったときにドクターヘリを飛ばせるような、あるいはドクターヘリを動かせるようなものが必要だということを提言したこともございます。そういう意味でドクターヘリは、必ず必要不可欠なものになってくると思えますので、双葉郡の町村会の中で論議をしたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 8番、若月君。

○8番（若月芳則君） それぞれ町長に対して質問をお願いして質問をしているわけですから、あくまで課長さん方は補助者でありますから、町長以上の話できないということだとすればそれはそれで理解をいたします。

ただ、これで私も質問は終わりますけれども、あの時、若月議員が言ったことがなど、原発事故だってしかりです。そうでしょう。

こんなことあり得ないと、みんな言っていたでしょう。安全・安心。だけどころなっているわけですよ。2万1000人、北海道から沖縄までみんな避難して、いろんな思いがある。うちの家内でなくても、私達は好きでこんなこと、生活をしているんじゃないんだよというところになってくるわけです。したがって、私はヘリポートとか高度医療施設、今この5年間の中で私どもが主張して国に求めていく、その時期はこの5年しか私は中々ないし、またそのあとになればもっと難しくなってくるはずであります。したがって、そこを一つ事務方とは言いませんが、執行者側はやはり留意して今後検討を進められて町政執行にあたっていただきたい。

これを申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、8番、若月芳則君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで10時30分まで休憩といたします。  
(午前10時17分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時30分)

---

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木恵寿君の質問を許可いたします。  
9番、佐々木恵寿君。

[9番 佐々木恵寿君登壇]

○9番（佐々木恵寿君） 9番、佐々木恵寿でございます。

ふるさと浪江の復活、そして飛躍に対する私の思いを込めながら、通告に従いまして一括質問により一般質問を行わせていただきます。

さて、東日本大震災から5年。これまで様々な困難な問題に直面するたびに町執行部と議会とが切磋琢磨し、一つひとつ真剣に向き合ってきたと思っております。

今、全国的には、記憶の風化が進んでいるとも言われておりますが、浪江町外で暮らす私達や事故の被災者にとっては日々の現実であり「風化」などありえないことであります。

また、東日本大震災や原子力発電所事故からの復旧・復興の途中である浪江町が、地方創生という舞台で他の自治体と競争していくためには、いわば心の復興を果たすための誇りを取り戻すことが何



よりも重要かと思うわけであります。

そこで、改めて思うことは、この原子力災害によって町民の心の中にある浪江町あるいは福島県に対する誇りを傷つけられたショックの大きさではないかと感じております。

しかしながら、全国では福島と言えば放射能と言われることも少なくありません。私は、浪江町が真に復興するためには、町民が心から浪江町民であることの誇りを確認し、胸を張ってどこに行っても浪江町民であると、あるいは福島県民であるということを堂々と言えることが必要ではないかと思うわけであります。

早ければ約一年後、浪江町で生活を始める町民の皆様がいるということを踏まえ、真の復興を果たすためには浪江町の誇りを取り戻していくことが必要と思いますが、町長の思いや復興を果たすための気構えについて、この5年という節目に当たりお尋ねするものであります。

次に、平成28年度当初予算編成方針についてご質問申し上げます。

政府は、被災地に政府予算を重点配分する集中復興期間が3月で終わり、県内は5年間の「復興・創生期間」に入るとしております。

国が財政負担する市町村除染が28年度内に完了する予定としております。また、政府は29年3月までに居住制限区域と避難解除準備区域の避難指示を解除する方針としており、社会基盤整備など住民の帰還に向けた動きが活発化するとみられます。

そして政府は福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、『復興・創生期間』後も継続して国が前面に立って取り組むとする復興基本方針を閣議決定する旨の報道もあります。

このような動きに対し、町長はどのような対応で臨むのか、これからの復興・再生と地方創生の実現に向けて、政府方針を睨みながら浪江町は平成28年度当初予算をどのような考えの下に編成してきたのかお尋ねしたいと思います。

先程、町長の方針の報告にもありました。28年度予算は212.4億円、浪江町過去最大の規模となっております。震災前の約3倍、前年度の約5割増、非常に大きな予算となりました。この予算に含めて、この予算をどう編成したのかお聞きしたいと思います。

次に、除染についてご質問申し上げます。現在進められている除染の進捗状況について。除染につきましては、先般の全員協議会において「その4除染等工事における除染工程」により、それぞれの行政区ごとの完了見込みの暫定版を提示いただきました。

ここで改めての質問になりますが、宅地除染完了が概ね本年8月としておりますが、あと5カ月程度で本当に終了するのでしょうか。

私ども素人の感覚で申し訳ございませんが、いくら作業員を増員したとしても、かなり厳しいものがあると感じますがどのように考えているのかお尋ねいたします。

そして次、除染後の線量についてご質問申し上げます。

フォローアップ除染や再除染を行うとしておりますけれども、1年後の避難区域解除の判断において、十分な線量低下が見込めない場所が生じた場合は、どう対応するのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、森林除染の取り組みについて質問いたします。

森林の放射性物質対策については、住民の帰還に向けた環境を整備するため、森林の放射性物質対策をどのように取り組んでいくのか、町の考えをお尋ねいたします。

次に、イノベーション・コースト構想についてご質問申し上げます。

政府は、浜通り地域の復興に向けた地域戦略を展開していくためのイノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域の産業基盤の再構築や雇用の確保、長期的な廃炉作業に関わるロボット技術の確立など、福島県復興の姿を全世界に発信するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を目標に進めるべき中核的な復興施策であるとしております。

そのため、イノベーション・コースト構想関連事業を復興事業として位置付け、必要な財源を十分に確保しながら、関係省庁が一体となって必要な施策を総合的に展開していく必要があるものと思っております。ついては、町長は、国において、必要な措置を講ずるよう強く要望されることをまず求めたいと思っております。

一つ目として、「ロボットテストフィールド・研究開発拠点等整備事業」や「福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金」、「福島県水産試験研究拠点整備事業」等を復興事業として位置付け、施策展開を図ること。

二つ目として、浜通り地域の企業がイノベーション・コースト構想に基づいてロボット産業に参入できるよう、確実な財政措置をすること。

三つ目に、浜通り地域におけるロボットの研究開発を推進するに当たっては、国家戦略特区の設定により航空法、電波法等の各種規制緩和を行うなど、あらゆる手段を講じて円滑に進められるようにすること。であります。

去る1月25日、高木陽介経済産業大臣と鈴木正晃福島県副知事は「ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設の整備・

運営に関する協定の締結について」ということで協定締結を行いました。イノベーション・コースト構想の推進の核として、求められる役割を十分に果たし、浜通り地域へのロボット関連企業の集積と雇用の創出を実現するため協定締結をされたのであります。

さて、浪江町棚塩には東北電力が所有する浪江・小高原発予定地であった広大な土地があります。私は、あの土地の広さは、特に「ロボットテストフィールド」には最適であると考えます。

そこで、町長に特段の政治力を発揮していただきたいと思うのは、これらの事業を浪江町に誘致することです。浪江・小高原発予定地であったあの土地で、イノベーション・コースト構想の推進をしていただきたいと思うわけです。町長はいわゆるイノベーション・コースト構想に関係する最先端事業への取り組みについてどう考えているのかお尋ねいたします。

次に、原子力損害賠償の完全実施について質問いたします。

昨年6月に閣議決定された「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」においては、除染の十分な実施、インフラや生活に密着したサービスの復旧、事業・生業の再建等を可能とする集中的な自立支援策の展開を前提とし、避難指示解除準備区域等の精神的損害の追加賠償や商工業等に係る営業損害賠償についての考え方が示され、その後、東京電力において請求手続が開始され現在に至っている状況であります。

復興・再生のためには、原子力損害賠償の完全実施が最重要課題であり、被害の実態に即した十分な賠償が最後まで確実に行われることが極めて重要であるの言うまでもありません。

国は、被害者に寄り添ったきめ細かな対応が確実に実施され、被害者の生活や事業の再建、早期再建に向けた支援が着実に進められるよう、東京電力に対する指導・監視をより一層強化すべきであると思います。

一つ目として、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえて、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行わせること。

二つ目として、27年3月以降の避難指示区域内における商工業等に係る営業損害の一括賠償については、既に請求手続が開始されたところですが、いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圏の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても意を持って対応させること。

三つ目として「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解決仲介実例を、被害の状況が類似している地域等において同様に適用

し、全ての被害者への公平な賠償を直接請求により迅速かつ確実に  
行わせること。

これらのことについては、これまでも取り組んできたと思いますが、  
ここで改めて基本に立ち返り、町が国に対し、東京電力に対する  
指導・監視に当たるよう強く要望することを求めたいと思いたす  
がどう考えているかお尋ねしたいと思いたす。

次に、ADR集団申立てについてご質問申し上げます。

浪江町ADR集団申立ては、浪江町の人口の75%に達する申し立  
て人の数、約1万5000人。その規模の大きさと、普通、弁護士が務  
める代理人を馬場有町長が務めているということなどが、東電やマ  
スコミ、他地域の被災者にも衝撃を与え、原発賠償の象徴的なもの  
として多くの関心が寄せられております。

これまでの申し立ての取り組みにつきましては、町も議会も周知  
のこととしまして、ここでは省きます。

今、ここでの質問の趣旨は、「では、今後どう取り組んでいくの  
ですか。」ということの一言に尽きるものであります。

町のホームページなどでは「弁護団と協議のうえ対応を検討して  
参ります」としており、町長のコメントは「いまさらコメントはあ  
りません」であります。集団申立てに参加している方のアンケート  
結果は、当事者であるため当然ながら申し立てを続けていくべきと  
いう意見が圧倒的に多い結果が出ています。

弁護団の方針が出るまでは具体的な方針を示すことができないと  
いうことと捉えておりまが、今後の方針についてお尋ねいたします。

一方、集団申立てについては、ここまで来ると批判的な意見も強  
くなってきております。申し立てに参加していない町民が約25%程  
度存在していることを考え併せると、これまでの支出した経費につ  
いて整合性が取れないという趣旨であります。これまでの経費はい  
くら支出してきたか、年度ごとにお聞かせください。そして、その  
経費は、申し立て不参加者に対してどのような説明をしていくのか  
お尋ねいたします。

また、「現実に見込みのないことに未来永劫申し立てを続けてい  
くというような雰囲気についていけない」という意見もございます。

さらには「申し立ては、損害賠償請求の枠を超えて、政治運動化  
しているのではないか。行政のあるべき姿として本当にこれで良い  
のか」という批判も聞こえてきます。町長はこのような声にどう応  
えていくのかお尋ねをしたいと思います。

次に、安全・安心な医療体制の構築について質問いたします。

原子力災害に起因する様々な問題と長期間にわたり向き合ってい

くためには、県民が常に健康的で明るい生活を送ることができる環境づくりが絶対条件であり、そのための質の高い医療を提供できる体制の構築が最優先課題であります。

しかしながら、震災後に県内外に避難した医師や看護師等の医療専門職が戻ることの難しさが現実として存在し、また、新しい従事者の確保についても、効率的な対策を打ち出せないなど、被災地の浪江町の医療体制は危機的状況にあると捉えております。また、避難生活の長期化に伴い、浪江町における要介護認定率が全国平均を上回っており、今後更に介護サービスの需要が増加することも懸念されていることから、町民に安全・安心な医療を提供していくためには、医療専門職の十分な確保を始めとした様々な取組みも必要になります。

町は安全・安心な医療体制を構築するため、避難先における津島診療所の設置や浪江診療所についてどのような方針で臨んでいるのか、また課題や問題点についてお尋ねいたします。

また、今後、避難指示解除後、浪江町に帰町される方々を想定すると、更なる高齢化の進行やリハビリテーション需要の増加が望まれることと思います。町内において十分なデイサービスやホームヘルパーの介護サービスなどが行えるようにしなければなりません。具体的な計画と実施見込みについてお尋ねいたします。

次に、福島相双復興官民合同チームによる支援体制の強化について質問いたします。福島相双復興官民合同チームを通じ、中小企業や小規模事業者をどのように支援していくのか、町長の考えをお尋ねたいと思います。

被災された中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、多くの事業者が事業再建の苦境に立たされております。

そのような中、避難指示等の対象である12市町村の事業者に対しては、昨年8月から活動を開始した福島相双復興官民合同チームにおいて、事業者を個別訪問し生の声を集めているところであります。復興を加速化させるため、事業者のそれぞれの実情にきめ細かく対応し、事業者が必要な時に迅速に対応できるような利便性の高い制度の創設や事業者への支援体制の強化が必要であると思います。

一つ目として、専門家による事業再開や生活再建等の訪問・相談支援を強化するとともに、被災地での賃金高騰や人材不足を解消するため、人材の確保も対象とする雇用支援を実施すること。

二つ目として、被災地の厳しい事業環境の中で、事業再開や新規開業等を行う事業者に対する強力な初期投資や事業者の帰還へ向けた需要の創出、多くの住民が帰還し、事業者が、容易に事業再開が

できるような環境整備等を確実に実施すること。

三つ目は、事業再開に至らない事業者等への新たな生きがいや、やりがいの創出支援を実施するとともに、事業者が必要な時に迅速に対応できる利便性の高い制度にすること。

四つ目として、事業者訪問で得られた数多くの事業者の声を重く受け止め、聞き取った意見を確実に精査し、事業者のそれぞれの事情に沿った今後の支援体制の拡充につなげていくことが必要であると思います。

福島相双復興官民合同チームと町の関係性や、町としてどういう立ち位置で取り組んでいくのか、被災事業者の生の声や要望などをどう吸収していくのか、お尋ねいたします。

次に、復興に向けた企業立地補助金や雇用支援事業等の充実について質問いたします。

県内全体では、これまで企業立地補助金制度を推進してきたことにより、震災前の企業立地水準を確保し、約7000人の雇用創出が見込まれていますが、浜通り地域等では、避難指示解除や除染の遅れ、風評被害に対する不安定感などから企業、従業員の帰還や企業立地が大きく遅れている現状があると思います。

今後、浪江町の避難区域の産業復興を加速させるために、失われた産業基盤を再構築し、イノベーション・コースト構想を推進していくことが極めて重要であると思います。

そこで、新たに平成28年度に導入されるであろう「自立・帰還支援企業立地補助金」と「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」について、その概要についてお尋ねいたします。

また、これらの事業について、被災地たる浪江町の実情に即した制度になっているのか、十分な予算措置が確実なものになっているのかお尋ねいたします。

次に、避難指示解除についてご質問いたします。

国から示された避難指示解除見込み時期は、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」において発災から6年としております。今後、直面してくる課題は「住民の帰還」であります。

避難指示の解除につきましては、平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定の「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」において、年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域について、日常生活に必須なインフラが概ね復旧、生活関連サービスが概ね復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗している。次に、県、市町村、住民の皆様との十

分な協議を踏まえ、解除することとされております。

もうちょっと具体的に表現しますと、避難指示の「解除」は、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラ、医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえて決めていくこととしているわけであります。

町にとってみれば、避難指示が出ているために復興の緒に就くこともできず、また避難が長引けば長引くほど避難先で生活基盤を固めている人が増え、帰還する住民が躊躇することになり、自治体にとっては死活問題にもなります。

他方、「早すぎる帰還」への強い懸念もあります。避難指示を解除する場合の放射線量の基準としては年間20mSvという数字しか存在しないため、避難の基準を条件にするのは理不尽さを感じるものであります。さらに問題なのは、避難指示解除が賠償や様々な支援の打ち切りに結び付くということであります。このことについて、どう考えているのか所見をお尋ねいたします。

また、避難指示を解除する前においても、一定の要件を満たせば、ふるさとでの生活を円滑に再開する準備をするための準備宿泊を実施することを可能としていますが、どう考えているのかお尋ねいたします。

政府の避難指示解除目標が来春を目標としておりますが、現況の復旧状況に照らし合わせ、解除時期が果たして計画どおりに進むのかと、疑問に思うところでもありますが、現時点で町長はどう考えているのかお尋ねをいたします。

そして、これら解除三要件について、町長はどのような所見をお持ちかお尋ねいたします。

次に、避難指示解除を見据えた消防団活動について質問いたします。

震災等の災害対応や地域の防災で活躍している消防団であります。全国的に団員の確保に苦慮しております。ご多分に漏れず、我が町も例外ではないところでしたが、原発事故により、それらをはるかに超える難問になっている状況であります。それは消防団を構成している中心的団員は30歳台と、まさに子育て真っ最中であることや働き盛りの世代という状況下による避難先での定住化が進んでいるからであります。

このような環境にありながらも防犯パトロールなどそれぞれの避難先から駆けつけ活動を展開しているわけであり、多方面からの期

待の声も多く、悩みを抱えながらも奮闘している状況下にあります。

そこで、町として消防団組織についての考え、分団の統廃合等の組織改編をどう考えているか等について団員の確保対策等についても町長の考え方をお尋ねいたします。

また、今後、浪江町地域防災計画の改定を進めていることとしておりますが、本計画と浪江町消防団との関係性は非常に密接なものであるため、団員不足が顕著であることの懸念や現実的な問題として、どう機能させていくのか甚だ問題が大きいものと感じます。この問題についてどう考えているのかお尋ねいたします。

また、浪江町地域防災計画の改定の大筋についてどう変えていくのかお尋ねいたします。

次に、避難指示解除後を見据えた被災者の自立支援施策について質問いたします。

浪江町の全町避難という異常な状態の中、今後の避難指示解除を見据えた住民の帰還に向けた諸施策の展開が大変重要になってくると思います。特に集中的な自立支援施策の展開を行う必要があり、現行の支援策を最大限活用しつつ、被災者の生活の再構築に向け、被災者に寄り添った支援策の一層の強化を図っていくべきであると考えます。

まず一つ目として、帰還後の生活再建に向けた支援策の一層の強化及び事業の再建・生業の確保のための支援策の充実を図るとともに、帰還後のコミュニティの再生や働く場の創設などの支援策の拡充を図ること。

二つ目として、国・県・市町村の連携を更に強化し、雇用のミスマッチを解消するとともに、自立のために必要な被災者に寄り添った就労支援の強化を図ること。

三つ目として、医療、介護、福祉施設の再開・整備に当たっては、医師・看護師等の人材確保が最大の課題となることから、国が強いリーダーシップを発揮し、地域のニーズに対応した施策を実施すること。

四つ目として、東京電力に対し、営業損害・風評被害への賠償について、被災者の心情に配慮し適切な対応がなされるよう強く指導すること。

五つ目として、営農再開や森林・林業の再生、さらには水産業の販路回復など、農林水産業の再生に向けて、地域の実情を踏まえた施策の充実を図ること。

六つ目として、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、恒久的な住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けた取組



みを総合的に支援すること。

被災者の自立支援について、以上の6項目についてどう考えているのかお尋ねいたします。

次、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご質問いたします。

地方創生の取り組みについて、国は、平成26年12月27日閣議決定、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。そして、昨年は日本中の自治体が地方創生というキーワードのもと、それぞれの独自性を発揮しながら、「まちづくり」、「ひとの流れづくり」、「しごとづくり」に知恵を出し、取り組んでいく1年であったと思います。

東日本大震災や原発事故に見舞われた本町にとり、「地方創生」の取り組みについては「それどころではない」という声も聞かれましたが、やはり、まちづくりの原点を見つめて「復興」というキーワードをとらえれば本気で挑戦していくテーマであると思うわけがあります。

私は、地方創生の取り組みを通じ、本町が活気を取り戻すためには、農林水産業、子供の健全育成、女性の活躍支援といった視点が不可欠であると考えております。

しかしながら、国全体の人口が減少していく中、地方創生は自治体間競争を生むという側面も否定できない事実であります。

全国の各自治体においても「創生総合戦略」の策定に取り組んでいることと思いますが、浪江町におけるその取り組みについてお尋ねします。

また、現政権が最重要課題として位置付けた地方創生は、増田元総務大臣ら有識者のグループが発表した「自治体消滅の危機」がきっかけと言われております。独自の試算結果から、このまま少子高齢化と人口減少が続けば、地方では仕事がないことなどから若い人の東京への流入が加速し、その結果、30年後には20～39歳の女性が半減し、機能維持が困難になる「消滅の恐れがある自治体」が896自治体にも上ると発表しました。このままだと、高齢者を支える若者が極端に減り、公共サービスが維持できなくなるというショッキングで多くの人が共有したと言われております。

地方創生の取り組みは、自治体側が自主的に地域ごとの課題に沿った政策を立案し、国が財政的に支援するという仕組みですが、浪江町の実情や課題等と地方創生の取り組みとの相乗効果についてお尋ねいたします。

以上、地方創生に取り組む自治体の動向と浪江町の対応についてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私からは数点答弁をさせていただきます。

まず、大きな1番についてのご質問にお答えいたします。

双葉郡内の一部町村の避難解除が全国で報道されている状況下で、わが浪江町が依然として全町避難の状況であることが、次第に国民認識の中でその事実が薄れてきていることは否めません。そういったことを払拭する意味もあり、この5年間、できうる限り、マスメディアに浪江町の窮状を訴えてまいりました。加えて、なぜ町が、こういう状況に陥らなければならなかったのか、国民に理解を得るためにも努力を重ねてまいりました。

避難解除がそう遠くはない時期に迫った今、真の復興を成し遂げるためには、当然、帰還する町民の強い復興の意志が不可欠であります。その意思は自発的に発生するほか、国民からの浪江町に対する理解や協力が必要であると存じます。

それらを念頭に浪江町の歴史と伝統の上に新しい価値観を積み上げて、町民の皆さんが納得できる町と地域を創建するため、私情を捨てて、公益に徹し、町民の皆様の声を力として、現実にはひるむことなく、不撓不屈の精神で与えられた使命を果たす覚悟で取り組んでまいります。

次に、大きな2番目の平成28年度の当初予算編成方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、財政面から見た政府の動きであります。復興・創生期間につきまして、国は、「原子力事故災害被災地域においては、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組む。」との考え方を示しております。このことについては、一定の評価をしております。実際に、国は言葉に違わず、手厚い財政措置を用意いたしました。

具体的には、心配していた交付税の問題であります。平成27年の国勢調査で現住人口が0人になることにより、通常の算定方法では大幅に減額されるところでありましたが、国は、算定人口を最大でも震災前の10%減に止める特例を適用して、交付税はほとんど減少しないことになりました。

また、災害公営住宅整備事業をはじめ、各種大型事業に対し、しっかりと国庫補助金を交付しており、一部の事業には一般財源部分にも震災復興特別交付税を措置されています。その結果、自主財源の捻出が難しい中、平成28年度一般会計当初予算は212億4000万円という大規模な予算を組むことができました。

次に、復興・創生期間後についてであります。議員お質しのと

おり、復興庁から「福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む方針である。」と説明を受けております。

これについては、5年先のことでありますので、現在のところ、具体的な施策は示されておりませんが、「継続して国が前面に立って」とありますので、大筋としては評価したいと思っております。

福島復興、あと5年では復興できないという認識から私は福島に復興庁を設置すべきだということも要望しております。

このような政府の方針に対し、私は、「国には、復旧・復興の予算枠をしっかりと確保していただいている。」という認識を持っております。

一方で、細部にわたって問題が発生しているのも事実であります。

具体的には、事業の補助申請について協議をいたしますと、国は既存の枠組みに囚われて、柔軟に採択していただけない場合が多くございます。

これは決して、国のみが悪いわけではないと思いますが、日本全体を考える国の判断が町と異なるということは、ある意味当然といえることだと思います。基礎自治体である町が、被災自治体の現状をご理解いただけるよう努力すること、現場を見せること、具体的な数字を挙げて、双方納得できる解決策を提案すると、こういった努力を続けて結果を出していくことが、私達に託された責務であると考えております。

次に、議員お質しの2点目、当初予算編成についてであります。歳入予算につきましては、申し上げましたとおり、国に予算枠を確保していただいているわけでありますので、あらゆる復旧・復興財源を活用するよう指示したところであります。自主財源は少ないわけでありますので、決して予算規模に惑わされることなく、収入一つひとつを厳格に取り扱わせております。

続いて、歳出予算についてですが、テーマとして、「避難指示解除の準備」と「避難者の支援」、双方の充実に向けて、「計画の実行」と「成果の発信」に重点を置くよう指示いたしました。現時点で実行できる事業はすべて計上することとして、復興のさらなる加速を実現する予算といたしました。したがって、災害公営住宅整備事業など、大規模な建設事業を計上しております。

また、避難生活を送られている町民の皆様を支援する事業も引き続き重要な位置付けであり、各種支援事業についても継続計上しております。

さらに、実行しても、それが知らなければ意味が半減するわけで

ありますので、事業は実施までではなく、町民の皆様にご存知いただくまでが事業であると、庁内で再確認いたしました。

町民の皆様には、事業実施はもちろんのこと、それを細かに知っていただくことで安心につながる面もあると考えておりますので、広報あるいはタブレット、町民交流会等を十分に活用し、情報の丁寧な発信に留意するよう指示しております。

大変長くなりましたが、ご堪能いただきたいと思います。

それから、大きな4番目の質問。イノベーション・コースト構想についてのお質しでございます。

イノベーション・コースト構想につきましては、昨年6月に、研究会からこれまでの推進会議での議論が整理をなされ、2020年を一定の目標とする構想の実現に向けた確認がなされたところです。

また、県が進めておりますエネルギー関連産業分野及び農林水産業分野についても、同様に進められているところであります。

町といたしましては、国主催の推進会議については私が出席をし、また県の個別分科会につきましては担当課長がそれぞれ出席しております。ロボットテストフィールドや国際産学連携拠点、アーカイブ拠点の誘致や県産材の新たな需要創造プロジェクト、いわゆるCLTの導入、あるいはフラワーコーストプロジェクトと復興記念公園の融合など、イノベーション・コースト構想と融合するまちづくりを、国・県に対し、訴えてきたところであります。しかし、これら拠点やプロジェクトの誘致が、町における産業創出及び雇用創出につながるよう、今後も引き続き国・県に対し積極的に訴えてまいりたいと考えております。

特に、議員ご指摘のとおり、浪江・小高原発予定地であった土地は、非常に広大であります。ポテンシャルが高い土地でありますので、当該土地を最大限有効活用できるよう、現在東北電力と鋭意協議しているところであります。

それから、9番目の避難指示解除のご質問にお答えいたします。

はじめに、避難指示解除が賠償や様々な支援の打ち切りに結びつくことについて、どう考えているのかでございますが、避難指示解除は、町内への居住が可能となり復興をさらに加速させるためのスタートラインであります。直ちに震災前と同じような状況が取り戻せるわけではありません。

同様に、町外での生活を余儀なくされている方にとっても、まだまだご苦勞をおかけする状況は続いていくものと考えております。

今後とも、住宅の確保や医療費・高速道路の無料化等、様々な面で支援は必要であり、一人ひとりの生活再建に向け、その継続を強

く訴えてまいります。

次に、準備宿泊の実施についてどう考えているのか、についてでございますが、現在、平成29年3月の避難指示解除を目標として、除染、インフラ復旧、生活環境の整備などに鋭意取り組んでいるところでありますが、帰町に向けた生活の準備、あるいは帰町後に発生する課題への対応のため、なるべく早期に特例宿泊や準備宿泊等を実施することが望ましいと考えております。

なお、実施時期については、先程8番議員に答弁申し上げましたように、除染あるいはインフラの復旧状況を考慮しながら、判断してまいりたいと思います。

次に、現況の復興状況を照らし合わせて、解除時期が計画どおりに進むのか、についてでございますが、町内の復旧・復興について、進捗状況を客観的に確認し、町としての判断材料とするため、有識者による検証作業を進めているところであります。この検証の結果を元に、避難指示解除に向けた工程や取り組むべき課題を町として整理してまいります。まずは、当初の目標である平成29年3月の避難指示解除を目指して、全力で取り組んでまいります。

次に、解除三要件について、町長はどのような所見をお持ちか、についてでございますが、避難指示の解除は、町内への居住が可能となり復興をさらに加速するためのスタートラインであると考えており、国が示している避難指示解除の三要件は、そのための最低限の要件であると捉えています。

町としては、その上で、町民の皆さんがいかに安心して帰町できるかが重要だと考えております。

検証委員会においても、町民の皆さんから意見をいただいたところであり、検証結果を元に、国が示している避難指示解除の三要件も含め、町民の皆さんが安心して帰町を選択できるよう、町として取り組むべき課題を整理したいと考えております。

以上、私からは数点に渡っての答弁にさせていただきます。

なお、ほかの質問については担当課長が説明いたしますので、よろしくご理解お願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 答弁者、ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（鈴木政己君）** 除染について、現在進められている除染の進捗状況についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、現在までに終了いたしました、その1工事からその3工事の実施時期とその4工事を比較してみますと、厳しい状況にあるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、このような状況の中でございますが、除染の加速

化を図るため、昨年末に環境省・復興庁・内閣府支援チームと町で除染加速化検討会を立ち上げまして、除染の進捗に影響がある案件につきまして、状況を把握しながら除染を加速化していくこととしております。さらに、加速化の条件が整った行政区につきましては、どれだけ工程の短縮ができるのかを、毎月確認していくこととなっているところでございます。

そのほか、前回の議会全員協議会で、環境省からの、説明でもありましたように、3月よりは作業時間の延長や作業員を最大で約4000名まで増員する予定となっているところでございます。加速化することで除染の質が落ちないように、また、作業員の会社名や作業員名を表示するなど、町民の皆様が不安にならないような配慮をしながら作業を行うようにしております。

町といたしましては、これらの方策によりまして、少しでも除染の加速ができますよう、支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、除染の線量についてのご質問にお答えします。

フォローアップ除染につきましては、事後モニタリングの結果で除染効果が維持されていない箇所等が確認された場合には、個々の現場の状況に応じまして原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断したうえで、個別にフォローアップ除染を実施することとしているところでございます。

議員お質しの、十分な線量低下が見込めない場所が生じた場合は、どう対応するのかということですが、来年度事業といたしまして、除染が終了いたしましたお宅をガンマカメラ撮影の委託事業として予定しているところでございます。

その結果などや、町民の皆様からの要望でフォローアップ除染の必要性がある箇所が出た場合は、速やかにフォローアップ除染をするよう環境省に対しまして要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、森林除染の取り組みについてのご質問にお答えします。

現在、国の取り組みといたしましては、環境省、復興庁、農林水産省をメンバーとするプロジェクトチームを組織いたしまして、「福島森林・林業の再生」につきまして、協議されているところでございます。協議体では、3月中に森林除染の新たな方針を示すとしていますことから、具体的な解決策とロードマップが提示されることを強く期待しながら、その内容を確認した後に、町として今後の対応を検討したいと考えているところでございます。

また、浪江町は町土の7割が森林であるとともに、水源が森林エ

リアに存在するということで、震災前の環境に復旧させるためには、森林の線量低減措置は必要不可欠でありますので、平成28年2月28日、高木復興大臣が来町した際に、「森林の線量低減に関する」要望を行ったところでございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 5番目の原子力損害賠償の完全実施についてご質問にお答えいたします。

被害の実態に即した賠償は極めて重要であり、閣議決定に対しては、東京電力が平成27年3月以降の営業損害について、個別具体的な事情に対する賠償を極めて限定した扱いとしていることから、国に強い指導を求めたところでございます。

また、「原子力損害賠償紛争解決センター」における和解仲介事例のうち、センターの「総括基準」は、複数の事件に共通する項目であり、多数の被害者に適用するべきであることを東京電力に対し要求いたしました。今後も、東京電力に対しては当然に、公平な賠償を迅速かつ確実にを行うことを求め、国に対しては、東京電力に対する指導・監視を求めてまいります。

次に、6番目の浪江町ADR集団申立てについてご質問にお答えいたします。

まず、今後の方針につきましては、「和解案受諾勧告書」において、申立人についても特に13名の高齢者について柔軟に対応するよう求められていることから、13名の高齢者について、先行的な和解も含め、弁護士とともに柔軟な方策を検討中であり、全体の解決に向けた一歩となるよう取り組んで参ります。

次に、経費につきましては平成25年度の経費は983万7000円であり、弁護士報償費は280万4000円、職員、弁護士旅費は373万6000円、事務費等が329万7000円です。平成26年度の経費は530万7000円であり、弁護士報償費は95万1000円、職員、弁護士旅費は182万1000円、事務費等が253万4000円です。平成27年度は、現在まで245万2000円ですが、これらの経費は参加申込者の和解成立に向けた費用ではありますが、これらも、和解成立を賠償事例として、参加されていない方々への救済にもつながるよう進め、支出しているものです。

解決に時間が掛かることで、様々な意見があろうかと存じますが、最初に申しましたとおり、柔軟な対応も考慮しながら、最終的には全町民の救済につながるよう、和解成立に向け今後も努力して参ります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、7番の安全・安心

な医療体制の構築についてご質問にお答えいたします。

安全・安心な医療体制を構築することは、医療面での不安を解消し帰還を促進するために、必要不可欠であると認識しております。

町の方針といたしまして、津島診療所については、避難住民の心のケアを含む当面の医療の確保を目的に設置を考えております。

また、浪江診療所につきましては、帰町時の医療を確保するとともに、避難指示解除後に必要な生活関連施設として整備を鋭意進めているところでございます。

課題といたしましては、医師及び医療従事者の確保でございまして、町としても関係各位のご協力を得ながら確保の努力をしているわけですが、町だけで出来るものではないということから、国、県、関係機関にも強く要望しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 8番議員へも答弁いたしました。安心して暮らせる町づくりといたしましては、様々な介護のサービスの体制の整備が不可欠であると考えております。デイサービスは町が運営主体となるサポートセンター的なものとして設置し、事業内容は法人へ委託する方法で調整いたしております。

訪問介護事業も浪江町にとっては必要な事業であり、現在、町社会福祉協議会と実施に向けて協議を継続しております。ただ、帰還初期に最大限人員の確保に努力いたしますが、万一の場合も考慮して南相馬市の社協や介護業者からのサービスを要請することも視野に入れて検討いたしております。

特別養護老人ホームやショートステイにつきましては、今のところいわき市にできますオンフル双葉や近隣の市町村、特に南相馬市などの相馬地方にある施設に依頼することも必要になると考えております。

国や県には人材関係での対策を講じていただいておりますが、町としてもさらに強化して人員の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 8番の福島相双復興官民合同チームによる支援体制の強化についてご質問にお答えします。

官民合同チーム発足からの事業者訪問につきましては、件数や意見要望など定期的に報告をいただいております。そこで出た意見から1月には浪江町専属チームが形成されております。

また、個別に訪問し、事業者の生の声を受けて、被災12市町村の事業者への自立支援策が策定されました。主には、再開のための支



援策として、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」や、単独での設備投資等への補助、さらには事業再開を後押しする需要の喚起としてプレミアム地域振興券等への交付や、生活関連サービスに要する移動・輸送手段等に対する支援などがございます。

町としては、事業者の立場にたって、事業者の率直な声、想いを官民合同チームに届けることとしており、昨年には、事業再開を目指す事業者と経済産業省副大臣、官民合同チームとの意見交換を開催したところであります。

今後も国から示された自立支援策が柔軟かつ使いやすいものになるよう随所で求めていくこととするなど、現状や課題を共有し連携しながら、事業者の状況に応じた継続的な支援をしてまいります。

次に、②復興に向けた企業立地補助金や雇用支援事業等の充実についてご質問にお答えいたします。

「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」とは、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域の産業復興を加速するため、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ることを目的としております。対象施設は、工場（製造業）や物流施設等で、対象経費は用地の取得、建設建屋から生産設備の設置までの初期の工場立地経費となります。投資額に応じた一定の雇用の創出が交付の要件となっており、中小企業の補助率は津波被災地域が2分の1以内、福島県全域が3分の1以内であります。

「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」とは、被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ることを目的としております。対象業種は製造業のほか卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等で、対象施設は工場（製造業）や物流施設の他に機械設備、店舗、社宅その他施設等であります。対象経費と交付要件は「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」と同様であり、中小企業の補助率は避難指示区域、解除後1年までの避難解除区域が4分の3以内であります。

被災12市町村の避難指示解除区域等の事業者においては、28年度からは「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」のみの活用となり、合計で320億円の予算措置がなされております。雇用や地域活性化のための企業立地、イノベーション・コースト構想による新たな産業創出を目指す浪江町にとって、当該補助金の予算措置は当面

は十分なものであり、さらに、製造業以外の生活関連サービス業、小売業等が盛んであった浪江町にとって、これらの業種が新たな補助対象となることは、実情をよく反映したものと認識しております。

今後、この補助を活用して、企業誘致、雇用創出をしっかりと進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 10番の①避難指示解除を見据えた消防団についてお答えいたします。

浪江町消防団組織については、本年10月までに副分団長以上で構成する「浪江町消防団の将来像内部検討会」で今後の活動内容や組織体制について検討することとなっております。各分団の意向を尊重しながら進めていく予定ですが、町内で実働できる現団員が少ない際は、分団の統廃合や組織改編も踏まえ、町内に戻る町民の安全を担保していく必要があると考えております。

議員お質しのとおり、現在改定を進めている地域防災計画上、団員に期待される役割は大きいところですが、帰町する町民の数や町内への居住分布が現在は未定であり、団員の帰町意向も現時点では把握しておりません。来年度はそういった状況の把握に併せ、厳しい中ではありますが、団員の確保対策についても、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画改定の大筋については、災害対策基本法に基づいたあらゆる災害に対処する計画であり、原子力災害からの帰町に向けて東日本大震災及び福島第一原発の事故の教訓、福島県の改定等を踏まえたものであります。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ②避難指示解除後を見据えた被災者の自立支援施策についての（1）帰還後の生活再建に向けた支援策の一層の強化及び事業の再建・生業の確保のための支援策の充実を図るとともに、帰還後のコミュニティの再生や働く場の創設などの支援策の拡充を図ることについてご質問にお答えいたします。

引き続き官民合同チーム・浪江町専属チームとの連携を図りながら、国の新たな自立支援策を有効に活用した支援をするとともに、町独自でも事業者への電気料補助などを実施することにより、事業の再生に積極的に取り組んでまいります。また、南、北産業団地の整備を進めるなど、新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

（2）国・県・市町村の連携を更に強化し、雇用のミスマッチを解消するとともに、自立のために必要な被災者に寄り添った就労支援の強化を図ることについてご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり就職相談や雇用情報の伝達などを継続的に実施し、関係機関と連携することにより、被災者の就業意欲向上、ミスマッチの解消を図れるよう努めてまいります。

また、福島広域雇用促進支援協議会の中で、現在の求人の内容を踏まえて様々なメニューを計画しております。就職促進事業としての職業相談や研修の実施、各種講習や資格取得、就職面接会や職場見学など、被災者が取り組みやすい内容となるよう協議し要望したところがございます。

さらに、町独自の雇用・就労の支援につきましても、緊急雇用創出基金事業により、「窓口証明発行業務」や「各出張所運營業務補助」など被災者の雇用を実施しており、今後も関係各課と事業構築についての検討を行い、関係機関と連携しながら就労支援の強化を図ってまいります。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは②避難指示解除後を見据えた被災者の自立支援施策についての三つ目についてお答えいたします。

議員お示しのとおり医療、介護、福祉など地域医療等の再生には国の強いリーダーシップが重要であります。今後も、医療施設等の再開・整備に伴う、医療従事者の確保については、国が主体性を持って対応するよう継続して求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） （４）の東京電力に対し、営業損害・風評被害への賠償について被害者の心情に配慮し適切な対応がなされるよう強く指導することについてご質問にお答えいたします。

東京電力は平成27年3月以降の個別具体的な事情に対する賠償を、一方的なプレス発表により、極めて限定した扱いとしております。このことに対しては、中間指針に沿って「従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日」まで賠償することを強く求め、また、国に対しては「適切に対応することを強く指導すべきである」と意見したところであり、今後も避難の実情をしっかりと反映した対応となるよう求めてまいります。

次に、（５）営農再開や森林・林業の再生、さらには水産業の販路回復など、農林水産業の再生に向けて、地域の実情を踏まえた施策の充実を図ることについてご質問にお答えいたします。

営農再開につきましては、営農関係者等で構成する浪江町地域農業再生協議会で策定した浪江町農業再生プログラムに基づき、今後

も関係団体や順次設立している復興組合等と共に協議し、連携を強化しながら、本格的営農再開や花卉栽培等新たな農業展開などに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

水産業については、漁業者や漁協等、関係者と協議してきた「浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業」が先月に最終報告書として取りまとめられました。これに基づき、地域の実情を踏まえ、共同施設整備、漁業者による新しい漁法、販路回復に向けた対策など、水産業の再生にしっかりと取り組んでいきます。

森林・林業の再生については、現在、避難指示解除準備区域での営林活動については可能となっておりますが、居住制限区域や帰還困難区域において活動は認められておりません。今後について国の指針の動向を確認しながら森林・林業の再生に向けても関係各者とともに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、被災者自立支援施策の中の恒久的な住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けた取組みを総合的に支援することについてのご質問にお答えします。

長期避難により住宅の傷みが進んでおり、帰還に向けて改修や修繕が必要な住宅の棟数が多くなるものと想定されます。工事を誰に依頼したら良いかわからないという問合せや、改修内容の相談に対応するため、住宅改修相談窓口の設置を予定しております。また、新たに住宅を取得する方へのサポート事業として、土地や建物を売りたい人と、買いたい人のマッチングを目的として空き地空き家バンクの構築に向けた準備を進めております。今後、更なる生活再建に関する支援制度についても検討してまいりたいと考えております。

それから、最後の11番目の質問でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略についての原子力災害下における自治体として地方創生の取り組みをどう実現していくのかというご質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生法につきましては、議員ご案内のとおり平成26年11月に公布施行され、12月に国の総合戦略が策定されたところでございます。これを受けまして、全国の地方自治体では県も含めまして、地方版総合戦略及び人口ビジョンの策定が進められておりまして、原子力災害による全町避難が続く当町においても、策定の努力義務は例外ではなく、これまで職員による検討委員会や町民の皆様、町内各団体からの意見聴取を行いながら、策定作業を進めてきたところでございます。今後、詳細がまとまり次第、議会に

もご説明をさせていただき予定としております。

当町における地方創生は、大震災と原子力災害からの復旧・復興が大前提であり、町の再生に向け現在進めている復興施策の取組みと合わせて、町を新たに創建するという新しい視点での施策展開も必要であると認識しております。

また、地方創生に取り組む自治体の動向と浪江町の対応についてであります。福島県もそうであり、県内の各自治体も震災の影響が続く中、極めて困難な人口推計作業をしながら本総合戦略を本年度中にまとめ上げていくという作業を行っているところでございまして、特に避難自治体の中には策定しない自治体もある旨聞いています。

ただ、当町といたしましては、本来策定自体、困難な状況ではございますが、今後とも厳しい財政事情にあることから、地方創生加速化交付金など地方創生予算の獲得を目指し、ふるさとの再生・活性化に向けて本総合戦略を策定する考えでございます。

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木君。

○9番（佐々木恵寿君） 再質問を行います。

それでは後ろから、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。現在、全国の自治体で総合戦略が進められており、そんな中で原子力災害、特に東日本大震災というよりも原子力災害において、双葉郡の自治体はじめ町を新たにつくらなければならないような環境にあって総合戦略もないだろうなという声をよく聞きます。復興施策そのものが総合戦略そのものであって、そういったことを国はどう捉えているのかということをお聞きしたいと思います。

双葉郡内でも総合戦略を策定しないと今答弁ございましたが、その自治体はどこなのか教えていただきたいと思っております。

とは言え、浪江町はこの総合戦略について取り組んでいると。後の全協においても説明があるやに聞いております。甚だ担当される方は大変だろうなという思いもあります。そこはひとつ頑張りたいところでもありますので、この総合戦略、本来の目的と震災復興という考え方と、おそらく行き着くところは同じのはずでありますので、今後具体的にどう進めていくのか今一度お願いしたいと思います。

それから、ADR集団申し立てについてなのですが、ここに来て並行線が続いていて、仲介員のことに関してあの対応だったために並行線が今後も続くのではないかという予測というか、一般的な見方として強く感じるわけがあります。今後どうするかというのが全町民が思っていることであって、今後どうするかが色々あれ

これやるけれども、そういうことがもう無理なのではないかという意見が腹にはあるはずなんです。だけれども頑張ってもらいたいというアンケート結果があるからと言って、果たして進んで良いのかどうかという問題について、本当に進んでいくんですかという気持ちがあります。

当初と言いますか、集団申し立てが始まる時に、町長は経費をかけたないんだという発言がございました。しかしながら、毎年経費はかかってきておりました、答弁にもありますとおりその数字が費用支出しているわけです。その費用支出がこれを続けることによって、日々増えるわけであって、そういう費用の使い方が果たして適切なのかどうかという問題が必ず残っていくのではないかと思います。私の立場ではやるとか、やるなという問題ではなくて、総合的に考え合わせると、どこかで決断すべきところがあるのではないかと感じます。今一度町長の判断、お聞かせいただきたいと思います。

以上、この2点について質問します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ADRの集団申し立てについての再質問であります。非常に東電の全く私ども被災者に向かって真摯な態度ではないということ。非常に怒りを感じておりますけれども、やはり私ども当初ADRに申し入れた件では、まず第一に私どものふるさとをきれいに戻してくださいと、そのまま返してくださいということがあったわけです。そのために除染をしたり、何らかの形で放射能の低減化を図っていただくというような気持ちでやったわけです。

その間、私どもいろんなものが崩壊されてしまいました。議員お質しのとおり生業も、学校の友達もばらばらにされ、隣組もばらばらにされ、商工事業者の事業所まで営業ができなくなってしまうという全ての社会経済、文化そういうものまで全部崩壊されてしまいましたので、それに対する賠償・補償をきっちりやっていただかないとだめだということで、それで皆さん方が、私もあの当時町民の方から色々相談を受けて、こんな賠償ではだめだというような話が出まして、議会の皆さんと協議をしながら何らかの方策がないかということで、ADRセンターに申し入れすることが本裁判より迅速な解決ができるということがまずあったわけです。

議員ご存じのように、この申し立てをした方でもう400余名の方が亡くなっている状況であります。したがって、仲介員の先生方も私どもの申し立てに対して非常に好意的で、東京電力に受託させるという形で今頑張ってもらっていますので、是非中々時間かかりましたけれども、やはり無理ではないだろうかということもわか

らないわけではありませんが、もう少し仲裁員の指導あるいは国がどうそれを指導していくのか、それを見たい。これは勿論支援弁護士とも相談してやっていきたいと思えます。

それから、それに付随して費用の問題です。これは非常に何と言いますか、参加申込者に対しての和解成立に向けた費用であります。先程答弁しましたように、和解成立に向けた費用でありますので、実際いろんな弁護士との打ち合わせ、あるいは職員との打ち合わせ、そういうものが度重なるごとに色々ありますので、これ致し方ないのかなという感じがしております。

また、質問にありました参加されていない方々、その方々についても、この賠償の判例が一つできれば救済措置が講じられるようになりますので、請求されていない方々についても何らかの措置が出来るということでもありますので、決して少ない費用ではないと認識はしていますが、是非これまで費やしてきた費用ですので、何とか和解に持ち込んでいきたいということで、ひとつご理解を賜りたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の再質問にお答えします。国の考えでございますが、法律上はこの総合戦略というものの策定については、努力義務となっております。ただ、現実的に新たな次年度交付金が、地方創生加速化交付金というものが財源措置される予定でございますが、要件として人口ビジョンなり総合戦略の年度内策定というのが交付の条件となっております。そういうこともございまして中々厳しい財政事情にある当町にとってはそういった財源でも取りにいかなくてはならないということもございします。

また、先程近隣市町村で、若干この策定について難しいということもございましたが、こういう交付金の要件として戦略の策定が義務付けられたこともありまして、郡内のその他の自治体においても今まさに状況が変わってくる可能性はある。当初は策定困難という状況でございましたが、交付金をもらうために策定が必要という要件が加わりましたので状況が変わってくる可能性があると思っております。

当町といたしましては、そういう財源確保のためにまずは総合戦略を策定していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 9番、佐々木君。

○9番（佐々木恵寿君） 終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため午後1時20分まで休憩といたします。

（午前11時53分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時20分）

---

◇松田孝司君

○議長（吉田数博君） 6番、松田孝司君の質問を許可いたします。

6番、松田君。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 私、3年前最初の議会の時に松田こうじ君と言われました。それ以来2回目です。よろしく申し上げます。

6番、松田孝司と言います。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。質問方式は一問一答方式、質問事項は通告に記載のとおり、避難生活環境について、避難指示解除に向けて、そして賠償についての3項目を何点かお伺いしたいと思います。

東日本大震災そして福島第一原発事故避難からあと少し、あと3日ですか、5年が過ぎ6年目に入ろうとしています。まだまだ、先行きは不透明な中、大部分の町民の方は希望を持って頑張っていることと思います。

質問に入りますが、まず避難生活環境についてですが、私ごとですが、仮設住宅生活も4年8カ月過ぎました。5年目に入る7月か8月には南相馬市の復興公営住宅に移る予定になっています。ただ、本当に長い長い仮設住宅生活も終わりに近づくと本当にちょっと寂しくも感じています。今までも少しずつですが仮設住宅から転居する方がおり空き室が出ていました。ただ、割合が少ないものでさほど気にはなりません。ただ、昨年のはじめあたりから避難先の近くなどに中古住宅の家を求め、そして新築して転居するようになりここ一年で目に見えて空き室が目立つようになっています。

福島県全体でも39%の空室率と新聞紙上に載っていました。先程行政報告で浪江町では61.4%大分浪江町の場合はかなりまだまだ残っています。それも町に期待していることだと思っています。駅前仮設住宅で現在実際暮らしているのが約80世帯、120人から130人ぐらいです。建屋が半分取り壊されて、極端には感じませんでした、当初からするともう4分の1になっています。

今年の夏頃から本格的に復興公営住宅の入居も始まると思います。それにつれ仮設住宅の空室率も益々増えてくると思います。そ



れから近隣同士の繋がりも薄くなり、孤立化しがちな高齢者など弱者の見守りが重要になることと思います。

町でも何かあった場合の高齢者や障がい者など弱者の避難の個別計画など作成しているとは思いますが、現在でも一棟に誰も住んでいない棟もあります。今年末には現在の半数前後は転居でいなくなりますから、本当に向かい三軒両隣誰も住んでいなくて孤立化が益々増えてくるのではないかと考えています。

今でさえ雪が降っても満足に除雪機も稼働せず人の手で雪かきをしている状態です。今後仮設住宅内の敷地の維持管理も大変ではないかと思っています。

これからは今までと変わった支援体制が必要になると思われませんが、これからの支援体制をどう考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えをいたします。

今後も引き続き、自治会と連絡を取り合いながら、仮設住宅及び同敷地内の維持管理について適宜対応してまいります。

また、孤立化防止についても自治会に協力をお願いしながら、関係各課及び社会福祉協議会、更には避難先自治体の社会福祉協議会等との連携を強化しサポートをしてまいりたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 今、町長から自治会という話ありましたが、現実に自治会として成立していないところも結構多くいます。もう、高齢者が多くて自治会で仕切ることもしかないところもあるんです、現実的に。

あと、社会福祉協議会これもこの間ちょっと話聞いたんですけど、空き家、荷物は置いていて普段いないからと思っていると、たまに月に1回か2回帰っているみたいなんです。だから、そういう人達ももしなにかあったら責任持てないなと社会福祉協議会でも話していました。きちんとそういうのを把握して町でもいる、いないを確認しないとこれから益々大変だと思っています。今朝のラジオでもいっていましたが、仮設住宅の集約化、宮城県、岩手県、福島県もそうですけども、年末あたりに集約化が図れるような話もラジオで言っていました。段々宅地はあっても1戸から10戸とか少ないところはもう今度は維持管理はできなくなると思います。いくら自治会、社協、あと看護師さんとか来ているんですけど、本当にいるか、いないとこを見守ってなんか不気味とさえ思っています。だから、もう少し今度はじっくり集約化もいいんですけど、じっくり構えて対応を考えていかないと今までとは同じだとは今度は益々孤立化、

孤独死も多くなると思います。今福島県では、66名の方が孤独死で亡くなられたと聞いています。ただ、これも警察の発表でどうしても直接確認しないと入っていないとこ含まれています。私の仮設でも後ろと斜め前とか二人孤独死でなくなっています。これから、ボランティアも益々少なくなっていますので、本当に社協の方とか看護師、あと民生の方これも来ても月に1回か2回なんです。そして、両隣が誰もいなくて、本当に孤立感でなんか取り残されたような感じが高齢者しています。よくわきまえて行動しないと本当に大変なことになると思います。

次の質問に入りますけども、私も今年の夏復興住宅の入居ももう決まり、新聞によると65歳以上の方が半数以上復興住宅に入ると聞いています。その中で1人暮らしが3割程度あるといわれています。岩手県は入居者の高齢化率が33.7%、宮城県仙台市の災害公営住宅は35.0%ですから、宮城県や岩手県と比べても、福島県の場合20%高いです。県では原発事故で家族の分断が進んだことなどが要因とみていますけども、確かに浪江町では3世代家族など珍しくなかったです。避難先の都市部など全員一緒に暮らせる広い家や敷地を確保するのも本当大変です。宮城県や岩手県でも災害公営住宅の見守りや支援活動で、玄関をいかに開けてもらうかが本当に現実に苦労していると聞いています。今までの仮設住宅なら声をかければ聞こえたものが、今度は復興住宅で集合住宅になります。玄関も頑丈な中々開けてもらう、すぐには大変ではないかと思います。

ご存知のように、高齢者をはじめ私たちも若くなれば良いけど段々年とってきます。努力しても老いには勝てません。その中でこれから新たに一からコミュニティを作っていかなければなりません。今まで仮設住宅の支援活動を行って蓄積はあると思いますが、今度は建物自体が本当仮設ではありません。老婆心ながらも玄関のドアをいかに開けてもらうかが本当に大変かを思い知ると思います。見守りや支援体制を以前聞いた時は、県で色々対策はしていますといっていますけども、浪江町としてもどう構築を考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご質問にお答えいたします。

医療、福祉、介護の連携が特に重要であると考えております。65歳以上の一人暮らしの高齢世帯についてはアイネットによる緊急通報装置を活用しております。

社会福祉協議会の生活支援相談員は適宜、訪問いたしており、情報を役場関係課へつないでもらっております。そこで得た個別具体

的な事案を役場の関係する担当課に連絡し、適切な処理をするようにしております。また、複数にまたがるような事案であれば関係課で相互に協議をしながら解決に努めております。

復興公営住宅は県営でありますので、県のコミュニティ交流員が自治会の立ち上げや入居者同士のコミュニティ形成に向けたきっかけづくり、交流活動の支援、入居者の交流促進を図るための訪問活動、運営支援、入居者と地域住民との新たな交流の場の創出等々をすることになっております。

町といたしましては、県、避難先自治体、避難先社協、地域の病院、福祉・介護施設等との連携も十分に図りながら様々な形で住民を支援していけるよう関係機関と連携を強化して対応していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 今の話だと悪いけどちょっと県に丸投げみたいな、町としては対応するけども、一応県営住宅だからとっている感じがするんですけど、住んでいる人は浪江町の町民なんです。そして、公営復興住宅に入る人もそこで終の棲家として覚悟を決めた人もいるし、浪江町に帰るために一時その場にいると考え方みんなばらばらなんです。それを町外コミュニティをいかにまとめるか本当に課題大変だと思います。それを県営だからって町としてもできることはしますじゃなくて、悪いけど自治会設立も結構大変だと思います。よく考えて対応、対策すべきじゃないかと思えます。

あと次の質問に入ります。

古里に帰りたくてもやっぱりどうしても子供や仕事の関係で諦めて避難先に住居を求めて、古里のつながりや情報欲しい方が多くおられます。浪江町ではどこにいても浪江町民ということで、住民票を移してしまえば町の情報が入らなくなるのではないかと不安を持って、まだ移さない方が多くおられます。

そして前、二重住民票とか話はあったんですけど、いつの間にか立ち消えになってまだまだみんな不安がっています。どうしても学校関係でやむを得ず住民票を移した方も結構いるみたいです。いつまで今の浪江町からの支援体制が続けられるのか、いつまで住民票を移さなくていいんだって良く聞かれます。避難先に住居を求めた方が不安に思っていると本当に私は仮設に住んでいますけども、その人達に当事者の立場になればいつまでって本当に不安に思っていると思います。できるだけ長く支援して浪江町とつながりたいという、そういう声にいつまで応えられるか、現在分かる範囲で良いですからお答えをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

避難生活が長期化し5年が経とうとしております。避難生活を余儀なくされている町民の方々の中には、浪江町への帰還を待ちながら日々過ごしている方や、避難先での新たな生活再建という選択をした方がいます。そのような広域避難が長期化する中における町の情報発信についてお答えいたします。

現在は、町民世帯及び住民票を移された方に対しても、「広報なみえ」をお知らせ版も含めまして、月2回郵送しております。また、タブレットも震災時点で町民であった方に対して、申し込みに応じて一箇所一台配布しております。それでも町の情報が届かないというご意見をいただくことがございます。伝えるだけではなく、伝わる情報発信という視点が重要であると認識しております。

今後も町としてできるだけ、全国各地で避難生活を送っている町民の皆様に必要な情報を届けられるよう、取り組んでまいります。また、国や県にもその重要性を訴え、財政支援の継続を求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） あと、発信方法なんですけど、皆さんの年齢だと本当に簡単に見れば分かると思うんですけど、高齢者の方になると字が小さかったり、内容も本当に難しくてもう見るのいやだっていう人も結構いるんです。だから、悪いけど年を取れば取るほど要は子供に近くなるんです。分かりやすく簡単なように題目だけでも変えてもらえば良いのかなと思っています。くれぐれも自分の親に対する立場でやって欲しいと思います。

その点は良いですけども、次の質問に入ります。

次は、避難指示解除に向けて何点か質問を行いたいと思いますけど、まずちょっとうちの避難先のを先にやります。私の行政区は皆さんご存知のとおり谷津田地区です。酒井、井手が困難区域です。そして、双葉町はもう完全に困難区域に挟まれています。そして、北側は高瀬川です。四方を囲まれて隣接する区域が避難困難区域に本当に囲まれているんです。今度避難指示解除になってすぐ元の生活が再建ができるのか、現実には厳しいのではないかと思います。

以前にも質問しましたが、今までも自分の区域や行政区だけでは生活していけませんでした。隣接する行政区や地区が関わり合い、そしてそれが相互関係の連係で広がり町として形成して、当たり前前に普通の生活をしていたのではと思います。お寺や神社など、隣接する行政区などと共栄共存して助けあって生活していたと思

ます。

昨年私の行政区でアンケートを取りましたけども、帰るといった方がいくらもいませんでした。私もはっきりいって、今の状態では避難指示が解除になって帰って生活をするのが厳しいのではないかと考えています。今は、盛んに復興という字がとび回っていますが、辞書でひも解くとなんらかの問題により行き場を失った団体や勢力、ないし市町村など地域集合体の機能を回復させ、以前の状態に戻すこととなっています。今避難指示解除をしても以前の状態ではありません。確かに周りの景色や土地も同じく見えるかもしれませんが、生活環境は別ものになり、同じ土地でありながら同じ景色でありながら様変わりし、新たな町づくりの始まりではないかと考えています。フロンティア精神で古里の礎を新たに築いていく気持ちを持っていかないと大変ではないかと思えます。ましてや目に見えない放射能という恐怖と戦っていかねばならないと思えます。その中で、どういう支援対策を考えているかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

長期にわたる全町避難から、以前のようなコミュニティを取り戻すのは容易ではなく、また、隣接する帰還困難区域から放射性物質が移行するのではないかというのも、懸念材料と考えています。

まずは、除染による線量低減を着実に図りながら、放射性物質の移行について確認し対応する体制の整備、また帰還困難区域の除染計画の策定について、国に強く求めてまいります。

避難指示解除後、全てが元どおりとはいかない中で、実際に帰町が開始されれば、様々な課題が発生することが想定されます。いち早く帰町される方には特にご苦勞をおかけするかもしれませんが、そうした皆さんのふるさとへの思いを強く受け止め、国、県の協力も得ながら、町として全力で支援してまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 行政区によって色々対応が違うと思うんですけど、それは全般的な町としての考えだと思うんです。現時点で囲まれたところでどうやって生活していくんだとみんな不安がっているんです。そこに特化した政策も必要だと思うんです。私は農家ですから、水を持っていくにも困難区域の畑川まで水路関係もやらなきゃならないんです。かといって排水もおろそかにはできないんです。それをみんな帰った人でやらなきゃならないんです。そういう件はどう思っていますか。どう管理体制をとるのか、お願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 議員ご指摘のとおり帰還困難区域からくる用水等も含めまして、避難指示を解除されても当町は、帰還困難区域がかなりの面積を占めております。そういう中で、放射性物質の移行とか、もしくは交通規制等の問題もありまして、通行の不便さなどもございます。そういった課題がある中で、まずは帰還困難区域全体の除染を求めつつ、一つ一つ課題を解決してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 浪江町では避難指示解除を来年3月を想定して動いていますけど、そんなことやっているんだらそれも来年まで終わらないでしょう、逆に。だから、そこをその地域に合わせて先行して除染するとか、もう3月にやるんだったらそこまで対策を立ててから、地区に行政区に説明をしてそういう対策をとるべきじゃないですか。トータル的なバランスで考えて、だから避難指示解除するには何が必要なんだってそこからなら、例えば谷津田なら回り囲まれているからそれをどうあれ帰るまでには何が必要なんだとそこから具体的に用水もそうですし、行政区に説明なりもして対応をしていかないと全体、全部の浪江町全体のことじゃなくて、地区地区ごとのいろんな課題あると思うんです。谷津田は囲まれています。ただ、立野の上組ですか、あそこだって放射線高い所あります。そして、浪中の周りもかなり高いです。そういうところはもう諦めて帰らなくなるのは良いんですけど、逆に特区、特化して対策を場所場所ごとにそれを取りまとめて避難指示解除に向かっていくと思うんです。全般的に避難3月に解除するんだからって全体的にみていくんじゃないくて、問題点を拾い出してそこからいくべきだと思います。これ以上は、無理だと思いますけど。

次の質問に入らせてもらいます。

今も言いましたけども、来年避難指示解除に向け、現在急ピッチで除染作業を行っていますけども、以前にも何度か空間放射線量について質問させていただきましたが、明確なお答えはいただけなかったと思います。

国は年間空間線量が20mSv以下に、避難解除の基準を示していますが、以前町長はできる限り年間空間線量を1mSvに近づけると言っていたと思います。避難指示を解除するのも町長としても町民の安全安心を守る立場からも責任があるのではと思います。

2014年7月に国連の自由権規約委員会では福島に許容する公衆の被ばく限度が高いこと、数箇所の避難区域の解除は決定され、人々が放射能で高度に汚染された地域に帰還するしか選択肢がない状況

を懸念すると国に対して最終勧告を行っています。

そして、放射線のレベルが住民にリスクをもたらせないと言える場合でないと、汚染地域の避難区域の指定を解除すべきでないといっていたと思います。

2013年5月には国連人権理事会では、国に対して避難指示の基準を年20mSvとしているが科学的根拠に基づき年1mSv未満の被ばくに抑えるべきで年1mSv未満を達成するための時期を明示した除染計画を早期に策定すべきと勧告しています。

残念がら国は無視していますけども、どこかの環境大臣がいう、何の科学的根拠もないのに、当時の環境大臣が決めたなどという無知なトップのいる環境省のいうなりではなく、しっかり検証を決定をすべきだと思います。

避難指示解除にあたって、町民が安全安心に暮らしていける空間放射線量は、毎時何 $\mu$ Svと思うのか、お伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

国の原子力災害対策本部が示している避難指示解除の要件の一つとして、空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であることが示されております。これは、あくまでも国が示した要件でございまして、町民の皆様の安全を確保するという点では長期的な目標である年間追加被ばく線量1mSv以下を目指し、できる限り線量を低減させることが大事であります。一方で、放射線の健康影響に関してはいまだ分かっていないことも多く、また線量に対する安心の考え方も人それぞれでございます。そのため、線量低減や健康管理、相談等の取り組みによりいかに町民の皆さんに安心を感じてもらえるかが極めて重要と考えており、一人ひとりの不安に丁寧に応えられるようにしっかり取り組んでまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） たぶん分かっていると言えないと思うんですけど、20mSvこれ計算式分かりますよね。これは、あくまでもICRPの労働者に対する基準なんです。8時間が3.8 $\mu$ Svですよって働いて、あとは放射線の少ないとこ逃げて16時間を0.4がけしているんです。我々避難指示解除になって浪江町に住みます。住むってことは24時間恐怖にさらされるんです。その意味は分かるでしょう。それは、20mSv以下だからどうのこうの、国が言っているからで町が受ける自体がおかしいと思うんです。それ違いますか。逆に自分の子供達にそこで暮らさせますかって。だから、本当に安全安心にするには国の鵜呑みじゃなくて、本当に労働者の基準に対応するんじゃなく

て、本当にそこで暮らしていけるのかと。高齢者の方もこれを聞いてもう諦めている人結構いるんです。

あと、次の質問に入るけど結局放射線管理区域、前も質問したから分かりますよね。放射線管理区域というのは、内部被ばくまで計算しています。それで、 $0.6\mu\text{Sv}$ これ24時間計算で3カ月 $1.3\text{mSv}$ 、それを年間にすると $5.2\text{mSv}$ になります。それより高いところで。

**○議長（吉田数博君）** 松田君、そのペンのあれはご遠慮ください。どうぞ。

**○6番（松田孝司君）** だから本当に町民の安全安心を考えてもう少ししっかりした対策をとって欲しいと思います。

だから、もう次の質問入りましたけども、今準備宿泊で「いこいの村」とかなんか考えていると聞いています。そこは、確かに高瀬地区は除染しています。議長も前除染した現場一緒に見ていますが、その時 $3\mu\text{Sv}$ ありました、丈六公園で。だから、準備宿泊してそこに泊っても逆言えばそこに部屋に閉じこもって、景色が良いから丈六公園に行ってみるかかってそういうこともあると思うんです。そういう高線量、今度フォローアップしてもまだまだ高いところあります。ただ、その基準は町で示していないですけど、あとの責任誰がとるんだというのがありますからね、逆に。だから、そういうとこをどう対処するか、どう考えているかお伺いします。

**○議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（鈴木政己君）** ご質問にお答えします。

先程9番議員にお答えしたとおりでございますが、議員お質しの十分な線量低下が見込めない場所が生じた場合はどう対応するのかということでございますが、町としまして来年度事業としまして除染が終了いたしましたお宅を、ガンマカメラによる撮影の委託事業を予定しているところでございます。

その撮影結果や町民の皆様からのご要望で、宅地や公園などフォローアップ除染をする必要がある箇所が出た場合は、速やかにフォローアップ除染をするように、環境省に対しまして要望してまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（吉田数博君）** 6番、松田君。

**○6番（松田孝司君）** フォローアップ、フォローアップって環境省では悪いけど要は40から60%としか下がりませんって言っています。その中で高いところがあって、明示もしないでそこに入るわけです。そして、余計にいらぬ被ばくもすると思うんです。それを避けるためになんか立入り禁止とかしないとおかしいと思うんです、逆に。だから、誰も彼でも自由に出入りできるわけですから今度。今度バ



リケード撤去するといいました、来年度。その時なんかタブレットに載っていたんですけど、15歳未満は入っていただくなと妊婦の方はご遠慮くださいなんてなっています。もし、そうなれば今除染しても半分ぐらいしか下がらない中それですから、もし避難指示解除になると年齢制限とかはあるんですか。0歳からすると全部の方が避難指示解除になるわけですか、お願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

解除における対象者の要件かと思えますけども、たぶんちょっとその辺確認していないですけども、国の対象者の基準はないんでないかと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） だったらなんでも今バリケード外すのに基準いらないんで、それだけなるべく被ばくを避けたいから除染中でもとそう思っているんですけど、逆に除染しても今より半分から6割ぐらい減らないんですね。まだまだ高いところあるんです。それを避難指示解除で全部をオープンにしちゃうといらぬ被ばくをするか、それが心配しているわけです。言っている意味分かるでしょう、分からないですか。そういうところは真剣に町民の命を守るのが町の仕事だと思います。よろしく検討してほしいと思います。今もずっと放射能でいきますけども、放射線管理区域さっき言いましたとおりに特にそこは18歳未満ははっきり言って立入り、労働は禁じられています。そして、放射線マークをして指示し、子供を含む一般人の立入りは禁じられています。厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることの区域なんです。そこでは、物を食べることも飲むことも禁じられています。そして、寝ることもだめなところなんです。だから、放射線管理区域内の原子力発電所等の労働者がガンや白血病で亡くなられた場合、今現在労災認定がおりています。過去35年で10人が累積被ばく線量などに基づき認定され、累積被ばく線量5.2mSvで認定された事例もあると聞いています。原子炉等規制法という法律による公衆の年間の線量限度は1mSvと決まっています。あくまでも想定になるかもしれないですけど、避難指示解除で放射線管理区域より高いところで帰還して生活して、ガンや白血病が多発の恐れがあると思うんです。そうなった場合どう町として考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） ご質問にお答えします。

避難指示解除は、放射線による健康被害がないことが確実である

ということが、前提でなくてはなりません。

また、放射線の健康影響に関しましては未だ分かっていないことも多く、線量に対する安心の考え方も人それぞれであります。

そのため、線量低減や健康管理、相談等の取り組みにより、いかに町民の皆さんに安心を感じてもらえるか極めて重要と考えております。

まずは、町内の除染を早急に実施することは勿論、事後モニタリングやフォローアップ除染等がしっかりと機能するよう取り組むとともに、従来からの内部被ばく検査に加え、積算線量が随時確認できる個人線量計の配布、放射線相談員制度等を活用した対話による放射線リスクコミュニケーションなど、それぞれの不安に丁寧に応える体制づくりを進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 町民にいらぬ被ばくをそれは分かるんですね。ただ、現実に20mSvというのは、 $3.8\mu\text{Sv}$ をたぶん24かけて年間にすると33mSvぐらいになるんです。だから、あくまでも労働者の基準で今解除に向けて進んでいます。本当に安全、安心と言えるか本当に疑問だと感じています。そして、今も言いましたけど放射能というのは、本当に放射線にまだ見つかったのが120年ぐらいですね、今の科学では。その中で、今の知見ではまだまだ分からないことがあると思います。一番最初に見つけたのたぶんキュリー夫人だと思います。それは、もう120年前ぐらいですか。それで、もう全然なんにもないで被ばくして亡くなっていますけど、ただ今少しは化学は進んでいますけど、まだまだ分からないこといっぱいあるんです。でも、なるだけ町民に余計な被ばくをさせないようにするのが町の仕事だと思います。だから、放射線管理区域のように高いところで生活させて本当に避難解除して良いのかなと私は疑問に感じています。年間1mSvって法律があるのを我々に特化した法律をつくって20mSv以下だから帰れって、あれあくまでも緊急時の20mSvですね、いつの間にかもう平常時もそれで大丈夫だからってもう国はいつの間にかもう町民に安全安心で健康に暮らすような町にして欲しいと思います。

次の質問に入りますけど、タブレット配布事業について、今月から新機能もだいぶ増えて新たな展開に入っています。先月の全員協議会の説明で予算の関係もあると思いますが、来年度で一応終了予定とはしていました。ひと月で電源をオンした端末でもカウントして74%の利用率があるんです。それを新たな機能アプリを入れてあと1年で終わりだとそうすると結構みんな町民の方不安がると

思うんです。できる限り長く使って友好的利用をして欲しいと思うんです。そして、これから避難指示解除に向けて、そして復興住宅、公営住宅とか転居などでまた新たなコミュニケーションづくりなどにも、益々結構重要になると思います。今後の展開、そしてどう考えていますか、よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

平成27年1月から配布が始まりましたタブレットの申し込みは昨年12月末で終了いたしました。6952台のタブレットを町民の皆様にお届けすることができました。また、2月には簡単電話アプリ「つながっぺ」を公開しました。そして「なみえ新聞」「なみえ写真投稿」の改良版を昨日公開させていただきました。議員先程のご質問にあったように、さらに使いやすく、親しみやすいものとなっております。町と町民、あと町民同士をつなぐ手段としては、日常生活には無くてはならないものとして使っていただけるよう利用促進への取り組みを進めてまいります。

あと、個人が所有している、スマートフォンとかタブレットでも利用できるような対応を予定しているところでございます。今後、避難指示が解除され、帰還した町民の方々が生活に必要な情報を手に入れる手段としてや、しばらくは帰ることができずに、町外で生活を送る方が浪江町の情報を手に入れ、町とつながりを続けたい方のためにも、タブレットを利用した絆維持事業は、何らかの形を変えたとしても続けていきたいと考えております。来年度事業の中で、その点に関しても検討を進め、また国、県に対しても財政的な支援を継続するよう求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） もうできる限り長く続けて欲しいと思います。

あと、町民の方に言われるんですけど、確かに講習会はあるんですね。講習会は1日限りで終わりです。身近に誰か知っている人いれば結構そういう人は使い方知っている人いれば結構早く覚えるんです。だから、そういう地域と連携するような身近に使いこなせる人がいる人は習熟するんですけど、たまに講習会を受けただけでは一応電源は入れて見ることはできるんですけど、有効的に使うことはできないんです。そして、私先月オーバーして20日で使えなくなっただけですよ、使用量使いすぎて。そして、町に聞いたら7GBですか、それを10GBとか逆にいえば7GBからこういった部分は個人負担ですよってそういう体系にはなりませんか。ならないですか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 今のところはその上限の規制がありまして、それを越えた部分というか、そこになるともうシステムが動かないような形になっております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 使っている人は分かると思うんですけど、どうしても面白くなってずっと使いすぎちゃうんですよね。動画なんて見ると悪いけど1日見れば全部切れますから。それを、注意して私は個人的にスマホ、タブレット別に持って15GBやっているんですけど、もう少し容量大きくなると思っています。あと、何人かももう使いすぎて使えなくなったんだなんていう人もおられます。そういうのも検討もできればお願いしたいと思います。

次の質問、最後の質問で賠償に入らせてもらいますけども、現在精神的賠償、先程も言ったみたいですけど平成30年3月で終わると言われています。それで本当に良いのか。あくまでも空間放射線量を元に復元するまでは国は責任を負うべきだと思います。

昨年6月政府は「復興加速化」そして「自立」を前面に押し出して、来年3月末までに避難指示を解除し、その一年後までに精神的損害賠償を打ち切る方針を決めています。

県でも解除した区域からの避難者への住宅提供を打ち切る方針を示しています。

被ばくを避けるため避難した方々は住宅とか収入がなければ生活できません。

原子力発電所事故を起こしたのは東京電力かもしれませんが避難させたのは国です。

除染をしてもまだまだ元の放射線量には程遠い状況です。当たり前に何気なく暮らしていた環境にはなっていません。その中で政府が一方的に事故後6年での避難終了を決めるのは本当適切でしょうか。帰還を求められている自宅周辺は事故前、避難前とは全く本当に先程言いましたけど同じ土地であっても別な土地なんですよ。私達の心の中に放射能という恐怖と政府の欺瞞を与えてくれ、共に放射能に汚された土地を私達に新たに与えてくれたんです。その中で「自立」しなさいといっているんです。現実に精神的賠償や住宅支援などが次から次へと打ち切られれば避難者にとって大変なことになるのではないかと思います。どう考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

精神的損害及び家賃等の避難費用につきましては、中間指針において「避難指示解除後相当期間まで賠償」とされているとしており、

実態に応じて対応すべきであり、適正な賠償を求めてまいります。

その相当期間につきましても、避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断することを、今後も引き続き強く求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 町民の方は30年で打ち切られてもう全部国によって打ち切られるんだと不安がっています。今田んぼも耕作補償とか賠償今受けています。それも逆に2年で30年で打ち切られれば今復興組合とか作ってやっていますけど、あれは1反当たり3万5000円補助もあります。ただ、それもいつ打ち切られるか分かりません。みんな本当に結局支援を打ち切られたら、田んぼだって作る気もならないし、頼むにしても金かかるんだからってみんな言い始まっています。これ、分かっているんなら町としてしっかり発信して欲しいと思います。町としてここまで頑張って補償を継続してもらおうとかいってもらわないと、今国はもうみんな30年4月に打ち切るってみんないっているんです。だから、結局県外の方はもう県からもいって説明会で受けています。解除されたら、住宅支援は打ち切りますよって県で言っています。だから、我々は県内にいますから、県内にいけばそれだけ支援はしますよって、よその県外では言っているんです。だから、みんな打ち切られるんだなって不安がっているんです。町でもしっかりと町民に耕作補償にしても農事組合これ結局できる限り長く続けるとかいってもらわないと、結局金なくなったらみんなどうするんだべってもう目の前の話なんですね、2年後なんて。それどう思っていますか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 先程もご答弁いたしました、賠償の精神的損害と家賃賠償とについては、中間審においても避難指示解除後相当期間まで賠償という形でありますので、町としても実態に応じて対応すべきであると、適正な賠償を求めてまいるといのは、スタンスとして求めているところでございます。

あと、ちょっと営農再開支援事業につきましては、現在各地区においてそれぞれ営農組合が立ち上がっておりまして、今後農地の保全活動を10a当たり今議員がお質しのおり3万5000円の範囲内でやっていくということで、今緒に就いたばかりでございますので、これについては避難指示解除がされたということとはリンクしていませんので、営農再開ができるまでという形で今農水省にもその予算の措置について町、それから県も求めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 分かりました。その件を広報でしっかりと発信してもらわないと町民の方も本当に不安がっていると思います。そして、現在復興組合で働いている人も言っていますけども、俺らは悪いけどあと5年かそこらだよって結構高齢者が多いんですよ。だから、これから若手をどう育成するか、今の状態では本当に復興組合も厳しくなっています。現在、やっている人も俺もってあと何年だなんて、息子は戻ってこない、現実にそういう話も出ています。先先へと考えて本当に農業を継続するにしたって田んぼだって米1俵今7000円、8000円の時代です。それで、農業だけで生活していくの本当厳しいです。そして、かといって花卉栽培だってみんなで花卉栽培やったんだらもう単価下がります、必ず。だから、本当に農業で食っていけるのかなともうちょうど良い時期に避難ってのはこんなこと悪いですけど、本当に悩む時期にこんな事故が起きたわけです。だから、どうやって今後対策をとるのか。みんな機械だってもういらないうって騒いでいます。今後の農業、農事組合って復興組合だけで任せて良いものか、町としても積極果敢に取り組んで欲しいと思います。

最後の質問ですけども、先程もADRの件言いました。私は、簡単に言います。町長はまだ今のおりもう1回弁護士と相談して進んでいくと今言いました。私は逆に逆手にとって東京電力の土俵の上ののって、東京電力は個別に対応すると、確かにマニュアル作るのは大変だと思います。だから、そういうマニュアルを作って個別に対応する考えはないのかなと一応疑問に感じたもので、簡単にお答えをお願いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

ADR集団申立てにつきましては、浪江町支援弁護団と協議し解決に向けて、あらゆる手段を講じてまいります。議員お質しのおり、解決を願う町民の期待に沿うことができるよう、今後も全力を尽くしてまいります。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 本当に避難指示解除に向かって大変な時期にきています。そして、これ質問になかったんですけど、避難指示解除、先程の話だと20日頃ですか、検討委員会からきてあと判断するとなっています。その中で、町民説明会を早急にやるべきだと思いますけど、いつ頃の予定を考えていますか。お願いします。

〔「通告にないから」と呼ぶ者あり〕

○6番(松田孝司君) 分かりました。質問にないのは良いんですけど、町民は本当に大至急聞きたいと思っています。早急にやるようお願いして、一般質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(吉田数博君) 以上で6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

---

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長(吉田数博君) 1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

1番、渡邊君。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○1番(渡邊泰彦君) 議長から、質問の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

○議長(吉田数博君) 1番、マイク上手に使ってください。

○1番(渡邊泰彦君) 失礼いたしました。あがってますもんですから。議長より、質問の許可が得ましたので、一般質問させていただきます。

一括質問方式でよろしく申し上げます。

今回、29年3月の避難指示解除に向けてということで、その1点だけの流れの中で、7項目ほど質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、一つ目がスマートコンパクトシティということで、質問挙げおきました。

先日、課長からご報告ありまして、いよいよ浪江町もスマートコンパクトシティの策定に向けて始動したということを知り、私ももう今日で3回目になりますが、この質問をしておきまして、やっとやってくれたかなとすごく嬉しい気持ちで今この場に立っております。そこで、あえてその質問をもう1回するわけなんですけど、今コンパクトシティ、スマートシティとかいろんな言葉が出ていますが、それぞれの地方、または地域によって手法が様々になっているということでもあります。今の浪江町の現状、そして浪江町の今の地の条件を考えてスマートコンパクトシティの浪江町の基本的な理念、目標等があればお答えいただきたい。スマートというのは、今キーワードとして再生エネルギーということになってくるわけなんですけど、太陽光、風力、水力等々が今考えられてましたが、最近国は水素エネルギーということが注目されてきております。こんなことも一つの青写真を描くには取り入れていただければなんて思っています。また、コンパクトに関するキーワードもリノベーション

とって、浪江町もそうなんですが少子高齢化、人口減少これによって空き地とか空き家とかが完全に増えてくると、ましてや今原発事故で避難している間にもそういうのがもうどんどんどんどん家が風化していく。そういったことを考えればリノベーションをして、性能を向上して再利用するというような方法も取り入れていただきたいと思っております。そこで改まって前に戻るんですが、今回浪江町がこの青写真を描くにおいて、基本的なコンセプトがあれば教えてください。

二つ目は、その流れの中にもあると思うんですが、浪江町の交流・情報発信拠点施設整備事業についてお尋ねします。これは、先だって5回目の検討委員会が終わったと、次6回目の会議である程度計画の策定が出てくるんだと町長からの行政報告も今いただきました。完成まで5年という計画だと聞いております。確かにあれだけの土地をきっちりと獲得して、そして造成して整備していくというには当然のことながらある程度の年数はかかるんだろうという認識私自身もあります。やはり平成29年3月の避難指示解除に向けて、またその後の町民の帰還を促すためにも大変重要なプロジェクトであると感じています。やはり、早期整備が必要なものだなと思っています。内容等につきましては、ホームページとか課からの資料によって見させていただいたんですが、どうも2段階のオープンになると書いてありました。その初期オープン、要するに2年後を目指して初期オープン、そして最終的に5年後の最終オープンという形でいくのかなと思っていますので、もし初期オープンの内容はどんななのか。それとは、最終的にはどんなふうになるのかというのが分かればお答えください。

三つ目なんです。同じく114号線の拡幅についてご質問いたします。道の駅と114号線の拡幅は、去年国、県、町の説明会、地権者に対する説明会で同時に進行するんだという説明を受けました。私も該当者なんでその場にいたんですが、同じ114号線の拡幅の賠償と情報発信基地の賠償が一緒に始まるということなんです。1回目の説明会、昨年行われたんですが、2回目の説明会を平成28年度の春頃開催するというような約束をいただきました。春といったらなんか3月も春だし、4月も春だし、5月も春だし、結構長いんで、その辺町はどういう交渉をして説明会の時期がいつになったのか教えてください。

特に、114号線の拡幅事業と情報発信基地施設の両方に引っかかる地権者がいるんです。そうするとどうなるかという自分の土地が全く無くなる、自分の家が全く無くなって、なんか故郷でなくな



るような感じをするという地権者が数多くいます。その方とお話しすると浪江町に代替地が欲しいんだと、それに変わるものが欲しいんだという意見が多いんです。その辺を含めて町の考え方とすればどんなような変化になってきているのか。また、その説明会の時期をきちんと定めているのかというのをお答えください。

四つ目は、浪江町仮設商業施設についてご質問申し上げます。

平成28年10月にオープンを予定していると、計画していると、町民の帰還を促すためにもこの事業は大変重要だし、前回町の説明会では様々な質問とか意見とかでました。10月オープンに向けて現在どんな進行状況になっているのかというのをご質問いたします。帰還する上で、必要なものとして町民が2番目に要望しているのが、商業サービスの復旧と挙げられています。町長からの行政報告にもありましたが、今回浪江町商工会の会員の方に募集をしたと、その状況はあんまり良くないと私は聞いているんですが、その辺も含めてお答えいただきたいのと、今後一般募集、要するに商工会会員でなくても、一般募集しても良いかと思うんです。それによってこれをきちんと整備できれば、それに越したことはないと思うんで、その一般募集をこれからするのかと、その期間はいつなのか。さらには、オープンが今年の10月と設定されているんで、その辺のスケジュール的なものもちょっとお答え願えればと思っています。ちょっとほかの町の例で申し訳ないんですが、広野町で避難指示解除から4年経ってスーパーのイオンが進出してきたと、たぶん浪江町避難指示解除後数年間は公設民営で建てた仮設商業施設を町民の方が相当利用するかと思うんです。大手はある程度様子を見てくるんで、ある程度採算ベースにのるかなと思ったところで進出するというのが大手の考え方というんですか、常套手段だと思うんで、広野町も4年経って採算ベースにのるかなということで多分イオンが進出してきたと思います。そんな意味からも大切な計画なんで、その辺ちょっときちんとお答えいただきたいと思います。

5番目なんですが、浪江町に建設する予定の災害公営住宅についてです。これも29年3月に避難指示解除するという事において非常に重要な町の計画だと思います。28年度の予算書を見ますと、相当な金額が計上されておるわけですが、またもう一つ雇用促進住宅の改修工事、こんなことも非常に帰還を促す意味でも大切な事業になってくると思います。浪江町が参考にしてた岩手県の宮古市の資料を担当課からいただいています。1号、2号両方ありまして、1号棟の改修に約7カ月かかっています。2号棟も7カ月かかって、合計で1年2カ月ほどかかっているんですが、災害公営住宅、この

雇用促進に関しては非常に町民が帰るということに関しては、本当に大きな役目を果たすんだろうと思っています。これもほかの町のことで申し訳ないんですが、檜葉町が昨年9月避難指示解除をした時に、私ら研修で行ってきたんですが、最初約3%ぐらいだったらしいです、戻ったのが。それが、5%になり、ちょっと2、3日前の新聞だと思いますが、8%近くなっているんです。半年経って8%ぐらいにはね上がったって言ったらかおかしいですけども、戻りが多くなってきたと、多分浪江町も同じような状況になっていくのかなと考えています。少しでも帰町する町民を増やすためには、整備事業大切です。スピードアップしないといけないんで、その辺災害公営住宅のスピードアップそれと雇用促進住宅の改修のスピードアップをどのように考えているか教えていただきたいということです。

6番目が、仮設の浪江診療所です。これについてご質問申し上げます。現在解体中の旧浪江町民第2体育館跡地に建設されるわけですが、浪江の診療所は29年3月に一応開設の予定だということで、計画どおり進行しているんだと思いますが、人員配置において問題になるのが、常勤医、看護婦、事務員等の確保だと思います。町の動きについては、ある程度私も報告は受けているので分かるんですが、あと残り1年ということになってくると直前にいろんなこと動いたんでは、当然中々難しい問題ですし、ある程度目処を持って動かないと中々大変なんだろうと思います。ましてや500平米の広い診療所なもんですから、町民も利用する上では非常に便利な施設になるのかなと思っています。帰還する中で、一番必要なものということで、町民が挙げているのが医療、介護の復旧ということになっていまして、最大の関心がここにきているのかなと、担当としては非常に大変なことなんだろうなと思っていますが、この辺ちょっとゆっくりどういった今手法でどういった形で常勤医の交渉をしているのか、看護婦の確保をしているのか、事務員の確保をしているのかを詳しくお聞かせください。

最後に避難指示解除に関する有識者検討委員会についてご質問申し上げます。これも町長の行政報告にございましたが、5回目が終了して6回目を残すと、その6回目において最終的といいますか、町に対しての報告書が提出されるということでもあります。担当課からもものすごい分厚い資料いただいています。私も読むのに大変だったんですが、かなりの資料を読ませていただきました。それと、今ホームページでも議事録を含めて公開したのを見ますと、我々が想像していた以上にいろんな分野において検証しているんです。少

なくとも原発事故の収束の状況から除染の進行状況、農林水産業、商業、工業、サービス業の復興とか、あと事業再開見通しに関してとも検証しているんです。それと、ハード面のインフラもソフト面のインフラもあらゆる項目について検証しているんで、ちょっと中々短期間でやることにしては随分項目が多いなと思っているんです。これをやらなきゃいけないからやっているとは思いますが、必要事項が多すぎて中々きちんとした検証するのは難しいのかなと私は今思っているんです。町長の今行政報告の中で、今月中にとということに期間を限定されていますが、できれば6回目を開いていただいて、もし検証が少し時間がかかるようであれば1カ月、2カ月長くとっても丁寧な検証が必要なんじゃないかなと私は思っているんです。多分、最大の浪江町の判断になると思います。浪江町の大きな判断をする、その方向性が決定することなんで、期間ありきではなくてある程度柔軟な判断が必要なことなのかと思っていますので、その辺町長の考え方ちょっとここお聞きしたいなと思っています。

以上、1回目はこれで終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 平成29年3月避難指示解除に向けての7番の検証委員会の検討についてお尋ねしますということのご質問にお答えをいたします。先程8番、9番議員にも答弁させていただきましたが、避難指示の解除は、町内への居住が可能となって復興をさらに加速するためのスタートラインであると捉えております。まずはそうした状況をつくることが重要だと思っております。

一方、実際に町内に住むことで様々な課題が発生することも想定されまして、避難指示が解除になったからといって、直ちに震災前と同じような状況とはならないと考えております。

そのため、避難指示解除に向けて確実に取り組むべきこと、さらには避難指示解除後も引き続き取り組むべきことがあると考えておりますので、検証委員会の報告を参考にしながら、議員お質しのとおり町としてそれらをきっちり整理をして、町民の皆様と意見交換をしながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以下の質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、(1)のスマートコンパクトシティについてのご質問にお答えいたします。

浪江町復興計画及び復興まちづくり計画で掲げる、再生可能エネルギーの積極的導入、エネルギーの地産地消という目標を実現する

ため、平成27年度スマートコミュニティ導入促進事業のうち、スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業というものに申請して過般採択になりました。その事業を、当該事業を実施予定でございます。

本事業では、再生可能エネルギーの最大限利用を実現するため、ICT技術を活用し、施設自身での最適な電力利用の実現、さらには、関係施設での電力を融通しあう等の仕組みを浪江町において実現するため、事業のマスタープランを策定するものでございます。

帰還当初は、事業所及び一般住宅等の需要が少ないことが予想されますので、役場庁舎や、交流・情報発信拠点等の公共施設を中心として、まずはコンパクトなエリアで、新しい暮らしの構築を目指します。その後、事業採算性・継続性を確認しながら、一般住宅や、その他の地域での展開も検討してまいりたいと思っております。

続いて、(2)の浪江町交流・情報発信拠点施設整備事業についてのご質問にお答えします。

第4回検討委員会において、施設配置の考え方や施設整備にあたっての基本コンセプトについて多数意見が出されました。3月1日行われた第5回検討委員会で、改めてご検討いただき、基本的な方向性が確認されたところでございます。

基本コンセプトとして「みんなが集まり、なみえを未来につないでいく場所」、基本方針として、「交流」、「発信」、「成長」をつくりだしていく場とすること。あと、施設配置案として北側に拠点施設を集約、南側に駐車場を整備する配置案が妥当との意見をいただいたところでございます。

また、委員会においては、様々な導入機能について検討がなされましたが、町民の交流や情報発信などの中心となる施設として、復興に向けて必要かつ重要となる機能を、先行して整備するものとし、他の機能については復興の進捗（利用者数とか担い手の確保状況とか）を考慮しながら、第2期分として整備する方向が確認されました。

今後は、3月28日に実施される第6回検討委員会において、これまでの検討内容を取りまとめた報告書が町に提出される予定となっておりますが、町といたしましては、報告の内容を踏まえて、交流・情報発信拠点の基本計画を取りまとめてまいる考えでございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 国道114号第2工区拡幅事業についてお答えいたします。

昨年9月に地権者に対する事業説明会を行い、その後は、調査・測量・設計を実施しています。次回の計画に関する説明会は、平成28年度の早い時期に実施したいと聞いております。

現在、道路計画を策定するため、浪江町交流・情報発信拠点整備事業及び国道6号との調整をしているところであります。

先程代替地についてのお話がありましたけれども、国で買収する分、県で買収する分、町で買収する分、さらには代替地として提供していただく方の調整ということが必要となります。そういったことができるかどうか持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） （4）浪江町仮設商業施設についてご質問にお答えします。

現在の進捗ですが、入居を希望される方が5社、業種別にみますと小売業が1社、飲食業が4社になります。今月10日が締め切りとなっておりますので、入居希望のなかった業種においては3月中に公募をいたします。公募の方法としては、ホームページへの掲載やメディアの活用のほか、以前よりお問い合わせいただいている方へ募集のご案内をさせていただく予定であります。

また、現時点で回答いただいていない事業者への意向確認も行っており、今年度中の事業者の決定となるよう進めてまいります。

なお、公募した場合にも、当初の計画どおり10月オープンに向けて取り組んでまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） （5）浪江町内に建設予定の災害公営住宅についてのご質問にお答えいたします。

幾世橋地区の災害公営住宅整備につきまして、現在、造成実施設計及び建築基本設計を実施しているところでございます。造成工事は本年6月頃の発注を目指しておりまして、この時期と並行して建築実施設計を行うことを予定しております。

標準工期では相当の日数を要することから、現在、計画区域内で工区を分けて工事を行うなど、早期供用に向けた工夫を検討しているところでございまして、平成29年度早期の一部供用開始を目指して取り組んでおります。

なお、入居募集の時期については住宅整備内容の全体像をお示しできる来年度下半期頃になるのではないかと予定しておりますが、避難指示解除時期も考慮する必要があると考えておりまして、さらに詳細な時期に関しては今後お示ししていきたいと考えております。

す。

また、雇用促進住宅80戸につきましては、来年度早期に改修工事の工事発注を行い、平成29年3月の完成を目指したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） では、（6）浪江診療所についてご質問にお答えをいたします。

浪江診療所の工程につきましては、現在、整備予定地の旧第2体育館の解体も終わっており、今年度に基本実施設計、28年度当初に建設工事を着工し、平成29年3月の開所予定となっております。

工程が遅れることのないよう整備を進めてまいります。

次に、常勤医、看護師、事務員等の確保について、町の動きについてのご質問でございますが、確保に向け、町のホームページ等での募集紹介を行うとともに、関係各位のご協力を得ながら確保に向け、現在直接相手様とお話をさせていただいているところでございます。

しかしながら、町だけではどうしても限界がありますので、今後も国、県及び関係機関へ協力を求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 質問の内容が全部うまく伝わって大変良い答えだけをいただいて有り難く思っていますが、4番の浪江町仮設商業施設については若干再質問させていただきます。

今、応募状況を聞きましたが、10月にオープンするとなると約半年ぐらいですよ、建設期間が。そうなる何店舗になるかというのはこれからなんだと思いますが、せっかく応募していただいたということであれば、即座に実質的な作業に入るべきかなと私は思っています。それは、なぜかと言いますと、先程も言いましたように、中々大手が入ってこれないという状況の中で、町民が商業施設が必要なんだということで2番目に挙げているわけです。今、おそらく生業として浪江町の仮設商店街が成り立つかという多分それは今難しい状況なのかなと思っています。その中で応募していただいている方というのは、ある程度浪江町の復興に協力したいとか、そういったすごく良い考え方で応募している業種だけだと思うんです。そういった方が応募した時には、すぐにまた集まって説明会をして具体的な内容を検討していくべきかなと思っています。先程申しました一般募集もどうもするという事なものですから、その一般募集も早急にやっていただいて、それらの方も商工会の中で応募できていない業種がくれば即座にやっぱり呼んでやっていくとそう

いう積極的な姿勢が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

今回の仮設商業施設の工程につきましては、こちらとしては3月中に入居業者を選定し、速やかに今議員お質しのようにそれぞれの業種ごとに設計協議をして、仮設店舗の着工をみたいというところでございます。おっしゃるとおり、もう公募なり、今入居を希望される業者がきていますので、どんなに遅くても3月中に設計協議の前段というかこういう形だという形でありますから4月にはこういう形で設計の準備をして役場庁舎南側に仮設商業施設を立ち上げるということで時間的に6カ月というところでぎりぎりの仮設の形で6カ月が通常の工程かなと思いますので、速やかに事務を進めたいと思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 以上で終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで2時50分まで休憩をいたします。

（午後 2時39分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時50分）

---

#### ◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 15番、馬場績君の質問を許可いたします。

15番、馬場君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

一、炉心溶融基準公表隠ぺいと東電幹部の強制起訴の問題であります。

ふるさとを破壊し、家族をバラバラにし、ふるさとを奪った世界最悪の東電福島原発事故から5年が過ぎようとしています。

しかし、いまだに原発事故は収束せず原発避難の被害は拡大し、時間の経過とともに問題が深刻かつ複雑になるばかりであります。流れ込む地下水と増え続ける汚染水、溶け落ちた核燃料の姿、形も不明、デブリ取り出しの対策は未知の世界です。2月末現在浪江町の震災・原発避難関連死は直接死の約2.1倍に上る382人、行政報告

では382件という報告がありました。県内だけでも仮設・借り上げ住宅に4250戸、8062名、県外に約6500名の町民が避難生活をいまだ強いられております。年々増え続ける仮設住宅孤独死は既に県内66名、また、昨年の朝日新聞12月28日の報道によれば震災・避難関連自殺者は毎年二桁、これまで被災3県の中で福島県が80人と最多であることが明らかにされました。「帰町への夢と希望が今の自分を励ましてくれる」、そう話す人もいれば、「放射能に汚染され、廃屋同然の我が家を見ると悔しくて言葉にならない。どうすればよいのかわからない」、「夜眠れない」と、迷い続ける自分を責める方も多数おられます。

変わらないのは東京電力の隠ぺい・避難者より会社の利益優先の無責任体質であります。今、県民の怒りを巻き起こしているのが炉心溶融基準の隠ぺいであります。去る2月24日、東電自らマニュアルの存在と誤りを認めたとはいえ、我々県民と国民にこの5年間、ウソ・ゴマカシを続けてきたことを指摘されても弁解の余地はないでしょう。当時の民主党政権にも責任があることは言うまでもありません。

指摘すべきその第一は3月12日、1号機で水素爆発、その日のうちに当時の原子力安全・保安院は「1号機で炉心溶融の可能性」と発表しました。ところが東電は3月14日に3号機、炉心溶融25%、1号機55%の「炉心損傷」と発表しました。炉心損傷です。先程炉心溶融と言いました。事故の二日後の時点で「炉心溶融」と判断できたのに、それでも炉心損傷と説明していたことです。炉心溶融と認めたのは2カ月後の5月になってからです。

その二は、これまで「炉心溶融の基準はなかった」と虚偽の説明をしてきたことでもあります。

そして5年後の今になって「炉心損傷が5%を超えれば炉心溶融」と判定するマニュアルの存在を認めたことです。

何が問題なのか。メルトダウンしていたことが判れば浪江町の事故後の避難の対応は変わっていたことは間違いありません。町民・県民に対する命の冒瀆であり、許される行為ではありません。繰り返す東電の隠ぺい体質は原発の運転、営業運転と営業の資格などないと言わなければなりません。また、原発の設置・運転の許認可権を持ち、原子力の災害の対応について全ての権限を持つ国の責任も極めて重大であることを指摘せざるを得ません。

そこで質問いたします。

①緊急事態通報及び浪江町との通報連絡協定違反であることは明らかであり、東電の重大な過失に対して町はどう対応するのか。



②福島復興本社林副代表が認めたように、そのマニュアルは社内教育にも使われていたことが明らかになりました。東電の隠ぺい体質と真相解明の対応についてお答えください。

また、去る2月29日東電福島第一原発事故について元東電役員三人らが業務上過失致死傷罪で東京地検に強制起訴されました。私がこの報道に触れたとき事故発生直後から東電は「津波は想定外」のものと繰り返し、責任を回避しようとしております。いまだに「人災」であることを認めておりません。いよいよ裁判で東電の責任と事故の真相を厳しく問われることとなります。検察審査会の強制起訴は当然であると思えます。

国会事故調が12年7月に出した最終報告は、福島原発事故は「想定外」ではなく、政府と規制当局、東電が津波対策を先送りしてきたことが「事故の根源的原因」と指摘し「自然災害でなく人災」であったと断じました。事故の責任と今回の起訴に対する町の見解をお聞かせください。

原発の再稼働についてであります。

3月4日の朝日新聞県民世論調査では再稼働「賛成」10%、「反対」77%、全国では「賛成」31%、「反対」54%です。福島原発事故から5年の今を見れば、原発再稼働など論外というのが世論の本流と言えるでしょう。関西電力高浜原発4号機で運転再開3日後に原子炉が緊急停止するという重大事故が起きました。安倍首相が言う「世界最高水準の原子力規制委員会の審査規制基準に適合」したとされたのが高浜原発4号機であります。そして運転を再開しました。しかしいまだに原子炉緊急停止の原因がわからないという状況です。それでも安倍政権は原子力規制委員会の審査に合格した原発は再稼働させる、輸出もすると強引に推進しております。原発は技術的に未完成であり、後始末も出来ない、まさに幾多の問題を抱えている極めて問題のあるものであります。にもかかわらず、原子力規制委員会は40年を超えた高浜1、2号機についても再稼働を認めようとしております。原発の安全神話であります。共同通信アンケートでも、浪江町を含む県内48町村は原発依存の低減であります。推進すべきは再生可能エネルギーの大転換と強固な支援策ではないでしょうか。

福島原発事故の責任と真相解明なしに再稼働などあり得ないとする立場を浪江町は発信されるか、明快にお答えください。

先程も議論されました、国の解除三要件の問題と矛盾についてであります。

政府は昨年6月12日、福島復興指針の改訂を閣議決定しました。

その「はじめに」のところで、「長期にわたり避難状態が継続していることに伴う課題も顕在化してきている。一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくためには、これまで以上に対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していく必要がある。」とあります。具体的に示されたものはなにか。帰還困難区域以外の避難指示を2017年3月までに解除する。避難解除の時期にかかわらず慰謝料の支払いは2018年3月までとする。避難指示区域の営業損害賠償と避難区域外の商工業者の風評被害賠償は2016年度まで延長する、それで終わりというものであります。要するに帰れる状況がないのに、いついつに「避難解除・賠償打ち切り」の方針を示したということではないでしょうか。この問題の根底にあるのが「安全」の指標としての年間放射線積算線量20mSvであります。ここでお尋ねいたします。

一つ、放射性物質汚染対処特措法の基本方針では「長期目標が1mSv以下」とあり、除染の目標は毎時0.23 $\mu$ Svではないでしょうか。

二つ、とすれば三要件にある「20mSv以下」は「20mSv安全論」となり、これを避難解除の物差しにすることは明らかに問題であります。大きな矛盾であると思います。どうお考えなのかお答えください。

では、浪江町はどうあるべきなのか。放射線からの「防災」と住民の安全という立場から1mSv以下を堅持し、インフラと医療・介護福祉など生活関連の十分な整備、子供の安全な生活環境が確保できる除染の徹底が解除の基本要件であると思います。町長に答弁を求めます。

12月議会で「除染終了地区の町独自の線量調査の実施と、フォローアップ除染を求めていく」との答弁がありました。線量調査結果とフォローアップ除染の実態についてお答えください。

浪江町の避難指示解除条件に関する有識者検証委員会は昨年9月30日に立ちあがりました。町長は第1回の会議で「避難指示解除の妥当性を町が判断するに当たり、避難指示解除に必要な項目の整理・検証、帰町時に考慮すべき施策等の提言を頂き、町としてはそれを踏まえ、慎重に整理したいと思います。」と挨拶されております。今日の行政報告にもありました。

検証委員会の提言は3月ということでありませけれども、もう既に3月に入っておりますけれども、いつになるのか。提言に対する町の整理・集約、また議会との協議、それを踏まえた住民説明会開催はいつ頃になるのか、お答えください。

町の避難解除の判断はいつ、どのように行われるのか、お答えく

ださい。

勿論、町民の戻る自由、戻らない自由、しばらく考える自由を尊重すべきことは言うまでもありません。そこで重要なことはいくつかの自治体で問題化している強引な解除時期の決定にならないよう、国主導ではなく、町民の意見に十分耳を傾け、議会との協議を踏まえ、解除時期を判断されるべきであると思いますが、町の対応についてお答えください。

環境省は森林除染について、昨年12月21日、環境回復検討委員会で「森林周辺の居住者の除染は、林縁から20mまでとする除染の範囲」いわゆる居住地から20mということです。とする方針を示し、了承されました。谷間にある高線量の居住地など例外的に20mより広げる」ともありますが、それはエリアA、Bであり、除染の範囲は限りなく20mとするものでした。浪江町議会は全員協議会で議論を重ね、1月22日、環境省や復興庁に対し「県土の7割が森林を占める福島県の復興・再生はもとより、全町避難を余儀なくされている浪江町、町民にとっては町全体の約7割が山林であり、その8割が年間追加被ばく50mSv超の帰還困難区域にあり、森林それ自体が生活圏そのものであります。したがって森林除染の実行は特別に重要な地域再生の課題である。」ことを強く求めました。この問題で森林除染の問題で県内から批判が相次ぎ、今年に入って環境省は「里山」について市町村と協議し、三省庁での協議について、除染の方法や範囲について検討するとしておりますけれども、明確ではありません。具体的ではありません。

そこで、①町は国の責任で森林除染計画の策定や計画的な除染の実施、また国・県と連携した里山再生を一体的に進める除染計画の作成を求めるなど、具体的な提言と要望をされたか。あるいはこれからされるかお尋ねいたします。

②帰還の基本的条件の第一は生活圏の安全確保、即ち環境回復であります。生活圏である里山再生と里山除染は一体であるという立場から復興計画を見直し、改めて策定されるか。策定されるとすれば見直し策定されるとすればいつになるのかお答えください。また、帰還困難区域の荒廃の現状はお分かりだと思います。

③帰還困難区域の保全対策はどうあるべきと考え、具体的な保全対策を今後どのように進めていくのか、明確にお答えください。

地域防災の問題であります。

第一点は、原子力災害と避難指示の在り方についてであります。原発事故の緊急事態は継続中であり、あの原発事故で国、東電から何の連絡もなく「ただちに健康に影響するものではない」との

政府のテレビアナウンスで、町民の避難先である津島地区は高濃度の汚染地区であったという歴史の悲劇を二度と繰り返してはなりません。しかし、原子力規制委員会はSPEEDI削除を決定し、国の原子力災害対策指針からSPEEDIの活用について削除されました。これ自体問題ですが、再度の原子力災害を想定すれば迅速な放射能汚染拡散予測、いわゆるSPEEDI的なもの、それに基づく避難指示が決定的であることは我々が経験し、そのことが最大の教訓であることは繰り返すまでもありません。県に放射能拡散予測のシミュレーションの実施と正確な情報開示を求めるべきと思いますが、どう対応されるのかお答えください。

また、避難指示解除は運転免許のない人、体の不自由な人や一人暮らしなどいわゆる災害弱者と言われる高齢者などの先行帰還が予想されます。避難対策要援護者の避難計画と避難対策とその方針についてお答えください。

第二点は、安定ヨウ素剤配布の問題です。安定ヨウ素剤は事前配布とし、緊急事態を想定しその範囲は必要数を確保するためにも30km圏までに広げた原子力防災計画の見直しをすべきではないかという問題です。お答えください。

去る3月5日のNHKスペシャル、「原発避難7日間の記録」で津島に避難した時に町は安定ヨウ素剤を津島に持ち込んでいたという事を私は初めて知りました。結果として配布しなかったという事です。原発事故との因果関係は証明されていませんが、福島県の甲状腺検査では、昨年12月31日現在、がんと確定されたのが116名、がんの疑い50名であります。浪江町の子供達のB判定53名のうち、2次検査で「悪性ないし悪性の疑いあり」と確認されたのが4名であります。また町独自の検査ではB判定がこれまで11名確認されているのが実態です。服用指示は難しい問題かもしれませんが、三春町は独自の判断でヨウ素剤を服用させました。被曝の問題ではあくまでも安全の側で行政が対処することに町民は理解を示すものと私は確信いたします。その立場からお答えください。

第三点は、広域避難を想定した他町村との協定など、より広く、より安全な住民避難について、どのように検討されているかお答えください。

浪江町は今、交流と情報発信の拠点として道の駅整備計画を進めており、我々議会総務常任委員会も去る2月22日、岩手県遠野市の「道の駅遠野風の丘」を視察調査してきました。東日本大震災のときには、内陸部にある地理的条件を生かし後方支援の拠点として大きな役割を果たしたそうです。同時に非常用電源が使えない。電源

が切れたため、トイレが使えない、水がない、風呂がない、防災設備がないという反省から、その後県事業を活用し、それらの整備を進めることができたということでもあります。

整備される「浪江道の駅」は、地域防災という位置付けを明確にし、道路情報板の設置や非常用電源、水や緊急用の防災設備などを配備すること。また、行政は勿論、消防や警察と連携し広域情報機能の提供など、大震災と原発避難の教訓を生かした道の駅整備を進めることが重要であると思います。どのように整備検討されているかお答えください。

賠償と避難者生活支援であります。

いまだに3000人を超える町民が仮設住宅で暮らし、5年が過ぎようとしております。後でも取り上げますが原発避難者向けの復興公営住宅は4890戸の県の計画に対し完成はいまだ1005戸、2割に留まっております。まさに人権問題であり、住まいと暮らし、生業が戻らなければ復興とは言えません。そんな避難者に新たな不安を引き起こしているのが避難前、借家に住んでいた方に届いた東電からのチラシです。「住居確保にかかる費用の賠償のご案内（借家）」というお知らせです。特に相談に来られた方の不安は「新たな借家と従前の借家との家賃相当額（8年分）及び礼金等の一時金差額相当額として一人世帯162万円（一人増えるごとに61万円を加算）を賠償します」という問題です。月平均2万円です。そこで質問いたします。

①家賃の差額賠償を請求することで「自立したもの」と東電が決めつけ、就労不能損害の賠償や、今受けている人でもですよ。借り上げ住宅の継続や、その家賃の賠償請求が打ち切られるのではないかと、という心配であります。行政報告にもありました。供与期間29年3月まで延長とありますが、極めてその後のことが心配であります。新たな問題がはらんでいるのではないのか。明確にお答えください。

固定資産税は地方税であっても原発避難は国の指示で行われ、県外避難者は沢山いる。なぜ県外避難者は固定資産税が課税されるのか。免除について強い要望がありました。

そこでお尋ねいたします。

②避難指示区域内の住民が県外に避難し、土地、家屋などを購入した場合、固定資産税課税免除措置は該当しないのはなぜか。県外避難者に対する差別的課税の見直しを求めるか、お答えください。

復興公営住宅整備の遅れについては先程指摘した通りです。町民の住居確保に重大な影響を及ぼすものであり、復興政策の怠慢であ

ります。県は4890戸の建設計画の方針に変わりはないのか。浪江町の必要戸数の確保は出来るのか。遅れている理由と全体完成の目途はどうなるのかお答えください。

3月5日の福島民友、「復興の道標」の記事を読まれた方も多いと思います。取材に応じたKさんは「5年が経過し、『賠償はもう打ち切りだろう』という覚悟をみんな持っている。しかし先が見えないので事業再開を目指すにも廃業するにも決断ができない」。「帰っても地獄」。「どの道を選んだとしても、自立のためのサポートはしてほしい」。これは事業者の声ですが、埋めることが出来ない避難者の共通の不安、悩みであると思います。それを代弁した声であると思います。『長期避難と自立へのサポート』、つまり心と体と暮らしの再建に悩みは尽きないという事をしっかり受け止め、被災者に寄り添った長期支援が求められると思います。その強いメッセージでもあると思います。生活再建の相談と支援、復興住宅や仮設住宅で孤独死を出さない取り組み、他町村と混在する復興住宅自治会活動をどう支援するのかなど、横断的な情報の共有、それは大事でありますけれども、具体的な町の取り組みの現状と課題について、お答えをいただきたいと思います。

最後に、安倍政権の明文改憲発言についてであります。

安倍首相は3月2日の参議院予算委員会で「(憲法改正を) 在任中に成し遂げたい」と発言しました。私は重大な問題が二つあると思います。

一つは憲法99条に違反していることです。ご承知のとおり憲法99条は、首相をはじめ閣僚、国会議員、裁判官その他の公務員に対し憲法擁護義務を課しています。それは憲法が最高法規(98条)であり、全ての国家権力を制限するものであり、「憲法違反」の国家の行為は「無効」とされているからであります。その根底には戦前の独裁政治の反省のもとに確立した『国民主権』という民主主義の原理原則によるものでもあります。したがって、改憲の発議権がある国会議員の主張ではなく、公務員である内閣が憲法を無視し改憲を主張することは、明らかに憲法99条に真っ向違反であります。その資格にかかわる問題であると思います。要するに安倍首相は憲法の上に己を置く姿勢であります。明らかに憲法違反であるということではないでしょうか。

二つは、憲法違反の安保法制、いわゆる戦争法強行と立憲主義の問題です。

憲法9条2項の戦力不保持のもとで「海外での武力行使は認められない」としてきた歴代の政府解釈を一内閣で勝手に「変更」し、

アメリカの戦争に自衛隊が世界のどこにでも出かけて武力行使ができる、いわゆる「集団的自衛権の行使」を可能としました。安倍首相が繰り返す明文改憲発言は立憲主義の核心的規定を根底から踏みこむものであります。看過することができない重大な発言でありました。

ご承知のとおり、今国会に民主党、共産党、維新の党、社民、生活の野党5党は安全保障関連法を廃止する法案を共同で国会に提出しました。一部メディアでは「野合」などと報じていますが、今直面しているのは「再び戦争する国になるのか」「立憲主義を守るのか」という国の形にかかわる問題であり、明確な一致点での野党と市民連合の共同は決して「野合」等ではありません。

最後にお尋ねいたします。集団的自衛権行使容認の安保法制と明文改憲の発言に対する町長の見解を求めて、ここでの質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず東電の炉心溶融基準公表隠ぺいの対応及び強制起訴に対する見解についての大きな（1）判断基準隠ぺいの対応についてのご質問にお答えをいたします。事故時における通報連絡協定が履行されなかったことは大変遺憾であり、協定が履行されていれば、少なからず避難等への対応が変わっていた可能性があります。今回の件も、東電社内の原子力災害対策マニュアルがきちんと浸透し、その炉心損傷割合から炉心溶融の判断がきちんと行われていれば、しっかりと報告された可能性もあると考えております。今後も東京電力に対しては、通報連絡協定を履行できなかった反省のもと、通報はもとより、それ以外の情報についても包み隠さずしっかりと伝えていくよう強く東電の方には申し入れたところであります。

②東電の隠ぺい体質と真相解明の対応についてであります。東京電力においては、事故前、事故後と隠ぺい体質は変わっていないと思っております。今回の報道された事案もまたかという思いでございます。先の質問への回答でも申し上げたとおり、原因を究明することはもちろん、通報連絡、情報の公開など、しっかりと伝えていくよう強く東電に申し入れたところであります。

それから、東電幹部強制起訴についてのご質問にお答えいたします。

原発事故は人災であると考えております。その上で、今回の強制起訴については、訴訟に関することなので発言は差し控えたいと存じますけれども、裁判を通して、東京電力の責任と、事故の原因究

明をしっかりと明らかにしていただきたいと思っております。

②福島原発事故の真相解明なしに再稼働はあり得ないとする立場を発信されるのかというご質問にお答えをいたします。

常々、再稼働について議員の皆様方を始め、マスコミなどから問われることがございます。原発事故の被害を受け、避難を強いられている、このような状況を鑑みて、私は原子力発電所の再稼働には反対の立場であります。また、議員お質しの原発事故の真相解明は、再稼働と組み合わせて考えるのではなくて、真相解明は真相解明として、しっかりと事故の原因究明を行っていただきたいと考えております。

これらのことは、福島県民すべての願いでありますので、これまでどおりに浪江町長としてしっかりと内外に発信していきたいと考えております。

それでは、最後の6の安倍政権の明文改憲発言の見解を問うというご質問にお答えいたします。

安保関連法制度の問題については、以前より閣議決定による憲法解釈の変更で対応しようとするところに大きな問題があるのであって、法案の成立過程においても国民不在でかつ強行に成立させた印象が否めない点についても大きな疑問をもっております。大半の国民も同様の意見であると考えております。明文改憲の件につきましても、戦力保有の合憲化など、日本が世界に誇れる平和憲法の精神を揺るがしかねないものであると認識しており、引き続き、私も微力ながら機会があるたびに平和憲法の尊さを発信していきたいと考えております。

私の答弁は以上であります。その他の質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは大きい2番目の避難解除と町の対応について、(1)解除三要件の問題と矛盾を問うについての質問にお答えいたします。まず一点目の特措法基本方針では「長期的な目標が年間1mSv以下」とあり、除染の目標は毎時0.23 $\mu$ Svではないのかということでございます。

議員ご指摘のとおり、放射性物質汚染対処特措法の基本方針において「追加被ばく線量が年間20mSv未満である地域については次の目標を目指す」として、「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1mSv以下となること」と記されております。また、環境省によれば、追加被ばく線量年間1mSvを1時間当たりの空間線量に換算すると毎時0.23 $\mu$ Svに当たるとされております。



それから「年間20mSv」を避難解除の物差しにすることは明らかに問題であり、矛盾しているのではないかというご質問でございます。6番議員にも答弁したとおりでございますが、年間20mSvという基準は、あくまで国が示した避難指示解除の要件でございます。町民の皆さんの安全を確保するという点では、長期的な目標である年間追加被ばく線量1 mSv以下を目指し、できる限り線量を低減させることが大事であります。

議員ご指摘のとおり、インフラや生活関連サービスの整備は勿論、特に、学校や通学路等における除染作業を徹底し、子供の生活環境における十分な放射線量の低減を図ることは必須と考えており、今後とも長期目標である年間追加被ばく線量1 mSv以下を堅持し、必要な措置を国に求めてまいります。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ②除染終了地区の町独自の線量調査結果を問うのご質問にお答えします。現在、ガンマカメラで公共施設等の撮影を順次行っているところでございます。また、町民の皆様から除染がされていないのではないかとのご相談を受けました案件につきましても撮影等も行いまして、結果を環境省に報告しまして速やかに適切な対応をとるよう要請を行ってきたところでございます。

しかしながら、公共施設の撮影を行った結果、やはり撮影時間を相当要しますことから、本格的な撮影につきましては次年度に委託事業として、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

③フォローアップ除染の実施状況を問うのご質問にお答えします。フォローアップ除染につきましては、除染後半年から1年後に事後モニタリングを行いまして、その結果、異常が確認された箇所につきまして実施することになっているところでございます。現在その1工事の酒田地区でございますが、昨年11月中旬から1月下旬にかけて実施されました事後モニタリングが終了いたしまして、現在環境省が結果をとりまとめしているところでございます。その後その結果に基づきまして、フォローアップ除染の対象箇所がありましたら、実施することとなっているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） （2）有識者検証委員会の提言と住民説明会についての①避難指示解除に対する具体的項目は整理、集約されているのかを問う。②住民説明会はいつどのような形で開催するのかというご質問にお答えいたします。

現在、検証委員会において避難指示解除に関する具体的な課題を整理しているところであり、3月22日開催予定の第6回委員会で報告案をとりまとめ、年度末までに町長に報告する予定としております。町としては、検証委員会からの報告を受けたのち、当該時点での解除に向けての一定の方向性・見通し・考え方・課題等を整理しましてお示ししたいと考えております。その上で、町議会や国・関係機関と十分な協議を踏まえ、町民懇談会を開催する予定でございます。次年度、速やかに実施できるよう取り組んでまいります。

町としての避難指示解除の判断につきましては、まずは、先程お話した解除に向けた一定の方向性をお示しすることが重要と考えており、その後、町議会や国・関係機関との協議、町民懇談会の状況等を踏まえ、具体的に判断することになるものと考えております。

引き続きまして(3)強制的な解除とならないよう、国主導ではなく、町民と十分な協議を踏まえ、解除時期を判断されるべきと思うが町の対応はのご質問にお答えいたします。

12月議会でも答弁申し上げておりますが、避難指示解除に際しては、国が一方的に決定すべきものではないと考えております。このことは平成25年3月の原子力災害現地対策本部長通知及び平成27年6月の閣議決定でも示されているとおり「県、市町村、住民との十分な協議」が要件となっておりますので、議員ご認識のとおりと考えております。町としても、避難指示解除に関する有識者検証委員会の報告を踏まえつつ、懇談会を開催して町民の皆様のお考えを十分に把握し、避難指示解除による課題への対応などを、国に求めてまいります。

**○議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（鈴木政己君）** 3森林除染について、(1)3省庁に対する町の対応について、①具体的に提言・要望をされたのか問うのご質問にお答えします。

平成28年2月28日、高木復興大臣が来庁された際に、除染の線量低減に関する要望を行ったところでございます。まず、要望内容といたしましては、浪江町は町土の7割が森林であるとともに水源が森林のエリアに存在するという一方で、震災前の環境に復旧させるためには森林の線量低減措置は必要不可欠であることから、これを実現するために除染のみならず線量低減に向けた技術の開発・実証等を総合的に進めていくことが重要と考えることから、国としてその道筋を示すロードマップの策定とそれに基づく着実な実施をすること。

また、2点目といたしまして復興庁、環境省、林野庁をメンバー

とする協議体ができましたことから、この場で行われる協議の中で具体的な解決策とロードマップが提示されることの2点につきまして要望したところでございます。

②帰還の条件整備と里山イコール森林除染イコール生活圏の環境回復という立場から復興計画を策定されるかのご質問にお答えします。

2月5日から環境省、復興庁、林野庁の3省庁をメンバーとする、プロジェクトチームの会議がはじまり、3月中にその方向性が示されることになっております。このため現時点では、森林除染がどのように実施されるのか、プロジェクトチームの協議の結果、どのような案が示されるか、町としても注視しているところでございます。

町としましては町土の7割を森林が占めており、帰還意思を持つ町民の皆様の不安を解消するために生活圏の除染のみならず、線量低減に向けた技術の開発・実証等を総合的に進めていくことが、重要と考えておりまして、国として、様々な森林の線量低減措置を講ずるよう求めていくとともに見直しを予定されている復興計画につきましても、このことを念頭に、住民の皆様と十分な検討をしてみたいと考えているところでございます。

③帰還困難区域の具体的な保全対策はのご質問にお答えします。

浪江町の面積の81%を占める帰還困難区域につきましては除染計画の策定が行われておらず、町民の皆様にとって帰町の道筋が全く見えない状況が続いております。このようなことから、浪江町全体の復興を進めるという観点でも、以前より帰還困難区域の除染の実施をするよう要望しておりますが、除染計画を早急に策定しそれに基づく着実な実施となるよう、先程も申し上げましたが2月28日付で高木復興大臣へ改めて要望を行ったところであります。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 4. 地域防災計画の見直しについてお答えいたします。（1）原子力災害と避難指示のあり方ですが、1点目について、現在、放射能汚染拡散予測については、国で避難の際に使用しないとしているところではあります。当町といたしましては、平時において、あらかじめの拡散予測シミュレーションはできているのではないかと考えており、今後、県と協議してみたいと考えております。

2点目です。避難対象要援護者の対策についてであります。要配慮者対策については、帰町後は要配慮者一人ひとりの個別計画を作成いたします。また、平時から有事まで、家族や地域など周囲の

サポートを踏まえながら実効性のある個別計画を作成してまいりたいと思います。

(2) 安定ヨウ素剤の事前配布の範囲は30キロ圏内まで広げることかという内容についてであります。安定ヨウ素剤については、現時点で確定的なことは決まっていないため、案の段階でお答えいたします。計画案の段階では、事前配布と観光者等を含め一時滞在者、また事前配布者の中で紛失した場合も含めた備蓄を行います。その対象範囲については、議員お質しの範囲はもとより、全町民も対象に検討しているところであります。

(3) 広域避難を想定した他町村の協定など、どのように検討しているのかについてであります。現在の町広域避難計画は、県が仲介し、避難先市町村と施設のマッチングまでを行い、作成している状況です。今後は、避難先市町村と避難元市町村とが協定を結ぶこととなり、避難時における役割分担などを詳細に詰めていくこととなり、町といたしましても、再び広域避難が必要になった場合に、町民の不安とならないように、しっかりと計画、協定を結んでいきたいと考えております。

(4) 道の駅を利用した広域防災機能と地域情報機能の充実についてであります。震災の教訓を踏まえれば、防災に配慮したまちづくりは大前提と考えており、現在改定を進めている地域防災計画においても各課施策への防災の織り込みの検討を進めております。

また、交流・情報発信拠点整備の基本計画策定に向けた検討委員会が実施されておりますが、当施設においても、東日本大震災及び原発事故の被害を受けた経験を生かし、施設整備に当たっては緊急時においても利用できるよう各施設に防災機能を付加することなどを施設設備の方針として位置付けていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 5. 賠償・避難者生活支援について。(1) 新たな借家の差額賠償でこれまでの家賃賠償や就労損害賠償が打ち切りになるのかのご質問にお答えします。

町内で借家にお住まいだった方が住居確保損害を請求した場合、「新たな住居を確保した」とみなされ、家賃賠償が打ち切りになる可能性がございます。現在において、家賃負担が発生している場合は、まずは家賃賠償を少なくとも平成30年3月までの賠償対象期間まで請求し、その後において住居確保損害を請求することを勧めており、東京電力に対してもその案内を徹底することを強く求めています。就労不能損害に関しましては、何ら関連する損害ではないことから、住居確保損害の請求により打ち切りにはなりません。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） （2）県外物件購入に対する固定資産税免除措置の対応はということにお答えいたします。

代替資産の特例というものがございまして、地方税法附則第56条の規定により、固定資産税及び都市計画税の減免措置を受けることができるようになっております。減免措置の概要につきましては、県内外問わず、宅地については、住宅を建設しなくても、取得後3年間は住宅用地特例を適用することとなっております。また、住宅については、家屋を取得後4年間は2分の1の減免、その後2年間は3分の1の減免を適用することとなっております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） （3）復興公営住宅の整備について、計画戸数の全体完成の目途はということでご質問にお答えします。

復興公営住宅につきましては、県が中心となって県内に4890戸の整備を進めているところでございます。平成28年1月末時点で、1005戸分の住宅が完成し、県全体で976世帯、浪江町民では248世帯が入居を開始しております。

復興公営住宅の進捗状況につきましては、定期的に県から報告を受けており、平成28年1月末時点で完成に至っていない3885戸のうち、平成27年度中に162戸、平成28年度中に2239戸が完成の予定であり、残りについては、平成29年度中の完成を目指して整備を進める旨確認をしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） （4）長期避難と生活支援、復興住宅自治会活動の支援充実の取り組みはということのご質問にお答えします。

生活再建の相談と支援につきましては、関係各課と連携を図り、被災者に寄り添った支援を行っていきたくと考えてございます。

孤独死対策といたしましては、今後も引き続き、自治会や関係各課、社会福祉協議会等の関係機関と連携を強化し、見守り等を行ってまいります。

復興公営住宅の自治会活動の支援につきましては、県が実施している生活拠点コミュニティ形成事業を受託している、NPO法人3.11被災者を支援するいわき連絡協議会、「みんぷく」と言われていますが、このコミュニティ交流員と情報を共有しながら、復興住宅設置自治体と連携を図り、自治会の設立運営について今後も引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

なお現在、復興公営住宅、桑折町の桑折駅前団地自治会といわき

市の下神白団地に浪江の自治会が出来てございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 再質問いたします。

町長が答弁された項目については、了解しました。引き続きその立場で内外に発信されることを強く求めておきたいと思えます。

大きな二番目の避難解除の問題でありますけれども、長期目標として線量が1 mSvなんだと。環境省は0.23μSvと言っていると。なお、閣議決定の解除要件としては20mSvと言っていると。したがって特措法と解除三要件について、矛盾しているのではないかと。安全確保は出来ないという問題を指摘したわけですけれども、それぞれの立場を説明されただけで問題はないという趣旨の答弁と受け取らざるを得ないのですけれども、それで良いんですか。

それから、除染終了地区の線量調査の問題ですけれども、ガンマカメラで調査中と。これは12月議会で町で購入したので試験的にガンマカメラを使って調査すると。職員が調査するというお答えでした。したがって私は調査結果についてお示しをいただきたいという質問をしましたのでお答えいただきたいと思えます。来年のことは来年です。現在の問題についてお答えいただきたい。

それから、異常確認はされたところについては、結果を取りまとめ中だと。具体的にお答えください、どういうことか。

それから、有識者検証委員会の提言と住民説明会については、年度末に報告書がまとまるということですのですけれども、私は議会に今日は8日ですから、第6回の報告できる骨子が出来ているのではないかと思います。ご存知のとおり、富岡町では避難解除の要件として21項目について検討したという報道がありました。したがって浪江町としても先程町長の答弁ではないけれども、町民に対しても正確な情報開示はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答え願います。

それから、町民説明会は開催するということでそれはわかりました。それで、避難解除に関わる検証委員会の説明会ということなので、どういうふうにつか非常に難しい問題だと。ある意味では深く考える必要があると。町民の立場を深く考える必要がある。一つの提案として、平成25年4月1日の区域再編に向けては旧町村単位に説明会を開きました。これも区域再編が3つになっていますので、入りくんでいるところもあるから単純ではないと思うけれども、今のところ私の考えでは、地域毎に説明会を開くと。検証委員会の報告事項について問題を町民自身が共有、同じ立場で、同じレベルで共有できるのではないかと。そこで議論すると。意見を聞くという

ことがベターだと思います。いかがでしょうか。お答えください。

それから、強制的な解除にならないように、国と十分協議をすべきだと。その上で解除の判断をとという質問をしたわけですがけれども、これは12月議会の答弁のとおり、国が一方的に解除決定すべきものではないと言っております。私は馬場町長含めて、町幹部の姿勢を信頼したいと思います。しかしながら、国は分かり易く言うと一方的に避難解除を宣言すると。伸ばしたところで1週間、2週間、3週間。1カ月伸ばせば、はい、それまでよということになってきているのが現実です。私はそれではまずいと思うんですよ。したがって除染の検証の問題、あるいは除染の三要件の問題、極めて重要な問題です。浪江町の25年3月7日の内閣府からの通知、付帯4項目については、20mSvとも1mSvとも入っていないのです。私は幸いしていると思うんです。根本は、県市町村、住民との十分な協議を踏まえて避難解除を進めていくと。これは大きな2項目にあるわけですがけれども、先程から議論になっています。日常生活の必須なインフラや医療、介護、郵便、生活関連。特に私は重視したいのは、子供の生活環境を中心とする除染が十分進捗した段階で検証をそのとき協議するとなっています。この文言は、閣議決定の3項目の中の一つと同じではあるのだけれども、特に私は遵守したいといったのは20mSvも1mSvも入っていないのです。放射能に対する考え方は全く違ふと。これ質問には入っていませんけれども、健康保険課長は、避難解除がされるということは、町民の健康、安全が担保されることだという答弁を先程されましたよね。何を持って健康に問題はないと判断されますか。これとの関係でお答えください。

それから、森林除染の問題では、大きな問題では森林除染をさせるということが大事です。国に森林除染計画をきっちり作らせることが大事です。その上で、町が敢えて町ではなくて、町がやっぱり一歩踏み出すという姿勢が大事だと思う。なにか先程から議論になっているように、復興計画で帰還困難区域の復興拠点作りも含めて、あるいは里山、水源、除染も含めてこういう計画がありますよ。こういう見直し。復興計画という見直し作成がハードだと、重いと言ふことであれば、それに準じる形で見直しをすべきではないか。これ町長、政策判断ですよ。どう一歩接近するかお答えください。

それから、帰還困難区域の具体的な保全対策については具体的な答弁はありませんでした。2月28日、高木復興大臣に求めたという答弁はありましたけれども、具体的なものはありません。町として帰還困難区域の保全対策について、どのように検討されているのか。県や国に対して具体的に何を求めているのかお答えをいただきたい

と思います。

賠償の問題については、次に回したいと思います。時間ですから、地域防災計画の見直し問題も含めて、再々質問でやりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは再質問の1点目の年間20mSvという基準と、あと環境省で示している長期的目標が年間1mSv以下というところに矛盾があるのではないかというご質問でございます。町として、あくまでも年間1mSv以下の積算線量を達成することを目指しております。20mSv以下という避難指示解除の要件というものがございますけども、それを達成しても除染等の取り組みを継続して安全安心の町を取り戻すという目標には変わりはありません。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 町が実施しました線量調査の結果についてはどのような傾向になっているのかということでございますが、ただいま線量調査結果を精査中でございますので、もう少しお待ちいただきたいと存じます。ご理解の程、よろしくお願ひしたいと思います。

また、フォローアップ除染ということでございますが、詳しい内容ということでございますが、環境省から現在のところ、事後モニタリングの結果、取りまとめということもありまして、詳しい内容やいつ実施するということは示されておられません。早急に提示していただきますよう求めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 有識者検証委員会の中身を骨子ができているものを情報開示できないかというようなご質問でございます。第6回委員会に向けて、まだ各委員と調整中でございますので、第6回委員会は3月22日予定しておりますが、まだ内容が確定していないということで、その後の開示になると思っております。

あと、町民懇談会の開催方法についてでございますが、議員ご指摘のように、県内外の各避難先での開催の他、震災前のコミュニティに配慮するような形での旧町村単位での開催方法も含めて検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 帰還困難区域の具体的な保全対策の関係でありますけれども、町としては、帰還困難区域の除染というものも当



然求めている状況であります。ただ、今、国では帰還困難区域における拠点を示せという話であるとか色々条件的なものが出ておりますけれども、まずはそういった拠点整備も当然でありますけれども、実際のところ114号線であるとか幹線道路については除染を今やっております。それに合わせて当然のごとく町道も含めた道路の除染、あるいは先程6番議員からも出ましたけれども、農業の再開等を求めていくについても、水路といったものの除染もしっかりとやってもらわないと、解除になったところについても農業再開ができないという状況もあります。そういったところを含めて重点的なインフラの除染と言いますか、そういったところも求めていく予定になっております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 健康影響がないことが前提であるということに対してのご質問でございます。これは健康管理という面からお答えしたところでございます。しかしながら、低線量被ばくに関して先程も答弁申し上げましたけれども、健康影響に関してはまだ分かっていないことが多いということですので、町の目標であります年間追加積算線量が1 mSv以下となることをやはり健康保険課といたしましては前提としておりますというお答えでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 健康保険課長答弁訂正されました。特に町民の健康を担う最前線の課長な訳だから、誰がという意味ではありませんけれども、あなたはそのポストにいるわけだから、放射線に対する考え方がそれぞれあるということはおかりますよ。しかし、避難解除は町民の健康が確保されるということが前提だということで、いわゆる1 mSv、20mSvの問題とダブってくるわけだけれども、国は20mSv以下だから安全だと。安全だから避難解除すると、こういう論法ですから。そこで現場の課長が、国が解除したのだから、それは町民の健康が安全だという保障なんだという立場ではこれは素通りしてしまいますよ。だから発言と国との意見も、場合によっては町民の立場で丁々発止をして、軽々しい見解を述べないということをお私に求めておきたいと思っております。

それでは、今の答弁でも色々ありますけれども、先程の答弁で再質問できなかったところで再質問をいたします。地域防災計画の見直し、安定ヨウ素剤も含めて大きく見直しされると。原発避難を経験した町だからこそ出来るという見直しをされているということを答弁から理解することができました。その上で何ですけど、地域防災機能を持った道の駅の整備をすべきではないか。これは結論から

言うと岩手県の遠野も含めて、是非担当課で、あるいは関連する課で現地研修をされたら良いと思うんですよ。

それで、遠野道の駅風の丘ではこういう問題がありましたということですよ。軽油3000ℓ配布されたそうですよ。軽油3000ℓ配布されたんだけど、それは使い切れるものではないんだと。そうではなくて、非常用電源、あるいは防災設備の整備が必要だということを、今度の東日本大震災の経験を通じてわかったと。したがって県にも要望して先程私が言ったような道路表示板も含めて新たに設置する。緊急用の防災設備も設置すると。非常用設備についても非常用電源についても確保するということまで改善されたと言っていましたけど、これはまず私の質問を聞いてもらっても分かったかと思うんだけど、なお現地に行って何が重要かと、何が足りなかったかというところで道の駅の機能充実を進めてもらいたいと。そういう検討を進めるかお答えいただきたいと思います。

それから、安定ヨウ素剤は全町民に配ると。これは事前配布ですか、お答えください。確認をしておきます。

それから、家賃の賠償の問題で、精神的損害、1年延ばして平成30年3月で打ち切られる。それと合わせて家賃の賠償についても打ち切りになる可能性があるという答弁でした。これは全く東電の一方的なやり方だと思うんですよ。先程から同僚議員の質問でもありましたけれども、仮設にいる人だってこれから先どこに行ったら良いか分からないという不安もあるわけですよ。そういうときに復興住宅に入る、あるいは借り上げに入るということにならざるを得ないと思うのです。それが家賃が打ち切りということになれば、町民の生活再建のために町は独自の支援をしようと言っていますから、家賃の町独自の補助も検討してしかるべきだとは思いますが、基本的には生活再建は住むところが見通しが立たないで、30年3月で一方的に打ち切る、これはまかりならんと思うんですよ。議会の問題でもあるんですけども、町長これね、非常に大きな問題です。今後、国や東電に対して、このところ賠償を継続させるように強く求めていくべきだと思います。お答えください。

それから、復興公営住宅については、先程の答弁では平成27年、28年、残り27年は172件、28年は2239件、残りは29年だと答えましたけれども、これも正直事実は雄弁なんです。5年経って4890戸のうち1005戸、20%そこそこですから。完成できるか疑わざるを得ない。また、復興住宅の完成を急ぐべきだという問題は、県外避難者が様々な問題だ。様々な問題については避難解除されたということも入ってくるでしょう。あるいは家賃が打ち切られたということも

あるでしょう。ふるさとが恋しいと、出来るだけふるさとの近くでということもあるでしょう。様々な要因で戻ってくるということも考えられるわけです。これは数字をもて遊ぶのではなくて、なぜ20%しかできなかつたのか。これをどう促進させるか。段階的になっていうそういうまどろっこい話ではなくて、具体的にやっぱり計画を実行させていくことが大事だと思うんです。県の真意はどこにあるのか。本間さん、あなたは浪江町の副町長ですから、敢えて県のそういう現状についてどういう見解をお持ちか。笑い事じゃないよ、真剣なんだよ。どうするのか。副町長が答えられなければ答えられる人に答えてください。

それから自治会、あるいは避難者生活支援の問題、課長の答弁はこの前と同じだ。関係課と連携し、被災者に寄り添った支援をする。そんなことは当たり前なんだ。当たり前。具体的に何が起きているか。ある自治会で5町村混在の自治会ですよ。先程課長が言われた結成された自治会の中にはこれは入っておりません。非常に自治会長が苦難している。いくつかの問題が起きた。高齢者の人、認知症の人が部屋の中で倒れた。三日間分からなかった。富岡の人だそうです。富岡の社協の人が来て見つけて幸い命は取り留めたという問題が起きているという問題。それから、復興住宅に集会所がないんですよ。集会所がない。他の市町村の住宅の集会所を借りている。掲示板がないんです。物置がないんです。現状を把握されていますか。丸投げの姿勢で関係課で集まって会議を開いて協議しました。町では真摯に対応しています。そんなこと成り立ちますか。現状はそういうことですよ。しかも先程来議論になっているように、65歳以上の高齢者が多数。先程言った認知症で倒れた人は82歳だそうですよ。そういう人がたくさんいるわけだから。寄り添った支援をするというのであれば、具体的にそれぞれの復興住宅に行って、仮設住宅に行って、生の声を聞いて具体的に対応すること。そうするかどうかお答えください。今の問題も含めてどう対応されるか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 安定ヨウ素剤の配布の件についてお答えいたします。その件については、今地域防災計画の中で慎重に検討しております。出来うれば事前配布をしたいと考えていますが、先日のNHKスペシャルの問題、ご質問がございました。私もあの当時、津島支所にいたときに、ヨウ素剤の服用についての相談若干ありました。その中で、関根先生と相談しました。いわゆる副作用が出る場合があるので十分気をつけて服用していただくようお願いしたいという話がありまして、実際配布については、配布しなかったと

ということがございます。そういう状況ですので、副作用が非常に多いと聞いていますのでその辺をよく精査をして、どういうふうに安定ヨウ素剤を配布するのか考えていきたいと思っています。

それからもう一つ、家賃打ち切りの件については、今までやってきましたことを継続するように当局に要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 復興公営住宅のことでございます。当然今アンケート調査を見てもまだどこに行くかということを決めていない方がたくさんいるわけですし、その方が移るとなったときに復興公営住宅に移るという方は当然出てきますので、余りそうだから作らないという考えは絶対やってはならないと思っております。

それから、県については、必ず4890戸は平成29年度中に完成していただきたいと思っておりますし、県についてもそのつもりでいると私どもは考えておりますし、確認しております。それから、県については今後整備の一層のスピードアップを図ってほしいので、民間が設計施工してそれを買い取るという方式なども導入していますから、そういうのも含めてしっかりと整備の加速を図ってほしいと思っております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 情報発信拠点の中の防災機能強化の部分でございますが、現在の検討委員会、基本計画の委員会の中では、具体的に施設の整備方針の中では、例えば飲食店とかそういった機能を検討はしております。さらに、全体的な施設のコンセプトとしてその施設全体に災害時にも機能を発揮できるようにするという部分までは委員会の中でも合意形成が図られたところでございまして、今後改めて例えば避難所として活用できるかとか、災害時に可能な電源の確保はどうするのかとか、そういった具体的な部分を議論していくという形になります。議員ご指摘のように、他の道の駅の防災施設等も研修しながら十分取り入れていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 復興公営住宅の自治会関係ですが、先ほど私2カ所ほど浪江の自治会が出来ているということをお答えしましたが、他の市町村、浪江以外の双葉とか大熊、富岡が入っている復興住宅につきましては、浪江の自治会はございませんが、その自治会はできてございます。そういったことで見守り等必要だということの指摘でございますが、県あるいは立ち上がっている自治会

等と何が問題かということ、これから協議させていただいて検討していきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で15番、馬場績君の一般質問を終わります。

---

#### ◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集を願います。

（午後 4時15分）

3 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成28年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月9日(水曜日)午前9時開議

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第1  | 一般質問     |   |
| 日程第2  | 請願・陳情の付託 |   |
| 日程第3  | 議案第9号    | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について          |
| 日程第4  | 議案第10号   | 浪江町行政不服審査会条例の制定について                         |
| 日程第5  | 議案第11号   | 電動複写機使用料徴収条例の一部改正について                       |
| 日程第6  | 議案第12号   | 浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定について                    |
| 日程第7  | 議案第13号   | 職員の退職管理に関する条例の制定について                        |
| 日程第8  | 議案第14号   | 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定について                 |
| 日程第9  | 議案第15号   | 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第16号   | 浪江町課設置条例の一部改正について                           |
| 日程第11 | 議案第17号   | 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について            |
| 日程第12 | 議案第18号   | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                |
| 日程第13 | 議案第19号   | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について               |
| 日程第14 | 議案第20号   | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第15 | 議案第21号   | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について       |
| 日程第16 | 議案第22号   | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第17 | 議案第23号   | 職員の給与に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第18 | 議案第24号   | 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の                         |

		一部改正について
日程第 1 9	議案第 2 5 号	浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 2 6 号	浪江町都市計画審議会条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 2 7 号	浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 2 8 号	浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 2 9 号	委託に関する変更協定の締結について
日程第 2 4	議案第 3 0 号	土地の取得について
日程第 2 5	議案第 3 1 号	土地の取得について
日程第 2 6	議案第 3 2 号	平成27年度浪江町一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 2 7	議案第 3 3 号	平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 2 8	議案第 3 4 号	平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 9	議案第 3 5 号	平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 3 0	議案第 3 6 号	平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 3 1	議案第 3 7 号	平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 3 2	議案第 3 8 号	平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 3 3	議案第 3 9 号	平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 3 4	議案第 4 0 号	平成27年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
日程第 3 5	議案第 4 1 号	平成28年度浪江町一般会計予算
日程第 3 6	議案第 4 2 号	平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 7	議案第 4 3 号	平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 4 4 号	平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 5 号	平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計



		予算
日程第40	議案第46号	平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第41	議案第47号	平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第42	議案第48号	平成28年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第43	議案第49号	平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第44	議案第50号	平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第45	議案第51号	平成28年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（1名）

12番 佐藤文子君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会事務局教育 次長兼浪江町中央公民 館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、12番、佐藤文子君より、欠席届が提出されております。

---

### ◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

#### ◇山本幸一郎君

○議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君の質問を許可します。  
10番、山本君。

[10番 山本幸一郎君登壇]

○10番（山本幸一郎君） おはようございます。10番、山本です。一問一答方式で質問させていただきます。

では、はじめから質問に入らせていただきます。町長に避難指示の解除、29年3月と国の予定でなっていて、浪江町はいつ解除の発表するか町民皆様が期待しているところというよりは、どうなのかと思っているところだと思います。それで、色々解除予定が29年3月、通常の市町村ですと一年前あたりに来年の29年3月は大丈夫かとか、そういう形で発表してきていたのが、今までの他町村の例だと認識しています。勝手に国が29年3月と言っているだけで、浪江町の町長は、29年3月に解除するなんては一つも私は聞いていないと思っています。しかし、いずれは29年3月は無理とか良いとか、こういう話は発表するのだと認識してます。そこで町長は何を基準に、勿論三要件は私も分かっています。例えばいうならば、医療、もしかしたら医師が浪江町には常駐できるから大丈夫だとか。何でも100%揃うのは難しいと私は思います。

そこで町長はその判断をいつ、条件もこの条件が最低揃わなければ無理だと。それをいつの基準で、いつ発表されるか。もしかすれば今度の3月22日と昨日の一般質問の議員の皆様説明の中でも有識者会議とかの話は出ましたが、それを決めて決断する回答は昨日の質問の中では出てなかったように思われますので、初めにそこを、

いつその判断をするのかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。昨日8番、9番の一般質問にも答弁いたしました。町内への居住が可能になるかということが判断の基準になってきます。

昨日も議論の中で、避難解除とそれから帰町宣言と、この辺の言葉が若干ずれがあると思います。帰還できるまでには社会基盤の整備、インフラ、上下水道あるいは道路、それから電話、ガスそういうことがインフラの復旧、それと合わせて私どもの生活基盤、やはりその中で医療・福祉のサービス機関、そういうものがある程度生活するためには揃っていないと、その生活の空間の中で生活ができませんから、そういうことの整備も踏まえて、そういう形の指針がきっちりできればということになると思います。

そこで今ご質問のいつということではありますが、昨日答弁をいたしましたように、有識者会議の方向性が今年度末の3月末に出てまいります。

その方向性が出て、それを精査をしていろんな課題が出てくると思います。その課題について、今後町民の方と意見交換会をしながら町民の皆さんのお話も聞きながら、帰還するための条件の項目を整理しながらいつという判断をしてまいりたいと思っております。そういう形で中々タイトな時間になると思いますが、そういう手順を踏まえながら時期の判断をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 昨日の答弁と一緒に言うては申し訳ないのですが、そこまでは認識していました。しかし、目標時期もしくは3月いっぱい有識者会議の結論が万が一出たとして、町民懇談会をやったとして、やはり目標時期は設定しないといけないと思います。

なぜならば、もしかしたら4月下旬ぐらいまでには目標として懇談会とか、もしかしたら議会とか、いろんな面でのお話をされて、それで一応4月頃にはもしかしたら目標時期を発表するとか。やはりそうじゃないと夏になるのか、もしかしたら10月になるのか。やっぱり目標を持ってやっていただけないと、町民の人も多くの方ではないんでしょうけれども、29年3月もう解除をして住めんだなと思っている人も中にはいます。はっきり解除の前には、もしかしたら一時宿泊等々の考えも多分あるでしょうから、やはり順番を町民の皆様を示すにしても、いつまでには予想をいうのが町の責任というか町長の決断力の結果が出てもらえないと悩むところばかりだと

思うのです。なので、目標は町長の中では4月いっぱい目途には発表したいなとか、はっきりでなくてもこの時期ぐらいにはそういう判断の決断を29年3月ではなくても、それをする時期はいつだか。よろしいでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 解除に当たっては政府が言っているように、平成29年3月を目標に解除の照準を当てています。そのためには、先程申し上げた条件のクリアが必要だということです。

その中で、今、議員お質しのとおり、準備宿泊あるいは特例宿泊、それをいつ頃までやっていくのかという当然解除するに当たっては、その手順を踏まなくてはなりませんから、この準備宿泊、特例宿泊は今言った条件がどのぐらい整ってきているのかということを見極めることが必要だと思うんです。従って、お盆の頃が良いのか、あるいはお彼岸の頃が良いのか。そして特例宿泊については、準備宿泊が終わってそういう状況が整った時に、特例宿泊が可能かどうかという判断していかざるを得ないと思います。

ですから28年の中で、それは特例宿泊、準備宿泊のことについては町民の意見交換会を踏まえて、日時というか時期を明示していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 特例宿泊等々はお盆目安にという考え、予定、それに先だって町民の意見交換会、早い時期にやっていただいて、早い時期にお盆の一時宿泊かどうかわかりませんが、やはりその予定を始めになるべく言ってもらいたいのが町民の、もしかしたら2カ月前に、要は5月いっぱいまでには一時宿泊いつ頃までできますよとか、もしかしたら4月いっぱいまでに。やはり一時宿泊するのも家片付けたり色々準備はかかると思います。ぱっと、町長が一時宿泊はこの日からと言われても、半年も前に言っていたら、準備もしてうまく良い環境で住宅で住まれるのかと思います。くどいようなのですが、もしお盆を一時宿泊の目安とするならば、4月いっぱいとか5月いっぱいまでには段取りを経てできるか、できなにかの発表はしていただけるのかどうかお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先程条件の話をしました。今、避難解除の中で自宅を直したりしている方々がございます。把握している状況の中では、中々自宅が今住めるような状況になっているお宅というのは非常に少ないんです。それから、大変残念なんです、津波被災で家屋が流出された方々、家屋がございません。従って準備宿泊、ある

いは特例宿泊にしても滞在する場所、これがきっちりできていないとそういうことがはっきり明示できないというのが現在の状況です。今、滞在宿泊施設の手当てもしています。そういうものがいつまでできるかという問題も今はっきり申し上げられませんので、これができるばそういう状況、することが可能になると思いますので、そこが一つの照準になってくると思います。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 結果は出なかったのですが、できるだけ早く決断をしていただいて、町民の皆様日にちを、期日を発表していただければと思います。あまりここでやると次にいけないもので。次にいきたいと思います。

②除染についてお伺いします。除染がかなり進んできました。私も全協もしくは環境省との集まりの中で、除染後の目標線量を国では示していません。町長はこれに対してどのように思われているのか。もしくは町長も多分多くそのような質問はされているとは思いますが。その上で、町長は除染後、その値、国は20mSv以下はOKで、長期の間で1 mSvというような発表しかしません。町長もいろんところで講演会されていて、放射能にはかなり明るいかたと私は認識していますが、町長の認識だと5 mSvは大丈夫だろうとか、そういうもし気持ちがあつたらばこれだったら帰っても良いと、住んでも良いよと。あつたらそこをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） この放射線量のしきい値の問題は、非常に難しい問題で、知見がないというのがいわゆる学会あるいは専門家の方々の意見なんです。私もこの放射線の問題については全く素人ですが、色々今言われていることは限りなく1 mSv以下それが許容範囲であると認識しております。

したがって、今議員お質しのとおり20mSvが先んじて今いつている状況ですが、やはり年間空間線量は1 mSv以下が望ましいと判断、私自身は持っております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 先程の質問ともダブるのですが、今町長は1 mSvは目標値みたいな感じで、これを解除条件には値するかどうか。先程の質問にも除染の話は、線量の話は出なかったのですが、三要件の中に除染が何ミリシーベルトとは書いてはいませんが、やはり何mSvなら訴えていた。1 mSvじゃないと絶対帰らないのか。そこもはっきり町長も言っていないと私は思うのです。やはり20mSvは望ましくない。1 mSvを望むべきだ。1 mSvで行くならば帰れないとこ

ろ、もしかしたら解除に当たらないところが多く出ると思うのです。その辺の整合性というのはどのように考えて、解除を含めた中の今言った除染については何mSvが良いと町長も言いませんでしたが、ちょっと矛盾している点がたくさんあるように思われるんですが、この辺はどういうふうに、除染はしてこのぐらいだから帰れるよとか。やはり全体的に放射能がつきまとうのかなんか解除条件にあるのかどうかをインフラの他にあるのかどうか、最後によろしいですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先程答弁しましたように、知見が私もありませんし、勿論今の放射線の学会等の統一した知見というものもないようです。しかし危険管理区域、これお医者さんなんかのレントゲン室、それは5 mSv以下となっております。危険管理区域でないような状況、その空間です。それがやはり望ましいのかなと思いますけれども。ですから今その帰還の三要件の中の放射線の値については限りなく1 mSv以下に近づけるような状況というのが非常に大切な要件になってくると思います。従って、除染はこれは時間がかかってもやっていただくように1 mSv以下に低減できるような形にもっていただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 結果は、昨日質問された議員の皆様と同じで1 mSv目標だと。若干今近づいたのはお医者さんところの5 mSv以下が望ましいという若干数字が出たので今日は一つ引き出せたのかなと思ってここは5 mSv未満なのかなと勝手に認識させていただきま

す。では、3番に移りたいと思います。浪江町の農業又は農地管理について質問させていただきます。町では農作物の作付け実証試験を行っていると思いますが、行っているのは米の他に何があって、どこの地区で何品目やっているかどうかお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

水稻栽培について、酒田地区において平成26年度から実証栽培、平成27年度には河川水を用いた試験栽培を実施しております。

次に、野菜については、現在、浪江町において、キャベツなどの結球性葉菜類のほか5品目が摂取、出荷等の制限されております。これら品目の制限解除のため事前試験を平成25年度から、町内の除染の進捗に併せながら、試験を実施しております。

本年度については、高瀬、幾世橋、北幾世橋、酒田、立野地区の



5ほ場で栽培を実施しております。平成28年度についても、ほ場数を増やしながら制限解除に向け栽培を実施していきます。また、非制限作物についても、幾世橋地区でダイコン、北幾世橋地区においてニンジン、ネギなど6品目、酒田地区で小麦実証栽培も実施されております。これら実証栽培のうち、ほとんどが検出限界値でしたが、放射性セシウムが検出されたものとしては、米が200袋中に51Bq/kg、30Bq/kgと2袋が確認されました。河川水による実証栽培での米の放射性セシウムについては4Bq/kg、野菜については制限品目中の非結球性葉菜類のほうれん草で7Bq/kg、非制限品目である小麦については23.78Bq/kgの放射性セシウムが検出されたものが確認されております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 今の作物の実証試験やっているという答弁でありましたが、来年度もやるという答弁ですが、今からもし解除がされれば、住めるようになれば、そこで野菜等、作られる方が多くいるのかなと私は思うのですが、今の場所もしくは地区に1カ所ぐらいいのこの田畑でしかやっていない今の現実で、やはり試験をするのであれば、山間部の下のもしかしたら放射能が高いと思われる地区、そういう所で実証しないと意味はないと思います。今言った5カ所、もしくは酒田の米もそうですが、やはり同じ所ばかりではなくて、もしかしたら帰還困難区域でも結構です。そういうデータを作るのが浪江町で実施して、去年はこのぐらいの数字だったけど、今年作ったらこのぐらい下がっているよと。こういうような報告を随時していただければと思います。その他に、先程の地区以外で来年度は多くの地区でやっていく予定はあるのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 先程ご答弁しましたのは、27年度まで、本年度中までの実績の箇所でございます。28年度につきましても、今議員お質しのおり、試験栽培、実証栽培をしながら知見を集積するというところで、地区を増やして今現在各農家さんと個別交渉しているところでございます。浪江地区についても例えば高瀬とか川添、それは確定ではございませんが、今農家さんと交渉して、あと新たに立野地区とかそれから帰還困難区域に挟まれている谷津田地区とか、それから同じですが田尻地区等も今野菜の試験栽培ということで各農家さんと詰めをしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） いろんな地区で検討されているというふうなお話で、前に進んでいるのかと思います。しかし、この農家さんに

頼むのではなくて、町で臨時職員でも使って年間を通してこういうデータの採集をするべきだと思います。やはり、多分私が頼まれてやるとすれば奉仕ぐらい気持ちでいかないと、この農家さんに負担ばかりかけると思うのです。何ha、そんなに大きな面積ではないと思うのですが、やはり数量だったら何kg栽培して、十何kgだったとか、やはりそれは町で職員ではなくて結構なので、臨時職員あたりに一年間を通してやっていただけるような予算取りは考えてないのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

今、議員お質しの町の臨時職員として雇用して試験栽培をできないかというお質しでございますが、現在今頼んでいる農家といっても町の中核的な担い手である担い手農家とかという形で今やっています。あとはそういう形でやっていますので、町の臨時職員がここに入ってどういうふうにできるかということも色々ございます。ただ、今は各地区の中核的農家の担い手農家さん、それから復興組合の役員の方をお願いしていますので、今のところはそういう形でございます。今議員お質しの件についてもご提言があったということでも内部では検討を進めたいとは思いますが、ちょっと今臨時職員を雇ってこうするところまではご答弁は差し控えたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 臨時職員というのは、農家の人に先程も作ってもらっているの。ただやってもらっているぐらいのイメージしか湧きません。だったら、去年やっていただいたのも何kg収穫したうちで幾つとか普通ですと言うのですが、さっきの米みたく200袋のうちにこのくらいひっかかりましたよと。ほうれん草は何kg作った内に、何kgの部分が数字で7幾つと言ったのですが、それがあったのか。その辺は何kgだったか、そのデータも今答弁の中でも全然出てきていません。なので、こういうところをしっかりとデータ化しないと、もしかして浪江に戻ってから作付けしたら放射能が出たと。そして先程も言いましたが、良い場所でばかり作物を作ったってしょうがないんですよ、良い畑でしか。私も何カ所かやっている所は見に行っています。失礼ですけども。然り出ないようなところばかりなんです。なので、もしやるのであれば沢上地区の山岸でやって、「こんけ高いんだよ」とか、そういうことをやはり自分の田んぼじゃないとできないところがあるかもしれません、やはり町の力でここを借りて、ここを一年間通して実証栽培するような考えを

していかないと、解除はした、作付けここは放射能出たではだめなんです。安心して作物が作れる報告を町はするべきだと思います。その辺で去年の何kgで幾つ出たのか、もう一度良いですか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

野菜については、制限品目という形で北幾世橋でほうれん草等ということで先程言いました。これについては制限品目ですので一般販売でないと。全てすき込みでございます。それから、非制限品目でダイコンとかニンジンがございます。これはいろんなイベント等で配布したということでございます。あとは制限品目については、これは全てすき込み、それから後はダイコン等の非制限品目については販売をしたという形でございます。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 答弁、そういう数字を望んだわけではないのですが、私から質問を変えて。

やはり農家の皆様に頼むのも良いのですが、何平米の中でほうれん草は何株植えて、何kg収穫しましたよと。この中の一個だけ調べたって意味がないんです。ということ私は言っているんです。だったら全部調べて、場所もいろんな場所。だから農家さんに頼むのではなくて町が責任もって、先程臨時職員といたしましたけれども、そういう人に責任をもってやってもらうんですよ。そうじゃないとこっちの農家さんはこのくらい作った。大量だった。こっちの農家さんは不作だった。それではデータになんかならないんですよ。だから町でも、もう少し気合いを入れてこのデータをしっかりとっていただきたいと思います。それに対してのお金がかかるのは私はしょうがないと私は思います。農家さん、農家さんではなくて、町が指導してやらせないで、これから帰る人に先程も言っていますが、もしかしたらダイコンは良いから作って良いですよと。それは幾世橋では出なかったけれど田尻に行ったら放射能が出て全然食べれなかったよと。そういうことをはじめに悪い結果も言わなくてはいけないと思うんです。ここの地区ではダイコン作ったら放射能出るんだよと。ここは出なかったよと。そういうのがなければ、なんのための実証試験だかさっぱりわからない。良いデータだけ出して、ここOKだったから出ないから。幾世橋でなんか出ないんだよと言っているもほうれん草は出たんですから。そういうことで、もう少し広げた意味で実証試験で数字なんて出たって良いんです。そういうことを報告していく義務があると思うんですけど、もう一度来年やっていただけるかどうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答えいたします。

来年は圃場の箇所数も当然増やしますし、それぞれ実証のデータも増えれば知見として集まってきます。そのデータについては逐次町のホームページ、それから広報紙等で周知しまして、そのデータの管理をしたいと思っております。議員お質しのように、その管理についても町が積極的にかかわって行って、町民の方にはあと県内外に発信したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 3の2に進みたいと思っております。線量低い地域、浪江町にも多くあります。低線量地区と確認されれば、畜産、牛、豚とか、飼育の実証試験等は町では今考えているのかどうか。その中で、もしかすれば低線量地区に来年あたりは牧草の試験栽培等のお話も聞いてはいましたが、それを含めた中で次から次にと進んでいかなければ、雇用の場もなくなると思っております。やはりこういう事業を沢山していただいて、動物にもなんの害もないよと、販売できるんだよという試験は町で率先してやっていただきたいと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。福島県営農再開支援事業の新規事業として、家畜の飼養実証事業が平成28年度から実施されることとなっております。対象地区としては、避難指示解除準備区域及び居住制限区域のうち、飼料作物の作付農地及び畜舎の除染が終了している地区内及び避難指示解除地区となっております。現時点で飼育実証については、畜産農家からの事業希望等はありませんが、希望があった時点で福島県、それから畜産農家と協議しながら事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 先程のお話とまたダブるんですが、町は人任せなんですね、私から言うと。この言葉につきません。やはり町で畜産農家にもしかしたら赤字こかせてやるのかということ、さっきと一緒なんです。町で責任持って、こんけの5頭の牛飼って実証、誰かに頼んでお金払ってでもやってもらわないとだめなんですと私は言っているんです。希望があれば県を通してとか、そんなの誰も望んでいないんですよ。だから町でそういうところできるのか、できないのかということ、さっきの野菜もそういうことなのです。やる人いなかったら、誰も試験しなかったらそれまでは牛飼ってはだめだよ、豚飼ってはだめだよと言っているのと一緒なんです。なの

でみんなに安心して家畜の飼育とかできるような報告をするのは、町で初めに実証するべきだと思うんですけど、この辺町長どう思われますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 町としては十分そういう畜産関係の振興という再生という意味で大変必要なことでありますので、これは大いにやっつけていかなくてはならないと思っています。したがって、今議員お質しのとおり、予算等についても色々国の予算、県の予算もありますので、それはどんどんやっていきたい。ただ、うちでちょっと守りの姿勢になっていることは間違いないです。希望者があればとかそういうことではなくて、私ども町として提案して、こういうことに参加できないかという前向きな形で表していきたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 町長は町が率先してやっていきたいという答弁なので課長そういうことなのでよろしく願いをして、野菜もお願いして、次に進みたいと思います。

次は、3の3、田畑の管理、耕起、料金を3万5000円等もらって管理していただいている状況です。やはり今耕しているのも、田んぼきれいです。草も生えていなくて、しかし去年のように、夏場雨も降らずにずっと天気が続くと、ちょっとした風でも土埃がすごいですよね。私も週に3日ぐらいは浪江に行くので、立野を通ると、今の時期は結構湿度があるからそれほどではないのですが、夏場は風が吹くと目を開けていられないくらいすごいです。除染終わったからと言っても立派な家は土埃も入ってこないんでしょうけれども、ちょっと古い家ですと隙間からすごく土埃が入ってきて、すごい状況です。やはり管理方法、耕起だけで町で指導しているのかどうかはわからないのですが、やはり草、木ではないのですが、もしかしたら、牧草を全面にやるとかなにか作物、収穫はしなくても植えて土埃が出ないような施策というか、管理方法を変えられないのかどうか。要件の中に耕起でないとだめなのかというんだったら変えていただきたいなという質問です。お願いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。将来営農が再開される見込みのある農地については、営農が再開されるまでの間、農地保全等の作業について、作業に要する経費に対し支援をしております。作業内容については、各復興組合と作業者が決めて実施しております。復興組合によっては、畑は耕耘しない、

草刈作業はモア等で実施するなど、砂埃対策を実施しているところ  
であります。

今後も各復興組合と協議をしながら、適切な農地管理に向け支援  
をしてまいります。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 今の答弁で課長あんまり分かってないなと私  
思うのは、今の状況で悪いから苦情出ているんですということなん  
です。課長ももう少し浪江に行ってそういう状況を確認してから、  
今の状況が良かったら私もこんな質問しないんですよ。わかります。

私はもう一回言います。今の状況では悪いんです。だから苦情も  
出ているんです。なので、これからはもう少しこういうほうにも  
やっていかなくはいけないとか、そういう答弁がくるのかと思っ  
たのですが、全然答弁にはなっていないのですが、今の状況で続け  
る予定なのですか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答えいたします。

復興組合で各地区ごとに農地の保全管理をしまして、トラク  
ターで耕起をした中で、特に風の強い日などは砂埃が舞い上がると  
いうことは当然承知しております。これから帰町に向けて地域の方  
も地元に戻ってくるということが予想されまして、議員お質しのと  
おり、やはり耕耘するときは、砂埃対策というか考慮しながら、地  
域住民の方、周辺の方に迷惑がかからないようなことを復興組合の  
役員会等に必ず町が大体出ていますのでそこら辺、あと復興組合の  
各地区の総会とかございますので、そのときに趣旨を徹底し、そう  
いう苦情が発生しないように対応したいと思っております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） やはり課長分かっていないのは、耕耘してい  
るときに埃が出ているという意味ではないんです。耕耘しかしてい  
なくて、しているときに埃出るのはしょうがないです。なるのは耕  
起したあと、放置してでも山砂で引きならしているの、ある程度  
しか混ざっていないから風が吹いたら飛ぶんですということを言っ  
ているんです。やっているときに埃が飛んでとか言っているわけ  
ではないんですよ。そのあと、管理地区になったとき、うなったあと、  
ずっと放置しておきます耕す間に。その時、風が吹くと作物が何も  
植えていないから、地吹雪みたいになるんですよ。これが今から復  
興組合が沢山できたとか言っても多くの地区で何にも植えていな  
いから、目を開けていられないくらいになるんですよ、今度は。立野  
だけではないんですよ。もしかしたら次は小野田とか、いろんなど

ころ沢山増えていけば何にもないので。私はやっているときに埃出るなんて一つも言っていないんです。あとの管理が作物植えてちょっとぐらい対応する、指導するとか、そういう答弁くるのかなと思ったんですけど、人任せですもんね。だから少しぐらい行ったほうが良いと言っているんですよ。ここで忙しいのもわかるけれども。行くとそういうことが現実にあるんです。今からだったら広い所、立野の耕土、半分除染が終わってくるんですよ。西から風吹くんですから、一番下、若月さんではないのですが、あの辺なんかすごいんですから。そういうことになるんです。やっている時はしょうがないんですけど言うのに、そんな雨降った日にこの辺に来る人いないんですから。その後の管理が今現実そうなっているんです。失礼ですけども、今苧宿もやっているからですが、議長の所もすかっとなったからですが、あっちもすごい風吹きますからね。なのでそういうことを身にしみて答弁する前に自分で考えてください。やっている時に埃が出るのは当たり前なんですから。だから何か植えて、もうちょっと埃出ない対策しますとか、そういうことを私は聞いているんです。もう一回お願いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） その砂埃の対策については、耕耘なり、耕耘したあとの砂埃がどうしてもだめだと、こういう総合的な観点から町としてどうするか。営農再開支援事業という形でやっていますので、対象事業費の中にそういう組み入れられることができるのかどうかも色々ございますので、検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） そういう答弁くるの待っていました。なのでなるべく埃出ないような、もしかしたら何か作付けしてでも、管理していれば助成金出すとそういう方向で認識してよろしいですよ。

次にいきます。ADRの集団申立てについてお伺いします。なんでか知らないけれど岩野課長のところばかりで申し訳ないのですが、次もいきます。ADRの申立て、丸2年ぐらい経つので、合計金額幾らぐらい、昨日答弁で年額言ったと思うのですが、早くて合計金額勘定できなかつたものですから、合計金額だけ始めに教えてください。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。昨日9番議員にもご答弁しました。9番議員にはそれぞれの細目について

説明しましたが、今合計金額ということでございますので、ご質問にお答えします。

平成25年度から現在までの経費は、合計で1759万6000円でございます。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） ADRにお金で1759万円今まで支出したと、今わかりました。そこでなのですが、これは町長になんですが、このADRの集団申し立てする時に、議会に対してもなんですが、お金はかからないよと。通信料とか切手代ぐらいはかかるかもしれないけどというような議会に対して説明があったかと思われまます。それで来年の予算もちょっと見ましたら3500万円相当、これに対してかどうかわかりませんが、予算書の中になんか書いてあったようにしています。

やはり、ADR集団申し立て昨日の議員の質問にもありましたが、いつまで続けるのかということが見えません。お金もかかってきています。それでADR集団申し立てしていない町民の方も数多くいます。始めに聞きたいのは、今までかかったお金はしょうがないなと私個人的には思っているのですが、やはりお金も沢山長年やってくれば嵩むようになってくるのが現実だと思います。結果も本当であればADRの結果は良いのですが、東電の結果がうまくないのでこうなっているのかと思われまます。それでその時に、私も質問、町長にしました。ADRはいつまで結果が出ない時はというような感じで言ったら、そんなには長くなく、すぐ決まるだろうみたいな雰囲気だったと認識しています。丸々2年経ってしまうのですが、これ5年も、6年もかけてもしかしたらやるのか、いや28年度中に結果が出ない時には考え直すべきなのかどうか。これありましたらお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 前段の経費等の関係ですね。これは進行協議と言いまして、ADRセンターの中に会議場があるんです、部屋が。そこに私どもの弁護士と私どもの職員と、勿論代表者、私が行けない場合がありますので、副町長に行っていただく。そういう進行協議に主に経費がかかるんです。旅費とかあるいは出張費、弁護士さんも一日出ると相談料というものが生じてきますので、そういうものが出てきます。そういうことで年間大体500万円から600万円ぐらいの出費になっていると思います。これが協議する回数が多くなってきているんです。要するに仲介委員さんは私どもの申し立て人に対して、同情的なところがあるんですよ。だから我々が出した仲介



案に対して何で被申立人がこんなことを言うんだということで整理をするのに進行協議というのをやるんです。今後どうしていくかという問題も含めてやるんですけど、それが時間とともに回数が増えてきているということが経費の増額になっているのかという感じでした。

それから、結論、結果、それをどうしていくのかということですが、やはり私よくいうんですが、仲介員というのは結婚式の中の仲人さんなんです。お婿さんと花嫁さんが見合いをして合わないわけですね。それで仲介をとってADRの先生方がお互いに妥協してこういう状況でどうだという形のものが、ADRセンターの性格なんです。それが私どもある程度のんだんです、状況は。これは100%ではないんですけど、そういう状況の中で東電のみ込めない、のめないという状況なものですから、これは私どもも妥協していますので、東電も妥協していかなくてははいけない。妥協している点は高齢者に絞ってきて、そして高齢者の方々の個別事情も調査してみたいとか。理屈に合わない。私ども申立てている内容ではないんです。そういう曲解してきているんです。そういう状況ですから、その辺のタイミングを見ながら、どうこれから進行させていくか。我々の考え方をどう仲介員の先生に反映していくか、これを考えていきたいということで、進行協議が終わって直ぐに弁護団と今後の方向性について話し合いをしながらずっと今来ております。町としてはこんなに時間、本当に申し訳ないのですが、時間がかかってしまったということで、あまりにも時間かかりすぎるのではないかと話はさせていただいております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） その上でなんですが、東電はなんか集団申立て、なんかもうだめだみたいな感じで毎回行くと、個別にやってくれよというような話ばかりで、行く度に前進しません。それで、町では方向を変えて万が一個人とか、小団体でADRの申し立てしたとか、しようという人に今のADRは結果、勝ってないんで、だめなんで、小さい団体だったら東電ももうちょっと見るような雰囲気の話だけするんですけども、そういうところの万が一、ADR申請した場合は、お手伝いなりアドバイスは十二分にさせていただけるのかどうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

個別のADR申立てに関しては、現在も賠償支援係において申立ての流れのご説明や相談窓口のご案内をしております。また、AD

Rセンターによる申立て説明会を、自治会主催で開催した実績もご  
ざいます。

今後も町民の皆さんの要望に応じて、ADRセンターとも連携の  
上で、出来得る限りの申立て支援を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） ありがとうございます。時間がないので次  
に進みたいと思います。

5番の1なのですが、帰町を望む人がアンケートでは約18%いま  
した。一番戻りたい人は、なんで戻りたいんだということは家があ  
るから戻りたいとか、浪江好きだから戻りたいと。別に病院あろう  
がなかろうが戻りたいと、大体そういう方は言うんです。こういう  
戻りたい人だけの集まり会みたいなの。何故かというとなる人と戻ら  
ない人の意見交換会は、戻らない人の意見が強くて、戻りたいの意  
見なんて「勝手に戻ったらいいべ」ぐらいの話で全然話になりませ  
ん。だったら、戻らない人だったら、戻らない人の集まり、戻らん  
だったら、戻る人だけの集まり会を町では開催する予定がありませ  
るか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 議員ご指摘のとおり、27年度住民意向  
調査をやりまして、約18%の方が、「すぐに・又はいずれ戻りたい」  
と考えております。その中で今お質しのように「すぐに戻りたい」  
と回答したが、こういった条件の場合、帰還するかということでは、  
住宅の修繕とか改修とか、医療、健康に関する支援とか、介護の支  
援というのを求めている声があることも存じております。

それで帰町を望む人だけの意見交換会というご提案であります  
が、戻る方についてもすぐに戻る方、いずれ戻る方、数年後戻る方、  
また判断できない方の中でも町民の考えは千差万別でありまして、  
また町の復旧や進捗によってはその状況も変わってくるという状況  
でございます。

また、戻らないとする方に対しても、町としては行政として意見  
を聞くべきと思っております。昨日も質問の中でお答えしていると  
おりですけれども、次年度町民懇談会を開催する予定としておりま  
す。これにつきましては、全町民を対象として旧町村単位や避難先  
単位で開催を計画しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 昨日の答弁の中でも各地区に分かれて町民懇  
談会それはわかっています。それはそれでやっていただいて、私が  
言っているのは、帰る人だけ、帰りたくない人だけの意見交換会をして

もらって、「ああ、分からないけどAさんも帰るのか、Bさんも帰るのか、Cさんも帰るのか」と、誰が帰るのかその人等は分からないんです。だからその人等は今そういう帰りたい人は結構家をちよくちよく直していたり、自分の周り草苳ってたりして、浪江にいるとすぐこの家は帰りたいんだなというのが認識します。

ところがやはり自分のところだけやっているから、よそのところまで見て歩いていて、誰が来ているのかも実際わかりません。やはりそういう帰りたい人の輪みたいなのが、今度の帰町にはかなりプラスになるのかなと私は認識します。なので、そういう会をやる気あるのかと聞いているんですけども、やれます。お願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 29年3月に避難指示が解除されると想定すれば、先程町長もお答えしたとおり、その前に特例宿泊なり、準備宿泊が始まるというそういうのが予定されます。そうすると、意見交換会ということになるかどうかでございますが、その帰られる準備をする方に対しての説明というのは当然必要と考えておりまして、その中で色々課題が出てくると思いますので、その意見を吸い上げながら一つひとつ課題を解決してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） ちょっと答弁違うんだけど、要は準備宿泊の前に、私が言っているのは、そういう帰りたい人だけの集まりがあった場合には、こういう誰々さっき言ったとおりに、お宅も帰ってんだったら、俺も帰って行く時に声かけて行かれるよとか、例えね。準備宿泊になってからそうじゃなくて、準備宿泊をやる前にそういう会合ぐらい町でできないのかなと言っているんだけど、全然わからない答弁になってきているんですけど。要はやる気ないのかということなんです。はっきり言えばいいの答弁、やる気あるかないか。どうなんですか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 帰町を希望する人だけということではなくて、そういった形で今のところは町としては考えています。

それで先程言ったのは、準備宿泊とか始まる前にそういった方に対して色々説明はしなくてはならないと思っております、帰町する、考えていらっしゃる方が準備宿泊に入る割合もかなり高いと思っておりますので、そういった方を対象として色々説明はしていかななくてはならない。その中で色々意見も聞いていかななくてはならないと思っております。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） なぜかちょっと私の考えと違うんであれなんですけど、やはりいろんな方の意見も勿論まとまったところで聞くのも大切だとは思いますが、私は浪江に先程から良いんですが、多く行っているんで、きれいな家よくわかるんですよ、そこで声をかけてくるんですよ。いつもきれいだねと。私は帰町になったら一番初めに帰るからいつでも帰れるようにしているんだと。何があっても帰るんだという人結構多いんですよ。私が行くところだけかどうか知りませんが。そういうところよく回ってきています。山本課長、前室長だったから去年まで浪江に多くいたので、去年よりうんと除染も済んでいるので、家もきれいになっているところが多いです。だったらそういう人の意見を聞いて、違う意見が出てくるかもしれないですよ。帰る人だけの意見というのは。だからやっていただきたいと思うのだけれど、あまり町も関心ないのかと。私の意見とは違うんだなと。課長もあまり帰っちゃくないんだなという認識しかこれは思いません。

やはり要望ですが、自分で汗をかかないと町なんて良くならないんですよ。それをみんなの町長にも職員の人にもそういうことを伝えたくてここに来ているんです。立っているんですよ。やはりもう少し汗をかいて、理屈ではないんです。大変なのは分かっているのですが、そういうところをもうちょっと人からこういう案が出たら「いや、これ手伝ってやっか」とか、こういう前向きな姿勢が、今町の復興を遅らせているのかなと思っています。

最後になりますが、頑張っていたいただいて29年3月に向けて、解除に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお互い頑張りましょう。以上で終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で10番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

---

### ◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願1件及び陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、所管常任委員会は、会期中に審査のうえ議長あてに報告をお願いいたします。

---

## ◎議案第9号から議案第51号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第3、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてから日程第45、議案第51号 平成28年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題としたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第9号から日程第45、議案第51号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い関係条例の整備を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは議案第9号資料で説明を申し上げます。主な内容でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い関係条例の規定を改めるものでございます。

関係条例につきましては、浪江町行政手続条例、浪江町情報公開条例、浪江町個人情報保護条例、浪江町固定資産評価審査委員会条例等の法律番号、文言等の整理及び追加等でございます。

次に、浪江町情報公開条例及び浪江町個人情報保護条例のそれぞれの規定に基づく処分等に係る審査請求については、全部改正後の行政審査法第9条の1項の規定は適用しないこととするもので、浪江町情報公開条例、浪江町個人情報保護条例につきましては、既に浪江町情報公開審査会を設置していることから、今回の条例改正に伴う、審議員の設置を適用しないことを規定するものでございます。

次に、浪江町情報公開条例又は浪江町個人情報保護条例のそれぞれの規定に基づく、浪江町情報公開審査会の諮問手続き及びこれらの審査会における審査請求に係る調査審議手続きに関する規定を整備するものでございます。関係条例につきましては、浪江町情報公開条例並びに浪江町個人情報保護条例でございます。施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行となります。

なお、今回の改正に伴う浪江町行政審査会条例の制定につきましては、次の議案で上程いたします。

次のページに入りまして、新旧対照表でございます。はじめに第1条による改正、浪江町行政手続条例でありまして、第3条の適用除外、第8号「異議申し立て」を「再審査の請求」に改めます。

続きまして、第19条聴聞の主宰、第2項第4号、「前3号に規定する者であったことのある者」を、「あった者」に改めるものでございます。

次に、3ページに入りまして、第2条による改正、浪江町情報公開条例であります。第9条、公文書の開示請求に対する決定等、第5項を削除しまして、第9条の2を新設、新たに意見を聞く機会等について詳しく定めるものでございます。

第9条の2、第三者に対する意見書提出等の機会の付与等であります。次のページに入りまして、第11条の2、審理員の指名に関する規定の適用除外は、新設でありましてこれは先ほど説明のとおりでございます。

第12条、「不服申立てがあった場合の手続」を「審査請求があった場合の手続」へと改めるもので、第9条の第1項削除するとともに、審査請求があった場合の手続きについて定めてございます。

第2項は新設でございます。弁明書の写しの添付について追加をしております。第2項新設により前2項を3項とし、こちらにつきましては「不服申立てに対する決定又は」を「審査請求に対する」に改めます。第12条の2及び12条の3は新設となります。第12条の2、諮問をした旨の通知、さらに第12条の3、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続について定めてございます。

次に、第13条浪江町情報公開審査会については、適用条文を「前条第1項」から「第12条第1項」に改めるものでございます。

次に、第13条の2審査会の調査権限以降次のページに入りまして、第13条の3意見の陳述、第13条の4意見書等の提出等、7ページに入りまして、第13条の5提出資料の閲覧、さらに第13条の6反論書等の提出、さらに8ページに入りまして、第13条の7調査審議手続の非公開、第13条の8答申書の送付等々につきましては、浪江町情報公開審査会の開催にあたって、必要な諸規定を新たに追加するものでございます。各条文の読み上げについては省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、第3条による改正、浪江町個人情報保護条例であります。第30条の2審理員の指名に関する規定の適用除外の新設で、こちらにつきましても前条例同様、別に審査会を設置していることから、

行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用除外とするものでございます。

第31条、不服申立てがあった場合の手続きについては、これも前条例で説明のとおり、「不服申立て」を「審査請求」に改める等、文言等の改正、さらには審査請求に開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為を追加するものです。以下各号については諮問を要しない事項を規定しているところでございます。

下段の第2項については、新設でこちらにつきましても弁明書の写しの添付についてでございます。

さらに10ページに入りまして、第32条諮問をした旨の通知、さらに第33条、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続きにつきましても、文言等の改正等でございます。

次に、第3章、浪江町情報公開審査会第38条審査会の調査権限でございます。第4項、さらに第39条意見の陳述については、こちらは文言の改正及び前条例同様審査会開催するにあたっての諸規定を追加するものでございます。

なお、第40条意見書等の提出等において第2項では意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを審査請求人等に送付する旨を追加するとともに、第3項を新設したところでございます。

12ページに入りまして、第41条提出資料の閲覧では、こちらも適用条文の追加でありまして、第2項では前条第40条と同様に提出資料の閲覧についても同規定を新設したところでございます。

第41条の2反論書等の提出の新設でありまして、前条同様必要な諸規定を追加するものでございます。

13ページに入りまして、第42条調査審議手続の非公開、さらに第43条答申書の送付については文言の改正でございます。

次に、第4条による改正、浪江町固定資産評価審査委員会条例がありますが、第4条審査の申出、第2項において記載事項等を次の各号に規定したところを行政不服審査法第19条第2項各号に掲げるもののほか、口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨を記載しなければならない。と改正するものでございまして、なお、同条の第2項各号でございますが、6号までございまして、一つ目が審査請求人の指名又は名称及び住所又は居所、二つ目が審査請求に係る処分の内容、三つ目が審査請求に係る処分があったことを知った年月日、四つ目が審査請求の趣旨及び理由、五つ目が処分庁の教示の有無及びその内容、六つ目が審査請求の年月日となっております。

第3項については、総代又は代理人を証明する書面を行政不服審査法に規定書面から資格を証する書面とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第10号 浪江町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第10号 浪江町行政不服審査会条例の制定についてご説明いたします。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、町長の諮問を受けて審査請求に係る事件の調査審議等を行う、浪江町行政不服審査会に関し、必要事項を定めるため条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、若干長くなりますが条文を読み上げさせていただきます。

第1条、趣旨でございます。この条例は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき設置される浪江町行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、組織。審査会は、委員5人以内で組織する。第2項審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

委員につきましては、弁護士、司法書士等を予定してございます。

第3条、委員の任期等。委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。第2項、委員は、再任されることができる。第3項、委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第4条、委員の身分保障。委員は審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。

第5条、委員の服務。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。第2項、委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第6条、会長。審査会に会長を置き、委員の互選により定める。



第2項、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

第3項、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第7条、専門委員。審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第2項、専門委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が任命する。

第3項、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第4項、専門委員の服務については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

第8条、会議。審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

第2項、会長は、審査会の会議の議長となる。第3項、審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第4項、審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5項、委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

第9条、調査審議手続の併合又は分離、審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議手続を分離することができる。

第2項、審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知するものとする。

第10条、調査審議手続の非公開、審査会を行う調査審議の手続は、公開しない。

第11条、庶務。審査会の庶務は、総務課において処理する。

第12条、委任。この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第13条、罰則。第5条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

第3項、この条例の施行後最初に任命された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

これにつきましては、浪江町情報公開審査会委員に同審査会の委員として任命したいと考えているところをごさいますて、情報公開審査会委員の任期が平成29年3月31日までとなっていることから、任期を合わせるため、最初の任期を同期日までとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第11号 電動複写機使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第11号 電動複写機使用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、電動複写機使用料について、国、県等の手数料及び市場価格を勘案し、料金を改定するために所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、こちらにつきましても議案第11号資料により、説明申し上げます。

主な内容でございますが、新旧対照表のとおり電子コピー機モノクロ印刷、片面1枚でございます。改定前15円を10円へ、カラー印刷、片面1枚、改定前150円を50円へ改正するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日から施行となります。

改正の額につきましては、近隣自治体及び市場価格等を参考に決定したところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第12号 浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第12号 浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定についてご説明いたします。本案は行政不服審査法の施行に伴い、同法の規定により提出書類の写し等の交付を受ける者から手数料を徴収するなどのため、条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、こちらにつきましても条文を読

み上げさせていただきます。

第1条、趣旨、この条例は、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額。

法第38条第1項の規定による交付を受ける者は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

第3条、提出資料の写し等の交付に係る手数料の額、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

第4条、手数料の減免。審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により第2条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。第2項、前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

第3項、前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第4項、法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であつて、法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

第5項、第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「浪江町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

附則であります。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますが、この条例は、審査に係る提出書類及び資料について、審査請求人又は参加人から同書類等の写し、コピーの請求があつた場合の手数料の徴収について定めるものでございます。

なお、別表電動複写機使用料徴収条例については、前段の議案第11号で額の改定を上程したところでございます。

また、電子記録については電子データでございまして、モノクロ、カラーとも同額でございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第13号 職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第13号 職員の退職管理に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、同じく条文を読み上げさせていただきます。

第1条、趣旨、この条例は、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、再就職者による依頼等の規制、法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者のうち、同条第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として、規定規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員又は。失礼しました。括弧が続くものですから、ここはその前から読み上げさせていただきます。

その前段から、施行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

第3条、任命権者への届出。管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員

をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職職員手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならないとしております。

附則でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行する。この条例は、再就職者による依頼等の規制を定めるものでございます。本職の場合でありますと、課長が対象となりますが、退職5年前までに課長であった職務について、離職後2年間は離職後の職務上、課長時の職務と同種の場合、離職後の職務上の行為をするように、又はしないように要求し又は依頼してはならないことの規定でございます。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

---

○議長(吉田数博君) ここで10時45分まで休憩いたします。  
(午前10時33分)

---

○議長(吉田数博君) 再開いたします。  
(午前10時45分)

---

○議長(吉田数博君) 日程第8、議案第14号 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(馬場有君) 議案第14号 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、避難地域復興拠点推進交付金事業の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置するものです。

詳細については、復興推進課長より説明させます。

○議長(吉田数博君) 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長(山本邦一君) それでは内容を説明させていただきます。読み上げさせていただきます。設置第1条、避難地域復興拠点

推進交付金事業の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金を設置する。

第2条、基金の積立てに関する規定でございますが、基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算で定めるところによる。

第3条、基金の管理に関する規定でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。第4条は基金の運用益金の処理に関する規定でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条は、基金の繰替運用に関する規定でございます。

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条は、基金の処分に関する規定でございます。基金は、第1条の避難地域復興拠点推進交付金事業の経費に充てる場合に限り、その全部また一部を処分することができる。

第7条は、委任の規定でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第15号 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第15号 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を引き続き減免するため、本条例の制定をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） ご説明いたします。第1条は制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき平成28年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、この条例の定めるところによるものとしてございます。

第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災・原子力災害の用語の意義を記述したものでございます。

第3条は、町民税の減免でございます。平成27年度中の合計所得金額が1000万円以下であって、賦課期日において避難指示区域内に住所を有していた者についての個人住民税については、500万円以下については、減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万円を超え1000万円以下については4分の1の減免をすとしたものとしてございます。

第2項は、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しないものに対する均等割を全額免除すとしたものとしてございます。

第3項は、東日本大震災により居住する住宅が全壊した世帯に属するものに対する個人町民税については、減免の割合を10分の10としたものとしてございます。

第4条は、固定資産税の減免でございます。土地と家屋については、地方税法で課税を免除することとなっておりますが、償却資産については、浪江町に償却資産を有し東日本大震災及び原子力災害により被災し、事業の用に供していない償却資産については10分の10を乗じた額を減免すとしたものとしてございます。

第5条は、軽自動車税の減免でございます。地方税法により避難指示区域で用途廃止になった場合は、課税免除することとなっておりますが、賦課期日を基準として東日本大震災による流失、避難指示区域内に放置した軽自動車について減免すとしたものとしてございます。

第6条は、国民健康保険税の減免でございます。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主については、全額を免除すとしたものとしてございます。

第7条は、介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者65歳以上については、全額を免除すとしたものとしてございます。

第8条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は町

長が別に定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしたものでございます。

なお、第15号資料に概要をまとめてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第16号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第16号 浪江町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成28年度から内部組織及び分掌事務を見直すこととなるため所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第16号資料により説明申し上げます。

主な改正の内容でございますが、一つ目が組織の変更でございます。次に主な分掌事務の変更でありまして、施行期日は平成28年4月1日から施行となります。めくっていただきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

まずは、第1条設置でございます。課及び室の設置でございます。

まず5段目、「産業・賠償対策課」を「産業振興課」に、一つおきまして「津波被災地対策課」を「まちづくり整備課」に、次の復旧事業課を削除いたします。

続きまして、分掌事務であります。まず総務課でございますが、次のページに入りまして、第7号財政全般に関するものを削除、第8号財産に関するものを第7号へ。次に第9号 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震）、こちらの分掌事務への記載、項の整理でございます。第4項及び第5項が第2項となり第8号へ。次に9号としまして、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る賠償支援に関するものを追加するものでございます。

次に、帰町準備室につきましては、復興再生事務所の庶務に関するものを本庁舎の維持及び管理に関するものに改めまして、第2号避難指示区域の見直しに関するものを削除、以下、第3号以降一つずつ番号を繰り上げるものでございます。

次に、復興推進課についてでございますが、第2項に財政全般に



関することを追加。

次のページに入りまして、第2号、第3号それぞれ第3号、第4号へ、第4号都市計画に関すること及び第5号公共交通対策に関することを削除、第6号の統計に関すること。以下、第8号まで一つずつ号を繰り上げ。さらに第9号東日本大震災における復興の推進及びまちづくり整備に関することを第8号とし、東日本大震災における復興の推進に関することに改め、第9号として避難指示区域の見直しに関することを追加するものでございます。

次に、産業・賠償対策課については、産業振興課に改めまして第4号に農林土木に関することを追加、旧の第4号誘致企業に関すること。以下第6号まで一つずつ号を繰り下げ、さらに第7号東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る賠償支援に関することについては削除となります。

次に、ふるさと再生課については、第4項に公共下水道に関すること及び第5号に農業集落排水事業に関することを追加するものです。

次に、前の第7項の「津波被災地対策課」を「まちづくり整備課」に改めまして、1号に復興再生事務所の庶務に関すること。2号に土木及び建築に関すること。3号に海岸保全に関することを追加。旧であります、第1号共同墓地整備事業に関すること以下、第3号まではそれぞれ4、5、6号に改めるものでございます。

さらに、第7号として、東日本大震災からの復旧及びまちづくり整備に関することを追加いたします。

次に、復旧事業課は廃止のため削除となります。

次に、最下段の第9項の健康保険課を第8項へ、次のページに入りまして、第10項の介護福祉課を第9項へさらに第11項生活支援課を第10項へ改めるものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第17号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第17号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** それでは、議案第17号資料により説明申し上げます。改正の内容につきましては、下記項目について追加するものでございまして、職員の人事評価制度の状況、職員の退職管理の状況でございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行となります。新旧対照表で説明申し上げます。

第3条、報告事項、人事行政の運営等に関し、任命権者が報告しなければならない事項について2項目の追加及び項目の一部を削除するもので、裏面をお開きください。

まず、第2号に職員の人事評価の状況を追加、2号以下6号まで号番号を繰り下げしまして、第8号に職員の退職管理の状況を追加、旧の第7号「職員の研修及び勤務成績の評定の状況について」を第9号とし、職員の人事評価の状況の追加により、「及び勤務成績の評定」を削除いたします。また、第5条、福島県人事委員会の報告事項第2号、不利益処分に関する不服申立ての状況、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○**議長（吉田数博君）** 日程第12、議案第18号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第18号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じて、一般職の任期付職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○**議長（吉田数博君）** 内容説明、総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** それでは、議案第18号資料で説明申し上げます。

改正の内容につきましては、一つ目が、勧告関係では給料月額の変更、期末手当の変更、また改正地方公務員法関係では、地方公務員法の引用条項の変更、さらに号給の決定の基準となる職務の内容を規定することでございます。

施行期日でございますが、1号としましてこの条例は公布の日から施行する。ただし、第1条及び第8条第2項の改正は平成28年4月1日から施行。2号としまして第8条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から、附則に1項を加える改正規定は平成27年12月1日から適用でございます。

次のページに入りまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

第1条趣旨でございます。こちらにつきましては、適用条文4段目24条第6項を24条第5項に改めるものでございまして、適用条項のずれによるものでございます。

次に、第8条、給与に関する特例でありまして、給料月額の改正でございます。1号級から7号級までそれぞれ1000円の増額改正でございます。

次に、第2項「任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。」を「任命権者は特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その号給の決定の基準となる職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。」に改めるものでございまして、下表のとおりとするものでございます。

基準となる職務につきましては、第1号級から第7号級まで記載のとおりでございます。

次に、下段にいきまして、第9条、給与条例の適用除外、次のページに入りまして、こちらにつきましては任期付職員の期末手当の改正でございます。8段目こちらの「100分の150」を「100分の155」に改正するものでございます。

次に、附則に第3項を追加するものでございまして、平成27年12月に支給する期末手当に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の160」とするものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第19号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第19号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をするため所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） こちらにつきましても、議案第19号資料より説明申し上げます。

改正の内容でございますが、文言の整理でございます。「条件附

採用」の「附」につきまして、改正後のとおり「付」という字でございますが、こざとへんをとりました「付」に改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） こちらにつきましても、議案第20号資料で説明申し上げます。

改正の内容につきましては、引用法律の条ずれの調整でございます。24条第6項を24条第5項とするものでございます。適用条文の改正でございます。

以下の新旧対照表のとおりでございます。地方公務員法第24条第6項については職員の給与、勤務時間、その他勤務条件は条例で定めるということになっている条文でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特別職で非常勤のものの追加等を行うため、所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） こちらにつきましても、議案第21号資料で説明申し上げます。

主な内容でございますが、裏のページ新旧対照表をお開きいただきだと思います。新規が2件、名称等の変更が2件でございます。

始めに新規でございますが、浪江町コミュニティ支援員の新設でございます。これにつきましては、現在設置の3交流館の管理人の報酬でございます、月額15万円でございます。

次に、行政不服審査会委員の新設でございます。議案第10号で同審査会条例を上程したところでございます。その委員の報酬でございます、弁護士日額2万円、その他日額5000円でございます。

次に、変更であります。高齢者サービス調整チーム委員を要綱等の改正によりまして、老人ホーム入所判定委員会委員とするものでございます。

次に、保健福祉計画等策定委員に地域を加えまして、地域福祉計画等策定委員会委員と変更するものでございます。

なお、新規の委員報酬につきましては、他自治体及び同条例類似の報酬を参考に決定したところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第22号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第22号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じて、町長等の給与等を改正するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第22号資料で説明申し上げます。改正の内容につきましては、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、6月期を「100分の140」から「100分の142.5」に12月期を「100分の150」から「100分の152.5」に改めるものでございます。

なお、平成27年12月期に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は、100分の155とすることとでございます。施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行とすることとし、附則に1項を加える改正規定は、平成27年12月1日から適用となります。

新旧対照表をご覧ください。改正については下線のとおりでございます。

裏面に入りまして、今申し上げた附則第6項であります。今回の27年の人事委員会勧告に係る基準日は、27年12月1日から適用となるものでございまして、27年度の手当についても適用となること

から、27年12月支給分については、100分の155とするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に準じて、職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第23号資料で説明申し上げます。今回の改正の内容につきましては、本俸関係では全ての給料表について、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置いて全ての給料月額を引き上げるものでございます。

諸手当関係では、初任給調整手当の限度額の改正、医療職給料表でございますが、次に通勤手当の限度額の改正、勤勉手当の支給率の改正であります。

なお、給料にあっては、平均で0.3%の引き上げでございます。

該当する部分でございますと、最高で2400円、最小で400円の引き上げでございます。また勤勉手当にあっては、一般職で0.10、再任用職員では0.05月分の引き上げとなっております。

また、地方公務員法等改正関係では、地方公務員法の引用条項について、さらに職務の級の分類の基準となる等級別基準職務表を定めるところでございます。

次のページに入りまして、さらに行政不服審査法の施行に伴いまして、行政不服審査法の本文、18条第1項の本文に改めるものでございます。施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行すること。ただし、上記2（2）のイ並びに同（3）は平成28年4月1日から施行、また、上記2（1）及び（2）アについては平成27年4月1日から、同ウは同年12月1日からそれぞれ適用となります。

また、1項につきましては、今回の改正が27年4月1日及び12月1日から適用になることによるものでございます。

次に、新旧対照表により説明申し上げます。まず第1条による改正でございますが、第9条の2、医療職給料表初任給調整手当でございます。

2 段目、月額「41万2200円」を「41万3300円」へ改定。

次に、第21条、勤勉手当でございますが、第1号内再任用職員以外の職員につきましては、5 段目「100分の75」を「6 月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」へ、さらに、第2号再任用職員については「100分の35」を「6 月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」へ改正するものでございます。

次に、別表第1（第3条関係）、行政職給料表及び10ページからになります。別表第1の2、医療職給与表でございます。

次に、飛びまして19ページをお開きください。第2条による改正でございます。第1条、目的の引用条項の条ずれによる改正でございます。

次に、第4条、職務の級の標準的な職務の内容について「町長が規則で定める」としていたものを「別表第2の定めるところによる」としております。

次に、第3項、「かつ」からでございますが、「かつ」以降に新のほうで第1項に規定する等級別基準職務表及びを追加いたします。

次のページに入りまして、第12条通勤手当でございますが、第2項第2号、自動車等使用の月額上限でございますが、「5万2500円」を「4万6500円」に改正するものでございます。

これにつきましては、最近のガソリンの価格の変動などを踏まえて減額するものでございます。

次に、第20条の3第2項は期末手当の支給を一時差し止める処分に関するものでございまして、行政不服審査法の全部改正に伴う適用条項の改正でございます。

次に、第21条第2項でございますが、勤勉手当でございます。第1号において、勤勉手当の再任用職員以外の職員で第1条関係において27年度分支給について、「6月支給する場合においては100分の75、12月支給する場合においては100分の85」としたものを28年4月以降については、平均化するものでございまして「100分の80」へ改正するものでございます。

また、第2号においては、同じく再任用職員の支給割合について改正するもので、前条で第1号の改正で同じく「6月の100分の35、12月の100分の40」を「100分の37.5」とするものでございます。

次に、先ほど説明申し上げました等級別基準職務表、別表第2でございます。職務の級及び標準的な職務については以下のとおりでございます。以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第18、議案第24号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災復興特別区域法に基づく、東日本大震災復興交付金制度要綱第1の4に定める計画期間が改正となったため、本基金条例の設置期間について改正を行うものであります。

詳細については、復興推進課長より説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案第24号資料に基づき内容説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、東日本大震災復興特別区域法に基づく東日本大震災復興交付金制度要綱第1の4に定める計画期間が改正になったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、附則中の条例有効期限が改正前、「平成28年3月31日」とあるのを改正後「平成33年3月31日」と改めるものでございます。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第19、議案第25号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法に基づく、福島再生加速化交付金実施要綱第4の4に定める計画期間が改正となったため、本基金条例の設置期間について改正を行うものであります。

詳細については、復興推進課長より説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案第25号資料に基づき内容説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、福島復興再生特別措置法に基づく福島再生加速化交付金（帰還環境整備）実施要綱第4の4に定める計画期間が改正になったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、附則中の条例有効期限改正前「平成30



年3月31日」とあるのを改正後「平成33年3月31日」と改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第20、議案第26号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第26号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町課設置条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第26号資料により説明申し上げます。

改正の内容は文言の整理等でございます。施行期日は平成28年4月1日から施行となります。

新旧対照表のとおり、今回上程しております課設置条例の一部改正に伴い、同審議会条例第6条庶務につきまして、「復旧事業課」を「まちづくり整備課」に改めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第21、議案第27号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第27号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町課設置条例の一部改正に伴い規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第27号資料で説明申し上げます。

同じく、改正の内容につきましては、担当課の変更に伴うものでございます。新旧対照表のとおり課設置条例の一部改正に伴い、同条例第3条、組織について事務処理をさせる課を「復旧事業課」から「ふるさと再生課」に改めるものでございます。よろしくお願

します。

○議長（吉田数博君） 日程第22、議案第28号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町課設置条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案第28号資料で説明申し上げます。改正の内容は、前議案と同様でございます。施行期日については、平成28年4月1日から施行となります。新旧対照表のとおり課設置条例の一部改正に伴い、同審議会条例第6条庶務について「復旧事業課」を「ふるさと再生課」に改めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第23、議案第29号 委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 委託に関する変更協定の締結についてご説明いたします。

本案は、公共下水道災害復旧工事について平成26年12月に議決をいただきました委託に関する協定の変更を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。1 件名、浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する変更協定。2 施工箇所、浪江町公共下水道浪江浄化センター及び浪江町公共下水道幾内ポンプ場。3 契約の方法、随意契約。4 契約金額、変更前3億9000万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2888万8888円。変更後3億7100万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2748万1481円。5 契約の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号。日本下水道事業団理事長、谷戸善彦氏。6 工期、平成26年9月22日から平成28年3月31日まで。変更の主な理由は、日本下水道事業団による入札の請差が生じたための減額であります。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第24、議案第30号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第30号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、議案第30号につきましてご説明いたします。

今回、取得する土地につきましては、次の議案第31号との2名の共有地のため、権利者それぞれから取得するものでございます。

それでは議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり、浪江町大字両竹字森合37番1他21筆、合計7505.18㎡のうち持ち分2分の1でございます。

取得予定価格は1045万8329円、取得の相手方は浪江町大字両竹字的場212番地、渡邊輝彦でございます。

なお、別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示した位置図と現在までの買取り一覧をつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第25、議案第31号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第31号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、議案第31号についてご説明いたします。

取得する土地の所在地は、議案第30号と同じく浪江町大字両竹字森合37番1他21筆、合計7505.18㎡のうち持ち分2分の1でございます。

取得予定価格は、同じく1045万8329円、取得の相手方は宮城県仙台市青葉区高松3丁目7番46号、クレスト高松壺番館303、渡邊厚子でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第26、議案第32号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第32号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億6678万円を減額するものであります。

歳入の主なものは、浪江町復旧・復興基金繰入金8億3668万円を減額、東日本大震災復興交付金基金繰入金7億5888万1000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、防災集団移転促進事業費の浪江町被災住宅再建補助金4億8000万円を減額、同事業費の公有財産購入費4億5000万円を減額するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。款1町税、項1町民税、目1個人、1億円の増でございますが、決算見込みによる増でございます、昨年度は申告期間猶予終了によることによるものでございます。

次に、目2法人、8000万円の増については、決算見込みによるものでございます。

次に、10ページに入りまして、款9、地方交付税、目1地方交付税2431万6000円の増は、充当事業経費の増によるもので、特別地方交付税の増額分でございます。

次に、款12使用料及び手数料、項1使用料、目3教育使用料466万2000円の増は保健体育使用料でございます、除染事業に係る町民体育館使用料でございます。

11ページに入りまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1

民生費国庫負担金3358万2000円の増は、節1で社会福祉費国庫負担金が626万6000円の増、節2児童福祉費国庫負担金が1188万4000円の減、目3保険基盤安定国庫負担金が3920万円の増、記載のとおりでございます。いずれも精算見込みによる増減等でございます。

次に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5769万4000円の減の主なものは、節1総務費国庫補助金が1億9332万4000円の減で、福島再生加速化交付金で災害公営住宅関連事業など10事業の精算見込みによる減額でございます。

次に、節2東日本大震災復興交付金1億2161万5000円の増、こちらの主なものでございますが、28年度事業交付分で水産業共同利用施設整備事業に係る交付金でございます。

次に、節3消防防災施設災害復旧費補助金2392万3000円の増の主なものでございますが、仮設防火水槽設置事業でございます。

次に節4、消防防災設備災害復旧費補助金990万8000円の減でございますが、デジタル防災行政無線工事費の精算見込みによる減額でございます。

次に、目2民生費国庫補助金1億7098万円の増は、社会福祉費国庫補助金で記載のとおり地域生活支援事業は精算見込みによる減でありまして、臨時福祉給付金給付事務費補助金1億7459万3000円は、今回の国の補正予算で計上されておりまして、28年度事業執行となります低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業分でありまして、27年度の歳入となります。

なお、この事業につきましては、繰越明許にて28年度の繰越し事業となります。

12ページに入りまして、目3、災害復旧費国庫補助金9152万円の減は、債務負担行為の設定をいたしました酒井橋及び小野田橋の災害復旧工事分で減額の上、28年度当初予算に計上するものでございます。

次に、目10、土木費国庫補助金801万円の減は記載のとおり同事業の精算見込みによる減額でございます。

次に、項3委託金、目1総務費委託金2億961万8000円の減につきましては、節3原子力災害避難区域等帰還再生加速化事業委託金が1億8948万5000円の減で、こちらにつきましては浪江町防犯管理事業、タブレット事業など11事業の事業費精算見込みによる減額でございます。

次に、節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2013万3000円の減は、いこいの村機能回復事業など3事業の精算見込みによる減額でございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金460万5000円の増は、中間サーバープラットフォーム利用負担金でございまして、マイナンバー利用に係る中間サーバー利用の負担金でございします。

次に、目2民生費県負担金3658万7000円の減につきましては、記載のとおり、節1社会福祉費県負担金が313万3000円の増、障がい関連給付費でございします。節2児童福祉費県負担金が322万1000円の減、児童手当、節3保険基盤安定県負担金が5350万1000円の増、軽減保険料補助他でございします。節4災害救助費等県負担金が9000万円の減、災害弔慰金等いずれも精算見込みによる増減でございします。

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金868万2000円の増は、一つ目が社会保障・税番号制度個人番号カード関連交付金322万5000円、二つ目は再生加速化交付金546万5000円、こちらは認定こども園の建築関連事業分でございします。

次に、目2県補助金、民生県補助金185万5000円の減、地域生活支援事業、目3衛生費県補助金112万8000円の減、線量計等緊急整備支援事業費補助金、さらに目4労働費県補助金495万7000円の減、緊急雇用創出基金事業。

14ページに入りまして、目5農林水産業費県補助金1億896万6000円の減、記載のとおり園芸産地等復興支援事業補助金以下3事業、さらに目6教育費県補助金135万円の減、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金、いずれも精算見込みによる補助金の増額、又は減額でございします。

次に、項3委託金、目1総務費委託金300万円の増は…。

[何事かと呼ぶ者あり]

○総務課長（佐藤良樹君） 失礼しました。総務費委託金下段のほうを言ってしまうました。162万円の減、こちらにつきましては、国勢調査費等統計調査に係る委託金の精算見込みによる減額でございします。

次に、款の16寄附金、項3の衛生費寄附金300万円の増は双葉産業廃棄物処理公社からの寄附金でございします。

15ページに入りまして、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金8億3668万円の減の主なものですが、浪江町被災住宅再建補助金、災害公営住宅関連事業費他25件の交付金等の事業の一般財源充当分精算見込みによる減額。

さらには、同基金からの財源充当しておりました事業経費の一般財源等の振替え等による減額でございします。補正後の基金見込み残

高は77億3404万3000円となります。

次に、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金7億5888万1000円の減は、防災集団移転促進事業財産購入費等他6件の対象事業の精算見込みによる減額でございます。補正後の基金見込み残高は24億4097万1000円となります。

次に、目6佐藤十郎職員研修基金繰入金78万円の減額、目7紅房桜維持管理基金繰入金306万円の減額、目13公共用施設維持基金繰入金5000万円の減、こちらはいずれも対象事業精算見込みによる減額でございます。

なお、補正後の基金見込み残高は記載のとおりでございます。

次に、目14浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金6486万9000円の減は、同基金の対象事業災害公営住宅整備事業経費の増及び基金事業から加速化交付金への事業振替の福島再生賃貸住宅整備事業、産業団地整備事業などの減額によるものでございます。

なお、今回の対象事業交付金につきましては、当年度で全て充当したことから、基金残高見込み額はゼロとなります。

16ページに入りまして、款19諸収入、項3貸付金元利収入、目5災害生活援助資金回収金210万円の増でございますが、記載のとおり災害直後に生活資金として町民にお貸ししました1件、2万円の回収金精算見込みによる増額でございます。

次に、項4受託事業収入、目2教育費受託事業収入286万円の減は、ソーシャルワーカー人件費分でございますして、精算見込みによる減額でございます。

次に、項5雑入、目1雑入5433万2000円の増は、雑入では記載のとおり、みらいを描く市町村等支援事業助成金及び災害援護資金借入金の精算見込みによる減額、福島県後期高齢者医療広域連合負担金の返還金、過年度分でございますが640万9000円でございます。

次に、節3の弁償金5147万1000円の増は、事故発生から24年3月31日までの一般会計分5億299万7434円の損害賠償請求を27年5月に行ったもののうち、12月までの合意分の入金でございます。

なお、引き続き合意に向け事務作業を継続してまいります。

次に、款20町債、目1臨時財政対策債3億48万9000円の減でございますが、現在、先にお示しのとおり復旧・復興基金に約77億円の残高がございます。昨年も申し上げましたが、到底この額では復興予算が十分とは言えませんが、こちらは起債でありますので、当然利子を含め償還しなければなりません。

よって、27年度においても起債の発行を控えたいと考え、全額減額するものでございます。

18ページをお開きください。ここからは歳出の説明でございます。

はじめに、今回の各項目に計上しております。給与、職員手当等及び共済費でございますが、先ほど上程しました人勧に係る職員の給与等に関する条例の一部改正等に係る補正分と、精算見込みによる補正がございます。

内訳につきましては、人勧による補正額が701万円の増額、精算見込みによるものが166万6000円の減額でございます。総額合わせますと534万4000円の増となっております。

なお、以降の人件費の補正については説明を省略させていただきます。それでは始めに、款1議会費、目1議会費424万6000円の減、次の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費189万4000円の減、こちらにつきましては主に事務費等の精算見込みによる減額でございます。

次に、目2文書広報費2142万円の減の主なものは、次のページに入りまして、役務費の通信運搬費委託料とタブレット関連経費精算見込みによる減額でございます。

次に、目3財政管理費611万8000円の減、目5財産管理費100万円の減、さらに目6本庁舎管理費602万7000円の減、目7仮庁舎管理費150万円の減につきましては記載のとおり精算見込みによる事務費等の減額でございます。

次に、目8企画費3億4205万3000円増の主なものについては、次のページに入りまして、委託料が3716万円の減、記載のとおり各委託料の精算見込みによる減額です。

さらに、積立金3億8674万7000円は、浪江町復旧・復興基金積立金が3億3000万円、今回発生の余剰財源を積み立てるものでございます。

次の東日本大震災復興基金積立金1億2161万6000円の主なものは、水産業共同利用施設整備事業分でございます。

次の浪江町帰還環境整備交付金基金積立金6486万9000円の減につきましては、こちら歳入で申し上げましたとおり、同基金事業から加速化交付金事業に組替えの産業団地整備事業等でございます。

次に、目9情報管理費809万5000円の減の主なものは、委託料で1200万円の減、精算見込みによる減額。次の負担金補助及び交付金460万5000円の増でございますが、こちら歳入で説明しました記載のとおり中間サーバープラットフォーム利用負担金で、マイナンバー利用に係る中間サーバーの利用負担金でございます。

次に、目10自治振興費218万円の減は、こちらは精算見込みによる減額でございます。



次のページに入りまして、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費 200 万円の減につきましては、町税賦課の計算業務委託料の精算見込みによるものです。

次に、項 3 戸籍住民基本台帳費 199 万 3000 円の増、こちらの主なものは、委託料 322 万 5000 円の増でございます、こちらにつきましては、記載のとおり通知カード・個人番号カード関連事務委託料でこちらのほうは精算見込みによる増額となっております。

次に、項 4 選挙費、目 3 農業委員会委員選挙人名簿調製費 112 万 7000 円の減、目 5 浪江町長選挙費 897 万 4000 円の減、こちらにつきましても精算見込みによる事務費等の減額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1 億 2635 万 7000 円の増でございます、主なものは負担金補助及び交付金で 620 万 6000 円の減、社会福祉協議会補助金が 625 万円の減で、こちらの主な理由は 27 年度事務局長を町から派遣したことによるものでございます。

次に、扶助費 1220 万円の増は、補装具給付費他精算見込みによる増額です。

次に、繰出金 1 億 2203 万 1000 円の増は、こちら記載のとおり国保会計保険基盤安定制度保険税の軽減分などの経費の精算見込みによる国保会計の繰出金でございます。

次に、目 2 老人福祉費 1144 万 1000 円の減、こちらの主なものでございますが、繰出金 1016 万 1000 円の減、これにつきましても介護保険特別会計経費の精算見込みによる減額でございます。

次のページに入りまして、目 5 老人医療給付事業費 175 万円の増でこちらにつきましても後期高齢者医療特別会計経費の精算見込みによる増額でございます。

次に、目 7 臨時福祉給付金事業費 1 億 4564 万 8000 円の増は、同事業費精算見込みによるものですが、委託料及び負担金補助及び交付金で 1 億 4386 万 2000 円増、こちらにつきましては本年度の給付金の精算の見込みによる減、さらには歳入で説明のとおり 28 年度への繰り越し事業となります低所得者の高齢者向けの年金生活等支援臨時福祉給付金給付事業の計上でございます。

次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 285 万 7000 円の減、さらには、目 2 児童措置費 1739 万 5000 円の減、次のページに入りまして目 4 子育て支援事業費 2434 万円の減は、いずれも各事業精算見込みによるものでございます。

次に、項 3 災害救助費、目 1 生活支援事業 3108 万 8000 円の減、目 4 住家被害等認定調査費 600 万円の減、さらに目 5 災害救助・救援

対策費、災害弔慰金等でございますが、1億1350万円の減につきましても精算見込みによるものでございます。

34ページに入りまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費4381万円の減、次に目7除染対策費1033万5000円の減、目9放射線健康管理対策費2545万5000円の減、さらに36ページに入りまして、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費516万1000円の減につきましても、いずれも精算見込みによる減額でございます。

37ページに入りまして、項3上水道費、目1上水道費1092万9000円の増は、水道事業の末端の水質管理装置設置事業に係る補助でございます。こちらにつきましても、補助金として支出するもので、経費の一部は復興特別交付税で措置となります。

次に、款5労働費、項1労働諸費、目1緊急雇用創出基金事業費、さらには目2緊急雇用対策事業費、目4労働諸費、各項目の減につきましてもいずれも精算見込みによるものでございます。

38ページに入りまして、款6農林水産業費、項1農業費、目3農地費2449万円の減額につきましても、同様に精算見込みによるものでございます。

次に、目5農業集落排水事業費3850万4000円の減につきましても同じでございます。

39ページに入りまして、目6の農業振興費279万8000円の減、さらに目7地域農業活力再生支援事業8650万9000円の減につきましても、記載事業のとおり営農再開支援事業補助金など、精算見込みによる減額でございます。

次に、項2林業費、目1林業総務費135万円の減額についても同様でございます。

40ページに入りまして、款7商工費、目3観光費、以下、41ページに入りまして、目52の企業誘致促進費4579万2000円の減額につきましても記載のとおり、各委託事業等精算見込みによる減額でございます。

42ページに入りまして、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費333万5000円の減額、こちらも精算見込みによるものです。

次に、項4都市計画費、目2公共下水道事業費1億8560万1000円の減額は、同事業会計精算見込みによる繰出金の減額です。

同じく目3公園費223万6000円につきましても精算見込みによるものでございます。

次に、目5防災集団移転促進事業費13億3950万6000円の減額は、委託料で2億8407万8000円の減、工事費で1506万6000円の減、公有財産購入費で4億5000万円の減、44ページに入りまして、負担金補

助及び交付金で5億9000万円の減、こちらも精算見込みによる減額でございます。

次の項6まちづくり整備事業費、次の項5住宅費、目1住宅管理費、さらには次の復興公営住宅費、款9の消防費、目2非常備消防費及び目4防災対策費のそれぞれの減額につきましても精算見込みによるものでございます。

48ページをお開きください。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費1576万円の減、以下49ページに入りまして項3中学校費、目1学校管理費2726万9000円の減、こちらにつきましても精算見込みによるものでございます。

次に、51ページをお開きください。項5社会教育費、目6町史編さん費737万4000円の減額、こちらも精算見込みによる減額でございますが、52ページに入りまして、役務費100万円につきましては、町史デジタル化の経費でございます。

次に、項6保健体育費、目1保健体育総務費、目5地域スポーツセンター費、こちらにつきましても精算見込みによるものでございます。

次に、54ページに入りまして、款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費8594万3000円の減、工事費で8500万円の減につきましては、歳入で説明のとおり債務負担行為の設定をしました酒井橋及び小野橋の災害復旧工事分でございます。減額の上28年度当初に計上するものでございます。

次の項2、農林水産業施設災害復旧費につきましても、同工事の精算見込みによる減額でございます。

最後になりますが、款14予備費につきましては3835万3000円の減であります。

6ページにお戻りください。第2表、繰越明許費補正であります。

一つ目が款3民生費、項1社会福祉費、事業名、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億7913万6000円でこちら歳出で説明のとおりで28年度への繰越事業となります。

二つ目が、款8土木費、項4都市計画費、防災集団移転促進事業7980万8000円で、同事業移転先団地詳細設計業務でありまして、埋蔵文化財の調査等に絡みまして、期間を要するため繰越しをするものでございます。

三つ目は、款8土木費、項5住宅費、災害公営住宅整備事業、幾世橋地区2億1551万円で、同事業設計委託料、公有財産購入費及び補償補填賠償金について繰越しをするものでございます。

次に、第3表、地方債補正であります。起債につきましては、臨時財政対策債、限度額3億48万9000円、利率が年3%以内、償還の

方法については20年以内で設定していたところがございますが、こちらも歳入で説明のとおり起債でありますので、27年度においても起債の発行を控えたいと考え廃止するものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。  
(午後 0時07分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 0時07分)

---

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため午後1時30分まで休憩といたします。  
(午後 0時07分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 1時30分)

---

○議長（吉田数博君） 日程第27、議案第33号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第33号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103万円を減額するものであります。

歳入は、繰入金106万円を減額、寄附金3万円を増額するものであります。

歳出は助成費106万円を減額、基金積立金3万円を増額するものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第28、議案第34号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第34号 平成27年度浪江町国民健康保険事

業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

本案は、国庫負担金の交付決定等に基づき歳入歳出それぞれ6611万3000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1億8249万1000円及び前期高齢者交付金3615万8000円を減額し、共同事業交付金1億5579万円及び繰入金1億2203万1000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金877万2000円及び介護納付金2595万7000円、並びに共同事業拠出金1470万9000円を減額し、諸支出金6219万2000円及び予備費5487万7000円を増額するものであります。よろしくお願いいたします。

○**議長(吉田数博君)** 日程第29、議案第35号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(馬場 有君)** 議案第35号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1632万7000円を減額するものであります。歳入は一般会計繰入金2475万4000円を減額し、事業勘定繰入金842万7000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、額の確定により津島診療所及び浪江診療所、基本実施設計委託料1408万1000円を減額するものであります。よろしくお願いいたします。

○**議長(吉田数博君)** 日程第30、議案第36号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(馬場 有君)** 議案第36号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業費の確定等により歳入歳出それぞれ3億6363万8000円を減額するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○**議長(吉田数博君)** 内容説明、復旧事業課長。

○**復旧事業課長(三瓶徳久君)** ご説明いたします。7ページをお開きください。

歳入補正予算であります。款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1億8560万1000円の減、目2基金繰

入金、節1 浪江町公共下水道事業基金繰入金5290万7000円の減、いずれも額の確定によるものです。款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 繰越金、前年度歳計剰余金1467万7000円の増、款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入、賠償金753万7000円増、平成26年度分の東京電力からの逸失利益の賠償金は6565万3631円を確定したための補正増であります。

款7 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 災害復旧事業費国庫負担金、節1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1億4629万4000円の減。額の確定によるものであります。

続きまして、8ページをお開きください。款7 国庫支出金、項2 委託金、目1 総務費委託金、節2 原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金105万円の減、額の確定によるものです。

9ページをお開きください。歳出補正予算であります。款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目1 下水道総務管理費、節25 積立金753万8000円の増、賠償金の確定に伴う増額です。目1 下水道建設費、節13 委託料840万円の減、額の確定によるものであります。

10ページをお開きください。目3 下水道維持管理費、13 委託料954万9000円の減、額の確定によるものであります。

目4 下水道災害復旧費、13 委託料3億2167万円の減、債務負担行為により委託が減額いたします。

13 工事費1200万円の減、額の確定によるものであります。22 補償補填及び賠償金3232万5000円の減、額の確定によるものであります。

4ページをお開きください。繰越明許費であります。款1 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、事業名、公共下水道災害復旧事業費金額5800万円、内容は権現堂地区の公共下水道災害復旧費の平成27年度分の一部を平成28年度に明許繰越するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第31、議案第37号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第37号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水事業費の確定等により、歳入歳出それぞれ3095万6000円を減額するものであります。

詳細については復旧事業課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 内容説明、復旧事業課長。

○**復旧事業課長（三瓶徳久君）** 7ページをお開きください。歳入補正予算です。款5諸収入、項1雑入、目1雑入、節1雑入、賠償金754万7000円の増、平成26年度分の東京電力からの逸失利益の賠償金が904万7768円で確定したための補正増であります。

続きまして、8ページに移ります。歳出補正予算です。款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務管理費、節25積立金904万8000円の増、先ほどの東京電力からの賠償金を積み立ていたします。

続きまして、4ページの繰越明許費補正について説明いたします。

4ページの第2表、款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、事業名、農業集落排水災害復旧事業（物件移転補償）、金額1250万円、内容は高瀬地区の農業集落排水災害復旧事業に伴う水道管移設補償費を平成27年度から平成28年度に明許繰越するものであります。以上、よろしくお願いたします。

○**議長（吉田数博君）** 日程第32、議案第38号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第38号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険事業の状況により歳入歳出それぞれ4955万7000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金294万4000円の減額、支払基金交付金3935万5000円の減額、県支出金240万3000円の増額、繰入金1016万1000円の減額です。

歳出の主なものは、保険給付費6671万6000円の減額、予備費1591万2000円の増額です。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○**議長（吉田数博君）** 内容説明、介護福祉課長。

○**介護福祉課長（佐藤祐一君）** 6ページをお開きください。1国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金820万1000円の増額は、国庫負担金の交付決定による増額になります。

項2国庫補助金、目3災害臨時特例補助金、節1災害臨時特例補助金6391万5000円の減額は交付決定による減額になります。

目4調整交付金、節1現年度分調整交付金5150万7000円は、こちらも交付決定による増額になります。

款2支払基金交付金、目1介護給付費交付金3935万5000円の減額は、支払基金交付金介護給付費交付金の交付決定による減額になり

ます。

7 ページをお開きください。5 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金の1084万円の減額は、介護保険事業特別会計の今回の補正による一般会計からの繰入金の減額になります。

8 ページをお開きください。款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 3 施設介護サービス給付費の3081万1000円の減額は、施設介護サービス中、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設のサービスにおいて当初予定見込みよりも利用が少ないため、減額するものであります。

9 ページをお開きください。項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費2287万円の減額は、訪問介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護のサービスにおいて、当初予定見込みよりも利用が少ないため減額するものであります。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費の1465万7000円の減額は、施設入所者の食費、居住費の補足給付において、当初予定見込みよりも給付負担が少ないため減額するものであります。予備費は1591万2000円、こちらは予備的経費の補正等になります。説明は以上でございます。

○議長（吉田数博君） 日程第33、議案第39号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の決定により、歳入歳出それぞれ175万円を増額するものであります。

歳入は、一般会計繰入金175万円を増額するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金175万円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第34、議案第40号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第40号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で2億2995万円、水道事業収益的支出で2336万1000円を増額補正を、並びに水道事業資本的収入で3524



万円、水道事業資本的支出で4680万円の減額補正をするものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。12ページをお開きください。収益的収入であります。款1、項1 営業収益で目1 給水収益、節、水道料金150万円の増額、主に除染用水及び再開事業の水道料金によるものです。款1、項2 営業外収益、3 雑収益、節 損害賠償金2億3300万円の増、東京電力からの平成26年度分の逸失利益分の損害賠償金が2億3327万5101円となったための増額であります。

次に、目4 長期前受金戻入収益1934万9000円の増と、項3 特別利益、目3 長期前受金戻入収益1940万円の減は、地方公益企業法の改定により項の移動をするものであります。

13ページをお願いいたします。収益的支出です。款1、項1 営業費用、目2 配水及び給水費、節 委託料1500万円の減、事業費確定により減額いたします。

14ページをお開きください。目5 減価償却費、節 有形固定資産減価償却費1935万4000円の増、地方公営企業法改正に対応のための増額であります。

目6 資産消耗費、節 固定資産除却費820万円の増、不用となった固定資産の除却によるものであります。

項2 営業外費用、目3 その他営業外費用、節 雑支出1000万円の増、消費税決算整理によるものであります。

項3 特別損失、目2 過年度損益修正損、節 過年度損益修正損500万円の増、滞納分不納欠損によるものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第35、議案第41号 平成28年度浪江町一般会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第41号 平成28年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を212億4000万円と定めるものであります。前年度に対して74億7000万円、54.2%の増となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において福島再生加速化交付金57億6818万6000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金18億1852万円、新設の被災者支援総合交付金1億5713万7000円

などを計上し、全体で205%増の92億1453万8000円となっております。

また、県支出金は避難地域復興拠点推進交付金10億4888万4000円、営農再開支援補助金6億3846万3000円などを計上し、全体で109.4%増の27億8586万5000円となっております。

繰入金は、浪江町復旧・復興基金繰入金18億1646万3000円、東日本大震災復興交付金基金繰入金11億2118万2000円などを計上して、全体で3.7%増の36億4303万1000円となっております。

歳出予算につきましては、避難指示解除の準備と避難されている町民の皆様の支援、双方の充実に向けて計画の実行と成果の発信に重点をおいた予算編成といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費につきましては、人件費においてコミュニティ支援員報酬の増、扶助費において災害弔慰金及び児童手当の減などがあり、全体で1%増の29億851万7000円となっております。投資的経費では、幾世橋地区における災害公営住宅整備、福島再生賃貸住宅整備等の住宅関連事業52億7461万3000円の外、町道小熊田宮田線、町道川原沢田線等の道路改良事業などの補助事業で85億1626万6000円の計上となっております。

また、単独事業としましては、地域スポーツセンター用備品購入、農業復興総合事業における公有財産購入費等1億4416万7000円の計上、災害復旧事業費においては、道路及び橋梁など5億4343万3000円を計上し、投資的経費全体では196.7%増の92億4176万6000円となっております。

その他の経費につきましては、各種復旧・復興事業の発注者、支援業務委託料1億4680万円、マイナンバー制度施行に伴う情報セキュリティ強化業務委託料5232万8000円などの計上による物件費の増、浪江診療所建設に伴い増額となった国保直営診療施設事業特別会計繰出金3億1068万2000円などによる繰出金の増など、全体で16.9%の増の90億8971万7000円となっております。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、ご説明申し上げます。町長と若干かぶる部分がありますが、説明させていただきます。

28年度浪江町一般会計特別会計歳入歳出予算資料の1ページをお開きください。下段になりますが、始めに平成28年度一般会計当初予算歳入の構成の主なものについてご説明申し上げます。

まず、町税でございますが、予算額が2億9520万2000円、対前年比2.5%の減でございます。

27年度におきましては、申告猶予期間終了による一時的な増額となりましたが、当初予算の比較では個人住民税の若干の減を見込んだところでございます。

なお、全体に占める構成比が27年度の2.2%から1.4%とさらに低い構成比となっておりますが、これにつきましては今回建設事業予算等の大幅な増によりまして、当初予算が大きく伸びたことによるものでございます。

以下、構成比については同様の数値となっております。

次に、中段、地方交付税でございます。44億7202万円、対前年比7.1%の減でありまして、内訳につきましては、普通交付税が20億1435万円、震災復興特別交付税を含む特別交付税でございますが24億5767万円を見込んでおります。

なお、前段でも説明しておりましたとおり、普通交付税では算定基礎人口の微減、特別交付税は、対象事業の積み上げによるものでございます。

続きまして、以下、国庫支出金につきましては、町長から説明があったとおりでございます。

次に、県支出金でございますが27億8586万5000円、対前年比109.4%の増でありまして、これにつきましては、これまでの補助金に加えまして、交流情報発信拠点整備事業対象の避難地域復興拠点推進交付金約10億円、被災排水機場の撤去費3億5000万円などの増によるものでございます。以下繰入金等については説明のとおりでございます。

最後に町債でございますが2億5429万7000円につきましては、臨時財政対策債でございます。

次に、2ページをお開きください。上段が自主財源依存財源の財源構成であります。始めに自主財源であります。小計のとおり41億6237万4000円、対前年比3.2%の増でありまして、主なものは歳入の構成で説明のとおり、町税の減及び繰入金の増等によるものでございます。

次に、依存財源でございますが、小計のとおり170億7762万6000円、対前年比75.4%の増でありまして、こちらも主なものは歳入の構成で説明のとおり国庫支出金、県支出金の増等によるものでございます。

なお、構成比については、国庫支出金の大幅な増により、記載のとおりとなっております。

次に、下段、一般財源、特定財源の構成でございますが、一般財源につきましては、小計のとおり58億9935万8000円、対前年比2%

の減、特定財源につきましては小計のとおり153億4064万2000円、対前年比98.0%の増でありまして、こちらにつきましても主なものは歳入の構成で説明のとおりでございます。

次に、3ページにつきましては、財源構成等についてグラフ化したものでございます。

次に、4ページをお開きください。はじめに目的別の構成であります。

主なところでは、まず総務費18億7393万6000円、対前年比13.0%の増でありまして、庁舎修繕改修計画策定事業費、復興計画第2次策定関連経費、光ケーブルの復旧工事の増等によるものでございます。

次に、衛生費13億474万5000円、対前年比57.9%の増であります。これは診療所の建設に伴う直診特会の繰出金、ガンマカメラ測定事業費、さらにはD-シャトル購入費の増が主なものでございます。

次に、労働費3億5279万6000円、対前年比123.9%の増でございますが、これは一時滞在施設いこいの村なみえの改修費等の増が主なものでございます。

次に、農林水産業費11億1233万2000円、対前年比81.5%の増であります。営農再開支援事業補助金の増、さらには水産業施設関連事業費の増等が主なものでございます。

次に、商工費16億7331万円、対前年比1419.9%の増でございます。

こちらにつきましては、交流情報発信拠点施設整備関連事業費、南北産業団地整備関連事業費の増等が主なものでございます。

次に、土木費87億7823万6000円、対前年比139.9%の増でございます。これにつきましては、災害公営住宅整備関連事業費、さらには福島再生賃貸住宅整備事業費、先ほどもありました酒田跨線橋、さらには川添街道踏切拡幅工事の増が主なものでございます。

次に、消防費16億4633万7000円、対前年比23.2%の減でございますが、これはデジタル防災無線整備関連事業費、庁舎等の太陽光発電設備の工事費等の一定の完了による減が主なものでございます。

次に、教育費4億395万3000円、対前年比43.4%の減であります。これは地域スポーツセンター改修工事費の完了による減が主なものでございます。

次に、災害復旧費5億4343万3000円、対前年比190.5%の増であります。これは排水機場撤去費の増が主なものでございます。

次に、下段、性質別等の構成につきましては、先ほど町長からの説明のとおりでございます。

次に、5ページでございますが、4ページの目的別歳出性質別の構成等についてグラフ化したものでございます。

次に、6ページをお開きください。ここからは、一般会計当初予算の主な継続及び新規の事業名、さらには事業概要、事業費等について記載しております。説明につきましては、申し訳ございませんが、省かせていただきますのでご確認をお願いしたいと思います。

次に、飛びまして22ページ、最後のページをお開きください。一般会計における町債及び債務負担行為の状況でございます。

平成27年度末の地方債の現在高見込額が42億4221万円でありまして、臨時財政対策債28年度中起債見込額2億5429万7000円、さらには28年度償還見込額5億4941万6000円を増減しました28年度中の末の現在見込額は39億4709万1000円でございます。

次に、下段債務負担行為の状況でございます。債務負担行為の限度額が10億9906万8000円であります。27年度末現在高見込額は、県営請戸川土地改良事業が2億5769万8000円で、公共土木施設災害復旧事業が7679万円、合わせまして3億3448万8000円、28年度中の支払予定額が合わせて1億1465万円、29年度以降支払い予定額は2億1983万8000円あります。28年度一般会計につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第36、議案第42号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を107万1000円と定めるものであります。

歳入の主なものは繰入金106万円であります。歳出の主なものは助成費100万円であります。

詳細については教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、教育委員会事務局教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（鈴木貞孝君） 予算資料19ページをご覧いただきたいと思っております。文化及びスポーツ振興育成事業の歳入でございますが、歳入の主なものは繰入金106万円、前年度100万円の減額でございます。合計で歳入107万1000円でございます。

歳出でございますが、主なものが助成費100万円、前年度100万円の減額でございます。助成費につきましては、東北大会並びに全国大会等への出場のための助成費でございます。歳出の合計も107万1000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第37、議案第43号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第43号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を48億8339万7000円と定めるものであります。この予算額は前年度に対し7億1051万6000円の増額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が95.1%減の10万3000円、国庫支出金が0.5%減の27億9246万5000円、療養給付費等交付金が27.1%減の8377万1000円、前期高齢者交付金が9%減の3億6698万6000円、県支出金が3.2%増の2億4510万4000円、共同事業交付金が160.9%増の10億7107万6000円、繰入金66.9%増の3億1323万4000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が0.6%増の29億9998万4000円、後期高齢者支援金が1.7%減の5億160万5000円、介護納付金が10%減の2億2196万4000円、共同事業拠出金が221.7%増の10億5005万8000円であります。

なお、詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算資料にてご説明を申し上げます。

19ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。

始めに、国民健康保険税10万3000円で当初より保険税の減免を考慮した過年度の滞納繰越分のみを計上したものでございます。

次に、国庫支出金27億9264万5000円で、これの主なものは災害臨時特例補助金で保険税及び一部負担金免除の補填分でございます。

次に、療養給付費交付金8377万1000円、前年度と比較しますと、3111万8000円の減となっております。これは社会保険料診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、前期高齢者交付金3億6698万6000円、前年度と比較しますと3615万8000円の減となっております。

これも社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、県支出金2億4510万4000円、前年度と比較しますと761万3000円の増となっております。これは国保運営に対する交付金が主なものでございます。

次に、共同事業交付金10億7107万6000円で前年度と比較しますと、6億6053万8000円の増となっております。これは高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業として、福島県国民健康保険団体連合会からの交付金でございます。

次に、繰入金3億1323万4000円、前年度と比較しますと1億2561万円の増となっております。これは一般会計からの繰入れでございます。

次に、繰越金1000万1000円、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。始めに総務費でございますが6323万4000円、前年度と比較しますと37万1000円の減となっております。主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費29億9998万4000円、前年度と比較しますと1661万円の増でございます。

次に、後期高齢者支援金5億160万5000円、前年度と比較しますと875万8000円の減でございます。これは社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

次に、介護納付金2億2196万4000円、前年度と比較しますと2469万2000円の減でございます。これも社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

次に、共同事業拠出金10億5005万8000円、前年度と比較しますと7億2366万2000円の増でございます。

これは、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業として福島県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

次に、保健事業費1936万円、前年度と比較しますと285万8000円の増でございます。これは健診事業費等でございます。

次に、諸支出金1130万3000円、前年度と比較しますと400万円の増でございます。最後に予備費に前年度より274万8000円減となりまして、1500万円を計上してございます。

以上、28年度の国保特別会計でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第38、議案第44号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第44号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会

計予算の総額を11億1683万8000円と定めるものであります。

この予算額は前年度に対し8億5052万4000円の増額となっております。

なお、詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

19ページをご覧ください。はじめに診療収入でございますが、1億431万2000円、前年度と比較しますと1124万1000円の減でございます。

内訳につきましては、国保診療報酬、社会保険診療報酬、後期高齢者医療診療報酬収入、自主診療収入が主なものでございます。

次に、使用料及び手数料140万1000円、前年度対比では33万円の減、これは診断書等の文書料の減額でございます。

次に、県支出金6億9604万4000円、前年対比で6億7350万円の増、これは医師委託料と仮設津島診療所及び浪江診療所建設工事に対する県からの地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金3億496万9000円、前年度対比では2億1730万6000円の増でございます。

内訳としましては、一般会計からの繰入金及び事業勘定繰入金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。はじめに総務費7億3880万9000円、前年度と比較しますと5億5191万2000円の増でございます。内訳につきましては、人件費の他仮設津島診療所及び浪江診療所建設工事が主なものでございます。

次に、医業費3億7302万9000円、前年度と比較しますと2億9661万2000円の増、内訳の主なものは医薬品の購入の他、仮設津島診療所及び浪江診療所の医療用備品の購入費でございます。

最後に予備費に前年度より200万円の増となりまして500万円を計上してございます。

以上、平成28年度の国民健康保険直営診療事業特別会計でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第39、議案第45号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。



本案は、予算の総額を13億4477万8000円とするものであります。対前年比10%の増となっております。

なお、詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。予算資料20ページをお開きください。

歳入でございます。国庫支出金7億554万7000円で前年比2億5138万8000円の増でございます。内訳が災害復旧費国庫補助金でございます。繰入金5億7202万7000円で、前年比1億2407万8000円の減でございます。

内訳が一般会計繰入金、基金繰入金となっております。

諸収入5700万円で前年比111万7000円の減で、福島第一原子力発電所の事故による損害賠償の逸失利益分となっております。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費10億3875万3000円で前年比1億3354万4000円の増でございます。

主なものが、下水道災害復旧費9億8604万5000円となっております。

次に、公債費2億9602万5000円で前年比715万円の減でございます。

以上、歳入歳出それぞれ合計が13億4477万8000円となり、対前年比1億3539万4000円の増となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第40、議案第46号 平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第46号 平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を604万円に定めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第41、議案第47号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第47号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を7308万1000円とするものであります。対前

年比263.8%の減となっております。

なお、詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 予算資料20ページをお開きください。

歳入でございます。繰入金6157万円で前年比1億514万3000円の減でございます。

内訳は一般会計繰入金基金繰入金となっております。諸収入1050万円で前年比900万円の増でございます。

内訳は福島第一原子力発電所の事故による賠償金となっております。

次に、歳出でございます。農業集落排水事業費511万2000円で前年比1億9282万6000円の減でございます。

次に、公債費2196万9000円で前年と同額となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第42、議案第48号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第48号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を27億7957万4000円と定めるものであります。

なお、詳細については介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

21ページをお開きください。歳入についてですが、はじめに国庫支出金13億1566万5000円、これの主なものには災害臨時特例補助金で介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担免除の補填分でございます。

次に、支払基金交付金6億7482万8000円、前年度と比較しますと2733万円の増となっております。これは第2号被保険者の介護保険料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、県支出金3億5266万3000円、前年度と比較しますと1086万7000円の増となっております。これは介護給付に対する県負担金为主なものでございます。

次に、繰入金4億2170万9000円、前年度と比較しますと4365万1000円の増となっております。これは一般会計及び介護給付費準備基金からの繰り入れでございます。

次に、繰越金180万8000円、これは前年度からの歳計剰余金でございます。

次に、諸収入1290万円、これは介護予防サービス計画作成費でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。はじめに総務費でございますが1億238万5000円、前年度と比較しますと2016万円の増となっております。内訳の主なものは人件費等でございます。保険給付費23億9211万6000円、前年度と比較して9057万円の増となっております。

次に、地域支援事業費3585万円、前年度と比較いたしまして1074万3000円の増となっております。これは介護予防事業費等でございます。

次に、諸支出金2億4204万6000円、前年度と比較しますと1160万4000円の増となっております。これの主なものは利用者負担軽減支援事業で介護保険サービスの利用者負担免除に係る町の立替え払い分でございます。

最後に予備費に5万4000円増の717万6000円を計上してあります。以上が介護保険事業特別会計でございます。

よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第43、議案第49号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第49号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を489万7000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野財産区及び津島財産区の管理を行うものであります。よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第44、議案第50号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第50号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を6744万2000円と定めるものであります。

この予算額は前年度に対し241万1000円の増額となっております。

歳入の主なものは、繰入金が4.7%増の6549万円であります。歳

出の主なものは、総務費が4.2%増の517万円、後期高齢者医療広域連合納付金が4.8%増の6032万1000円であります。

なお、保険料については平成28年度も減免となるため、予算計上しておりません。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第45、議案第51号 平成28年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 平成28年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、災害復旧業務を主軸とした上水道事業の経営に係るものであります。

収益的収支で収入が2億9751万3000円、支出が2億9554万9000円となります。

また、資本的収支では、収入が3億1922万8000円、支出が5億5393万2000円となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 予算資料の浪江町水道事業会計でご説明いたします。

1 ページをお開き願います。収益的収支及び支出であります。収入の営業収益で302万円、対前年比202万円の増で給水収益によるものです。

次に、営業外収益で2億9448万3000円、対前年比2億7989万円の増、主なものとしましては、東京電力からの賠償金及び災害復旧国庫補助金及び他会計補助金となっております。

2 ページをご覧ください。支出の営業費用であります。原水及び浄水費が3514万1000円で418万2000円の増でございます。

次に、配水及び給水費が4671万4000円で5067万2000円の減、主なものが給水施設の修繕であります。

次に、総係費2972万8000円で202万4000円の減でございます。

次に、減価償却費1億2121万3000円で、3917万7000円の増となっております。

次に、営業外費用では支払利息が2453万3000円で333万7000円の減となっております。

収益的支出合計は2億9554万9000円となり、対前年度比1972万6000円の増であります。

次に、3 ページをお開き願います。資本的収支及び支出でありま

す。収入は、工事負担金が1852万円で、下水道復旧工事に伴う水道管移設補償費であります。

次に、4ページをご覧ください。支出は5億5393万2000円で3億6056万1000円の増、建設改良費の下水道復旧工事に伴う布設替工事及び企業債償還金であります。

次に、予算書をお開き願いたいと思います。水道事業会計予算書の4ページになります。

第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億3470万4000円は、当年度損益勘定留保資金1億256万9000円、減債積立金9772万4000円及び建設改良積立金3441万1000円で補てんするものであります。

続きまして、次のページ、第5条の債務負担行為であります。事項、下水道災害復旧工事に伴う配水管布設替工事（川添樋渡工区）。期間、平成29年度。限度額8500万円であります。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。

質疑については17日に行います。

---

#### ◎次回日程の報告

**○議長（吉田数博君）** 休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は10日、14日及び15日で、総務常任委員会では中会議室2、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は中会議室3で開催いたします。時間はいずれも9時30分からであります。

なお、関係課長等につきましては、委員会への出席要求があった時は出席をお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

**○議長（吉田数博君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

17日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

なお、このあと2時50分から全員協議会を開催いたしますので、再度この場所にご参集をお願いいたします。

（午後 2時39分）

平成28年3月10日（木曜日）	委員会
平成28年3月11日（金曜日）	休 会
平成28年3月12日（土曜日）	休 日
平成28年3月13日（日曜日）	休 日
平成28年3月14日（月曜日）	委員会
平成28年3月15日（火曜日）	委員会
平成28年3月16日（水曜日）	休 会

3 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成28年浪江町議会3月定例会

議事日程(第3号)

平成28年3月17日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 議案第10号 浪江町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第11号 電動複写機使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第12号 浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定について
- 議案第13号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定について
- 議案第15号 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定について
- 議案第16号 浪江町課設置条例の一部改正について
- 議案第17号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について
- 議案第25号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正について
- 議案第26号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正について



- て
- 議案第 27 号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 28 号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について
- 議案第 29 号 委託に関する変更協定の締結について
- 議案第 30 号 土地の取得について
- 議案第 31 号 土地の取得について
- 議案第 32 号 平成 27 年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 33 号 平成 27 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 34 号 平成 27 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 35 号 平成 27 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 36 号 平成 27 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 37 号 平成 27 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 38 号 平成 27 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 39 号 平成 27 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 40 号 平成 27 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 41 号 平成 28 年度浪江町一般会計予算
- 議案第 42 号 平成 28 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 28 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 28 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 28 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 28 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 28 年度浪江町農業集落排水事業特別会

- 計予算
- 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

### ◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番。

- 15番（馬場 績君） 議案第9号、所管事項で審査をいたしました。今回の条例の制定については、重大な後退があるという立場から反対の討論をいたします。

議案第9号の資料の旧第3条8号に、審査請求、異議申し立て、その他の不服申し立てに対する云々、それから日程、意見陳述のための手続きにおいて、法令に基づき処分及び行政指導、異議申し立てをして意見陳述もできるという条項が改正されまして、異議申し立てではなく再審査の請求ということに改正されます。これは、第9条の旧条文の第5項にも関係するものでありますが、旧条例の第9条第5項には、町以外のものに関する情報が記録されているときは、当町以外の者の意見を聞くことができるということで第三者の意見陳述を認めるという条文でしたけれども、改正条例では第9条の2項にありますように、意見書を提出する機会を与えることができると。要するに、第三者の意見陳述は認めないと。意見書の提出という対応が変わるということになってくるわけです。したがって、異議申し立てが再審査の請求に変わる。あるいは第三者の意見陳述。意見陳述に基づいた検証ということもあるでしょう。それがペーパー方式に変わるということで、文字通り行政不服審査に関わる行政の対応が、行政のペースで進めると。行政処分に対する不服の申し立てをする町民、あるいはなんらかの形で第三者の側にも意見を聞

くという対応ができなくなるということで、今回の条例改正は行政処分に対する救済の仕組みが大幅に後退するという問題がはらんでいる条例改正だということがわかりました。よって、この条例については反対の立場を明らかにするものであります。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第10号 浪江町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 第9号に基づく審査会の条例の設置に関する議案が第10号であります。第9号の問題をそのまま審査会に引きずるという問題になりますので、私は第10号についても第9号と同じ立場から、反対の態度を明らかにするものであります。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号 浪江町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第11号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第11号 電動複写機使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号 電動複写機使用料徴収条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第12号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第12号 浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第12号 浪江町行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第13号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第13号 職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第13号 職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第14号 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第14号 浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金条例の制定についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第15号 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第15号 東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第16号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第16号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第17号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 議案第17号は、所管の議案でありますけれども、委員長から質疑の許可を得ておりますので、若干の質疑をさせていただきます。端的にお尋ねいたします。公務員は、町民、市民に貢献すると、公の立場で公の利益を守るといふ大きな使命があると思っております。その上で、公務員の人事評価をどのような物差しで評価す

るのかということについてお尋ねいたします。

それから、東日本大震災、原発事故から丸5年経過しても、全町避難が続いていると。役場職員の業務の執行は、文字通り避難先で大変苦勞されているということはおわかりのとおりです。過般の新聞にも大きく報道されましたが、被災自治体の職員の精神疾患が以前の1.6倍という報道もありますし、特に福島県の場合は深刻な状態にあると。原発避難における町民の精神的苦痛も全く同じであります。地方自治体の職員が以前にも増してこういう状況に追い込まれている。そこで、浪江町の場合は原発避難以降、平成27年までに精神疾患で退職あるいは休職、あるいは休暇中というのがどれぐらい発生しているのか。その現状についてお尋ねいたします。

以上、大きな問題について大きな角度から2点ほど伺いましたのでお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

まず1点目のどのような評価ということですが、端的に申し上げまして、職員毎に年度当初に当年度の目標設定をすることになります。その上で、その達成度によって評価をするという形になります。今回の職員の人事評価制度の導入につきましては、本年度の4月から導入が義務化されております。現在、各課長によりまして制度導入委員会を立ち上げて具体的な方法等について協議をしているところでございます。

また、2点目の休暇といいますか精神的疾患という部分での休みがある方がおります。人数的に若干の短い休暇等も含めると、平成26年度におきましては2名程度。今現在で申し上げますと3名の休みを取っている者がございます。現状については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） どのような基準で評価するのかということについては、職員毎に目標を出していただいて、その達成度によって評価すると。私は、全町民に奉仕すると。公的な立場で公的な利益の確保向上のために貢献すると、そういう崇高な使命を担っているわけです。民間の事業で、分かり易い話、保険会社に例えてみましょうか。年度初めにあなたの目標は幾らですかと。その目標を立てて、それを評価するということは、民間の場合はあり得ると思います、これは。公務の立場でこれほど様々な部署があって、窓口の人はどういう目標を立てるのですか。目標の達成について誰が評価するんですか。そもそも公務員の人事評価はやるべきではない、それは。

評価するとするならば、町民がそれぞれの立場で町や議員に意見を伝えたと、提案をすると。それで改善すれば良いと思うんです。達成度の評価は、上司がやるんでしょう。そうするとどういうことが起きますか。現在ですらも、精神的な疾患で休暇を取らざるを得ないという現状にあるのに、それぞれ目標を立てて、上司が評価するということになれば、自ずとお互い牽制するでしょう。お互いの自由な発想がなくなるでしょう。柔軟性がなくなるでしょう。評価を高めてもらうべく上司にあるいは媚びるかもしれない。それが公務の仕事に預かる公務員の取るべき態度ですか。そもそも私は公務の行政に人事評価の物差しを持ち込むなんていうことは、やるべきではないですよ。どういう成果が期待できますか。今私が指摘した問題、そういう問題の懸念はないのですか。お答えください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

この制度につきましては、多くの自治体で試行含めまして、今現在取り入れていると申しますか義務化されていることによりまして、その制度がスタートしてございます。この制度につきましては、大きく二つの目的がございまして、一つ目につきましては今ご指摘もありましたように、任用とか給与等々、あらゆる側面で活用する能力実績主義の人事管理を行う基礎とするもの。更にもう1点につきましては、人材育成、さらには組織パフォーマンスの向上という二つの側面がございまして、導入について申し上げますと、いずれこの二つの目的を継続して実施していかなければならないと考えているところとございまして、新年度以降も試行的に行っていきたいと思っております。そういうこともございまして、現状としましては、新年度以降も本格的な復旧復興に向けた業務の遂行でありますとか、人的配置につきましてもかなり流動的なところがございまして、今申し上げたとおり、継続はしていきたいと思っておりますが、当面につきましては二つ目の目的であります職員のスキルアップと申しますか、そういう部分での人材育成等、定期的な職員研修などに繋げていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） これはご理解できないね。今、課長が答弁されたけど、能力の評価、実績主義に基づく評価、先ほどから言っているように、様々な部署があって、予算どおりにいかなかったから目標達成できない。公務の行政に実績主義の評価なんていうことは当てはまりますか。不可能でしょう。不可能なことを日々の業務に持

ち込んで評価する人、評価される人。全くこういう言葉を使うと失礼なんだけれども、実績を上げるために本当はチームワークでやらなくてはならないのに、一人ひとりの評価ということになるわけだから、課全体のレベルアップにも決して繋がらない。場合によっては、これもこういう言葉は適切ではないと思いますが、分かり易く言えば相手を蹴飛ばして自分の評価を高めるために表向きかっこいいことを、かっこつけるということにならざるを得ないと思うんです。だから、公務の行政は上司が評価するというのではなくて、チームワークでレベルアップすれば良いわけでしょう。しかも、目標達成したかどうかによって給料に影響するということなのでしょう。なんなんですか、これは。全く人権無視の条例ですよ。馬場町長だったら、こういう制度は導入したくないという思いでないかと思うんですよ。町長が提案されたわけだから、最後に町長に聞くけれども、公務員の業務に能力評価をする。実績評価をする。結果、賃金にも反映する。そういう物差しで職員を評価するということについて、なんの疑問も問題も感じないんですか。改めて提案者としての町長から、条例改正の目的についてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

今般の17号の議案については、公務員法の一部改正に伴った規定の整備を行うために所要の改正を行うということで議案を上程させていただいております。その中で、今、議員お質しのとおり、人事評価をいろんな形で評価するような状況は、公務員にとってはふさわしくないのではないかとというご指摘があります。もちろんいろんな職種によっていろんな評価の仕方と言いますか、尺度が変わってくると思っています。しかし、この公務員法の一部改正に伴って、実は第5条の2項について、福島県人事委員会の報告事項ということで不利益処分に関する審査請求の状況と新しく改正しているということで、非常に人間が人間を評価するということは大変難しいと思いますが、ただ、これ公務員だから評価をしてはならないのかということではないと思います。一つの尺度。その尺度をどう持っていくかという難しさはありますが、やはり成果も目標に対する成果、結果もそういうものも重視していかななくてはならないということになりますので、ある程度の評価制度は必要だと思っています。

ただ、全てのものがそうかということではないということでご理解いただきたいと思いますが、是非今回、提案している公表の一部改正については柔軟に色々とみてまいりますのでその辺一つご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案第17号に対して反対の討論をいたします。

反対の理由は大きくいうと三つですけれども、そこに入る前に町長も公務員といえども評価は必要だと言いつつも、この実施については柔軟に見ていくと、柔軟に対応すると答えざるを得ないほど、確たる制度確立というか、確たる内容を伴ったものではないと。別な角度からいうと問題があるということ町長自身が認めたということになると思うのですが、私の立場から改めてこの条例改正に対する問題点を指摘して反対の討論をしたいと思えます。

先ほどの議論でも明らかにしましたが、公務員の人事評価について、その中身について公務員の能力を評価すると、業績を評価すると。そして昇級や処分にも反映させるという大きな問題をはらんでいるということです。この公務員の人事評価については、これまでいろんな形で議論されてきました。その中で、評価の検討委員会の中でこういうことすら報告されているということが明らかになりました。公平性、正確性、お互いの納得性、そういう点では公務員の人事評価については非常に難しい課題がたくさんあるということで、そもそも問題があるということがこの制度を検討してきた側から言われてきているという問題。全くそのとおりだと思います。

それから、二つ目には、公務の職場でノルマの達成なんていうことは、いかなる物差しで評価をするのかということですよ。もし問題があるならば、町民からの意見もあるでしょう。議会からの意見もあるでしょう。何よりもそれぞれの職場の中で相互批判、自己批判、そして全体としてのレベルアップのためには、公務員の研修を重ねるということで信頼関係、人間関係を強め、深めながらレベルアップしていく。それが公の立場で仕事をする人が求められる、その物差しであると私は思います。先ほども言いましたが、民間で言う売り上げ目標に対する実績、利益の目標に対する実績評価、そういうことにはなじまないわけだから。町民の利益を守ることに、数値化するなんていうことはまさに神様でもできないですよ。できないことをやろうとしている。これが今度の条例改正だと。納得できないというのが第2点。

それから、第3点については、先ほども言いましたが職場の上位

の者が下位の者を評価すると。上位の者が全体としての目標を設定するということもあるでしょう。そうすると、何が起きるかということ、今はそういうことはないと思うのだけれども、職場の中で目に見えない形でのパワハラ、目に見える形でのパワハラ。これが起こり得るということです。そういうことになれば、今でさえも精神疾患で休暇、休職せざるを得ない。早期退職せざるを得ないという状況にあるのに、現状を無視して法律が変わったから、こういう物差しで制度を導入して評価する。まさに職場を混乱させるだけ。不利益を被るのは誰か。町民ですよ。人事評価については大きく言うと、今指摘した三つの問題が構造的に内在している。百害あって一利なし。私は、上司が部下を評価する。しかも公務の場で評価をする。こういう人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。極めて問題がある。浪江町だけでもこれは否決をして、公平な立場で町民に奉仕する職場づくりに邁進すべきだと私は考えています。

議員同僚の賛意を求めて反対の討論といたします。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第17号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第18号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 質問します。

今回の給料の増額等の質問ではないのですが、ここに給料月額1号は幾ら、2号幾らと書いてあるんですけど、浪江町ですとこの7号の人は誰に当たるのか。もしかしたら1号の人は誰に当たるのか。ちょっと簡単にこういう業種の方が1号、2号だということを教えてくださいませんか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、特定任期付き職員でありまして、これまでの例で申し上げますと、過去10年程度で申し上げますと2名の方がおりました。1名につきましては1号給該当の方が弁護士の方でございました。更に7号該当の方は医師でございます。これまで2名の該当者がございます。こちらについては年齢と、こちらの第8条の2にありますとおり、こういう形の度といたしますか、その程度に基づきまして給料を設定している。格付けをしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第18号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第19号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第19号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第20号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第21号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
-



### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第22号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第22号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第23号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第24号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第24号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第25号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第25号 浪江町帰還環境整備交付金基金条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第26号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第26号 浪江町都市計画審議会条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第27号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第27号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第28号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第28号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第29号 委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案提案の説明の際に、今回の議案については、入札の請差が生じたという説明でした。改めてこの工事契約の中身を見ると、契約の相手方は日本下水道事業団、理事長谷戸というのですか、日本下水道事業団です。随意契約で請差が出るのかということについてちょっとわかりませんでしたので、今一度、今回の契約の変更の中身、それとの関係が当然出てくるわけですが、随意契約で入札請差がなぜ出るのかということについてご説明いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

下水道事業団との契約は、工事する内容と言いますか、工事の設計書及び管理費で随意契約をします。その後、日本下水道事業団において土木工事ですとか機械工事電気工事について、日本下水道事業団が入札を行います。そこで今回設計額と契約額に請差が生じたということでもあります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 要するに浪江町は、日本下水道事業団と随意契約を結んだわけだけでも、事業団は直接工事をやるわけではないので、事業団が入札にかけた。その結果、約2000万円ほどの請差が出たという説明だと思います。説明の限りではわかりましたけれども、随意契約した相手、落札業者が入札をするということについては、勿論これは安くなったわけだから結構な話だとは思いますが、受注者の発注行為について差額が出た場合、契約変更になるという契約の仕組みも私不勉強で、契約の中身がどうなっているのかわかりませんが、仕組みとしてはわかりづらいと。二重発注みたいになってくるわけですね。別な角度から言えば、下水道に関する事業は、日本下水道事業団が一手に引き受けということやってきたわけだけでも、いみじくもその弊害がこういう形で出てきたという

ことですよ。実際に事業をやらないのであれば、実際の事業者に浪江町が発注するという事はなぜできないのですか。極めて入札行為に対する不自然、不可解な行為ですよ。単純に2000万円の請差が出たから良いと評価できないと私は思うんですけれども、納得できるように説明してください。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 日本下水道事業団との協定は、先ほども申しましたけれども、本来の工事に係る費用の分と、その工事を監督する監督員の費用を含んで日本下水道事業団と契約しております。その監督する中で入札も含まれているということであります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 浪江町が発注額というか、日本下水道事業団との契約の中身は工事費に係る部分と、それから監督管理費に係る部分があって予算額が決まったと。事業団でそれぞれ入札を行ったと、その結果請差が出たという説明ですが、浪江町と事業団との間で随意契約を結んで、受注者が再発注して請差が発生すると、発生したという場合、それが契約変更ということになぜなるのかという契約条項についてどうなっているのかきちんと示してもらいたい。それから、そういう入札方法が可能であるならば、工事設計に基づく発注と、管理費に基づく発注と、浪江町がなぜできないんですか。それほど日本下水道事業団は特別な権限を持っているのですか。なぜそういう権限を日本下水道事業団が持っているのか、ちゃんと説明してください。日本下水道事業団との入札に係る根本的な問題ですよ、浪江町だけの問題ではないですよ。議長、これきちんと議会に対して説明すべきだと思うのですよ。議案の調査をしてもらって、設計変更の契約変更の今の私の指摘に対して、ちゃんと答弁できるように暫時休議していただいて、改めて答弁できるように。これで私は3回目だから、あと質問できないわけだから、そこをところを整理できるように議長において議事整理をお願いしたい。

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため、暫時休議をいたします。

（午前 9時56分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時03分）

---

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

下水道関連工事につきましては、極めて特殊な技術が必要なため、事業団につきましては国で設立したものでございます。中小規模の自治体につきましては、発注を含めた内容で協定を結んでいるところでございます。日本下水道事業団法というのがございまして、そちらの30条でございしますが、特定下水道工事ということで当該といいますか、下水道工事を浪江町としますればその管理団体ということになります。それに代わって自ら行うことが適当と認められる場合につきましては、これを行うことができる下水道事業団法に規定がございまして、これに基づきまして、先ほど申し上げましたとおり、発注業務を含めた形の内容で協定を締結しているところでございます。さらに今回の変更等で今議員からご指摘があったように内容がちょっとわからないと。減額の2000万円程度の減額があります。ただ、この辺につきましては、もうちょっと詳しくどういう工事を発注してどういう減額になったという部分につきましては、今後におきましてある程度説明できるような形は整えたいと考えておりますのでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第29号 委託に関する変更協定の締結についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第30号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第30号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第31号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第31号 土地の取得についてを  
議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第31号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（吉田数博君） ここで10時20分まで休憩をいたします。  
(午前10時07分)
- 

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時20分)
- 

**◎議案第32号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第32号 平成27年度浪江町一般  
会計補正予算（第7号）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番、山本君。
- 10番（山本幸一郎君） 所管なのですが、委員長の許可を得ましたの  
で。28ページ、民生費、目1社会福祉総務費、節19町社会福祉協議  
会補助金です。給料を社協に補填しているのは理解しています。正

社員と臨時職員。あとは前は局長にも出していたんですけれども、今回局長が町職員になったということで、このお金の流れがゼロになった理由が理解できません。それで、臨時の時には例え300万円とかこういうお金がここに明記されていたんですけれども、町職員を今回派遣したらゼロなんですよね。その明記がなぜゼロなんだかが理解できないので、よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 公益的法人等への一般職への地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項によりまして、その職員の派遣の期間中、条例で定めるところにより給与を支給することができるかと規定されております。これを受けまして、町では公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を定めておりまして、この6条の規定により給与を支給しております。

また、同規則第2条の（2）において、公益的法人の定義をしております。その中に社会福祉法人浪江町社会福祉協議会を規定しております。このような形で適正に支出しているものでありましてご理解をいただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 今のは理解して質問してます。私が言っているのは、給料を払ってだめだとか言っているわけでは全然ありません。実際的に人が動いているので、社協の仕事をしているので、やはり町は社協にその分お金を払って、お金を社協にやって、そして社協からプラマイゼロだとしても、流れとしては予算取りはしないといけないと思うのです。人が動いている限りもしかしたら1000万円かかっていけば1000万円社協にやって社協からそれを払うと。そうしないとどこで動いているかも全然わからないので、万が一これが町職員ではなくて、また臨時というか戻ったときにその時はプラスになるんですよね、誰かが人が変わっただけでも。次だからこれなんでマイナスかというのは町の職員が行ったから、その分が今回625万円マイナス計上なんです。これなぜかというのと28年も同じで、今度計上していないからして全然ないんですよ、職員の移動のお金。その辺は不自然と言うより、民間だったら絶対考えられないんですけれども、派遣なんで、お金はここに幾らその人がかかったの、プラマイゼロでも社協にその分のお金は上げるべきだと私は思うんですが、今の説明からして、もう調べてわかっているんです。この記帳の仕方だけなんですけども、これですと今派遣している人はどこに何やっているのか、全然わかりません。一般会計も、もしかしたらこれ社協に行っていますというの、どこに書いてあるのかと



ということなんです。これは総務課だと思えるのですけれども、もしかしたら。これ明記ないんですよ。だったら今行っている局長はこういうことをやって誰から金をもらっているのかも、社協の仕事をしているのかもわからないんです。これは総務課だったら総務課でも結構なんですけれども、ではなんで明記しない理由があるのかどうか合わせて。やはり私はくどいようですけど、人が動けばプラマイゼロでもお金は発生して、社協にわからないけど幾ら。社協から幾らという明確さがなければいけないと思うのですがお願いします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） お答え申し上げます。今お話の意味は十分理解といたしますか、もっともだと思えるのですが、繰り返しになりますが、社会福祉協議会の補助金につきましては、今お話のとおり3月で減額してございます。27年度におきましては現職職員を派遣ということになりまして、当初予算計上におきましては、27年度でございますけれども、局長の給与につきましては定額支給でございまして、補助金につきましては局長を含む人件費分を当初で計上しておりました。繰り返しになりますが、27年度から町から派遣したということで、その条例を適用させていただきまして、今回減額をさせていただくものでございまして、今、議員がおっしゃるとおり、民間の派遣等の場合は、やはり派遣先で当然労務を提供していただく訳ですので、当然給与等については派遣先で支払うのが通常かとは思いますが、例を申し上げますと、町でも全国といたしますか、今、自治体から職員を派遣いただいております。基本的には派遣元から給与は支給になってございます。この方法等につきましては、自治体の場合ですとそういう形で共通した形でやっております。ただ、今回派遣をいただいている部分につきましては、特別交付税の該当になるものですから、負担金として年度末に派遣の自治体にはお支払いをしている形にはなっておりますが、基本的に自治体間の場合につきましては、派遣元で、例えば県に派遣する場合につきましても、給与等につきましては派遣元の自治体で全て支払うという形でやっておりますので、一般的な企業等での派遣とは多少違うところはございますが、その辺につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） よその町村から来たとかというのはよくわかるんですけど、これ社協は失礼ながら利益を若干的にいただいて会計をこの場でやっているんですよ。今のどっかから派遣してきたの

とは意味合いが違うんです。だったらよその正社員3名、来年度は正社員3名と臨時補助員に3名ずつの予算取りを平成28年度しています。その時にはお金、その人らには出ているんです、町から。自分ところの職員を派遣したときは、私だめとか言っているのではなくて、その人に幾らかかかってんだということが全然わからないんですよ、その予算取りの中で、社協の会計の中で。もしかしたら、失礼な話、27年の前は26年の方にはうん百万円かかっていたと。例え。300万円弱だったんですけども、万が一、役場職員の方が行ったら実際幾らかかっているんだと。1000万円かかっているんだか700万円かかっているんだちょっとわかりませんが、そういう明記は必要だと思うんですよね、最低限の金額の明記。先ほど言っているとおり普通の社協のお金じゃなくて、どこからその人の給料出ているか。どこにあるんですかってだから。それもありませんよ。調べるには、この人の給料はどこから出ているんですかと、事務局員の。それはどこかに明記してあるんだったらまだ良いですよ、違うところに、これは社協分の、局長分の給料ですとなっているんだたら良いんですけど、今言っているのと全然違うんです、だから答弁が。そういうところ今言いましたかってさっきの質問でも言いましたけども、だからご理解しないでですよ。答弁も違うんだから、2回目の答弁しているのに。どこに総務課でそのお金が社協に対して支出で出ていますよと書いてありますかって。そのぐらいは言えるでしょうというんですよ、私。言っているのが答弁が全然違うんです、2回目の。私さっきそう聞きましたよね。私は社協にいつだめとか言っているわけではないですよ。金銭的にはプラスマイナスゼロでも、わからないですけど、職員給料がこのぐらい計上してありますよと。でも実際はそれでプラスマイナスはゼロですよというのはわかっています。しかし、金額がどのぐらいだかが一つも理解していないんですよ。再度の質問よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ただいまの質問にお答えします。今申し上げたとおり、1名分の給与なものですから、額は今正確な額、給与等になりますので、職員手当等も含まれますので、その額をこの場で申し上げますと特定するような形で個人の給与の部分なものですから、この場ではその辺はできれば控えさせていただきたいと思うところであります。ただ、今、申し上げたとおり、総務の主幹の位置付けでそこから派遣という形を取っております。款項目で言えば、ぼんやりした言い方で申し訳ないのですが、2款の一般管理費の総

務費からこの派遣職員については給与を出しているところがございます。ただ、額につきましては、今手元にありませんので。額につきましては600万円程度ということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 金額の件については個人的なものだということで、一応総務課の所属で出向という形で福祉協議会の方に。

〔「派遣です」と呼ぶ者あり〕

○町長（馬場 有君） ごめんなさい。派遣ということでお願いをしています。その経過に至ったのは従来、あんまり今までなかったんですけれども、現在の状況で介護、それから健康保険、そしてNPOの団体、そういう福祉関係の絡まりの方々と連携を強めて一体化していかななくてはならないと。したがって、その所属している介護福祉課とか保健福祉課が一体化になって行政を進めて行かないと、これからの町民の方々に対する福祉サービス、あるいは健康管理。そういうものが非常にスムーズに行かないということで、前局長から是非町長から事務局の方を派遣していただいて、本町と社会福祉協議会と一体となった事務機構ができないかということで始まったことなんです。27年度からです。そういうことで金額の面は今総務課長が答弁したように、後ほど個人的には議員にはお答えできると思っていますので、その辺ご理解を一つよろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 何点かお尋ねいたします。

16ページに災害生活援助資金の回収の補正が出ております。210万円ですね。補正前は20万円の予算でしたけれども、合計で230万円ということです。そこで貸付残の件数と残額についてお知らせいただきたい。

それから既に5年経過しているわけですけれども、災害生活援助資金の回収はいつまで続くのかということについてお尋ねをいたします。

それから、同じく16ページで、教育受託事業収入、これはソーシャルワーカーの事業費の精算だという説明がありました。536万円の補正前の額が286万円、約半分の減額です。端的に言うと減額の原因は何か。なぜ一人分減額になったのかと。あわせてスクールソーシャルワーカーの27年度における事業の実態についてもお尋ねをしておきます。

それから、山本議員の質問との関連で、確認の意味も含めてお尋

ねいたします。外部からの派遣職員については交付金参入になるという課長答弁がありました。法律に基づいて条例を作り、条例に基づいて浪江町の社協に職員を派遣しているという場合、交付金参入の対象になるのかどうかということについてお尋ねします。

あと、山本議員の質問は多分本人は納得してないのではないかと思いますし、私も納得できかねます。そこで再度お尋ねいたします。民生費の事業なのに実は総務課から派遣しているということで、民生費の事業費が620万円、実際は民生費として使っているのに予算上はそれが見えない。そういう予算組みで良いのかという問題です。そのところお答えください。

それから、32ページ、子育て支援事業で2434万円、保育料の助成金が減額になっております。単純に考えれば対象児童が少なかったということだと思いますけども、改めて減額の理由、それから3月補正段階における支給対象者、それから実績はこのとおりで良いのかどうかという、これは担当課長誰だ。それから、子育て支援との関係で、延長保育、一時預かりについてどうなっているんだということも子育て支援事業の補正との関係でお尋ねしたいと思います。

それから37ページ、労働費で2210万円の減額補正です。これは調査測量設計委託料という説明書きになっています。これがまるまるそうなのかということも含めて、以前全協でも説明あったかに思いますが、改めてこの事業内容についてご説明いただきたいと思ます。

すみません、35ページに戻ります。35ページ、目9放射線健康管理対策、違います。その上、目7除染対策です。除染対策で合計で1000万円の減額になっています。ガンマカメラの分が312万2000円の減額補正です。改めてガンマカメラの利用の実態と、その情報の公開についてどのように対応されるのかお尋ねしておきます。

それから、除染対策ということで、ここには出てませんが、除染に関する問題として、現在、浪江町の仮置き場の設置箇所数、それから滞留しているフレコンバッグの数、トン数ですね。お尋ねしておきます。除染対策に関わる事業で、町がどこまで実態を把握しているのかということです。

それから、次39ページで、営農再開支援事業の過般の全員協議会でも色々課長から説明がありました。営農再開支援事業、節19負担金及び交付金で8639万2000円、大きく後退をしております。それぞれ事業の未実施も含めて8300万円の減額の中身について、お尋ねをしたい。あわせて、逆に支援対象事業について、対象農家数とその事業の成果について、補正予算上で予算説明でありませんでした。

ので、減額はされたけれども、どういう事業が展開されているのかということをお尋ねいたします。

それから47ページです。双葉北地区心身障がい児就学指導審議会、全額補正減です。なぜ全額補正なのか。審議会の活動の実態があるのかないのかという疑問を持ったんですけれども、活動の実態はどうなのだと。

それから心身障がい児については、浪江町としては対象児童数はどれくらいいて、どういう対応をされているのかということです。

最後です。51ページ、52ページから町史編纂費についての減額補正。教育委員会に紺野さんが張りついて仕事をされている姿をよく見受けられますけれども、737万4000円の減額補正です。原稿執筆料については500万円の減額と。町史編纂の発行はどうなるのかという疑問を持たざるを得ないのですけれども、今回の減額補正を踏まえて町史発行の見通しはどうなっていますかということをお尋ねしておきます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時46分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時47分）

---

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） それでは、まず16ページをお開きいただきたいと思います。

教育費の受託事業収入のスクールソーシャルワーカーの分でございます。こちらにつきましては、当初予算では小学校と中学校に各1名ずつを想定しまして当初予算では計上いたしました。しかし、県で人材が中々二人分までいないということで、何とか1名だけの派遣ということで、小学校、中学校合わせて1名の派遣に留まったわけでございます。1名分の今回減額ということで、その1名のスクールソーシャルワーカーにつきましては、小学校、中学校かけもちで両方活動をしていただいている状況でございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 続きまして28ページ、先ほどもございました町社会福祉協議会関連で、まず今回の市町村からの派遣職員の人件費についてはということでしたが、その人件費につきましては、震災復興にかかる人件費ということで交付金対象というこ

とで請求をしてございます。

もう一点、民生費に補助金の項目があるということでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会につきましては、福祉関連事業が主なものでございますので、社会福祉総務費の中で補助金を計上しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

人件費の部分で再度申し上げますが、これも交付金対象かというお質しでよろしかったでしょうか。交付金対象ではございません。この分については。社会協議会に派遣している職員の人件費については、交付金対象ではないということでございます。派遣職員でいただいている分については、交付金対象でございます。

さらに、目に当然この人件費を上げるべきかということでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、課の配属としましては総務課に一旦配属してございます。町として派遣はしておりますが、一応配属は総務課の主管ということで派遣をしておりますので、総務費でとらさせていただきますところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） それではお答えいたします。

32ページでございます。目4の子育て支援事業費の扶助費、保育料助成金の2434万円の減額でございます。保育料につきましては、前期と後期、前期が4月から9月分を10月に支払いをしております。後期分につきましては、10月から3月分につきましては後期分としまして4月以降に支払うということで、今までは4月以降ですが3月請求ということで、後期分もその年の予算で支払っていたのですが、財政とも協議しまして、請求が4月以降になるのであれば、翌年の新年度で支払うべきではないかということで、今回後期分の2400万円を落としまして、新たに新年度予算で支払うということにいたしましたのでよろしくお願ひいたします。

延長保育または一時預かりの件でございますが、現在保育料の助成につきましては、あくまでも保育料の基本額につきましてはの助成ということで、延長保育、一時保育につきましては、現在保育の対象とはなっておりません。

現在、助成している数なのですが、今調べますのであとでお答えいたしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 款5、項1労働諸費、目4労働諸費、13委託料の調査測量設計委託料という形で、いこいの村の調

査測量設計という形で、一時滞在施設としていこいの村の全館ではないのですが、ある部分を滞在地として活用したいということで調査設計であります。それでここに金額は書いてないのですが、2100万円ほどの補正減です。これは請差によります2100万円ということで、内容としましては、いこいの村を一時滞在施設として、5年間休止していますので、例えば井戸水の水質検査の委託をしたり、浴室として改修する部分を、浴室として可能になるための調査設計。それから本館、耐震基準に満たないため、耐震基準があるかどうかとか、そういう形の耐震基準の調査。それから現在、いこいの村の室等、要するに本館の耐震基準に満たない部分につきましては活用できませんので、いこいの村の前にログハウスのようなタイプの施設も造りたいという構想をもっておりまして、それらの調査設計を含めまして補正減として2100万円の請差という形で計上したところでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 35ページ、4衛生費の中のガンマカメラの312万2000円の減額でございますが、請負差額ということでございます。またガンマカメラの利用実態ということでございますが、1月から2月までで公共施設や町民の皆様から要望のありました箇所、約20カ所撮影しております。また除染ということで仮置き場の数でございますが、1月末現在で28カ所、フレコンバッグの量ということで36万5170袋でございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 款6、項1農業費、目7地域農業活力再生支援事業の節19負担金補助及び交付金の営農再開支援事業補助金ということで、8381万2000円の補正減ということであります。これにつきましては、予算計上するときに、うちの課としては設立された営農組合の農地保有面積10a当たり3万5000円という形で最初算出するわけですが、それを管理できるということで、それを各復興組合、管理するわけですが、管理していく上で実績の数値という形が出てきます。そういう形で3月補正という形で実績の数字が見えてきますので、それにあわせて補正減をしたということです。あと農家数ということでありますが、あくまでも農家数という形ではなく各復興組合で区画農地を保有しています。その保有している方が組合加入だという形で捉えております。農家数という形ではなく、農地の保有者が復興組合の構成員だという形でご了承していただきたいと思っております。

それから、事業の成果でございますが、これは当初計画どおり現

在のところ9組合、14行政区という形で展開されまして、設立された復興組合においては、それぞれの組合の考え方、町の方針も踏まえまして農地の維持管理、荒れない保全管理をしながらやっているところがございます。遅いという地区もあるのですが、それは地域、地域の実情で、除染の完了と年度区分等がありますので、担当課としては当初の計画どおり進んでいるのかなということ考えているところがございます。

○議長（吉田敦博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 47ページ、双葉地区心身障がい児就学指導審議会に関するお尋ねにお答えします。

この会議は、被災前には双葉北地区ですので浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町の4カ町村で構成してございまして、心身に障がいがある子供さんの就学に関する助言をするということで、いろんなテストとか観察の結果を持ち寄りまして、この子供さんは普通学級で何とか細かくみれば大丈夫だろうとか、あるいは特別支援学校が必要であろうとか助言をする組織でございます。被災後、この会議が休止してしましまして、他の3カ町村については今休止中ですという取り扱いになってございます。浪江町におきましては、こういう被災の中でいろんなハンディを持った子供さんもおられますので、その手当をなんとかしなくてはいけないということで、ちょっと遅ればせながら一昨年、特別の指導を必要な子供達を支援する組織を町独自で立ち上げました。そこで学校関係者であるとか、場合によっては専門家の助言をいただきながら判断をして今進めております。その結果でございますが、今、小、中学校にそれぞれ特別支援学級が一つございまして、一人ずつ生徒さんが在席しております。ただ、少ない再開校の子供さんの中にはやはりいろんなハンディを持っている子供さんがいますので、よりきめ細やかな指導をすることで、普通学級で能力を伸ばしているというケースもあるわけでございます。

なお、他の町村でやはり同じような状況にある子供さんの情報もありますが、それにつきましては、直接この会で対応するというのではなくて、浪江に行ったときの様子であるとか、そういった情報交換をしながら少しでも避難先で適切な指導ができるように、協力をしているというのが現状でございます。

それから、51ページ、52ページの町史編纂関係でございますが、度々ご指摘いただいて作業が十分進んでいないことについてはまずお詫び申し上げます。先ほど議員からお話ございましたように、町史編纂のための人員として、協力員ということで紺野先生に7月か



ら仕事をしていただいています。それに先んじまして5月からは期限付きの人間を一人採用していただきまして、町史だけではございませんが、文化財も含めて準備をしておったところでございます。その結果、なんとか被災前に手がけておりました原始、古代、近世編という資料編がございますが、これの作業をもう一度再開できるであろうという見通しによようやくたったものですから、つい最近動きを始めたところでございますが、年度内には具体的な動きには至ってございません。委員の方々のいろんなご事情もあることで、若干作業が遅れまして、来年度になりましたら早期に専門委員会ともいいますが、それを再開して今できる作業をやっていこうということで今準備をしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 先ほどの保育料の件数でございますが、上半期の件数で84世帯に支援、援助しております。また、スクールソーシャルワーカーの支援の内容でございますが、現在、不登校の世帯、また家庭環境に問題がある世帯、発達障害などで問題がある世帯など28件の支援をしているところでございます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ページ16に戻っていただきまして、19諸収入、項3貸付金元利収入のところの災害生活援助資金回収金のところでございますが、震災による避難の当座の生活費として2万円を貸し付けをした分の償還分でございます。こちらの貸し付けのトータル件数で1940件、残の件数が245件でございます。償還の期限は、平成30年3月末までとなっております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 了解した分は飛ばします。

スクールソーシャルワーカーについてですが、小学校、中学校各1名、県に要望したけれども1名しか認められなかったということで、現在かけもちで仕事をしているということですが、スクールソーシャルワーカーの場合には、もちろん児童に対する援助ということもあると思いますが、三角関係というか、学校と保護者と児童生徒との関係で問題を処理すると、そういう役割を果たすということだと思っております。浪江小学校、中学校に通っている子供達は少ないけれども、二本松、大玉周辺だけでも、一定数の児童生徒がいるわけですから、そういう言い方よりも仮設から他の学校に通っている子供達もいると。そういう子供達の生活問題も含めた支援をしていくという点では、私はやはりおかれていた状況からすれば、小学校1名、中学校1名というのは最低限だと。今回は、やむを得ないに

しても、そういう方針のもとに新年度の予算まだ調査していませんけれども、私は浪江町として県がそういうことであるならば、町独自でも体制を強化すべきではないかと考えます。その立場から、今回の補正について、どう改善されるかお尋ねしておきます。

それから、28ページの社協に派遣している人件費の問題ですが、明らかになったことは交付金の対象にはならないと。それから繰り返し同じ答弁でしたが、総務課付けで派遣されているということです。現状というか実態はわかりますが、民生費の事業でしょうって私は言っているわけ。それは同じく山本議員の質問もその立場からの質問だったと思うのです。法律と条例で自治体の会計上、こういう処理しても、なんら問題ないというお答えになるわけだけでも、民生費に対して浪江町がどういう対応をしているかという、政策上の問題だと思うんです。数字のやり取りはそれで良いとしても、政策費ほかに繋がってくるわけだから、これは民生費としてなぜ計上できないのか。そここのところ今一度お答えください。

それから、子育て支援事業の内容についてはわかりました。ただし、保育料の軽減の支援については基本額の助成のみ。基本額の助成のみというお答えだけれども、これは所得割と国の法律の範囲内ということですから、それを超えて町独自でもやっているということなのか。それから延長保育、一時預かりについての要望がないのか。あるとすればどう対応するのかということについてお尋ねいたします。

それから、37ページの労働費については請差ということわかりました。委託の内容についてもわかりました。それで、一時滞在施設として活用すると、必要な調査設計をしたということですが、これもまだ当初予算の調査していませんが、事業化あるいは実施の用途は、避難解除等の関係だけれども解除の問題は別にして、設計に基づく事業の完成はいつになるのかということですか。

それから、35ページに戻ります。ガンマカメラについて、1月から2月にかけて、公共施設あるいは個人的に要望のあるところというお答えだったと思いますけど、合わせて20カ所ほど調査をしたと。最初の質問で、利用の実態と調査結果というか情報公開はどうするんだということをお尋ねしましたが、20カ所の調査をして高い所、低い所、数点お知らせをいただきたいと思います。

それから、営農再開支援事業については、復興組合の事業実績によるということ、大幅な減額でしたが、予定どおり復興組合の組織化が進まなかったということだと思います。その裏には除染が遅れているということの現れでもあるということが読み取れると思

ます。それで、これは全員協議会等でも意見の出ているところですが、復興事業組合に対する助成はいつまで継続するのか、継続されるのかということのを改めて確認しておきます。

それから、47ページの心身障がい児審議会、浪江以外の3町村では必要としないということで、浪江町は単独で一昨年に立ち上げたということです。心身障がい児については、様々な問題があると思うのですが、現在、今小学校、中学校に特別教室を設置して活動しているということですが、さっきのスクールソーシャルワーカーとも関係しますけれども、単なる特別教室に入るという子供達だけではなくて、やはり心が病んでいるという実態があると思うのです。したがって、教室を一つつくったというだけではなくて、スクールソーシャルワーカーとの連携も図ると、あるいはスクールソーシャルワーカーの活動の幅を広げるという意味も含めて、その辺の連携した事業展開についてはどのようにお考えになっているか。

それから最後、町史編纂について発行の見通しについてはお答えがありませんでした。来年度については専門委員会を再開したいということですが、発行の予定は立っているんですか、立っていないんですか。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） スクールソーシャルワーカー関連のご質問ですが、二人の確保が理想であろうと、町として独自の対応はというご質問でございますが、先ほど次長からご回答申し上げましたが、少しでも多くの支援をいただきたいということで、人材の確保には検討した時期もございました。ご承知のように本来町の方がスクールソーシャルワーカーをなさっておられました。ご都合で年度途中でお辞めになったという経緯がありまして、そのあとで何とか後任の方が探せないかということでもいろんな手を尽くしたわけですが、中々難しい資格であるということと、やはり勤務上この近在にお住まいになっていただかないとといういろんな条件がございまして、中々実現ができなかったという経緯がございます。

そういう経過もございますものですから、なおかつ県に二人要望しても県でもあんまり手持ちの人材がおられないということで難しい状況がございます。来年度二人ということについては、今のところ実現性を考えまして具体化はしてございませんが、幸い来年度お一人今やっていただける方にまた続けていただければそんな感触はございますので、この辺は最大限活用したい。あとのご質問と重なって恐縮なんでしょうが、こういった事態なものですから、私ども心身的なそういった障がいの意味でのケア、ご家庭の事情などのケ

アのお子さんが残念ながら避難の長期化の中で増えていますので、この子供さん達をケアするために、従来から庁内の健康保険課であるとか、介護福祉課であるとか、生活支援課の担当者などと連携をしながら作業をしまいいりました。それに今年度ですけれども、組織化しまして、要保護児童支援会議なるものをつくりまして、今申し上げた方々に児童相談所の職員も加わって、もちろんソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも加わっていただきまして、ケース会議などをしながら対応しているところでございます。もちろんそういう中では、再開している学校の子供さんも該当しますし、あるいは区域外就学で色々問題を抱えている子供さん達などもおありまして、そういった方々への対応をしているところでございます。その中で、ソーシャルワーカーには家庭訪問などもしていただいたり、あるいは区域外就学先の自治体のソーシャルワーカーの方もおられますので、そういった方々と情報を共有していただくとか、そんな形で対応に努めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 私からは保育料の助成の関係でご説明申し上げます。保育園の助成につきましては、震災以降要綱を設けまして、町の単費で助成をすることで要綱にしたがって助成してございます。金額につきましては、保育料にかかった金額全てを助成しております。また、延長保育、一時保育につきましては規定から外れておりますので、こちらについては今後検討していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 28ページの民生費の関係でございしますが、これまで派遣等については、人事担当課であります総務課に席をおきまして、派遣の形をとってきたこともありまして、総務費での給与等の計上となっていたところでございます。

先ほど山本議員の質問の趣旨に沿わない答弁となってしまったこと、まずお詫び申し上げますが、今後経費の計上についてでございますが、見える形であれば同目での人件費の計上ということのご質問だったと思うのですが、理解が足りなくて申し訳ございません。そういうのが必要であれば、当然額的にもある程度推計といえますか、できるということがございますので、新年度におきましても従前のおおり、計上を既にしておりますことから、今後につきましては、それを含めまして再度調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○**教育長（畠山熙一郎君）** 町史についてのご質問に改めてお答えします。原始、古代、中世編の発刊の見通しということでございますが、前にもご説明いたしましたけれども、被災後、執筆作業に当たっている方々の被災状況色々ございまして、原稿既にできた方もおりますし、残念ながら流されたという方もございまして、そういう方々と連絡をとりまして、こういう状況ですが、改めて私どもの町史編纂に協力いただくという基本的なご理解をいただいたのが、今の段階でございます。専門的に執筆される方々に、先ほどお答えしましたように、年度できるだけ早く変わりましたら集まっておきまして、今のようなことを確認しながら進めてまいりたい。当初予定していた立派なものにならないまでも、できるだけ資料としてはきちんと将来に繋げたいと思っておりますので、それも含めて委員の方々に適切な時期を判断していただきたいと思いますと考えているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 産業・賠償対策課長。

○**産業・賠償対策課長（岩野善一君）** 再質問にお答えします。

いこいの村の事業化実施の目途はということでございますが、私は先ほどいこいの村一時滞在施設という形でご答弁しましたが、まだそこまでの一時滞在施設というところまでは具体的に目途がたっておりません。現在、国との調整中ございまして、まずは浴室等について改修工事をしまして、休憩所としての機能回復を図るべく来年度改修予定しているところでございます。よろしく願いいたします。これは、あとでご審議される当初予算にも修繕工事として計上しているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

○**ふるさと再生課長（鈴木政己君）** ガンマカメラの調査結果でございますが、先日の一般質問でもお答えしたとおりでございますが、ただいま調査結果を精査中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○**議長（吉田数博君）** 産業・賠償対策課長。

○**産業・賠償対策課長（岩野善一君）** ご質問にお答えいたします。

営農再開支援事業の終期というか、いつまで続くのかということでございますが、現在、これは平成30年度まで延長されるということで、平成28年、29年、30年という形で現在、国では進めているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 教育次長。

○**教育次長（鈴木貞孝君）** 保育料の延長保育の要望ということでございますが、今年1月にアンケートをとりまして、その中でも若干で

はございますが延長保育の要望等もありましたので、それを今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 要望にしておきます。保育料については、第一子から無料にしている自治体が県内にもございます。それも含めてご検討いただきたいということを要望しておきます。

それから、要望では留まらないガンマカメラの件ですが、町単独で買った備品でしょう。なんのために買ったかということ、やはり除染の結果がどうかということを確認を知りたいということと、帰還のための帰町のための条件整備、意として除染の徹底は不可欠だという大きな目標、目的から購入したわけでしょう。その結果について、現在精査中だということですが、町単独で実施したわけだから、環境省も同行したかどうかわからないけれども、それは遠慮する必要はないと思うよ。遠慮でないとすればなんでしょう、これ。だから、町長幾らだっけな、3400万円だっけかなガンマカメラ。大層高価な備品を購入したわけですよ。一定の技術を持てばというよりは講習を受ければ、一般の人でも測定できるわけだから。実際、飯館村の測定を頼まれて、仕事をやっていた人の話も聞きました。精査の結果いつ公表になるのかわからないが、12月から1月にかけてだから1カ月半過ぎているわけです。それを内部でしか持っていないというのは、なんのために購入したのかわからない。有識者検討委員会で今、帰町に向けた項目について整理中だとは思いますが、そこにもやはり資料を提供していくと、正確で科学的な判断してもらおうということが必要だと思うのです。町独自のデータを有識者委員会に提供するかどうか。少なくとも我々町民の要望で購入したのだから、情報公開は速やかにやるべきだと思いますが、町長の立場でお答えできる部分と、担当課長が答弁できる部分、答弁を求めて最後の質問です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。計測したものの独自のデータを町は出すべきだということ。これはもちろん、町民の皆さんに分かり易くそのデータを出すということでご理解賜りたいと思っております。

それから、現在、今、課長から精査中だということの答弁であります。正確性を期して今精査をしておると思っておりますので、できるだけ早く結果については町民の皆さんに公表してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 所管でもマイナンバーの補正が計上されておりますので審査をいたしました。明らかになったことは、浪江町が通知カード何件出したのか。1万8847件、未配達が2075件。現時点では541件まで減ってきているそうです。これが通知カード。

それから、個人番号カードの申し込みは1217件、発行件数1万8847からみれば6.5%、ごく僅かと。なお、委員会審査の時点では、1217件申し込みがあったんだけど発行済みは269件。こういう実態ですよ。この数字を見れば聞けばわかるように、町民は望んでいないと。一部申し込んでいる人もおりますが、実態としては国民の多くは望んでいないということです。では、浪江町ではこれまでどれだけの予算が使われてきたかということ、平成26年、平成27年であわせて5402万円。この事業に対する交付が約3000万円、2931万円です。ざっと半分超えています、約半分というところ。町民が望んでいない。しかも、プライバシーが丸裸になる。こういう事業に対して、これまでこれだけの支出もしているし、これからどれだけかかるかもわからない。甚だもってのほかの事業だと私は思います。その上で関連業界は、どれほどの事業を望めるかということ約3兆円、3兆円産業と言われているんです。プライバシーの侵害、基本的人権を侵害する。そういうことを行政を通じて事業化させておいて、一方ではIT関連産業、新規参入もあるそうですが、産地応援産業、誰のためにマイナンバーカードが導入されたかということは、この意味でも明らかだと思えますし、既にハッカーの犯罪、あるいは年金番号が露出したということも起きております。特に今、マイナンバーで長い経験のある韓国では、ハッカーの犯罪や内部の者による売買、これが横行しているという現実があるということです。だからこそ、明らかになっただけでも全国の5つの地方裁判所で、これは違憲だ、廃止すべきだという提訴が行われているし、その他の都道府県でも準備されている状況です。

したがって、国から言われた事業ではあるけれども、先ほどの話ではないですが、町民にとってはもってのほかの事業だと。私は、幾ら国から流れてくる事業とは言え、町民の立場から判断すれば、同意できないということを明確に申し上げて反対の討論にさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第32号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（吉田数博君） ここで議会運営委員会開催のために昼食休憩といたします。なお、昼食休憩は午後1時30分までといたします。  
（午前11時33分）

- 
- 議長（吉田数博君） 再開いたします。  
（午後 1時30分）

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第33号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第33号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第34号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。



これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

**○15番（馬場 續君）** 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

第一点ですが、7ページ、国庫支出金の補正が出されております。要するに、目1 財政調整交付金、目2 災害臨時特例補助金、いずれも国庫支出金ですが、目1では災害特例分として4億7176万4000円ほど増えています。しかし災害特例臨時補助金、国としては同じく国庫支出金でも中身が違うということかもしれないけれども、ここで5億4600万円の減額なの。特交も含めて目1では4億7100万円の増額交付という名目にはなっていますが、今お話したとおり、目1、目2、同じ国庫支出金で、計算すると7500万円ほど減額になるわけです。もっと踏み込んで言えば、特交の中の災害特例分も、目2 災害臨時特例補助金も受けるほうとしてはまったく同じ。しかし、差し引きすると7500万円の減額になっているというのが、国庫支出金の今回の補正の実態だと思うのです。県や国からどこまで説明を受けているかどうかわかりませんが、今のところ町民の医療費については10割免除ということで町民の負担はありませんけれども、国保会計で見ると、非常に分かりづらいと。これも言葉が悪いんだけど、つかみ勘定で、あっちで増やしてこっちで減らすと。差っ引きで大幅減額だと。こういう国庫支出の実態は、私はやはり末端自治体の国保運営としては非常にやりにくいと考えています。款3の補正額は1億5200万円の減額補正ですよ。年度末だからということかもしれませんが、被災自治体に対する国庫支出金がなぜこれほど減額になるのかと。率直に疑問を呈したいと思います。お分かりいただいたと思うのですが、国庫支出金の数字の裏にあるものについてご説明いただければと。これで良いのかということになるのですけれども、ご説明いただければと思います。

それから8ページで、一般会計繰入金、今年度は多分これが最終に近い、あるとすれば専決あるいは4月になってから請求がくるということで、また会計は変わるかもしれませんが、一般会計からの繰入3億900万円です。実は総務常任委員会で3月時点で自治体賠償の現状について資料でお示しいただきたいということで、資料提出を求めました。先ほど配付されましたが、請求額10億3000万円です。これは一般会計への分だけだと思うのです。一般会計繰入、要するに災害対応で町の持ち出しが増加していると。あるいは原発災害関連で一般会計から他の会計に繰入がないので補填せざるを得ないということもあると思うのです。

したがって、一般会計繰入分について、東電に対する自治体賠償

という角度から検討されたかどうかについてお尋ねしたいと思えます。以上、2点。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは7ページの国庫支出金、目1 財政調整交付金及び目2 財政臨時特例補助金の件でございますが、まず節1 特別調整交付金、これが4億8019万1000円の増と、あわせて目2の節1 災害臨時特例補助金が減額の5億4624万3000円。これは、本来であれば国保税及び一部負担金の免除等については、今、特例調整交付金で2割、災害臨時特例では8割ということになっておったんですが、国の予算の関係で特別調整交付金で3割、災害臨時特例補助金で7割と変更になったために、こういう予算組みとなっております。

差額が出ると、少なくなっていますというご指摘ですけれども、これは事業の精査によって金額が確定したものですから、その分を交付金減額したというところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 自治体賠償の部分の国保税にかかる部分ということのご質問かとは思いますが、特別会計としては、公営企業と申しますか、そういう逸失利益の部分については上水道の部分であるとか下水道の部分で提出しておりますが、今手元に私も資料がないのですが、繰出金にかかる部分が、一般会計からの繰り出しの部分が、一般会計で自治体賠償に含んでいるかどうかということは今手元になくて、資料がございませんので、また後ほどその辺は確認はしたいと思えますが、そういうご質問でよろしいでしょうか。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 一般会計繰入金、今回の国保会計では3億900万になっているわけですが、一般会計としての東電賠償ということではなくて、国民健康特別会計で一般会計繰入れが増加しているとすれば、当然東電賠償の対象になるのではないかと、一般会計の分ではなくて、特別会計の分として、避難に伴う医療費あるいは人的体制の増加、国県支出金等だけでは賄いきれない。したがって一般会計持ち出しということになってくると思うんです。そういう国保会計の現状を踏まえた上で東電賠償は検討しているかという質問です。

それから、国保課長の答弁はわかりました。ということは、今回の補正で国庫支出金が1億5200万円減額になって、トータルで18億6300万円ですけれども、少なくとも医療費免除分については、割合は変わったけれども、10割補填になってきているということです。

その上で、数字の上では国庫支出が減額になっているけれども、対国との関係で、従来来ていたものがこなくなって他の会計にしわ寄せになっていると。他の目にしわ寄せになっているということではないということですね。そののところ確認させてください。ということの良いのかどうか。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。
  - 健康保険課長（居村 勲君） 今の交付金に関しましては、ご指摘のとおりでございます。
  - 議長（吉田数博君） 総務課長。
  - 総務課長（佐藤良樹君） 国保会計の収支にかかる部分での賠償はどうかというご質問だと思いますが、申し訳ございませんが、答弁調整の時間をいただきたいと思います。  
よろしくお願いいたします。
- 

- 議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議をいたします。  
(午後 1時44分)
- 

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 1時45分)
- 

- 議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） はっきり答えが出てなくて申し訳ないのですが、国保の一般からの繰り入れに関しましては、国の先ほど言いました7割とか、そういう部分のルール分のことでございますので、それがなるかどうかという部分は、今後一般会計の賠償も始めたばかりという言い方は申し訳ないのですが、今ご質問がありました中身については、今後再度弁護士等と協議をしながら、そういう部分が請求できるかという部分も検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第34号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。  
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第35号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 7ページ、節13委託料の関係で1点質問いたします。今度の補正で1668万1000円の減額補正です。これはわかりました。その上でなんですが、説明欄に浪江町総合医療センター基本実施設計委託料、これは議事録を見た上ではないのですが、整理した記録を見た上ではないのですが、前回の全員協議会で山崎議員が従来は総合医療センターと言っていたのに、浪江町診療所だと思ったね、仮設診療所と変更になったのはなぜかという質問があって、課長は、県から総合医療センターという名称の使用はまかり成らんとと言われて仮設診療所にしたということなんですけど、それはタイムラグの問題もあるかもしれませんが、今回の補正では総合医療センターになっているわけね。これは議会に対する説明としては一貫性がないと、整合性がないと思うんです。これで良いのかどうかということです。それを聞いてから。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは説明の欄の名称についてでございますけれども、議員お質しのとおり、前回の全協の席では仮設津島診療所と訂正をいたしました。今回補正をするにあたっては、システムの中身を変更しないで、当初のままの説明をつけて提出したところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 同じようなというか、今朝の配付資料誰か持っているか。説明の訂正。28年度浪江町一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書の説明欄で高齢者サービス調整チーム委員報酬が、正確には老人ホーム入所判定委員会委員報酬ということです。正誤表も配られているわけ。全員協議会であれだけ説明して、多分委員会でも審議になったと思うんです。対応がまずいのではないですかね。だからもっと我々議員の受け取り方としては、総合医療センターと

ということだから、それだけの設備、機能、内容に関わるものだと誰もが思うわけです。それが仮設診療所ということになると、設備機能も含めて内容が変わると。しかも、課長、何もあなたを責めるわけではないよ。対議会との関係でいうと全員協議会で、そうではありませんよと訂正しているわけだから、本会議の議案審議で訂正前の資料で承認を求めるといのは、私はいかかなものかと思えます。議長、正確な対応、私は求めたいと思えます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。  
(午後 1時52分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 2時14分)

---

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。  
(午後 2時14分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 2時15分)

---

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 今配付のとおりでございまして、議案の予算書に關しましては、「浪江町総合医療センター基本実施設計委託料」としておりましたものを「浪江町仮設津島診療所基本実施設計委託料」に訂正をお願いするものでございます。  
よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） ありがとうございます。その上でなんですが、総合医療センターという施設と、仮設津島診療所に実施設計名称が変わることによって設備・機能も変わるのではないかと。変わるのか、変わらないのかというところが一番の問題だと思うのです。その上で、仮設津島診療所開設に向けて具体化していくわけですが、人的体制も含めて事業実施の見通しがあるのかどうかというところを最後にお尋ねしておきます。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、まず初めに設備機能についてということでございますが、CTないしレントゲンについて等々ありますけれども、設備については変更ございません。

次に、事業計画ということでございますが、人員につきましてはただいま安達仮設にあります仮設診療所の運営体制をそのまま移設するという考えでありますので、人的確保についてもできるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第36号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第37号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第38号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第39号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第39号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第40号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第40号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎延会について

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。  
本日はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
- 

#### ◎延会の宣告

- 議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会とすることに決定しました。  
本日はこれで延会といたします。



明日は午前 9 時から本会議を開きますので、ご参集願います。  
(午後 2 時 2 3 分)

3 月 定 例 町 議 会

( 第 4 号 )

平成28年浪江町議会3月定例会

議事日程(第4号)

平成28年3月18日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第41号 平成28年度浪江町一般会計予算  
議案第42号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興  
育成事業特別会計予算  
議案第43号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別  
会計予算  
議案第44号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療  
施設事業特別会計予算  
議案第45号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会  
計予算  
議案第46号 平成28年度浪江町工業団地造成事業特別  
会計予算  
議案第47号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別  
会計予算  
議案第48号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計  
予算  
議案第49号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会  
計予算  
議案第50号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会  
計予算  
議案第51号 平成28年度浪江町水道事業会計予算
- 日程第 2 請願・陳情審査報告  
請願第 1号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護  
師等の労働環境改善で安全・安心の医療・  
介護を求める請願書
- 日程第 3 発委第 1号 浪江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 発委第 2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁  
償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 発委第 3号 浪江町議会情報公開条例の一部改正につい  
て
- 日程第 6 発委第 4号 浪江町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 7 発委第 5号 浪江町議会情報公開条例施行規則の一部改  
正について

- 日程第 8 発委第 6 号 復興・創生特別委員会設置に関する決議  
(案)
- 追加日程第1 復興・創生特別委員会委員の選任
- 日程第 9 発議第 1 号 看護師等の労働環境改善による安全・安心  
の医療・介護を求める意見書(案)
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

### ◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
ここで、宮口副町長より発言を求められておりますのでこれを許可いたします。  
宮口副町長。

- 副町長（宮口勝美君） 議案第41号の審議に入るに当たりまして一言お詫びを申し上げます。

本議案が提案される、採決される以前に、去る3月15日付の町の広報お知らせ版と共に、浪江町コミュニティ支援員の募集というチラシが入りました。担当としてはこれまでの経験から、募集をかけても中々人が集まらない。あるいはハローワークを通しての募集ということで期間がかかるということもありまして、避難されている町民の支援のためにより早くという思いがあったようにありますけれども、議会の審議を経ないままチラシを配布してしまったことにつきましては弁解の余地もございません。私の管理不行き届きということでございます。大変申し訳ございませんでした。

今後このようなことがないように気持ちも新たに職務に当たってまいりますので、何分よろしくお願いいたします。

[何事か呼ぶ者あり]

- 副町長（宮口勝美君） 全くそのようなことはございません。
- 

### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第41号 平成28年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平本君。

- 5番（平本佳司君） ご苦労様でございます。私から一点だけ、お尋ねしたいと思います。平成28年度当初予算の中で212億4000万円と昨年から比べますと54.2%増ということで、復旧・復興も加速するために過去最大規模の予算を組んでいると思いますが、主に災害公営住宅整備事業35億円、または福島再生賃貸住宅設備事業に17億円と約50億円以上の予算計上しております。そこで一点だけお尋ねし

たいと思います。福島再生賃貸住宅整備事業でございますが、これ町内の雇用促進住宅改修についてお尋ねしたいと思います。この事業17億2373万円余りでございますが、過日の全員協議会にて説明を受けております。私は改修に17億円以上の経費をかけ改修する必要があるのかどうか。もう一度確認したいと思います。予定では、約80世帯の入居世帯可能としておりますが、現在県営の公営住宅等は建設中。復興公営住宅ですが、県営の復興公営住宅に関しましては、建設中あるいは入居開始しております。その建設費は約一世帯当たり2500万円前後と私は聞いております。築30年とも言われている建物に一世帯当たり約2000万円以上をかけて改修するのは私は無駄ではないかと思っております。同じ経費をかけるのであれば、新築建物、あるいは既存している町営住宅等を改修するなどが妥当かと思っておりますが、その辺の考え方はなかったのですかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

避難指示解除の目標時期である平成29年3月の解除に向けましては、やはり帰町を望まれても自宅が損壊している、また荒廃しているということで、自宅に戻れない方がおありまして、町内の住まいの確保というのは非常に重要な課題となっております。そのような中で、今現在災害公営住宅、町内に戸建ての災害公営住宅と集合住宅を整備する方向で検討してきたところでございます。災害公営住宅につきましては、現在、新たな土地を取得して大規模造成を今後する予定となっておりますが、その中で、早期整備の手法も検討しつつもやはりその相当の工期も必要と考えております。一方、その今お質しの旧雇用促進住宅でありますと、復興拠点にも近接しておりますし、建物取得とか工期なども考慮しますと、平成28年度内に完成する見込みでございます。早期の提供が可能と考えておりますので、改修整備の必要性は高いものと認識しております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 早期入居が目的ということで改修の方が早期に終わるということで、29年3月、4月ということ完成を目標として完了するということでございますが、これ間違いなく今、浪江町、我が町は、29年3月解除目標として動いていますので、前回の先日の全員協議会の中でも28年度中には改修完了するということでは言われていますが、間違いなくその辺入れるように一つこれからもやっていただければと思います。でなければ意味がございませんのでよろしく願います。

それと、29年3月解除目標ということで非常に今大規模な予算を



組んでいますが、このインフラ、除染も含めましてそれももちろんですが、解除したとき、帰町を希望される方。その方々が帰る家のないような状況にはしないように一つよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 10番、山本です。では初めに所管の調査でちょっとかぶるので委員長の許可を得ましたので初めにそこからお聞きします。ページは152ページ、地域スポーツセンター費、ここで備品の購入等がありまして7432万9000円を来年度の予算をとっています。それで備品の購入は6334万円ですけれども、その上の委託料、要は保守点検の点検料が710万8000円となっています。この保守点検は良いのですが、このお金がどうのこうのではありませんが、体育館、多分3月いっぱいには完了される予定で、多分今日が3月18日が点検日だとか所管では聞きましたが、この体育館の利用、もしお金がかからないのに備品も購入する。もちろん保守点検はしなくてはいけないのでかかります。教育長の答弁では、ちょっと中々いつから使いたいんだというような答弁を委員会でもしましたが出ませんでした。町長、この体育館は開場もしないから使えないんだとは思いますが、この目標としてはいつ頃セレモニーを開くとか、いつ頃から使いたいんだとか、これだけのお金がかかっているのに、何か目標時期はあるのかどうかお聞きします。それ、初めの一つ。

あと、次が浪江町の消防団のパトロール、その他に町内防犯体制強化事業等多くの事業が別々に出ています。言いたいのは、この消防団のパトロール、もしかしたら民間に委託しているパトロール等々あるんですけど、このコミュニケーションが全然ないんですよ。お金の発注もそうですけども。それで私が言いたいのは、もしかしたら消防でパトロールしても民間の人がパトロールしても、挨拶一つなくてどこ回っているか全然わからないんですよ。もしかしたら窓口は一本で分けないで、今日は消防さん、こことここね。今日、朝何時に集まってとかいうようなことでこれからやらないと、バリケードも撤去されるし、ただ勝手に回っているぐらいで意味合いも、予算取りの仕方もおかしいのではないかと思います。これは全般になんですけど、みんな個別発注なもので、何やっているのかなと言う感じにしか受け取れません。一生懸命やっている人には申し訳ないですが、やはり全体的にこれだけのお金を使うのであれば、どこかの1カ所まとめて割り当て等とか、今日の報告等がなければ、無駄なお金になるのではないのかというのが2点目で、その辺はどう考えているのかどうか。結構すごい額ですけども、成果があんまり見られないのかと思うので、ちょっと飛ぶんですけども、

そういうことでページ数、何個もあるので、これが2点目。

3点目は、121ページ、目7。その次のページになって122にいくんですけど、営農再開支援事業の補助金で6億3542万6000円、来年度に予定していて、反当たり3万5000円の支援をして、田んぼの耕作等々やっていただくというような事業でわかっているのですが、私6月の一般質問で何年間続くのかとということを質問しました。それで、その時の答弁は単年度なので何年とは言えないですけども、単費使ってもなるべくやっていきたいというお話だったんですけども。昨日の質問の中でもちょっと出たときに、3年間は担保してますよみたいな答弁がされていました。いつからその3年の担保の予算が付いたのかどうか。私の一般質問とは全然相反する答弁で、急になんか知らない間に3年、3年となっているんですけど、どこからそういうお金が出てきて、来年の予算は勿論取れているからなんでしょうけども、あと2年の予算は急にどこから出てそういう答弁が出るようになったのか。この3点お聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 地域スポーツセンターの今後の利活用につきましては、委員会でもご答弁申し上げましたけれども、責任者ということでまず私から改めてお答え申し上げて、町長に後ほど更にとご発言いただければ大変ありがたいと思います。

地域スポーツセンターにつきましては、被災以来、こういう状況の中である意味町の復興に向けたインフラとしては大変重要性を更に増したと理解をしています。あそこの活用が町の復興に関する情報の発信にも十分なると考えてございます。ただ、全体の町の復興の進捗、それから当然そこに関わる安全の問題がありますので、そういうことが整っていることが前提ではありますけれども、そういう意味からできるだけその利活用については積極的に考えていきたいとご答弁を申し上げたところでした。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

防犯関係の内容であります。予算資料の中の10ページ、11ページに番号としまして10番、11番、13番が該当するかと思います。それぞれ役割があるわけなのですが、消防団については、特に日曜日、パトロールしていただいています。そして、11番の町内防犯体制については4つの項目があるわけなのですが、監視カメラ、防犯管理ということでこれは今までやっていたゲート管理ですが、これを外すということで、夜間、昼夜のパトロールを委託する。あとは見守り隊という内容となっております。そしてあとまた、一時帰宅支援

事業ということでここにもパトロール、今、二班に分かれてやっております。これについてはご指摘有りましたように、それぞれの連携がなんじゃないかということでもありますので、これ実はそういうふうなうちの帰町準備室ということで今管理というか、所管しているわけなのですが、目途としまして、5月ですか。やはり警察そして消防署との連携が必要だということで、防犯協議会というような仮称であります、それを立ち上げる予定ではいる状況であります。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 当初予算書の121ページから122ページの営農再開支援事業の年度で私昨日はいつまでだということ平成28年、平成29年、平成30年の3カ年とご答弁しました。今日の今、山本議員のお質しであります、この営農再開支援事業は、開始の時から3カ年という形なのですが、予算措置は国で農水省の方で単年度、単年度の予算措置ということでやっています、ただ、始める段階から3年間は必要だという形でありましたので3カ年と。担保は取れておりませんが、3カ年が必要だということで、まだ除染の進み具合によってまだ農地の営農再開支援事業に取り組んでいない地区もございますので、どうしても28、29、30という形で、ただ予算措置は単年度措置という形で、どうしても3カ年は必要だということでこの営農再開の支援事業の補助事業の立ち上げから国、県、私達地元もそういう形で要望していることでもありますので昨日の答弁と今日の答弁ということになったところでございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） いつ頃から使えるのかというご質問ですが、今、除染を加速化している状況で、そういう進捗状況を見ながら使える日にちを設定していきたいと。特に、先ほど教育長からも答弁ありましたように、これから待機所という意味も含めなくてはならないわけですね。今廃炉作業等もやっておりますので、そのために危険が生じた場合に待機しなくてはなりませんので、待機所の意味も合わさってくると思います。さらには、一時帰宅している方々が若干休んでいただけるような状況を作っていきたいということです。

それから、体育協会ですらそろそろ地元で大会を開催したいという声も各協会にはあるようです。そういうことも踏まえて使えるのかどうか。これは先ほどの除染の問題とかいろんな復興の過程での問題がありますので、その辺状況判断をしながら見ていきたい。

それから、町村合併60周年に当たります。従ってその合併の記念的なもののイベントがもしそういう環境、状況ができれば、地元で

開催できたらなという、これは私の希望的観測ですけれども、そういうこと等々を考えて、使える日時を設定していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 町長、今の答弁大変ありがとうございます。できればオープンセレモニーでもやってもらって。すごいお金がかかっていましたので、みんな町民の皆様について頃オープンだと言っていたけるとすごくこの予算等の意味があるのかなと認識します。よろしくお願いいたします。

それで、先ほどの防犯体制の割り振りしているお金が今、先ほどのページで言うと10ページ、11ページに載っているのですが、5月にそういう協議会を立ち上げるのもよくわかります。ここで、このお金が莫大なお金が防犯体制にかかるのですが、この町との関係もちよっとよく理解できないでいます。その協議会を立ち上げたから、丸投げみたいな感じではないんでしょうけれども、私の担当の課が窓口になって全部やっているのかなということが危惧されます。多分今までのあれだと、お金出してどここの防犯パトロールさんやってくださいと、そこはわかるんですけど何やっているのかよく理解されていないんですよね。それなので、このお金の趣旨は別々でも結構だとは思いますが、その防犯協議会、仮称でしょうけれども、それやるときに担当は誰々で、そういうふうなちゃんと明記がされて帰町準備室大変だとは思いますが、これだけのお金なのでくどいようなんですけど、しっかり使えるような体制で誰が管理される担当がちゃんといるのかどうかだけ確認させてください。今も多分いるんでしょうけれども、そういう体制には多分ないというお話なので、もし、来年度はそういう方いるように。

あと産業・賠償対策課長の今の答弁は、私の一般質問とはまずもって相反する答弁で、私のときはいつ解除になるかわからないから3年ぐらいはあるんでしょうねと、一般質問で言いました。そしたら、私言っているのは田んぼが返されたときの1年目のスタートが違うんですよと、その時の一般質問で言ったんですよ。なので、昨日の馬場さんの答弁かどうか、平成30年までと年度まで言って昨日のは答弁ありました。その時その時良いのではなくて、もうちょっと責任持った答弁で、では3カ年というのはいましかしたら谷津田はまだ全然やっていません。除染。そしたら、解除時期がスタートが違うんですよ、その例えでいえば。ではその時が3年なのかと。昨日のあれだったら、30年までだったら、もしかしたら1年かもしれないですよ。29年までに終わってなければ。私はこういう答弁をや

ったんですよ。6月の一般質問で。だったので、もう少し責任持ったような答弁で今のところは未定だったら未定とか、30年なら30年と。では3年ないところは除染で終わるのが遅かったら、それから3年は考えていますとか、そういうような答弁言ってもらわないと、もしかしたら3年だと酒田ですね、一番早いのは。もしかしたら来年で終わりなのかと。そういうようなことにもなり得るんですよ。そしたら30年というのは4年目になるんです、酒田の場合は。なので、この辺はもう少ししっかりしてやってもらわないと、今から復興組合作る人のその組合運営にかなり差し支えるのかなと思うのですが、このすごいお金6億3000万円というすごいお金が年に出費するわけですから、その辺をもうちょっと平等に建設的にやっていただけるんでしょねということをもう一回再確認して、本当に30年までの担保だけれども、他のところは遅くても3年は前の一般質問の答弁では、そうでは単費でもその時はやりますよという感じの答弁だったんです、議事録見たら。その辺もうちょっと精査していただければと思うのですが、それお願いします。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

今、議員お質しのとおり、各係というか担当者いる訳なのですが、その辺を踏まえて連携を図っていくように28年度は。そしてまた協議会についても立ち上げているだけではなくて、その辺の定期的な集まりの中で活発な意見を出し合うという内容を今後していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） お答えいたします。

この年度につきましては、この営農再開支援事業については、あくまでも農地の保全管理ということでまだこの浪江町の除染もできてない地区もございまして。まだ、保全管理をしている地区もございましてので、この保全管理の必要な期間については、通常稲作が作付け、それからその他の作物も作付けできるまでは国、県にこの再開事業については継続してもらいたいということで強く要望しているところでございまして。ただ、国としては単年度の予算措置ということでやっておりますのでそれでよろしく申し上げますという形になっていて、ただ、3年間担保はできないのですが、最低でも3年間は必要だと。営農再開が、通常営農の作付けができるときまでよろしく申し上げますということで、これは町の要望事項として要望しているところでございまして。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 歳入歳出予算資料をもって質問いたします。

9ページのまず4番目で、一時滞在施設整備事業ということで、これは宿泊施設を借り上げ町内での一時滞在施設を用意するということな訳ですけれども、この件について、この整備事業といいますかこれは一般のための施設整備なのか。それとも例えば労働者のための施設、そういうことをどのように利用する事業なのかお伺いいたします。

それから6番目なんですけれども、崖地近接等危険住宅移転事業では、このことではこの例えばこの津波被災地整備で幾世橋地区の場合には分譲が7戸で、災害公営住宅が16戸、請戸地区では分譲が16戸で、災害公営住宅が26戸になっています。そういう中で、この建物建設される所と、敷地造成のみの違い、どういう基準の中でこうなるのかお伺いいたします。

それから7番目で、空き家空き地調査事業、これは大変私も良いことだと思います。まず調査をされると思います。それでこれを実行される時期、これおおよそいつになるのかお伺いしたい。そして窓口はどこにするのか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それから8番目の住宅相談窓口事業でありますけれども、自宅再建に向けて修繕業者の紹介窓口だということではありますが、窓口はどこにされるのか。あともう一つは、現在もこの建設業者でも何かそういう紹介をやられていると思いますけれども、そういうものとの兼ね合いはどうなるのかお伺いいたします。

それから10ページ、10ページの6番。11番ですね。11番。町内防犯体制の強化事業という中で、この中には街中の防犯灯が老朽化しているもの、あるいは蛍光灯の不具合のところもあると思うのですが、そういうものは含まれるのかどうかお伺いいたします。

それから13番の一時帰宅支援事業、自宅で休憩困難なところに休憩施設を提供するということですのでけれども、これ新規事業ということになっておりますけれども、今一時滞在ということでの休憩所は貴布祿が休憩所になっておるわけでありましてけれども、別なところに新しく設けるのかどうか。そのことをお伺いいたします。

それから12ページの7番目で駅前広場改修事業、ターミナル施設駅前広場の修繕ということがありますが、具体的にどのようなことをなさるのかお伺いいたします。

それから、11番で福島再生賃貸住宅整備事業ということで平本君からも質問ありましたけれども、この中で事業概要で入居対象者でない町外からの生活サービス事業等を確保するためとありますが、これは具体的にどのようなことなのかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは9ページの4番の一時滞在施設整備事業の中身についてお答えいたします。これにつきましては、民間のホテル等を町で借り上げしまして、一時滞在施設として提供したいと考えているところでございます。それにつきましては、どのような対象者にするのかというご質問でございますが、避難指示解除前にある程度特例宿泊等が始まるかと思っております。そういった一時的に滞在する方であってもやはり自宅に戻れない方がいらっしゃる状況で、そういった方に利用していただく。若しくはやはり農地の管理等で現在町内に入っている方がいらっしゃるかもしれませんが、やはり遠くから来て営農事業に取り組んでいるということで数泊その場所に留まって、保全管理の事業をしたいということもでございます。そういった方の要望に応えるため、一時滞在施設を準備したいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは予算資料9ページのがけ地近接等危険住宅移転事業についてお答えいたします。

まず、これにつきましては、国の復興交付金を活用しましたががけ地近接等危険住宅移転事業補助金が7000万円ほど予算がでございます。こちらにつきましては、対象事業といたしましては、住宅ローン借入に対する利子補給でございまして、対象は用地取得、敷地造成、さらに住宅建築、それらに対する借り入れするローンに対する利子補給でございます。さらにもう一つございまして、浪江町危険住宅移転事業補助金が2億8200万円ほど、合計で3億5200万円の予算措置になってございます。こちらにつきましては住宅ローンの利子補給ではなくて、定額補助といたしましてローンを借り入れしていない方についてはローン利子補給になりませんが、現金で住宅再建された方については定額、県内250万円、県外100万円という形で補助しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは9ページの7番目の空き家・空き地調査事業についてお答えします。いつ頃から窓口はどうするのかというご質問でございますが、できるだけ早期に調査事業を開始して、可能であれば福島県宅建協会に委託するような形になるかと思っておりますが、バンクという形で登録をしてホームページでそれを公開してマッチングしていくというような事業を考えているところでございます。

それから、8番目の住宅相談窓口につきましては、やはり今後町

内の自宅を改修するため、若しくはクリーニングするとか、若しくは上下水道等の接続、電気等の接続等、いろんな自宅の改修に向けて相談が増えるということを想定しております。そういったことで、これも委託事業になりますが、住宅相談窓口を設置してその対応に当たっていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 11ページの11番、町内防犯体制強化事業についてであります。防犯灯については入っておりません、これの事業の内容としましては、カメラの増設、あとパトロールの人員増強、そして啓発看板の設置などがこの事業となっております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 12ページの7番、駅前広場改修事業について、具体的にどのような事業なのかということでございますが、JR常磐線の浪江駅の再開に向けて、今の駅前のロータリー等をある程度改修をしたいと考えております。その中で、例えば植栽とか、花壇とか、ベンチとか、照明灯とか、その辺がまだ壊れたままとなっておりますので、その整備を急ぎたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 同じく11ページの13番について説明しませんでしたので。一時帰宅支援事業ということで、これについては新たな施設を設置するわけではありません。従来管理してました貴布祢とパトロールの事業であります。これは補助金の事業名の変更に伴って代わって上げた内容であります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 13ページの11番の福島再生賃貸住宅のその説明欄の中の町外からの生活サービス従事者とはどういう方を対象にしているのかというご質問でございますが、対象者については町民を当然優先したいと考えております。その中で、空いてる場合等でございますが、例えば町に今度診療所を作る予定もでございます。そういった中で例えば医師とか看護師とかの方が町外から来てサービスをするとか、若しくは要望も出されていますけれども、警察署の方とか、消防署員の方が浪江町内にアパートを借りたいという場合に、そういった方も対象としていきたいという考えでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁漏れですか。復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 住宅相談窓口の委託先ということでございますが、現在、建設業組合と協議を続けているところでござい



ます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） がけ地近接等危険住宅移転事業という中で、ちょっと私質問したかったのは、幾世橋地区分譲が7、それから災害公営住宅が16、請戸は16、26という中で、こういう数字というものは何を元に仕分けているのかと。多分アンケートかと思うのですが、そうして話に聞きますと、この分譲の場合は、分譲の場合はそこでその分譲のお金を払って受けるということを知ったんですけれども、そのことはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） お答えします。

予算資料9ページのがけ地近接というのはあくまでもこの3億5200万円は住宅再建に対する利子というか補助事業でありまして、議員お質しの防災集団移転の移転先団地の件だと思っておりますけれども、その件に関して分譲について、分譲価格とかいったそういった物の価格なのですが、それについては分譲価格についてはうちのその当時の不動産鑑定なりそういった基準値で確認が必要になると思っています。

あとその内訳につきましては、対象者のアンケートをとった結果でございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。12番、佐藤君。

○12番（佐藤文子君） 12番、佐藤です。何点か教えていただきたいのですが、まず予算書の97ページ、民生費の中に19負担金補助及び交付金とあります。その上から2番目の友愛会整備負担金、昨日ちょっと課長に友愛会というのはどういうものなのかと聞いたら、群馬県の高崎にある施設なのだというので、そこに住んでいる人の補助だと話を聞いたのですが、次の次のページ、100ページにある上から3行目に扶助費とあります。民生費の中の扶助費、老人保護措置費の中の扶助費、これは今までも浪江に避難前にいたときも高松ホームとか東風荘とかというところに浪江町の住所がある高齢者の方がお世話になっているところに扶助費としてお支払いしていたというのは今までどおりでわかっているんですが、この友愛会というのとこれの関連、別物として勿論目が違うので別物なんだろうけれども、なんか昨日私ちょっと聞いた友愛会というのがよくわからなかったんです。もう一度教えていただきたいと思っております。

それから、先ほど山本議員から出ましたけれどスポーツセンター、

152ページです。地域スポーツセンターの整備費、修繕費なんですけれども、実はそのスポーツセンターは23年6月3日にこけら落としをやるという予定だったような気がします。原田直之先生が来て歌でお披露目をするということがあったんですが、その時にスポーツセンターをビッグウェーブという公募して名前を付けたんですね。愛称を付けました。あの私達が震災後はビッグウェーブという名前はどうもしっくりしないと。ちょっと喉に骨が引っかかったような状態になるのではないかと。私だけではないのではないかと思うので、もしそのこけら落としが秋頃にとということの町長の考えであれば、もう一度町民に広く名前の公募をしてもっと復興につながるような名前。そしてこけら落とし。さっき山本議員が言ったようにオープンセレモニーを大々的にやって、宿泊はそういうときに特例宿泊みたいなのをセットでミニ十日市みたいなのを一緒に混ぜてやれないかなと私は思うのですが、どういったご検討をされるのかお伺いします。

それと、ちょっと小さいんですけども、細かいんですけども、117ページ、予算書の衛生費の中の一番下に生ごみ処理機設置報奨費とあるんですね。これコンポストのことなのかどうか。もし、コンポストだったら、その避難先でこれを申請して報奨金を出しているということ、実績があって予算にとっているんだと思うんです。今年度の実績、また来年度のどのぐらいの要望があるかというのをわかる範囲で教えていただきたいと思います。

最後に126ページ、ちょうど真ん中の観光費の中の19節に負担金補助及び交付金の中で、十日市運営委員会補助金とあります、600万円。十日市、最初の年に二本松の駅前をお借りして十日市やったときには出展者も多かったし、初めてと言うことでかなりの来場者があったのかなと思いました。だんだん浪江町で出店する業者、それから商店が少なくなりまして、今は本当のやしの方、普通にある子供達は喜ぶんでしょうけれども、やしではないですか、そういう業者。露天商、すみません、失礼しました。露天商の方が多くなって、本来の意味での十日市からだんだん遠ざかっていっているのではないかと思います。ただ、町民の皆さんが避難先から来てみんなに会えるという目的を果たしているのかと思うのですけれども、今後、十日市に関して何か街中で、庁舎内で検討会とかそういうものが行われているのか。これから行っていくのか。商工会との絡みもあるんでしょうけれども、そういうことがあればお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○**介護福祉課長（佐藤祐一君）** 友愛会のご質問でございます。ちょっと昨日うろ覚えでちょっとおしゃべりしたので申し訳ございませんでした。正確にあのあと調べましたのでご説明申し上げます。

友愛会と言いますのは、震災前、富岡町で運営されておりました社会福祉法人でございます。現在、群馬県の高崎市に避難しております。それで平成28年度に広野町で施設を再開する計画になっておまして、双葉郡町村会から負担金を求められております。この友愛会につきましては、グループホームとか障がい者の福祉施設を手広くやっておる事業所でございます。

○**議長（吉田数博君）** 教育長。

○**教育長（畠山熙一郎君）** スポーツセンターの愛称の今後の取り扱いについてのご質問にお答えします。これも常任委員会の中で度々ご指摘いただいているところですが、今、先ほどご質問の中にありましたように、公募で良い名前ができたなど思っていた矢先に今回の津波でございました。やはりそれは変えたほうが皆さんの気持ちに添うだろうということで考えてございます。ただ、今申し上げた経緯がありまして、応募者などの関係者もおられますので、そういった方々のご理解を頂きながら、時期はそのこけら落としという位置付けがいつどういうことになるのかわかりませんが、正式にお披露目できるまでにはこれは変える方向で検討したいと思っております。

○**議長（吉田数博君）** 生活支援課長。

○**生活支援課長（大原教知君）** 117ページの生ごみ処理費設置報奨金、10万5000円でございますが、予算的には生ごみ処理機3万円が3台、コンポスト5000円が3台でございます。なお、27年度の実績は生ごみ処理機が3件で、8万3500円でございます。

○**議長（吉田数博君）** 産業・賠償対策課長。

○**産業・賠償対策課長（岩野善一君）** 十日市関係につきましては、昨年というか27年度で第5回目を迎えたところでございまして、第1回目、第2回目と回を重ね、最初の頃は町民が二本松の交流センターのところに集まって、本当に温かい皆さんと再会を行って来ました。それが回を重ねる毎に、人出関係も天候にも、昨年というか27年度は恵まれませんが、それにもかかわらず内容的には当初のとおり所期の目的を達したのかと思っております。その後、商工会、それから十日市運営実行委員会等と反省会等もしまして、その事業の効果、これからどうするかという形も検討しました。やはりマンネリ化にならないように人出を集客を増やす工夫が必要ではないかと

いう形で実行委員会、商工会、町も合わさって検討しまして28年度はさらにちょっとそれを昨年以上に企画をバージョンアップして実施したい。それから、十日市運営委員会の中に町も今まで以上に参画して実行委員体制を組んで実施したいというところで盛り上げましょう。さらには、その時、昨年もアンケートをとりましたらば、この十日市は大変重要なものであると、参加した方々がそういうアンケートの結果でありましたので継続するような形で今後も進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 12番、佐藤君。

○12番（佐藤文子君） 説明いただいて概ね理解しました。一つだけ、コンポストというのは何か広報かなにかに載っていますか。載せてありますか。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） すみません、あとで確認してお答えします。

○議長（吉田数博君） では、答弁ができるということですので、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 大変申し訳ありません。今まで載せていなくて、今後載せるようにいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。  
15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） それでは予算資料を使って何点か質問したいと思います。

予算資料の6ページ、3番、避難生活支援事業、1億7697万2000円です。財源構成を見ればわかるとおり、1億1300万円が一般財源持ち出しなんです。避難者生活支援事業6割、7割が一般財源持ち出しというのはどうも納得できないと。事業の選択、事業の活用。これは検討する必要があるのではないかと思います。お答えください。

それから、6番目、交流館運営支援事業これは新規ですね。先ほども副町長から議決前に広報で採用の案内を出したということで陳謝がありましたが、支援員2名を配置すると。これは結構なことだと思ふんですけど、交流館管理と交流支援事業等、開催するとなってますけれども、関連してというか交流館はいわき、郡山、福島に設置するということですが、3番の事業と6番の事業、これ連携した方がより効果的ではないかと思いますが、ばらばらに事業を展開すると。あるいはそれとも有機的な連携事業の展開をするというお考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

それとの関係で、現在、本宮、桑折、福島、いわき、南相馬に出張所があります。今回、新規事業では、交流員の配置は、3カ所ということですがけれども、避難が長期化していると、あとで色々また出てきますけれども、新たな場所でのコミュニティ、あるいは交流という点から5つの出張所との連携も考えるべきではないかと考えてくると、では会津だけが何の手当てもしなくて良いのかと。どこに行っても浪江町民ということだし、数は少ないけれども会津もある、それから白河もあるということで、避難長期化に伴う支援体制、あとで町民の健康の問題でマンパワーの問題提起したいと思うのですが、そういうことも検討すべきではないかと思えます。すばっと答えてもらえばこの点については再質問はいたしません。

それから、町民の命と健康を守る事業ですね。7ページです。ここで、一番の事業で要支援者情報集約事業、避難先自治体との情報共有が、私も大玉に避難しているんですけど、非常に大事だと。大玉ほど濃密な支援を展開している自治体は無いのではないかと思うくらいですけれども、いずれにしても、要支援者情報集約事業で避難先自治体との情報共有、この事業説明では必要に応じて情報提供するということで、あくまでも条件付きなんですね、これ。だから、避難先で行政と行政との間で有機的な繋がりを持たせるためのアプローチがないと。これでは避難先で孤立化するという環境が改善されないと思うんです。ということで情報共有。それとの関係で今一步踏み込むと、介護福祉の情報共有について、今後どのように進めるのかということと、難病者の名簿、あるいはお医者さん、病院との連携も考えていく必要があると。いろんな角度からこのことについては質問していますが、関係課、教育委員会も集まって情報共有していると。そこから先が見えてこないんです。様々な角度から一步踏み込んだ活動を展開する必要があるということでお尋ねしておきたいと思えます。

それから、ここの事業の5番目、住宅支援事業についてです。復興住宅は遅れています。これは17日。昨日の民報新聞ですがけれども、担当課長、あるいは関係課長、あるいは関心のある方お読みになられているかもしれませんが、宮城県の石巻市では、仮設住宅の災害公営住宅化を検討していると。まだ結論は出ていません。でも新聞に報道されている訳なので、かなり具体化しているのではないかと。そこで、私は一步踏み込んで、これも度々やってきたけれども、借り上げ住宅の災害公営住宅、みなし公営住宅化。国は国の言い分もあって、復興公営住宅の建設、遅れに遅れてきている訳だから。現に私も聞いていますけれども、5年も住んでいると。ペット

も飼っていると。ここにも出ていますけれど、実はこれ福島に住んでいる浪江出身の栃本光子さん、80歳です。この方は多分ペットも飼っていると、この方はペットのことは書いていませんか。もう高齢だし、住み慣れた部屋だからできればここを継続して借りたいと。要するに私が言っている借り上げ住宅のみなし公営化の問題です。これは町長、ずっとやってきているんですけどどうも見えない。宮城県の石巻市はと出ているから、自治体が相当前に出て仮設住宅の災害公営住宅化も検討しているということだから。まだこれは福島県の場合は県で管理しているということもあるので、私としてはずっと町でも検討してきた借り上げ住宅のみなし災害公営住宅化についてより踏み込んで検討すべきではないか。これも一つ付け加えると、今の災害救助法は、昭和24年だと思ったね。ハリケーン台風のときにできた古い古い法律です。現状に合っていない。しかも原発避難のことについては想定外だから、結論的にいえば対応する法律がないんです。作っていくしか無いと思うんだね。その突破口は突破口の一つだ。これだけとはいわないけれども、住宅の問題だと。人権の問題という立場からやっていく必要があるのではないかと思います。

次、資料の8ページ、甲状腺検査事業、お尋ねの一点は3.11時点で、ここに書いているように、18歳以下の人について検査を進めていくと。これも一般質問で何度かやってきていますけれども、3.11の時点で18歳以下の青年、子供達がまだ検査を受けていないという数はどれぐらいあるのか。

それから、この説明欄にも書いてあるけれども、昭和45年4月2日から平成4年4月2日生まれの方も、これ45歳未満ということなのかな。甲状腺検査を進めていると。検査の状況についてお知らせいただきたい。

それから、答弁聞いてからやっても良いんですけど、特に問題は県外避難者の問題です。県外避難者の受検対策をどうするかということ。横の連携だけではだめなんです、やっぱり。問題を抽出して具体的に解決する、そのために一步踏み込むと、そういう行政展開が求められている。お答えください。

それから、生活再建支援事業の3番目です。生活再建事業についてはこの資料では9ページに出ています。賠償支援事業、一般質問でも全員協議会でも様々な角度から議論になってきています。ADRの問題です。ここで、ADRの問題について一步踏み込んで提案をしたいと思いますので町長お答えいただきたいのですが、東電との関係では、今のスタイルでは一步前進しないと。ではどうするか

ということですよ。様々な方法があると思います。そこで私は提案したいと思うんですけども、個別でやるか集団でやるかはそれぞれが考えてもらう。しかし、弁護士に申立てをお願いすると。場合によっては裁判ということもあるでしょう。したがって、名称は色々考える必要があると思うけれども、町で基金を作って、その集団申立て、今のスタイルではないですよ。今のスタイルではない形で言ってみれば個別だ。個別による集団だ。そういう形で一歩前進を図る。そうすると、町でも今までやってきた成果を活かせるし、対町民との関係で信頼を損ねないで事業を進めることができるのではないかと。しかも、ADRに和解案、最低でも5万円の和解案は出ているわけだから。これは基金を使って協力しても戻らないということはある得ないと。ということで、町で基金を作って支援をするということを検討されてはどうか。お答えください。

それから、賠償支援事業の問題でもう一つ。町では様々な形で賠償請求の支援はしていますけれども、実は、賠償請求の到達がばらばらなんです。分かり易く言うと、高齢者の場合は次から次、東電から書類が送られてきて、病気になってしまっている人もいるわけだから。だからこれ支援するというそういう取り組みをやっているわけだけれども、逆に町で東電に対して町民の賠償請求の項目別進行状況、これをつかむと。私も色々相談受けていますけれども、居住確保損害については東電から通知もらって色々物件を取得して請求したと。1回目が来た。2回目請求したらば該当にならないという人もいます。議会終わったら一緒に行こうと言っているんですけど、賠償可能限度額がまだあるのに、その人の話ではもう使える分がないと言われていると言うんです。書類に書いているわけだからそんなことあり得ないんだけどね、直接話したらばそう言われたというわけ。したがって、まさにこの町民の賠償請求の到達はばらばら。だから、状況を把握して、町が全て援助するというわけにはいかないと思うけれども、そういうこともやっていく必要があると思います。どういう取り組みをするかお答えください。

それからページ10ページ、安全・安心なふるさとの問題。ガンマ測定事業です。お尋ねの一つは、町で買ったのは1台ですけども、町が計画しているガンマ測定事業委託するということですけども、金額も結構な金額です。8300万円、約8400万円。考えてみると、この金額を見ると、ガンマカメラは複数台数を使うのかなとも考えたんですけど、ガンマ測定事業の測定台数等も含めた事業の内容についてお尋ねしたいと思います。

それから6番目に、除染検証委員会の事業が新規事業で出てきて

います。ようやく除染検証委員会を町単独で立ち上げるということになるわけですが、検証委員会の構成メンバー。私は、これは町民代表も必要だと。その上で専門家も交えた除染検証委員会を立ち上げて情報公開すると言ったことが必要だと思いますけれども、お答えください。

それから、順番戻りますけど、4番です。除染対策事業。この中の土壌の放射性物質調査、土壌の汚染実態調査。これは帰還と言うことも現実的な日程に上ってきているわけだから、あるいは農業の再開の問題も出てきているわけだから、土壌の汚染実態調査きっちりやるということが必要だと思いますけれども、除染対策事業として事業展開する中身になっているのかどうかということをお尋ねいたします。

それから、農業用ため池の問題について、新聞報道ではモデル除染ということも報道されていますけれども、浪江町にもため池の改修工事の事業は出ているけれども、ため池の除染計画がどうなっているか。新年度事業で計画されているのかどうかお答えください。

それから、予算資料の15ページ、産業再生の問題です。5番目の地域農業活動推進事業、様々な事業の取り組みをするということが全員協議会でもあるいは一般質問でも答弁がありました。それで町民と二本松に避難している町民と、二本松在住の市民との交流の中から、今出てきている要望は、浪江町で土地を借りて綿花栽培をやりたいと。そういう事業はできないものかということなんです。したがって、実証栽培事業の中に綿花の問題も柔軟に対応するという方向で検討していただけるのかどうかお答えください。

それから、問題の6番目、15ページの6番目、先ほども質問ありましたが、農業関連共同施設整備事業、これは全員協議会でも一定程度詳しく担当課長から説明がありました。それで、端的にお尋ねいたします。建設予定地の選定は、具体的に進んでいるのかどうか。進んでいるとすれば、土地の取得はどこで買うのか、土地の取得はどうかということ。それに対して、全員協議会だから、あまりそこまでは踏み込んだ説明はなかったんですけども、全額補助になるのかどうか。公設民営ということを考えれば、土地代、施設代も含めてそうなのかなとは思いますがお答えください。

運営主体はどこになるのか。公設民営ということですが、予算の審議ですからお答えください。ランニングコストは試算されているのか。ランニングコストの負担はどうなるのかということについて、ここで尋ねしておきたいと思っております。

次、最後です。その他の事業。18ページ。慰霊碑建立事業が予算



化されております。実は総務常任委員会が岩手まで研修に行ってきたんですけど、バスの中で請戸の鈴木さん、それから吉田議長ともども町でこれ今後慰霊碑建立ということが計画されるかもしれないんだけど、どういう事業になるのかなということで、雑談的な話になりました。要するに一つは、慰霊碑建立ということだから、津波犠牲者という枠の中での慰霊碑ということになるのか。災害関連死も含めたそういう方々の慰霊碑と。それから慰霊碑は、東日本大震災慰霊碑というだけで犠牲者の名前を刻むのかどうかということもどのように検討されているのか。もし、刻むとすれば慰霊碑建立の名前を刻む対象者について、のちのち問題にならないように定義付けが必要だよなという話をしてきたばかりです。そこで今回こういう事業が提起されているものだから、そこは議会としてもはっきり確認しておく必要があると思いましたので、お尋ねいたします。今のことについては慰霊碑に名前を入れるのかどうかということでお答えしてもらえば、あとは良いです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ちょっと質問が多いので私からは予算資料の7ページ、仮設、借上げの住宅関係の質問であります。議員お質しのとおり、5年という時間が経過いたしまして、大変住環境の問題が非常にクローズアップされているということ認識しております。したがって、提案のとおり、みなしの災害公営化、そしてこれに起因している災害救助法の改正といいますか、私は災害救助法ではなくて、原子力災害対処法という形のもの、そういうものを新たにつくっていただければということで、いろんな機会をもって今発信しているところであります。

それから、9ページの賠償の件です。議員お質しのとおり、町で基金をつかって個別の集団訴訟を提案したいということでありますが、これは検討に値すると理解をさせていただきます。現在の状況であります。今月末に進行協議が開催されます。その進行協議を開催される間に、私ども申立人から仲介員がどうしてもまとめたという話がありますので、仲介員から提案がありまして、個別のもの資料を提出していただきたいということで、今、提出の段階に入りまして、今度の個別協議、進行協議に入っていく前に、それを提案していきたい、提出していきたいと考えております。そういう状況も踏まえて、今、センターの仲介員の先生方、私どもの後押しをしていただいているような今状況になってきていますので、是非その辺も踏まえながら見ていきたいと考えております。

それから、ページ15ページの5番です。綿花の実証栽培の件です

けれど、私、今、初めてお話をお聞きいたしました。そういうことであれば、事務方で色々検討をしたいと存じますので、是非資料等もいただければと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。私からは以上です。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 6ページの3番であります避難生活支援事業の一般財源の部分でございますが、これにつきましては対象とした部分が職員の人件費、ほとんど1億1000万円につきましては職員の人件費でございます。このうち、復興特交の対象となっているのが、この事業で新規採用になった人件費につきましては、ここに充てている分につきましては震災復興の対象となっております。それ以外についての部分につきましては、震災前から採用になった職員の分につきましては、復興特交の対象にならないものです。この一般財源の部分につきましては、人件費の部分ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 6ページの6、交流館の運営支援事業でございますが、本年度新規ということで国の補助をいただきまして避難者支援総合交付金という補助事業でございます。コミュニティ交流員を各出張所、福島、郡山、いわきに2名ずつ配置しまして、借り上げ、仮設あるいはその近くの県内といいますか、郡山であれば会津とか県南地方を交流の拠点として交流館を運営していただく。鍵管理を含めてその中で交流会をしていくという事業でございます。その相談業務とかいったことも受けて、各関係課に相談の内容を知らせるような事業を今後行っていただくという事業になってございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 関連でございますが、5つの出張所との連携でございますが、今お話ありましたとおり、福島、いわき、郡山ということで、それぞれ生活支援課が所管となりますが、交流館につきましては、具体的に申し上げますと福島につきましては、福島出張所で一体的な管理をしていただく。いわきにつきましてはいわきの出張所、郡山につきましては二本松で対応させていただきたいと考えております。連携につきましては、出張所につきましては、平成28年度以降につきましても当分の間につきましても、そのまま配置を考えているところでございます。ただ、仮設等いずれ、直近ではございませんが、統廃合的な部分が出てきた場合につきましては、その都度ご相談を申し上げながら、廃止等につきましては検討

はさせていただきたいと思っております。

ただ、平成28年度以降もご存知のとおり、県内ほぼ中通りを中心にまだまだ避難者の方が在住されるということもございますので、当分の間、出張所につきましては継続をしていきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 7ページの1番、避難住民要支援者情報集約事業ということですが、避難住民の、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方を把握し、避難支援や安否確認をより速やかに行うために構築いたしておりまして、避難先自治体から紹介があれば情報提供することができる体制になってございます。

それで、介護と福祉の連携ということでございますが、常に会議は持ちながらやっておりますし、システムのにも介護と福祉では情報を共有するシステムを持ってございます。

あと、関係町村や病院等との連携をしているかということですが、十分ではございませんが、近隣の課長さんとはできるだけ話をするようにいたしております。この前も大玉の課長さんとは電話でお話はしております。

あと、連携の部分ですが、どのように連携をするかということですが、個別具体的な事例毎に例えばどんな病気なのかとか、お金の管理はできるのかとか、食べ物はあるのかとか、身の回りのことは自分でできるのかとかそういうことを総合的に専門的な観点から検討いたしまして、各関係施設と調整を図っておりますので、そういう対応で連携をして対応しているということでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは予算資料8ページの11番、甲状腺検査についてお答えをいたします。まず18歳以下の検査のみ受診者のご質問ですけれども、まず県で行いました先行検査、これは平成23年度から25年度実施したものでございますが、対象者が3643人、受診者3249人。うち県外で受診された方が192。受診率が89.2%ですので、10%超の方が未実施。

次に、本格検査ということで平成26年度からですけれども、こちらの対象者が3772、受診者、計2421名。うち県外受診者が697、受診率が64.2%となっております。

次に、40歳未満の実施状況というお話しですけれども、これは町単独で行っている事業でございます。浪江町の仮設津島診療所。次に委託事業でございますけれども、ひらた中央クリニックまたは

全日本の民医連と契約をしまして実施しているところでございます。

また、県外避難者の対応はというところでございますが、今お話ししましたように、全国に110カ所の医療機関で連携されております全日本民医連と今年度も契約等を行いまして、受診機会の拡充を図ってまいりたい。なお、併せて皆様には広報なみえ、ホームページ等でお知らせをしてみたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 予算資料の9ページの賠償支援事業のきめ細かい支援ということでお話しでございますが、ご質問にお答えします。多岐にわたる損害項目があり、議員お質しのとおり、請求の進捗は様々な状況、町では東京電力に対しまして、これまでの損害項目に対する請求状況をそれぞれの町民に示すよう継続的に働きかけをしております。それを踏まえまして、自力で請求を進められる方々は、個人で未請求分を整理の上、請求を進めていただきたいということでございます。

それから高齢者等、請求が困難な方々につきましては、現在進めている訪問支援により、段階的に対象年齢を下げまして進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ページ10ページの5、ガンマカメラ測定事業の測定台数ということでございますが、1日3台ということで9件撮影予定となっているところでございます。また、対象件数。

[何事か呼ぶ者あり]

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 3台で1日9件です。対象件数といたしましては、除染終了地区ということで、その1工事からその3工事までの約1500件が対象となっているところでございます。

続きまして、10の6でございます。除染検証委員会の委員のメンバーでございますが、ただいま選定中でございます。また、町民の方々にメンバーに入ってくださいかということでございますが、除染検証委員会の中でご意見をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして、10の4、除染対策事業ということで、土壌調査はどうなっているのかということでございますが、町の28年度予算には含まれておりません。しかしながら、今後、国の責任といたしまして調査していただくように国に要望してまいりたいと考えていると

ころでございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 同じく10ページの4の除染対策の中のため池の除染であります。平成28年度福島県がため池の除染の実証実験を行います。有効な方法を確立した上で市町村に普及するという事になっております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 予算資料15ページの5番の地域農業活動事業という形で先ほど綿花の実証栽培を。

[何事か呼ぶ者あり]

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ちょっと補足なのですが、よろしいですか。

この実証栽培は、団体をまず作っていただいて個人は補助ができませんので、する場合は団体を作っていただいてそこに補助するという形になりますので、先ほど町長が答弁しましたように、その辺につきましては事務的にまたそのご希望の方と協議したいと思っております。

続きまして、同じくページ15ページの農業関連共同施設整備事業について、建設予定地の選定は具体的にどこまで進んでいるのかということでございますが、まだ、用地の関係については一応先日の全員協議会の際、苜野地区という形でお示ししましたが、まだ個別具体的にどこどこに行き、地権者と用地交渉をしているとか、そういうところまでは至っていないところでございます。

それから、今回予算計上しております予算の財源構成でございますが、一応4000万円が復興・復旧の基金を充当しております。それから、運営主体、ランニングコストはどうなんだという形ですが、まずは町で用地を取得して、建物についても先日の全員協議会で交付金事業を活用するという事でご説明したところでございます。まず、運営主体については、まだ今後、どこと交渉するかというのは今後の問題で、これから詰めていきたいと思っております。ランニングコストについても同様、運営主体とまたどこで、どうランニングコストを負担するかというのも、今後の協議の中です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 18ページの4番、東日本大震災慰霊碑建立事業についてご説明いたします。ただいま、現場の被災の行政区の区長さんと遺族会の方々と検討いたしております。今のところの段階では、津波の犠牲者とプラス地震で直接亡くなられた方につ

いて、名前を刻むという考え方でございます。行政区ごとに名前を書こうかという検討をいたしております。

---

○議長（吉田数博君） 再質問に入るわけですが、ここで若干休憩を入れたいと思います。10時55分まで休憩をいたします。  
(午前10時42分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時55分)

---

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 少し早口で再質問いたします。

被災者生活支援事業の財源の問題ですが、要するに職員の人件費、この事業の人件費だということなので、震災特交の対象になると理解してよろしいですね。確認をさせてください。

それから、交流館運営支援事業、あるいは出張所との連携あるいは会津、白河の対策についてお聞きいたしました。お答えの結論としては、出張所は当面残すと。それからいわき、郡山、福島に配置する交流館運営支援員が、それぞれのところに手を伸ばし、足を伸ばすということによって事業をやっていきたいという答弁だと思います。確かに、3カ所に2名ずつ増配すると、あるいはそこで交流支援事業を強化するという方向は間違っていないと思います。少なくとも私が本宮に避難して、この3月で2年と4カ月になります。その間、浪江の社協から来たのは1回です。私はこのとおり元気だから良いよ。だけれども先ほど言ったように一人で買い物もできないと。家の中の片付けもできないという人達がいるわけだから。そういう実態を勿論社協のメンバーが支援員が訪問してお話を聞くのも、それはそれとして非常に重要だ。だけれども出張所にいる人達、あるいは本社から行っても良い、二本松から行っても良いと思うんだけど、行政の立場で現場を見て、現場の声を聞いて、現場にあった対策を立てるということが必要だということです。

先ほどの答弁をもっとぎゅぎゅっと詰めると、いわき、郡山、福島を拠点にあちこち手を伸ばすということでしょう。長期避難の中で町民はくたびれてきているわけだから、そうではないでしょうと。出張所や、それから支援事業や空白のところも含めて縦横の繋がりを強めて、避難者の生活支援を強めていく必要があると今度の事業計画予算を見て私は感じたわけです。改めて前向きな答弁をいただきたいと思います。

それから、予算資料7ページの町民の命と健康を守る問題についてですが、情報の共有について、これやはり個人情報だから勝手に出すというわけにはいかないかもしれないけれども、少なくとも要支援者だから、私が言ったように難病者もそれぞれの市町村に避難しているわけだから、その時に、先ほどの課長答弁では先方から要望があれば協力しますと。これで良いのですかね。逆にこちらからこういう方々が避難していますので、行政連携をしてご支援、ご協力をお願いしたいという対応をするのが、私は町に求められている仕事ではないかと思いますが、先方から要望がなければそういう取り組みもできない。情報提供もしない。情報の共有もしない。ということなのかどうなのか。もっと踏み込むと、それで良いのですかということになるんですよ。お答えください。

それから、住宅支援事業については町長の答弁のとおりです。これは本当に浪江が、馬場町長が一步、二歩、三歩踏み込んでいかないと前に進まないと思えます。現状はお分かりのとおりですから。よろしく願いいたします。お答えはいりません。

それから、甲状腺検査についてお答えがありました。県の検査では、ざっと200名がまだ受けていないと。度々一般質問でも取り上げているように、浪江町でも福島県内の甲状腺がん患者が、そういう意味では数多く発見されております。確認されております。

したがって、未検査の当時の少年、あるいは児童、幼児の対策については、なお一層取り組みを強める必要があると思えますけれども、民医連、全国110カ所の医療機関と提携をしていると。県内にもあると。それを継続するというだけでは、私は改善しないのではないかと。200名という数は少なくとも直近の数字だと思うのですが、改善されてきているのかどうか。一定程度固定化しているのではないかと。町民の健康を守るということであれば、本気になって町が取り組みを強めるということが求められていると思えます。県外避難者に対する受診の促進、その対応についてお答えください。改めて。

それから、賠償支援事業については、東電に対して請求状況を本人に知らせてくれということをお願いしていると。これはそうなっていますか。東電では具体的にそうされていますか。とにかく高齢者の場合、何がなんだか分からないと。請求の到達は、ばらばらということ。ある意味では時間との勝負だと思いますので、なお一層の取り組みを強めるべきだと。高齢者に対する訪問支援、継続するというものですから、それは良しとして、手元に一覧表を置いて対策を立てるべきではないかと思えます。個人情報ということ

あれば、町では東電に対してこういう取り組みをしていると。したがって、お知らせがあった場合には町にもご連絡をくださいと、親身に相談にのりますという、おかれている状況を判断した対応が必要だと思います。

それから、ADR申し立てについて、先ほど休憩時間中に一つの提案がありました。町の弁護士と議会との間で意見交換をすべきではないかと。このことについては、度々議会でも意見が出されてきたんですけれども、町の弁護士ですから、町の方から議会からこういう要望があるということで対応していただけないかということが一つ。

それから、町で基金をつかって、次の前進を目指すという提案をしたわけですが、検討に値するということですので、弁護士とも相談をしていただきたいと思います。私は弁護士が3年以上にわたってこれだけADR申し立てに真剣に取り組んできているということは、心から浪江町の被災者支援を真剣に考えているということだと思うんですよ。ということは、13名の解決だけで私はよしとはしない。13名について個別の資料が欲しいと言っているから、仲介委員に資料提供すると。13名について何らかの打開策が見えたということだけでは一件落着にはいかないのではないかと。対東電との関係では、東電がああいう態度ですから、私はやはり個別で申し立てをする。個別が集団になる。そういうことに対して、町が引き続き何らかの形で町民の背中を押すと。それは財政が伴うわけですから、基金ということであれば、和解成立すれば、そこで精算することができると。今までのように、経費のかけどおしということにはならないのではないかと。改めて町長のお答えをいただきたいと思います。

それからガンマ測定事業、3台で1日9カ所、除染の終了地区を中心に今のところ1500件の測定をやりたいと、やる計画だということなんです。それで、一般質問でもお話ししましたが、誰が情報欲しいかということ、除染終わった町民の方々だから。あるいは町民全体が除染終わったところの効果はどうなんだということですから。3台のガンマで精密に測定するというのであれば、再三言っているように、国はフォローアップ除染ということだけれども、再除染についても文字通り、ガンマカメラのデータで環境省に迫っていく必要があるのではないかと。それはやはり浪江町の再生・復興に必ず繋がることだから。自信をもってお進めいただきたいと思います。そういう方向で取り組みをなされるかお答えください。

それから、検証委員会について町民代表入れるべきだと。これは富岡町では町民代表が入って除染検証委員会立ち上げているんです



よ。課長これね、やはり検証委員会の意見を聞いて町民代表入れるかどうか考えるということでは、これはやはり検証委員会そのものは第三者的な性格を持たせたいという意味だと思うんだけど、町民目線で除染を検証するということが大事ですよ。ということで、改めて除染検証委員会の要綱、今検討中だと。そこには町民代表も入れる、そういう内容で検討していますというお答えをいただければ幸いです。

それから、土壌検査については、28年度予算にも計上していないと、国に要望しているということですが、場合によっては福大と協力する。あるいはその他の大学、今までは弘前大学だけでも、そういう大学や研究所と連携をして、町独自で土壌の汚染実態を調査すると。その経費は何も請求すれば、原発関連経費で東電に請求できると思うんですよ。5年経って28年度予算に計上していないということについては、些か言葉は厳しいけれども立ち後れ。町長これ、前向きに検討すべきだと思います、補正を組んででも。あるいは専門機関、大学とも連携するという方向で一步前に進めるべきだと思いますが、改めて政策判断も含めて町長からお答えいただきたい。

それから、農業ため池について、県内10カ所でしたか、お答えのとおり県が実証実験をやると。ここには浪江町が入っているのかどうかお答えください。

それから、地域農業活動について、15ページ、産業再生の問題です。この事業に該当させるとすれば団体をつくらないとだめだと。団体の基本的な要件について簡単にお答ください。

それから問題の農業関連共同施設についてです。資料全部は持ってこなかったけど、ここまで全協で資料を配付して説明しているんですよ。土地の面積、倉庫の規模、それから事業実施主体。それでこれだけの予算を計上していて、場所の選定も事業主体も、まだ決まっていない。これも課長責めるわけではないんだよ。色々難しい問題があるわけだから、それはそう簡単にいかないのは分かるけれども、これだけの事業を言ってみれば構想だけで予算計上したんですよ。町長、決裁の判子ついたんでしょ。もうちょっと踏み込んでいうと、全協ではJAふたばと協議しているという資料も配付されました。それから場所についても候補地を挙げて話を進めているということもありました。現状について。ここは本会議ですから全協とは違う中身で私の質問に正面からお答えをいただければと思います。

最後、慰霊碑建立については様々な意見がありますが、犠牲者の名前を入れる範囲条件等については関係者と十分な意見交換をして

関係行政区だけではなくて、町民が納得できるような形で慰霊碑が建立されればと思います。これはお答えいりません。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 交流館運営支援事業の再質問にお答えいたします。議員お質しのとおり、やはり5年も経過して、それぞれ町民の方が悩みを持ったり、いろんな課題を持ってありますが、そういう状況を行政の立場で縦横連携強化をとにかくしていけということで、災害対策本部会議では、毎回、横の連携が必要だということを話しております。そういうことで健康保険課、あるいは介護福祉課、そして社協等連携をしながら、そして出張所、生活支援課、問題、課題を抽出して、そしてそこに自ら飛び込んでいっていろんなお話を聞くと。そういう対応をしてくれということで何回も話をしております。それがいろんな方々がいらっしゃいますので、中々回りきれないところもあると思いますが、是非これは強化していかないと、これからの浪江町民としての絆が絶やされる形になりますので、是非もう一度再点検をしながら連携強化を図ってまいりたいと考えております。

それから、ADRの関係であります。勿論これは町の支援弁護団でありますので、議長を中心とした議会の中で色々お話し合いをしていただければと思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

さらに、13名だけの和解ということではありません。それが一つの起爆剤になって1万5600人の方々に賠償が行き渡るようにしていく。だから13名で合意を得て、あとは個別的なものという意味合いではなくて、1万5600人の方々が申し立てをしているということ担保にしながら13名の方々の資料についてはセンターに提出をしたということですので、これは全部が全部個別的だということではないということの一つご理解いただきたいと思っております。

したがって、個別の問題をそして集団にしていく、段階的にしていくということも検討に値するものだと考えておりますので、是非検討させていただきたい。そしてまた、今、議員から提案がありました町議員団との支援弁護団との協議も重ねてやっていただきたいと考えております。

それから、土壌汚染の実態調査の件です。これは弘前大学で2月に中間報告がまとまって一応調査報告が出ております。それがふるさと再生課に浸透していないという面もありますので、それは色々調査したものを一律化した中で資料を提出していきたいと考えております。実態としては、そういう状況でありますので、是非取りま

とめを行っていきたいと考えております。

それから、最後の営農再開支援事業のご質問については、今議員お質しのとおり、全協の中である程度の道筋と言いますか、そういうものを示しているということではありますが、まだ示したものが実行になっていないということでもありますので、是非ご理解をいただきたいということでもあります。私の方からは答弁は以上であります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 6ページの3番の避難生活支援事業の財源の部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり1億1300万円ほど計上してございますが、これにつきましてはほぼ職員の人件費ということでございます。震災いわゆる復興特別交付税に該当するのかというご質問ですが、そのうち震災前からの職員については該当にはなりません。震災以降に採用になった部分を特別交付税に申請をしているところでございます。額的にはこのうち2000万円程度が震災復興特別交付税で請求をしているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 7ページの1番、要望がなければそれで良いのかというご質問に対してでございますが、災害時につきましては状況判断して直ちに提供することになります。ただ、今、現在の平時においてどうするかということについては、今後災害対策や防災計画の議論の中で今後検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、甲状腺検査の未受診者の対応についてということで、受診率につきましては先ほど申し上げましたように、先行検査が89.2%、本格検査が64.2%ということで減少しているというのが現状でございます。今後も検査の必要性を説明申し上げるとともに、啓発に努めてまいりたいと思っております。

なお、平成28年度については、県民健康調査で甲状腺検査が実施される年ですので、対象者様個別に県から通知がされます。町といたしましても、県が実施しない年については町から個人様に検査の通知を差し上げて、啓発に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 賠償関係の損害項目を町民に東京電力がこの項目について、まだ未請求だとか請求状況をお知らせすべきだというお質しであります。やはり先ほども言いましたように、町としては継続的にやはり町民にどの項目がまだ未請求だ、こ

れは進んでいると、やはり一目瞭然、高齢者等、賠償項目が多岐にわたっていますので一目瞭然でわかるようにして常にしてくださいと言っています。引き続きそれについては東京電力に求めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ページ5のガンマカメラの調査結果でございますが、異常が確認されたところにつきましては、環境省に対しましてフォローアップ除染の要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、10の6除染検証委員会で町民のメンバーに入らせていただくのかということでございますが、ただいまメンバー選定中の調整中でございますのでご理解いただきたくと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 同じく除染対策の中で、ため池の除染、平成28年度県が行う実証実験の中に浪江町が行う箇所があるかどうかということですが、現在、県に問い合わせ中でありまして。分かり次第お知らせいたします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 地域農業活動事業の団体の、どういう団体であるかというご質問でございますがご説明いたします。これは要綱をつくっております、地域農業活動推進事業補助金交付要綱というのを町で制定しております。その中の6条に補助の対象者ということで定義しております。読み上げます。「浪江町地域農業再生協議会、農業協同組合及び浪江町に住所を有する農業者の組織する団体とする。ただし、農業者の組織する団体にあつては事業目的等を記述する会則等を有しなければならない。」という団体の要件がございます。

次に、農業関連施設の具体的な内容の説明でございますが、私も一度概要をご説明いたします。良いんですか。よろしいんですか。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 若干、最後の質問をさせていただきます。農業関連共同施設の設置場所については、苧野地区を検討しているという説明がありました。そこで私具体的に提案したいのですが、農協の苧野支所を中心に関連施設があります。先ほどのお答えでは、運営主体についても全く未定だということであれば、あそこ農協の施設だから買取解体をして運営主体を農協にお願いするというのが一番良いのではないかと思いますけれども、とにかく地理的な条件等

も考慮すべきだというのが全員協議会の意見でしたから、ささやかれるような情報が飛び交わないように、行政として正当な事業の取り組みを進めていただきたいということを提案し、要望しておきます。

○議長（吉田数博君） 要望でよろしいですね。他に質疑ありませんか。  
6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 予算資料から二つだけお聞きしたいと思います。まず7ページの2項、高齢者等の集いの場づくり事業って新しく新設されています。こういった内容をやるのか。そして頻度はどれぐらいやるのかをお願いします。

あともう一つですが、14ページ、一番上、災害記録史作成はあくまでも作成で終わるのか、それとも全戸に配布予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 7ページの2番、高齢者の集いの場づくり事業、これは一応二本松の根柄山と安達の石倉につくる予定のサポートセンターを2カ所つくる予定をいたしておりまして、その部分の経費でございます。現在行っておりますデイサービスやサロン等を実施いたしまして、高齢者の健康や生活等を維持できるよう町サポートセンターとして機能していくように努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 災害記録史の作成についてでございますが1万1000部程度を予定しておりまして、全戸配布を予定しているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） せっかく7ページの2項、二本松あくまでもそこだけでやるという話ですけど、できたらせっかく復興公営住宅みんなあるんですね。どうなるか先行きわかんないので、こういう事業を積極的に取り入れて、各復興公営住宅にもできたらと思っております。要望で良いです。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。  
1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 予算書の122ページの一番下で捕獲隊報償、これは有害鳥獣駆除事業だと思うのですが、今年度の予算が捕獲隊の報償が803万円、昨年度の当初予算が582万円だったわけですが、ここで221万円大きくアップしたのはどういう内容になったかご説明ください。

続きまして135ページの消防費、昨年度と本年度を比較すると737万円の減額になっております。なぜこんな減額になったのかという理由を説明してください。

もう一点が136ページの日4防災対策費で、節1報酬のところの防犯見守り隊の報酬なんですけど、1235万円になっておりますが、27年の当初予算は1000万円ちょいということで約220万円アップしたと。220万円アップした理由、内容を説明ください。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 有害鳥獣の捕獲隊報償でございますが、予算の122ページですね。これにつきましては捕獲隊の報償を増加というかアップしました。従来イノシシとかニホンザルにつきまして一頭当たり1万8000円の捕獲隊の報償でありましたが、これを2万円に増額したところでございます。それから活動の報償費ということで一回につき1000円ということでしたが、今回の28年度予算におきまして5000円という形で活動報償費を増加したところでございます。

それから、従来5人体制で今までやっていましたが、これを9人体制で拡充したということで予算が増加したところでございます。

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整をいたします。若干休議いたします。  
(午前11時32分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前11時34分)

---

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） お答えいたします。

135ページ、常備消防費、2非常備消防費の737万6000円の減ということなんです。この内容につきましては、消防の基金の減額になります。積立分の800万円ありましたので、その減額ということになります。

続きまして136ページ、防犯見守り隊の報酬につきましては、当初途中ですが1台追加しまして今2名増員しましたので、それに係る増額という形になります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 説明大変よく分かりました。何を言いたいかという、安心・安全なふるさとを取り戻すということで、これらの事業は大変重要になるのかと思っています。29年3月に向けて帰町

に向けて準備宿泊等があって、今度は町民が住むわけです。今までは一時帰宅だけだったのですが、夜もいるようになる。更には4月以降からバリケードの撤去ということで、確かに防犯の強化をするということで説明を受けました。カメラの設置とか警察署との連携等を挙げていたのですが、やはりここは消防団の今見回りの強化して、見守り隊の強化とか非常に大切になってきます。特に消防の場合はボランティアということもありまして、今の体制を見るとボランティアだけでは強化できないのかと。ある程度職業意識といたたらおかしいのですが、そういった役割を担うものも当然パトロール回数を増やす。夜間も警備するということになってくると、この辺の消防費をアップ、減額というのは基金ということではわかっているのですが、昨年と同様の予算ではその辺をしっかりとできないのではないかと思いますので、今後その辺、補正予算を組みながらパトロールの強化をしていただきたいということで再質問します。

それと、防犯見守り隊も2名増ということになったのですが、これも賃金を少しアップして人数を少し増やすような努力をしていただいて、勿論回る車の数も多くしたりということで、町民との約束どおり防犯の強化を町としては考えていただきたいということです。

それと、捕獲隊に関しては、5人から9人ということなんですが、今も先も言いましたが、今までは町民は住んではいなかったんです。今度色々住むようになってきて、イノシシも野生保護ではないのですが自由奔放にやっている中で、今度は食べ物を持っていったところに、その家に食べ物を食べに行くというのですか。そんなことも考えられて今までのイノシシの対応とはちょっと違って来るのかと思っていますので、ここ1年間で勝負だと思っています。突然イノシシが2000頭もいなくなるわけではないので、その辺5人から9人に強化した。さらにはもう一つ強化をしていただいて、例えば捕獲隊を県外から派遣していただいて、それに報償を払うだとかそういったこと補正で組んでいただいて、是非安心・安全な町を取り戻していただきたいと思っておりますけれど、お答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、町内の安全・安心が必要でありますので、是非防犯団体、あるいは勿論警察署も含めてそういう組織の強化に努めてまいりたいと思っております。したがって、予算の計上についても足りないところがあれば、補正を組みながら防犯予算を計上していきたいと思っております。

蛇足であります。今ウルトラ警察隊、福島県外からだいたい警察

官の方に応援頂いております。これも今年度の予算は確保されていますが、来年度の予算がどうも怪しいということで、やはり警察の職員が減少するということになりますと、私ども帰還するためには大変な痛手になってまいりますので、それと合わせて今までのウルトラ警察隊の維持についても合わせて当局に要請してまいりたいと思います。

したがって、議員お質しのとおり、防犯のためにこれからも予算はきっちり計上してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 再質問にお答えいたします。

帰還に伴い捕獲隊の体制強化が必要ではないかというお質しでございますが、おっしゃるとおりこれから帰還、それから住民が浪江に戻るとということで、イノシシが今まで以上に闊歩するということは予想されまして、それらにつきましても、この捕獲隊の中で体制強化を図って行きながら十分に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 新年度予算に対して幾つかの問題を指摘して、反対の討論をさせていただきます。

今もいろんな角度から新年度予算議論になりました。やり取りを聞いていて感じたことが三つあります。一つは、新年度予算は避難解除に向けた、町全体の取り組みが強化されつつあると。しかし、浪江町の復興の状況は、復興ではなくて復旧も道半ばであるということが明らかになったと思ひます。

それから2点目は長期避難、身も心も疲れていると。ある意味では行政が頼りだと。勿論自分で頑張っている人もおりますが、この難局を乗り越えるキーワードは何かと言え、やはり人間の復興だと思ひます。人間の復興を支える最大の力は何かと。浪江町の復興計画の基本方針にあるように、どこにいようと浪江町民だと、どこまでも浪江町民の生活再建のために支援すると、この立場だと思ひます。このことが今の予算審議でも明らかになったし、共通理解を持つことができたのではないかと。

第3点は、復興の基本は町民だということをお互い肝に銘ずる必



要があるということが私は強く感じた次第です。復興の基本は住民参加、この立場で様々な問題、課題を乗り越えて行くと。当面する課題としては、復興計画の見直し、これも当初予算に計上されている。実態に見合った、問題と課題に見合った復興計画ができるように強く求めておきたいと思います。その一方、昨日の補正予算の審議でも指摘をして補正予算の反対討論しましたが、今年度においてもマイナンバーの予算が計上されております。事業費総額では6416万2000円です。これまでの分と合わせると1億円を超えると。これから更に増加していくのではないかと。それは何のためだ。これも一言で言えば、国が国民の様々な個人データを国が管理すると。基本的人権を、マイナンバー導入によって基本的人権が侵害されるという問題が懸念されているということ。それが事業化されたということは一町民として今年度予算については警鐘乱打しておきたいと思います。

しかもこの制度については、昨日も明らかにしましたように、通知カードがまだ配達されていないと。10月5日でしたか通知カードが配布され始めたのは。2075件あったものが現在では541件だというけれども、まさに制度の欠陥が明らかになったのではないかと。しかもスタートして様々な想定外の事態が発生しているという事業が国のそういう意味では押しつけによって持ち込まれているということは、予算を町民の立場で見守る立場としては反対の態度を明確にしておく必要がある。

それから、今一つは、これも昨日議論になりました。今年度から公務員の職員の人事評価制度が導入されるという問題です。職員一人ひとりの目標を掲げて、能力を評価して業績達成を評価して昇級や処分に反映させる。昨日も言いましたが、公務員のもつた立場はなんだと。公の利益のために奉仕する。ところがこういう行政において最も相応しくない人事評価制度が導入されることによって、みんなのための仕事が評価を上げるために、自分のために仕事をあるいは目標を掲げてしまうと。まさに歪んだ行政が見える形、見えない形で町民の前に提起されてくる。これは全体に奉仕する公務員の立場、文字通り効率的で能率的な公務行政を阻害する重大な制度だと。これが今年度から実施されることについては甚だ遺憾であり、問題であるということを強調して、残念ながら当初予算に反対の態度をとらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

12番、佐藤君。

○12番（佐藤文子君） 12番、佐藤です。賛成の討論をさせていただきます。

ます。

あの震災から5年が過ぎ、未だ全町避難が余儀なくされている中で平成28年度の当初予算、町民がおしなべて疲弊し、塗炭の苦しみが続いています。執行する町長はじめ町職員のご苦勞も並大抵のものではないと推測されます。その中で、町の情報発信の場となる道の駅構想や国の事業ではありますが、震災祈念公園の整備、また災害公営住宅の整備、そして雇用促進住宅の大規模改修など少しずつではありますが、復興の可視化がされていくものと思われま。漏れ聞くところによりますれば、国・県の補助金獲得のために丁々発止のやり取りが深夜にも及ぶ課もあるということでございました。そういう中で組み出された新年度予算は、災害にも負けない、原発にもめげないという町の姿勢が随所に表れていてバランスの良いメリハリのある予算だと私は感じました。町政始まって以来の大型当初予算、木を見て森を見ないということではなく、今予算がスピード感を持って執行され、一日も早い町の再生、もっと言わせていただければ新生浪江の大きな期待をして、賛成の立場を明らかにするものでございます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号 平成28年度浪江町一般会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のために午後1時20分まで休憩をいたします。

（午前11時51分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時20分）

---

#### ◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第42号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第43号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 新年度事業で浪江町診療所開設に向けて準備中ですが、問題は。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○15番（馬場 績君） 直診ではないね、失礼しました。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第43号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第44号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 新年度事業の一つは浪江町診療所開設に向けて着々と準備中だという報告は全員協議会でもありました。

問題はスタッフの確保についてですが、ご承知のとおり津島診療所には常勤として関根先生と峯廻先生、それぞれ委託人事であります。その上で、浪江町の診療所開設に向けた医師の確保について、具体性があるのかどうかということについては、はっきり言うと診療所の先生方も含めて大変心配されているということです。まだ時間があると言えはるわけですが、これも帰町に向けた医療体制の確保については極めて重要な事業ですが、その医師確保の見通しについてご説明をいただきたいと思います。

それから、津島仮設診療所の診療患者もそれぞれ他町村に住居確保すると、復興住宅に入居するということで、患者数も低減傾向にあるということです。一方では、先ほど来議論になっているように一人で歩けないと、家の中も片付けられないと生活不活発病、生活習慣病になる人が増加していると。平成28年度の仮設診療所の医療事業として仮設訪問診療を検討すべきではないかと。仮設にいる人達は文字通り、高齢者で今ほどお話したとおりです。診療所の医師と仮設の人達の健康保持というためにも、訪問診療を新年度事業として具体化すべきではないかと思いますが、ご説明をいただければ、お答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 浪江診療所の医師確保についてのご質問であります。現在、今、津島診療所でお世話になっております峯廻先生との協議を進めておまして、峯廻先生からは快諾を得たという状況です。ただ、個別的なものについての、まだ事務方の整理がまだついていないということで、浪江診療所の常勤という形で峯廻先生自身からはご快諾を得ているということでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、仮設の訪問診療ということでございますが、現在も往診という形で関根先生が仮設に行っているという事実はございます。ただ、定期的に仮設の訪問診療ということについては、まだ先生ともお話をしておりませんけれ

ども、今お質しのように実際来れないという方もいらっしゃると思いますので、関根先生と協議をして訪問診療、往診という形になろうと思えますけれども、そっちのほうで協議を進めます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 浪江町診療所の医師確保の見通しについては、北海道からここに来てお手伝いをいただいている峯廻先生に快諾いただいたということですから、それは取り敢えず安心できるということをお願いしたいと思います。その上で峯廻先生との契約はどうなっているかわかりませんが、決して長期ではないと思うのです。今、当面はそういう手当てができたにしても、帰町との関係では医師の関係は引き続き重要課題だと思います。改めて今の状況を踏まえた上で、医師確保について関係機関との協議あるいは協力を得るべく最大限の努力をして隙間をつくらないと、空き家にしないということが大事ではないかと思えます。これは要望です。

それから、仮設住宅の訪問診療について、課長、昨日から今日にかけて若干やり取りが多いんだけど、往診と仮設への訪問診療、別でしょう。そういう認識はないですか。往診というのは、例えば郭内なら郭内の仮設に定期的に往診を必要とする患者がいると。それが往診だから。そうではなくて、少なくとも二本松に11カ所の仮設があり、本宮にも仮設があると。業務範囲の中で中々厳しいとは思いますが、集会所を利用した訪問診療、一人暮らしの人もいます。先ほど言いましたように、身体機能が後退してご飯もつけれないと。部屋も片付けられないと。しかしあちこちが弱っていると。糖尿病が悪化していると。進行していると。血圧が高いと。その他の病気も持っている。訪問診療ということであれば、そういう人達のお話も聞くことができるし、診察もできると。いわゆるコミュニケーションと医療行為と、そういう活動ですよ。訪問診療というのは避難している町民、特に高齢者、身体機能の後退している人に対する必要な訪問活動だと。一軒一軒回るというのは不可能だから、そういうことを津島診療所で必要とされているのではないかということです。その上でお答えください。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今仮設には高齢者の方また持病をお持ちの方が多くいらっしゃるということは承知しておりますので、議員お質しのとおり仮設の訪問診療についても先生と協議をして検討したいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第44号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療  
施設事業特別会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第45号 平成28年度浪江町公共  
下水道事業特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第45号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会  
計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第46号 平成28年度浪江町工業  
団地造成事業特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第46号 平成28年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第47号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第47号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第47号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第48号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第48号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 介護特会についてお尋ねいたします。254ページ、介護給付費、款の予算が計上されております。ご覧になってお分かりのとおり、目1居宅介護サービス給付で前年度より1億500万円、それから目6居宅介護サービス計画給付、前年比で1300万円の増額で1億452万円、居宅介護サービスが昨日議論、審議した補正予算でもそうですが、このところが急増してきているんです。  
そこでお尋ねです。介護保険制度見直しの中で、分かり易く言う

と介護保険外し、しかもランク落ちということで居宅介護サービスに頼らざるを得ないという背景が一つあるのではないかと。今一つ考えられることは、本来ならば施設入所介護サービスを受けたいのだけれども、その空きがないということで居宅介護サービスが増加するという事など。あと今一つは介護認定者がこういう状況の中で増加していると、そういう背景があつてこういう大幅増額ということになったのではないかと思いますけれども、実際、介護特会を預かる立場から、新年度事業においてこれだけの増額予算を提案する理由、その内容はどういうことなのか改めてお示しいただきたいと思ひます。

それから、地域密着型介護サービス、これも前年比で4168万8000円、2億1300万円です。避難はしてきておりますが、地域密着型でサービス事業提供していただいていると思ひますが、関係する事業所はどれほどあるのかと。それと1番目の質問と関連しますけれども、1番目って、居宅介護サービスの増加のお尋ねとも関連しますが、増加の理由は何なんですかということなんです。

それから、3点目としては、施設介護サービスが、逆に前年から約2500万円ほど減つております。これも避難している状況の中で、他町村との入所希望もあつて希望どおり入れないということも考えられますが、議案調査の中で浪江町の待機者について資料提供お願いいたしました。100人ほど待機者がいるというお答えもありましたが、待機者がそれだけいて、施設介護が前年比で2500万円も減ると。岩野課長眠いかい。その理由はどういうことなんでしょうか。

それから、257ページ、地域支援事業で介護予防高齢者施策事業が前年度予算も僅かでしたけれども23万2000円。今年は廃目になっております。これは目1に振り替えられたのか。それとも予防二次事業そのものが廃止になって、こういう予算措置になったのか。その理由についてお尋ねいたします。以上お答えをください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） すみませんが、答弁調整をお願いします。

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため若干休議をいたします。

（午後 1時44分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時49分）

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整が若干長引く予定でございますので、



ここで午後2時まで休憩といたします。

(午後 1時49分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 2時00分)

---

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 254ページの居宅介護サービス給付費の1億の増でございますが、27年度の実績ベースと比較した形になっておりまして、実績ベースで組むとこの数字になってございます。

目3施設介護サービス給付費の部分でございますが、避難当初は施設に浪江町民の方、全国で受け入れていただきまして、その時点で一旦みんな施設に入ったものですから、その形で施設のサービス費が増えた形になっております。それで現在のところ、ある程度正常な形になっておりまして、順番を待っている方もいらっしゃるという形にはなっております。ただ、今後オンフルが稼働いたしますので、その分では施設の介護もそちらの方では若干は増えてくるのかなと思っております。

目6居宅介護サービス計画給付費の増分でございますが、こちらは居宅が増えている関係で、その分増えていっております。

続きまして、地域密着型介護予防サービス給付費のところの地域密着型介護予防事業所といたしましては、ただ今103の施設を利用しております。こちらは福島県内はもとより全国的に利用させていただいております。

続きまして、257ページの介護予防二次予防高齢者施策事業費の廃目の部分でございますが、こちらにつきましては、今回、平成29年度以降になりますと総合事業という形の事業になるのですが、その準備段階といたしまして、その総合事業になりますと、一次と二次の区別がなくなるものですから、その準備といたしまして介護予防の一次に統合させていただいております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 居宅介護サービス給付、目1、目6の増加については、対前年比との関係で増額予算を計上したと。当然のことながら居宅増によるというお答えでしたが、居宅介護サービスが増えた理由の説明で27年実績をベースにして予算組みをしたというだけではちょっと分析不足というか、私の質問の答えには物足りないのではないかと思いますのですが、具体的に介護保険制度が変わって、要支援だとか、あるいは介護認定1、2の人達は従来だと施設に入れ

ただけれども入れなくなったということで、居宅サービスにはじき出されたというか、分かり易く言うとそういうことなんだけど、そういう背景があるのではないかということです。もっと端的に言うと、数の上であるいは介護認定の人で何がどう変わってこうなったのかということを知りたいわけですが、ちょっと今時間も押していますから、このことについては後で課長から私に議長を通して資料でお答えください。ということですよね。

それから、地域密着型介護サービス事業については、県内外103事業所で利用しているので、今こういう事業費の増加になるということですね。これも介護認定者の増との関係が背景にはあると思います。

それから、施設介護サービスのところで前年比で2500万円ほど減額になっているという理由は何かということに対しての答弁は、避難して5年も経って、ある程度正常化したというお答えだったんだけど、ある程度落ち着いたというお答えでした。実態としては、そういう問題が施設介護サービスの利用が厳しくなっているということで、浪江町の待機者はどうなんだと。待機者が減っていて施設介護が減るといふのであればそれはわかりますよ。希望者が少ないんだから。でも入りたくても入れないという現状があるわけでしょう。ある程度落ち着いたから前年比で2500万円減額したということで私は見当違いのお答えになっていると。こここのところ、もし補足できれば補足してください。補足できないとすれば先ほどのことと合わせてお答えください。

それから、介護二次予防の廃目については総合事業に移行したということですから、それはわかりました。とにかく浪江町では現在3200名仮設に入居している人がいると。先ほど昨日の新聞報道を参考にしながら80歳の一人暮らしの人の話をしましたけども、おかれている現状は、いかに自分の足で歩ける今の健康状態を続けるようにするかと。要するに介護予防をどう強化するかということが求められているんですよ。だから介護特会を運営するに当たって、全体状況を把握するということは難しいかもしれませんが、文字通り高齢者の人達は、介護予防に行きたくても行けないということ。あるいは介護予防の必要性が極めて高いという状況におかれているということは受け止めた上で、単なる会計上の処理だけではなくて、文字通り必要とする人達が必要なサービスを受けられるような行政の対応が求められるということをしっかり受け止めて業務に対応いただきたいということです。

先ほどの2点については時間も押しましたから、あとで議長を通

して私にお答えください。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第49号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第49号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第50号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第50号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第51号 平成28年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、若月君。

○8番（若月芳則君） 所管であります。所管の委員長として委員会審査の中で非常に危惧する部分がありましたので、敢えて質問に立たせていただきます。水道事業会計については、ご案内のように企業会計でございます。原案の1ページにありますように、給水戸数、給水水量云々とありますが、単年度のいろんな部分については、諸積立金とか留保資金とか色々引き当てしてやっていけます。しかし、この現在の状況をみると、あと一、二年で企業会計が成り立つのかどうかという部分が危惧されます。

したがいまして、これを言えば一般補正予算だって補助率がものすごく高いわけですから、補助事業と言いますか外部の財源が多いわけですから、そこと連動するところがあるようにも思われますが、私は所管として水道事業の企業会計があと何年持つのか、そういうところを非常に危惧しております。今度は財政係が所管の復興推進課にまいりました。全体像として筋が違うじゃない。予算案との絡みで聞くような部分に捉まえますが、基本的にそういう部分の考え方をどう整理していくのか。そこについて執行者の考え方、今すぐ答えられるかどうかはわかりませんが、ただこの問題が委員会審査の中で、当然企業会計がいつまで持つのかということは惹起してきますので、一つご検討いただけるかどうかという質問です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今、8番議員のお質しのとおり、近い将来のことを思いますと、大変厳しい状況になるということはわかっており

ます。したがって、浪江町の水道事業が維持できるのかどうか、そこまで考えながら、これから財政運営をしてまいりたいと考えております。一般会計からの繰り出し、これは原則として今やっております。しかし、今後の推移を見て一般会計からの繰り出しも考えられるのかという想定も出てくるやには思います。しかし、そこまでいくまでに、費用対効果を考えながら、是非持ちこたえられるような形にしてまいりたいとを考えます。

今は、賠償金がありますので、喫緊な話、職員の給与についてはそちらで賄っているという状況です。勿論、給水収益は受益者がいなければ収益も出てきませんので、その辺もあわせ考えてこれから慎重にやってまいりたいと思います。確たるものとしての答弁ができないのが残念でありますけれども、そういう形の中でご理解を賜りたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 8番、若月君。

○8番（若月芳則君） まさに心配するところはみんな共有していると思います。それで答弁としては私も納得いたしますし。ただ、財政が復興推進課に配置になりました。やはり水道事業だけでなく今は復興とか色々やろう、やろう、やろうという部分だけが先行してきますので、ただ、どんな戦でも殿を務める部分が一番大事になってきますので、やはりその辺にあわせて中長期的な人口ビジョンの推移とか見ますと、非常に難しいところも出てまいりますので、その辺も留意して一つ事業を執行していただきたい。この要望を重ねて言って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 平成28年度当初予算、特会も含めて最後の質問をさせていただきます。

予算資料2ページ、資産減耗が500万円ほど計上されております。内容説明をお願いいたします。

それから次のページ3ページです。工事負担金1852万円の予算ですけれども、下水道工事の補償金だということですが、下水道会計から補償金が入ってくるということですが、今手元には資料ありませんが、事業課長から前々回の全員協議会で町内で相当箇所、復旧工事をするということでした。私は前年度よりも増加して然るべき状況にあるのではないかと思っていたんですが、補償金が半分以下です。工事負担金の収入の積算根拠について簡単にお答えください。

それから4ページ、支出です。度々水道事業については石綿管布設替えの質問をしてきました。下水道工事に伴って水道管等の工事

も当然のことながら出てきているのではないかと。石綿管取替工事をやるとすれば今の時期だと。思い切った言い方をすれば一気にやるぐらいの計画をされてはどうかという質疑をしたこともありませう。

したがって、今年度の水道事業の建設改良費において石綿管取替工事がどの程度行われるのか、予算にどう反映されているのかお尋ねいたします。

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議をいたします。  
（午後 2時20分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
（午後 2時23分）

---

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 予算資料2ページの資産減耗費500万円ですが、これは下水道工事に伴いまして水道管の布設替えをいたします。布設替えした管の資産減耗費であります。

続きまして、3ページの工事負担金の昨年度と比べまして2900万円の減というのは、昨年度ですと幾世橋と権現堂の下水道と水道の重複する区間が多くあったわけなんです、この1852万円につきましては、川添樋渡の下水道工事に伴う上水管の布設替えの部分です。権現堂地区よりは重なる部分が少なくなったということでありませう。

続きまして、4ページの石綿管布設替えと言いますか入れ替えであります、今年度は警察署の裏の150mを入れ替える予定となっております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 資産減耗については、下水道工事に伴う移設による減価償却の資産減耗という答弁でした。減価償却は減価償却で1億2100万円あるわけですが、資産減耗はまたそれとは別と。償却処分したということですか。それはあり得ないよね。ちょっと減価償却と資産減耗の関連性について理解できませんでしたので、今一度説明ください。

それから、3ページについてはわかりました。それから石綿管工事については今年150mと言ったんだよね。それで今年川添・樋渡の下水道工事があると。それに伴う補償金も予算計上されているわけですが、下水道工事の際に石綿管工事も同時にやるというこ

とはできないのでしょうか。できるとすればお金がかかるので予算がない。予算がないからできないということなのか。事業費との関係で災害復旧という予算の対応はできないのでしょうか。以上お尋ねします。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 予算資料2ページ目の資産減耗費であります。これは500万円が棚卸資産の毀損、変質及び有形固定資産の除却費であります。下水道と重複する水道管の入れ替えの部分で、勿論その部分が石綿管であれば、新しいポリエチレン管ですかそういったものに入れ替えをしております。

下水道工事と水道管がどこで重複するかというところなんですが、そこが石綿管であれば更新しております。それ以外のところにつきましては、先ほど言いましたように今年度は150mのみの予算計上となっております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 石綿管の布設替えについてですけれども、下水道工事をやるからそれと並行して石綿管工事をやるというわけにもいかないという答弁だったと思います。その上で、私が先ほどお聞きしたのは、東日本大震災の震災復興事業として石綿管布設替えはできないのかと、事業の対象にはならないのかということなのです。相当傷んでいると思います。前の課長私の顔見てるけど。そのこと現場課長の立場でお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 水道の災害復旧事業は水を通して漏水箇所が、水が漏れて漏水があった箇所を直すというのが水道の災害復旧事業です。併せてということは今の制度ではできないということなのです。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第51号 平成28年度浪江町水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願・陳情審査報告

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、請願第1号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

- 議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

文教・厚生常任委員会委員長、紺野榮重君。

[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

- 文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） 結果報告いたします。

看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書については、双葉郡全域、浪江町においても、医師・看護師・介護従事者が不足しております。労働環境の改善を図るとともに、医師・看護師・介護従事者等の十分な確保を講じるべきであります。当委員会では全員一致で採択をいたしました。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第1号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書を採決いたします。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働



働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書について委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。
- 

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第3、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

- 議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

- 議会運営委員会委員長（泉田重章君） それでは、提案理由を申し上げます。

浪江町課設置条例の一部改正に伴いまして、常任委員会の所管を変更するため所要の改正を行うものであります。

- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第4、発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

○議会運営委員会委員長（泉田重章君） 提案理由を申し上げます。

町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当に準じて議会議員の期末手当を改定するため所要の改正を行うものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発委第3号 浪江町議会情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

○議会運営委員会委員長（泉田重章君） 提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の全面改正（平成26年法律第68号）に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第3号 浪江町議会情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、発委第4号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、泉田君。

〔議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇〕

○議会運営委員会委員長（泉田重章君） 提案理由を申し上げます。

社会情勢等を勘案し、出産のため会議に出席できない場合の欠席の届け出について定める他、所要の規定の整備を行うものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第4号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第7、発委第5号 浪江町議会情報公開条例施行規則の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

- 議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、泉田君。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

- 議会運営委員会委員長（泉田重章君） 提案理由を申し上げます。

電動複写機使用料徴収条例の一部改正に伴い、これに準じて費用負担額を改定するため、所要の改正を行う他、行政不服審査法の全文改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

- 議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第5号 浪江町議会情報公開条例施行規則の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第8、発委第6号 復興・創生特別委員会設置に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

- 議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の

説明を求めます。

議会運営委員会委員長、泉田君。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

○議長（吉田数博君） 提案理由を申し上げます。

町の復興・創生に関する調査が必要なため、特別委員会の設置を求めるものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第6号 復興・創生特別委員会設置に関する決議（案）についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（吉田数博君） ここで議会運営委員会開催のため暫時休議をいたします。

（午後 2時54分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時00分）

---

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。復興・創生特別委員会の設置に伴い、お手元に配付のとおり「復興・創生特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに、これを行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、復興・創生特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちにこれを行うことといたしました。

---

**◎復興・創生特別委員会委員の選任**

○議長（吉田数博君） 追加日程第1、復興・創生特別委員会委員の選任を行います。

---

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。  
(午後 3時01分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 3時01分)

---

○議長（吉田数博君） お諮りします。

復興・創生特別委員会委員には、お手元に配付のとおり、渡邊泰彦君、佐々木勇治君、鈴木幸治君、平本佳司君、松田孝司君、山崎博文君、若月芳則君、佐々木恵寿君、山本幸一郎君、泉田重章君、佐藤文子君、紺野榮重君、三瓶宝次君、馬場績君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、復興・創生特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

これより、委員の方は、2階中会議室3にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されますようお願いいたします。

---

○議長（吉田数博君） ここで暫時休議をいたします。  
(午後 3時02分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 3時44分)

---

○議長（吉田数博君） ただいま復興・創生特別委員会において、委員長に馬場績君、副委員長に平本佳司君が互選されましたので、報告をいたします。

---

**◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第9、発議第1号 看護師等の労働環境改

善による安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、紺野榮重君。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） ただいま事務局長朗読のとおりであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号 看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

---

## ◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君）　ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君）　今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月8日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行及び被災者支援に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、平成28年度当初予算は「復旧実現期」の最終章と位置付け、一時帰宅に利用していただく滞在施設の整備をはじめとし、町内での住環境を整備するため災害復興公営住宅の建設着手、そして町内での事業再開に対する優遇措置として光熱水費の助成、さらには復興計画の見直しなど、町への帰還を見据えて、攻めの姿勢を打ち出した予算となっております。

また、浪江町課設置条例の改正は、現状の課題や復興計画に、より柔軟に対応するため、機能的に事務組織を配置し直したもので、復旧実現に向け、平成28年度の各種事業を効率的かつ効果的に執行することを目的としております。

これらの議案が可決されたことにより、町内での生活環境の整備が推進され、より具体的な帰町後のイメージを、町民の皆様にも多く発信できるようになるものと考えております。

引き続き、町民の皆様が納得できるまちづくりに取り組むとともに、これまで通り県内外に避難している方々が安心して生活ができるよう、生活再建・生活支援を推進してまいりますので、議員各位には、これまで同様、ご指導・ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、予算整理のための平成27年度一般会計及び特別会計の最終補正予算については、3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

最後に、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさついたします。

---



**◎閉会の宣告**

**○議長（吉田数博君）** 以上をもって、本日の会議を閉じます。  
これをもって平成28年3月浪江町議会定例会を閉会といたします。

（午後 3時52分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 泉 田 重 章

署名議員 佐 藤 文 子

署名議員 紺 野 榮 重